

## 平成30年度

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金

ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化による住宅における低炭素化促進事業のうち

- ZEH支援事業
- 先進的再エネ熱等導入支援事業

環境省による事業

## 平成30年度

省エネルギー投資促進に向けた支援補助金

ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業のうち

- ZEH+実証事業
- 戸建分譲ZEH実証事業

経産省による事業

# 公募要領

平成30年4月

## 補助金を申請及び受給される皆様へ

一般社団法人 環境共創イニシアチブ(以下、「SII」という)が取り扱う補助金は、公的な国庫補助金を財源としており、社会的にその適正な執行が強く求められます。当然ながら、SIIとしても厳正に補助金の執行を行うとともに、虚偽や不正行為に対しては厳正に対処いたします。

当事業の補助金の交付を申請する方、採択されて補助金を受給される方は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年8月27日法律第179号)」をよくご理解の上、また以下の点についても十分にご認識いただいた上で補助金受給に関する全ての手続きを適正に行っていただきますようお願いいたします。

- ① 補助金に関係する全ての提出書類において、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。
- ② SIIから補助金の交付決定を通知する以前に、既に発注等を完了させた事業等については、補助金の交付対象とはなりません。
- ③ 補助事業に係る資料、(申請書類、SII発行文書、経理に係る帳簿及び全ての証拠書類)は補助事業の完了(廃止の承認を受けた場合を含む)の日の属する年度の終了後5年間は、いつでも閲覧に供せるよう保存してください。
- ④ 補助金で取得、又は効用の増加した財産(取得財産等)を、当該財産の処分制限期間内に処分しようとするときは、事前に処分内容等についてSIIの承認を受けなければなりません。また、その際補助金の返還が発生する場合があります。なお、SIIは、必要に応じて取得財産等の管理状況等について調査することがあります。
  - ※ 処分制限期間とは、導入した機器等の耐用年数期間をいう。
  - ※ 処分とは、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、廃棄し、又は担保に供することをいう。
  - ※ 耐用年数は「減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年3月31日大蔵省令第15号)」に準ずる。
- ⑤ また、偽りその他の不正な手段により、補助金を不正に受給した疑いがある場合には、SIIとして、補助金の受給者に対して必要に応じて現地調査等を実施します。
- ⑥ 上記の調査の結果、不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の取り消しを行うとともに受領済の補助金のうち取り消し対象となった額に加算金(年10.95%の利率)を加えた額をSIIに返還していただきます(SIIは、当該金額をそのまま国庫に返納します)。併せて、SIIから新たな補助金等の交付を一定期間行わないこと等の措置を執るとともに当該事業者の名称及び不正の内容を公表することがあります。
- ⑦ SIIは、交付決定後、採択分については、事業者名、事業概要等をSIIのホームページ等で公表することがあります。(個人・個人事業主を除く)
- ⑧ なお、補助金に係る不正行為に対しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年8月27日法律第179号)の第29条から第32条において、刑事罰等を科す旨規定されています。予め補助金に関するそれら規定を十分に理解した上で本事業への申請手続きを行うこととしてください。

一般社団法人 環境共創イニシアチブ



## INDEX

## 1章 我が国のZEH普及政策と補助事業について

## 1 我が国のZEH普及政策と補助事業について

1-1	事業趣旨	13
1-2	今年度の各省によるZEH支援事業一覧	15
1-3	補助事業要点比較表	16

## 2章 環境省による事業

## 2章-1. ZEH支援事業

## 1 事業概要

1-1	事業内容	21
(1)	補助金名	21
(2)	事業規模	21
(3)	補助対象となる事業者と住宅	21
(4)	交付要件	22
(5)	補助対象	23
(6)	補助金額および上限額	23
1-2	公募方法	24
(1)	公募の方法	24
(2)	ZEH補助事業に新たに取り組む ZEHビルダー/プランナーが関与する交付申請	24
(3)	交付申請の受付方法	25
1-3	事業スケジュール	27
(1)	スケジュールの詳細	27
(2)	公募説明会	28
1-4	重要事項	28
(1)	重要事項の詳細	28

## 2 事業要件

2-1	設備等の要件及び補助対象設備等一覧	29
2-2	取得する省エネ性能表示の要件	31
(1)	省エネ性能表示取得に関する要件	31
(2)	注意事項	31
2-3	HEMS(エネルギー計測装置)の要件	32
2-4	補助対象経費(蓄電システムを除く)の上限	33
(1)	補助対象経費(蓄電システムを除く)の 上限についての要件	33
(2)	補助対象経費(蓄電システムを除く)の上限額一覧	34
2-5	ZEHビルダー/プランナーによる外皮仕様の事前登録	35
2-6	外皮仕様登録の登録移行について	38
(1)	登録移行申請期間	38
(2)	提出書類	38

## INDEX

## 3 事業の実施

3-1	事業年間スケジュール	39
3-2	事業詳細スケジュール	40
3-3	公募～交付決定	41
(1)	事業の公募	41
(2)	交付申請	41
(3)	手続代行者について	41
(4)	リース事業者との共同申請について	41
(5)	審査	42
(6)	採択	42
(7)	交付決定	42
3-4	補助対象事業の開始～完了	43
(1)	補助対象事業の開始	43
(2)	中間報告書の提出	43
(3)	現地調査(中間検査)	44
(4)	補助対象事業の計画変更	44
(5)	事業完了日	44
3-5	実績報告～補助金支払	44
(1)	実績報告及び補助金の額の確定	44
(2)	現地調査(完了検査)	44
(3)	補助金支払	44
(4)	事業成果の公表	44
(5)	使用状況の報告	44
(6)	取得財産の管理等	45
(7)	交付決定の取り消し、補助金の返還、罰則等	45
3-6	注意事項	46
3-7	よくあるご質問について	46

## 4 交付申請の方法

4-1	申請について	47
4-2	交付申請 提出書類一覧表	48

## 5 交付申請書及び添付書類の入力例

49

## 6 申請書提出先及び問合せ先

(1)	提出先	64
(2)	発送の注意事項	64
(3)	問合せ先	64

## INDEX

## 2章-2. 先進的再エネ熱等導入支援事業

## 1 事業概要

1-1	事業内容	69
(1)	補助金名	69
(2)	事業規模	69
(3)	補助対象事業者	69
(4)	補助対象となる建材・設備を導入する住宅	69
(5)	交付要件	69
(6)	補助対象となる建材・設備の要件	70
(7)	補助金額	74
(8)	他の補助事業との調整	74
1-2	公募方法	75
1-3	事業スケジュール	77
(1)	スケジュールの詳細	77
(2)	公募説明会	78
1-4	重要事項	78
(1)	重要事項の詳細	78

## 2 事業の実施

2-1	事業詳細スケジュール	79
2-2	公募～交付決定	80
(1)	事業の公募	80
(2)	交付申請	80
(3)	手続代行者について	80
(4)	審査	80
(5)	採択	80
(6)	交付決定	80
2-3	補助対象事業の開始～完了	81
(1)	補助対象事業の開始	81
(2)	現地調査(中間検査)	81
(3)	補助対象事業の計画変更	81
(4)	事業完了	81
2-4	実績報告～補助金支払	81
(1)	実績報告及び補助金の額の確定	81
(2)	現地調査(完了検査)	81
(3)	補助金支払	81
(4)	事業成果の公表	82
(5)	使用状況の報告	82
(6)	取得財産の管理等	82
(7)	交付決定の取り消し、補助金の返還、罰則等	82
2-5	注意事項	83
2-6	よくあるご質問について	83

## 3 交付申請の方法

3-1	申請について	84
3-2	交付申請 提出書類一覧表	85

## INDEX

4	交付申請書及び添付書類の入力例	86
---	-----------------	----

## 5 申請書提出先及び問合せ先

(1)	提出先	94
(2)	発送の注意事項	94
(3)	問合せ先	94

## 3章 経済産業省による事業

### 3章-1. ZEH+実証事業

#### 1 事業概要

1-1	はじめに (「平成30年度 ZEH支援事業」との要件比較)	99
1-2	事業内容	100
(1)	補助金名	100
(2)	事業規模	100
(3)	補助対象となる事業者と住宅	100
(4)	交付要件	101
(5)	選択要件	102
(6)	補助対象	103
(7)	補助金額および上限額	103
1-3	公募方法	104
(1)	提案応募	104
(2)	ポータルサイトへの情報入力	105
(3)	提案応募審査	105
(4)	戸数割当決定	106
(5)	戸数割当決定通知の発送	106
(6)	戸数割当決定番号の付与	106
(7)	交付申請	107
1-4	事業スケジュール	109
(1)	スケジュールの詳細	109
(2)	公募説明会	110
1-5	重要事項	110
(1)	重要事項の詳細	110

#### 2 事業要件

2-1	設備等の要件及び補助対象設備等一覧	111
2-2	選択要件の要件及び補助対象設備等一覧	113
2-3	取得する省エネ性能表示の要件	114
(1)	省エネ性能表示取得に関する要件	114
2-4	HEMS(エネルギー計測装置)の要件 (選択要件で「 <input checked="" type="checkbox"/> 高度エネルギーマネジメント」を選択しない事業)	115
2-5	HEMSの要件 (選択要件で「 <input checked="" type="checkbox"/> 高度エネルギーマネジメント」を選択の事業)	116

## INDEX

<b>3</b>	<b>Webプログラム未評価省エネルギー・システム登録の公募</b>	
3-1	システム提案者の要件	119
3-2	登録対象となるシステムの要件	119
3-3	システム登録の流れ	120
3-4	システム登録の公募	120
3-5	審査	120
3-6	システム登録利用書の発行	120
3-7	Webプログラム未評価省エネルギー・システムの登録移行について	121
<b>4</b>	<b>事業の実施</b>	
4-1	事業年間スケジュール	122
4-2	事業詳細スケジュール	123
4-3	提案応募～交付決定	124
(1)	事業の公募	124
(2)	提案応募	124
(3)	交付申請	124
(4)	手続代行者について	124
(5)	リース事業者との共同申請について	124
(6)	審査	125
(7)	採択	125
(8)	交付決定	125
4-4	補助対象事業の開始～完了	126
(1)	補助対象事業の開始	126
(2)	中間報告書の提出	126
(3)	現地調査(中間検査)	127
(4)	補助対象事業の計画変更	127
(5)	事業完了日	127
4-5	実績報告～補助金支払	128
(1)	実績報告及び補助金の額の確定	128
(2)	現地調査(完了検査)	128
(3)	補助金支払	128
(4)	事業成果の公表	128
(5)	使用状況の報告	128
(6)	取得財産の管理等	129
(7)	交付決定の取り消し、補助金の返還、罰則等	129
4-6	注意事項	130
4-7	よくあるご質問について	130
<b>5</b>	<b>交付申請の方法</b>	
5-1	申請について	131
5-2	交付申請 提出書類一覧表	132
<b>6</b>	<b>交付申請書及び添付書類の入力例</b>	133
<b>7</b>	<b>申請書提出先及び問合せ先</b>	
(1)	提出先	151
(2)	発送の注意事項	151
(3)	問合せ先	151



## INDEX

## 3章-2. 戸建分譲ZEH実証事業

## 1 事業概要

1-1	事業内容	155
(1)	補助金名	155
(2)	事業規模	155
(3)	補助対象事業者	155
(4)	補助対象となる住宅	155
(5)	交付要件	156
(6)	申請の単位	156
(7)	補助対象	157
(8)	補助金額および上限額	158
(9)	事業スキーム	158
(10)	公募期間	159
(11)	交付決定	159
(12)	事業期間	159
(13)	補助対象事業実績報告	159
(14)	公募説明会	159
1-2	重要事項	160
(1)	重要事項の詳細	160

## 2 事業の実施

2-1	事業年間スケジュール	164
2-2	事業詳細スケジュール	165
2-3	公募～交付決定	166
(1)	事業の公募	166
(2)	交付申請	166
(3)	審査	166
(4)	採択	167
(5)	交付決定	167
2-4	補助対象事業の開始～完了	168
(1)	補助対象事業の開始	168
(2)	中間報告書の提出	168
(3)	現地調査(中間検査)	169
(4)	補助対象事業の計画変更	169
(5)	事業完了日	169
2-5	実績報告～補助金支払	169
(1)	実績報告及び補助金の額の確定	169
(2)	現地調査(完了検査)	169
(3)	補助金支払	169
(4)	事業成果の公表	169
(5)	使用状況の報告(定期報告アンケートについて)	170
(6)	取得財産の管理等	171
(7)	交付決定の取り消し、補助金の返還、罰則等	171
2-6	注意事項	172
2-7	よくあるご質問について	172

# INDEX

<b>3</b>	<b>交付申請の方法</b>	
3-1	申請について	..... 173
3-2	交付申請 提出書類一覧表	..... 174
<b>4</b>	<b>交付申請書及び添付書類の入力例</b>	..... 175
<b>5</b>	<b>申請書提出先及び問合せ先</b>	
(1)	提出先	..... 193
(2)	発送の注意事項	..... 193
(3)	問合せ先	..... 193



## <はじめに>

本公募要領において、

- ◎ 平成28年度「住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業費補助金」(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業)について「H28年度ZEH支援事業」
- ◎ 平成28年度補正予算「ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)普及加速事業費補助金」について「H28年度補正ZEH普及加速事業」
- ◎ 平成29年度「省エネルギー投資促進に向けた支援補助金(省エネルギー投資促進支援補助事業のうち住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業)」(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業)について「H29年度ZEH支援事業」

と記載する。

# 1章 我が国のZEH普及政策と 補助事業について

## 1 我が国のZEH普及政策と補助事業について

### 1-1 事業趣旨

我が国では「エネルギー基本計画」(2014年4月閣議決定)において、「住宅については、2020年までに標準的な新築住宅で、2030年までに新築住宅の平均で住宅の年間の一次エネルギー消費量が正味(ネット)でゼロとなる住宅(以下、「ZEH」という)の実現を目指す」とする政策目標を設定しています。

経済産業省資源エネルギー庁は、この目標の達成に向けたZEHロードマップの検討を行い、そのとりまとめを2015年12月に公表しました。

また、経済産業省 資源エネルギー庁は、2017年7月に「ZEHロードマップフォローアップ委員会」を設置し、ZEHロードマップの見直し、2020年目標の着実な実現に向けた取り組み状況のフォローアップ、追加的な対策の検討や、2030年目標の実現に向けた課題と対策の検討を行い、そのとりまとめ(案)は、2018年4月1日現在、パブリックコメントを受付中です。

これを受けて、平成30年度においては、環境省、経済産業省、国土交通省が連携し、引き続き供給を促進すべきZEH(注文住宅、低層・中層集合住宅)、将来の更なる普及に向けて供給を促進すべきZEH(ZEH+、建売住宅、高層集合住宅)、中小工務店が連携して建築するZEH(ZEHの施工経験が乏しい事業者に対する優遇)の促進支援を進めていくことになりました。

本公募要領は、これら補助事業のうち、家庭内の大幅な低炭素化の実現を図ることを目的とした、環境省によるZEH支援事業、及び先進的再エネ熱等導入支援事業、並びに内外の経済的社会的環境に応じた安定的且つ適切なエネルギーの需給構造の構築を目的とした、経済産業省によるZEH+実証事業、及び戸建分譲ZEH実証事業を対象とした補助金事業における公募情報をとりまとめたものです。

- ※「高層ZEH-M(ゼッチ・マンション)実証事業」、「ZEHデベロッパー登録」については、「高層ZEH-M(ゼッチ・マンション)実証事業公募要領」、「ZEHデベロッパー登録公募要領」を参照ください。
- ※「平成30年度 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)化による集合住宅(低層・中層)における低炭素化促進事業)」については、当該事業の執行団体に問合せください。

◆「ZEHロードマップフォローアップ委員会とりまとめ」については、経済産業省 資源エネルギー庁のホームページをご確認ください。

[http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/saving/zeh/](http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/zeh/)

## 【ご参考】 ZEHロードマップにおけるZEHの定義

## 【基本事項】

基準一次エネルギー消費量、設計一次エネルギー消費量の対象は暖冷房、換気、給湯、照明とする。  
また、計算方法は、平成25年省エネルギー基準で定められている計算方法に従うものとする。なお、法改正等に伴い計算方法の見直しが行われた場合には、最新の省エネルギー基準に準拠した計算方法に従うこととする。

また、再生可能エネルギー量の対象は敷地内(オンサイト)に限定し、自家消費分に加え、売電分も対象に含める。但し、エネルギー自立の観点から、再生可能エネルギーは全量買取ではなく、余剰電力の買取とすべきである。また、再生可能エネルギーを貯めて発電時間以外にも使えるよう、蓄電池の活用が望まれる。

## ● 『ZEH』の定義

以下の①～④の全てに適合した住宅

- ① 強化外皮基準(1～8地域の平成28年省エネルギー基準( $\eta_{AC}$ 値、気密・防露性能の確保等の留意事項)を満たした上で、UA値 1、2地域:0.4[W/m<sup>2</sup>K]相当以下、3地域:0.5[W/m<sup>2</sup>K]相当以下、4～7地域:0.6[W/m<sup>2</sup>K]相当以下)
- ② 再生可能エネルギーを除き、基準一次エネルギー消費量から20%以上の一次エネルギー消費量削減
- ③ 再生可能エネルギーを導入(容量不問)
- ④ 再生可能エネルギーを加えて、基準一次エネルギー消費量から100%以上の一次エネルギー消費量削減

● Nearly ZEHの定義

以下の①～④の全てに適合した住宅

- ① 強化外皮基準(1～8地域の平成28年省エネルギー基準( $\eta_{AC}$ 値、気密・防露性能の確保等の留意事項)を満たした上で、UA値 1、2地域:0.4[W/m<sup>2</sup>K]相当以下、3地域:0.5[W/m<sup>2</sup>K]相当以下、4～7地域:0.6[W/m<sup>2</sup>K]相当以下)
- ② 再生可能エネルギーを除き、基準一次エネルギー消費量から20%以上の一次エネルギー消費量削減
- ③ 再生可能エネルギーを導入(容量不問)
- ④ 再生可能エネルギーを加えて、基準一次エネルギー消費量から75%以上100%未満の一次エネルギー消費量削減

● ZEH Orientedの定義

以下の①～②の全てに適合した住宅

- ① 強化外皮基準(1～8地域の平成28年省エネルギー基準( $\eta_{AC}$ 値、気密・防露性能の確保等の留意事項)を満たした上で、UA値 1、2地域:0.4[W/m<sup>2</sup>K]相当以下、3地域:0.5[W/m<sup>2</sup>K]相当以下、4～7地域:0.6[W/m<sup>2</sup>K]相当以下)
  - ② 再生可能エネルギーを除き、基準一次エネルギー消費量から20%以上の一次エネルギー消費量削減
- ※ 再生可能エネルギー未導入でも可。

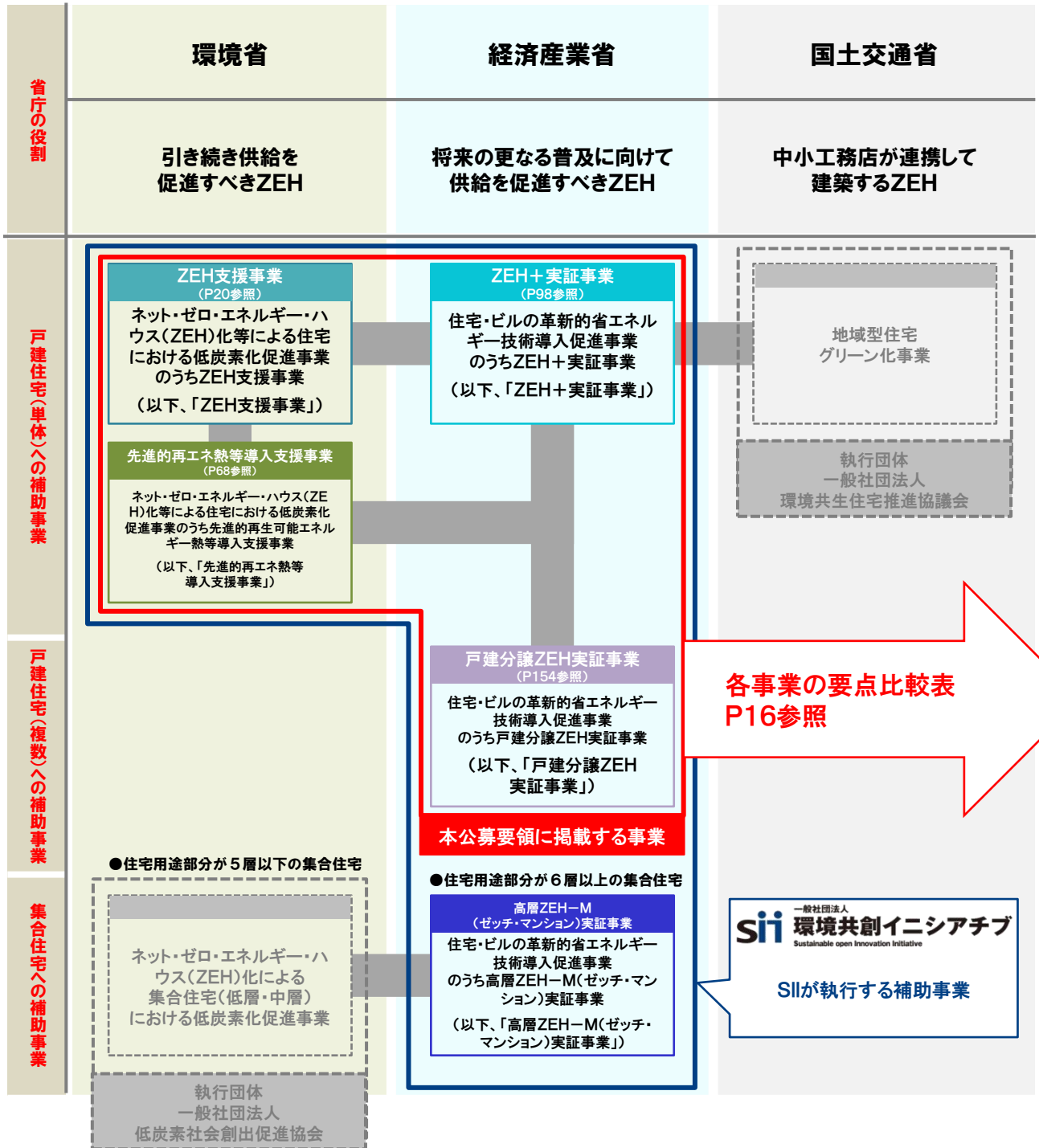
(注) 上記はZEHロードマップにおけるZEHの定義であり、本事業の要件と異なる部分があります。

本事業の要件については次ページ以降をご確認ください。

## 1-2 今年度の各省によるZEHに対する支援一覧

### 環境省、経済産業省、国土交通省によるZEHに対する支援一覧

環境省、経済産業省、国土交通省は連携してZEHの普及を推進しています。  
SIIではこれらのうち、5つの補助事業を執行しています。



※「平成30年度 高層ZEH-M(ゼッチ・マンション)実証事業」については、SIIにて執行中です。  
別途配布しております公募要領をご確認ください。

※「集合住宅(低層・中層)における低炭素化促進事業」、「地域型住宅グリーン化事業」の事業詳細については当該事業の執行団体に問合せください。



### 1-3 補助事業要点比較表

本公募要領に掲載する補助事業の要点は以下のとおりです。  
 (※事業の詳細については、各ページを必ずご確認ください)

事業規模 (本公募要領掲載の公募毎)	環境省による補助事業		経済産業省による補助事業	
	ZEH支援事業 (P.20~)	先進的再エネ熱導入支援事業 (P.68~)	ZEH+実証事業 (P.98~)	戸建分譲ZEH実証事業 (P.154~)
補助対象となる事業者	約2.2億円(一次公募分) 新築戸建住宅の建築主、 新築戸建住宅の購入予定者、 又は既存戸建住宅の所有者	約1億円 [H30年度 ZEH支援事業]、 [H30年度 ZEH+実証事業]、 [H30年度 戸建分譲ZEH実証事業]の いずれかの交付決定を受けている者	約2.3億円 新築戸建住宅の建築主、 新築戸建住宅の購入予定者、 又は既存戸建住宅の所有者	約1億円 SIIに登録された ZEHビルダー/プランナーのうち、 [建売住宅]の種別区分を有している者
補助対象となる住宅	専用住宅など5つの条件を満たすもの	[H30年度 ZEH支援事業]又は [H30年度 ZEH+実証事業]の 補助対象住宅	専用住宅など5つの条件を満たすもの	[H30年度 ZEH支援事業]又は [H30年度 ZEH+実証事業]の 交付要件を満たす専用住宅など2つの条件
申請する住宅に関与できる ZEHビルダー/プランナー	SIIに登録されたZEHビルダー/プランナー ※H28・H29に登録を受けた ZEHビルダー/プランナーは、 実績報告書を提出すること	SIIに登録されたZEHビルダー/プランナー ※H28・H29に登録を受けた ZEHビルダー/プランナーは、 実績報告書を提出すること	SIIに登録されたZEHビルダー/プランナー ※H28・H29に登録を受けた ZEHビルダー/プランナーは、 実績報告書を提出すること	SIIに登録されたZEHビルダー/プランナー ※H28・H29に登録を受けた ZEHビルダー/プランナーは、 実績報告書を提出すること
交付要件の主なポイント	ZEHロードマップにおける 「ZEHの定義」を満たしていること	併願する [H30年度 ZEH支援事業]、 [H30年度 ZEH+実証事業]、 [H30年度 戸建分譲ZEH実証事業]の いずれかの交付決定を受けていること	・ZEHロードマップにおける 「ZEHの定義」を満たしていること且つ、 以下の①と②を満たすこと ①更なる省エネルギーの実現 (25%以上の一次エネルギー消費量削減) ＜選択要件＞ ②以下のうち2つ以上を導入 ・外皮性能の更なる強化 ・高度エネルギーマネジメント ・電気自動車(PHV車を含む)を活用した 自家消費の拡大措置のための充電設備	・補助対象住宅を10戸以上まとめ 1プロジェクトとする取り組みであること ・1申請における取り組みに対して、 BELS証を活用した営業広報を行うこと
補助対象住宅の補助額	一戸あたり定額70万円	定額90万円	一戸あたり定額1.5万円	[H30年度 ZEH支援事業]又は [H30年度 ZEH+実証事業]と同額
蓄電システムの補助額	初期実効容量 1kWhあたり3万円 (補助対象経費の1/3又は 30万円のいずれか低い額)	—	初期実効容量 1kWhあたり3万円 (補助対象経費の1/3又は 4.5万円のいずれか低い額)	[H30年度 ZEH支援事業]又は [H30年度 ZEH+実証事業]と同額
事業年度	単年度事業	単年度事業	単年度事業	原則、単年度事業 (最長2年度の複数年度事業を認める)
手続代行者申請	可	可	可	不可
採択方式	先着方式 ※ZEH普及に新たに取組む ZEHビルダー/プランナーが関与する申請と、 その他のZEHビルダー/プランナーが関与する 申請をそれぞれ分けて先着順に公募	先着方式	ZEHビルダー/プランナーに対する 事前割当枠公募方式	採択審査方式
ZEHビルダー/プランナー登録	●	(●)	●	●
Webプログラム実証評価単体エネルギー システムの導入	○	(○)	○	○
蓄電システムの導入	○	—	○	○

凡例 ●：必須項目 ○：対象とすることが可能な項目 (●)：併願する事業において必須項目 (○)：併願する事業において対象とすることが可能な項目 -：対象外







## 2章 環境省による事業

### 2章-1. ZEH支援事業

## 1 事業概要

### 1-1 事業内容

#### (1) 補助金名

平成30年度 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金  
(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)化等による住宅における低炭素化促進事業)  
(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)化による住宅における低炭素化促進事業)のうちZEH支援事業  
略称:平成30年度 ZEH支援事業 (以下、2章-1において「本事業」という)

#### (2) 事業規模

事業規模 約22億円 (一次公募分)

#### (3) 補助対象となる事業者と住宅

補助対象となりうる事業者(以下、「申請者」という)は、新築戸建住宅の建築主、新築戸建建売住宅<sup>※1</sup>の購入予定者、又は既存戸建住宅の所有者に限ります。

また、「暴力団排除に関する誓約事項」(P53参照)に記載されている事項に該当する者が行う事業は、本補助金の交付対象としません。

補助対象となる住宅は下記①～⑤の条件を満たすものに限ります。

- ① 申請者が常時居住する住宅。  
(住民票等により確認を事業完了後も求める場合があります)  
(注)既存戸建住宅においては、申請時に住民票等の提出を求める場合があります。
- ② 専用住宅であること。  
但し、住宅の一部に店舗等の非住居部分がある場合は、住居部分が「設備等の要件及び補助対象設備等一覧」(P29参照)の要件を満たしている場合には申請することができます。
- ③ 既存戸建住宅の場合は、申請時に申請者自身が所有していること。  
(登記事項証明書の提出を求める場合があります)
- ④ 新築戸建建売住宅<sup>※1</sup>の場合は、申請者は建売住宅の購入予定者であること。
- ⑤ 賃貸住宅・集合住宅は対象外。  
但し、申請者が所有する賃貸住宅・集合住宅の一部に申請者が居住し、且つその住戸が本事業の公募要件を満たす場合は、その自宅部分について申請することができます。<sup>※2</sup>

※1 建売を前提に建築され、一度も登記されたことのない住宅

※2 「平成30年度 高層ZEH-M(ゼッチ・マンション)実証事業」及び「平成30年度 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)化による集合住宅(低層・中層)における低炭素化促進事業)」との併願は出来ません。

## (4) 交付要件

以下の要件を全て満たす住宅であること。

- ① ZEHロードマップにおける「ZEHの定義」を満たしていること。
  - 1) 住宅の外皮性能は、地域区分毎に定められた強化外皮基準(UA値)以上であること。(P29参照)
  - 2) 設計一次エネルギー消費量は、再生可能エネルギーを除き、基準一次エネルギー消費量から20%以上削減されていること。※1
  - 3) 太陽光発電システム等の再生可能エネルギー・システムを導入すること。※2※5  
**売電を行う場合は余剰買取方式に限る。＜全量買取方式は認めません＞**
  - 4) 設計一次エネルギー消費量は、再生可能エネルギーを加えて、基準一次エネルギー消費量から100%以上削減されていること。※1 ※3 ※4 ※5 ※6
- ② 申請する住宅は、SIIに登録されたZEHビルダー/プランナー(「ZEHビルダー/プランナー登録公募要領」参照)が設計、建築、改修又は販売を行う住宅であること。なお、平成28年度および平成29年度に登録を受けたZEHビルダー/プランナーのうち、ZEHビルダー/プランナー実績報告書を未提出のZEHビルダー/プランナーが関与する住宅は補助対象外とします。  
(ZEHビルダー/プランナー実績報告については「ZEHビルダー/プランナー登録公募要領」P15参照)  
(注) 住宅の種類とZEHビルダー/プランナー登録の地域・種別の区分は対応している必要があります。  
例えば、建売住宅については、その住宅の地域において、建売住宅の区分でZEHビルダー/プランナー登録をされている事業者が販売する建売住宅のみが対象となります。異なる地域でZEHビルダー/プランナー登録されている事業者や注文住宅の区分のみでZEHビルダー/プランナー登録をされている事業者が販売する建売住宅は、補助対象になりません。
- ③ 申請する住宅について、建築物省エネ法第7条に基づく省エネ性能表示(BELS等、第三者認証を受けているものに限る)にて、『ZEH』であることを示す証書を原則として中間報告前に取得し、その写しを中間報告時に提出できること。(P31参照)※7
- ④ 導入する設備は本事業の要件を満たすものであること。(P29～P30参照)
- ⑤ 要件を満たすエネルギー計測装置を導入すること。(P32参照)
- ⑥ 既存戸建住宅は、住宅全体の断熱改修を含み、導入する設備は原則として全て新たに導入すること。
- ⑦ 申請する住宅の補助対象費用(蓄電システムを除く)は、SIIが定める上限額以下であること。(P33～P34参照)

※1 エネルギー計算は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号。以下、「建築物省エネ法」という)に基づく「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号・以下、建築物エネルギー消費性能基準」という)に準拠するものとします。  
また、エネルギー計算は空調(暖房・冷房)、給湯、換気、照明に係る各設備に関する一次エネルギー消費量に限定し、「その他一次エネルギー消費量」は除きます。

※2 既存戸建住宅においては、既設の太陽光発電システムも認めます。

※3 再生可能エネルギーを加えて100%以上一次エネルギー消費量が削減されていることの計算においては、売電分の創エネルギーを計算に含みます。

※4 本事業では、寒冷地(地域区分1又は2)、低日射地域(日射区分A1又はA2)又は多雪地域(垂直積雪量100cm以上)の場合に限り、Nearly ZEHも補助対象とします。この場合において、設計一次エネルギー消費量は、再生可能エネルギーを加えて、基準一次エネルギー消費量から75%以上削減されている必要があります。  
なお、多雪地域とは、原則として「国土交通省告示第474号に基づく「別表1 市町村の区域に応じた垂直積雪量(d)」に準拠するものとします。

※5 本事業では、北側斜線制限(2階建以上の住宅に影響が生じる場合)の対象となる用途地域(第一種及び第二種低層住居専用地域並びに第一種及び第二種中高層住居専用地域)であって、敷地面積が85㎡未満である土地に建築されるもの(平屋建ての場合を除く)に限り、ZEH Orientedも補助対象とします。この場合において、設計一次エネルギー消費量は、再生可能エネルギーを除き、基準一次エネルギー消費量から20%以上削減されている必要があります。

※6 本年度、SIIに登録されたWebプログラム未評価省エネルギー・システム(P119参照)を導入する事業については、Webプログラムによる評価において、Nearly ZEHとなっていることを前提に、当該システムによる省エネルギー効果を加味することでZEH相当となる場合、補助金の交付要件への適合性の判断をするにあたりZEHであるものとみなします。

※7 本事業では、「※4」、「※5」を満たす場合に限り、Nearly ZEH、ZEH Orientedであることも可とします。

## (5) 補助対象

### ① 補助対象

- 1) 住宅の設備等  
補助金交付の対象は、補助対象住宅に導入する設備等のうち、「設備等の要件及び補助対象設備等一覧」(P29～P30参照)に「該」と記載するものとなります。  
補助対象設備等は新品を導入すること。
- 2) 蓄電システム  
補助対象となる蓄電システムは、以下の全てを満たすものとなります。
  - ・本事業の補助対象住宅に導入される蓄電システムであること。
  - ・本年度、SIIに製品登録された蓄電システムであること。
  - ・導入価格が、保証年数に応じて定められた目標価格以下の蓄電システムであること。(P30参照)
  - ・蓄電システムの導入目的と接続及び運用の要件を満たすものであること。(P30参照)
  - ・導入する蓄電システムは新品であること。

SIIでは、本事業の補助対象となる蓄電システムの公募を一般公募に先駆けて開始し、審査の上、補助対象機器一覧として登録、公表します。  
(蓄電システム登録済製品一覧：<https://sii.or.jp/zeh/battery/search>)  
蓄電システムの製品登録については「蓄電システム製品登録公募要領」をご確認ください。

### ② 他の補助事業との調整

補助対象費用には、国からの他の補助金(負担金、利子補給金並びに補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下、「適正化法」という)第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号に掲げる資金を含む)と重複する対象費用を含めないでください。

国からの他の補助事業に申請している、又は申請する予定の場合は後述の実施計画書にその補助事業名及び補助対象について必ず記入してください。

国からの他の補助金を重複受給した場合は、不正行為とみなし、当該補助金に係る交付決定の取り消しを行うとともに、受領済の補助金のうち取り消し対象となった額に加算金(年10.95%の利率)を加えた額を返還していただくこととなります。

## (6) 補助金額および上限額

### ① 補助対象住宅

- ・交付要件を満たす住宅  
一戸あたり 定額 70万円 (地域区分・建物規模によらず全国一律)  
※交付要件を満たす場合に限り、Nearly ZEH、ZEH Orientedも同額の補助金額とする。

### ② 蓄電システム

補助対象住宅に蓄電システム<sup>※1</sup>を導入する場合には、補助金額を以下のとおり加算します。

蓄電システムの補助額 : 初期実効容量<sup>※2</sup>1kWhあたり3万円

蓄電システムの補助額上限 : 補助対象経費<sup>※3</sup>の1/3又は30万円のいずれか低い金額

※1 蓄電システムの要件は「設備等の要件及び補助対象設備等一覧」(P30参照)をご確認ください。

※2 JEM規格で定義された初期実効容量のうち、計算値と計測値のいずれか低い方を適用し補助額を算出します。また、補助額計算上は初期実効容量の小数点第二位以下は切り捨てとします。

※3 蓄電システムの工事費は、補助対象外とします。



## 1-2 公募方法

### (1) 公募の方法

SIIは、公募期間を定め、先着順に受付します。

また、公募期間中であっても補助対象事業の申請金額の合計が予算に達した日の前日をもって公募を終了し、予算に達した日以降に到着した申請分は、原則受理しませんので、十分注意してください。

SIIでは、申請状況をみて必要に応じて受付可能な補助金の残額をホームページで公表します。申請の目安としてください。

### (2) ZEH補助事業に新たに取り組むZEHビルダー/プランナーが関与する交付申請

本事業の趣旨及びZEH普及加速の観点から、ZEH普及に新たに取り組むZEHビルダー/プランナー(以下、「新規取り組みZEHビルダー/プランナー」という)が関与する申請について、その他のZEHビルダー/プランナーが関与する申請と分けて、それぞれについて申請書を先着順に受け付けます。

■ 採択件数(予算規模より想定)

	一次公募	二次公募	三次公募
新規取り組み ZEHビルダー/プランナー	約600件	二次公募開始までに SIIホームページで公表	三次公募開始までに SIIホームページで公表
その他の ZEHビルダー/プランナー	約2,400件		

#### 【新規取り組みZEHビルダー/プランナーの要件】

- ① ZEHビルダー/プランナー登録を受けた後に「H28年度ZEH支援事業」、「H28年度補正ZEH普及加速事業」及び「H29年度ZEH支援事業」又は「平成30年度 ZEH支援事業」、「平成30年度 ZEH+実証事業」、「平成30年度 戸建分譲ZEH実証事業」において、自らがZEHビルダー/プランナーとして関わる交付決定を1件も受けていないこと。
- ② ①の対象となるZEHビルダー/プランナーが関与する補助対象住宅による申請が複数ある場合は、申請書の受付日※が最も早い事業のみを優先対象とする。
- ③ ②の対象となる申請が複数ある場合は、「年間の一次エネルギー消費削減率(再生可能エネルギー・システムによる創エネルギー量を除く)」が最も高い1事業のみを優先対象とする。

※平日17時までに到着した申請書は同日を受付日とします。

※平日17時を超えて到着した申請書は翌平日を受付日とします。

### (3) 交付申請の受付方法

- ・公募期間内にSIIが受付けた申請書を順次審査し、審査の結果、補助対象事業として交付決定したものを申請者に対して通知します。(先着順)(P42参照)
- ・申請書の受付は、公募期間内の平日(月曜～金曜)のみ行います。  
(土日祝日は申請書の受付は行いません)

交付申請に際して、SIIが個々のZEHビルダー/プランナーに設定した一公募あたりの採択目安数を超えた事業については、申請を受付けできません。注意してください。

※ 採択目安数については、「ZEHビルダー/プランナー登録公募要領」P27をご確認ください。

(注) 公募開始前に申請書類が到着した場合は、受理しませんので注意してください。

(注) 不備不足のない申請書が到着した日が、交付申請の受付日となります。  
申請書類に不備不足がある場合は、原則申請を受理しませんので注意してください。  
特に、登録印の押印、印鑑登録証明書、建築図面、実施計画書が不足する申請については一切受理しません。  
なお、到着後に不備不足が認められた申請書は不受理扱いとし、着払いにて申請者(手続代行者がいる場合は手続代行者)に返送します。  
不備書類の返送を受けた後に、改めて申請を希望する場合は、不備不足の解消を確認の上、申請してください。

(注) 申請書の発送における注意事項(P64参照)を必ず確認の上、SIIに発送してください。

(注) 公募期間中であっても、補助対象事業の申請金額の合計が予算に達した日の前日をもって公募を終了し、予算に達した日以降に到着した申請分は、原則受理しませんので、十分注意してください。  
なお、予算に達した日及びその翌営業日以降に到着した申請書については、申請者又は手続代行者を介した場合は手続代行者に着払いで申請書を返却します。

但し、公募初日に申請金額の合計が予算に達した場合は、不備・不足のない申請書類を対象として抽選を行い、受付対象を決定します。  
抽選結果は、申請書受領日から1週間以内に申請者(手続代行者がいる事業は手続代行者)に通知します。



## 1-3 事業スケジュール

### (1) スケジュールの詳細

#### ① 公募期間

- 一次公募 平成30年 5月28日(月) 10時 ~ 平成30年 6月29日(金) 17時必着
- 二次公募 平成30年 7月17日(火) 10時 ~ 平成30年 8月10日(金) 17時必着 (予定)
- 三次公募 平成30年 8月23日(木) 10時 ~ 平成30年10月 5日(金) 17時必着 (予定)

※ 締切間際の申請は配送事故等で想定した到着日より遅くなる場合もありますので、余裕を持った申請をお願いします。

なお、公募開始前に申請書類が到着した場合は、受理しませんので注意してください。

※ 公募期間中であっても、補助対象事業の申請金額の合計が予算に達した日の前日をもって公募を終了し、予算に達した日以降に到着した申請分は原則受理しませんので、十分注意してください。

#### ② 交付決定

申請書の到着日から約1ヶ月後までを目途に随時交付決定を行います。

但し、申請が集中した場合等に交付決定が遅れる場合があります。

なお、各公募の最終交付決定日は以下のとおりとします。

- 一次公募 平成30年 7月11日(水) (予定)
- 二次公募 平成30年 8月29日(水) (予定)
- 三次公募 平成30年10月24日(水) (予定)

※ 交付決定後に、申請者宛に「交付決定通知」を送付し、手続代行者宛に「交付決定通知の写し」、「事務取扱説明書」及び「交付決定番号が記載された指定のボード」を送付しますので、事業に着手する前に必ずお読みください。(P42参照) なお、手続代行者を介さない場合は、申請者宛に「事務取扱説明書」及び「交付決定番号が記載された指定のボード」を送付します。

(本事業では、事務取扱説明会は実施いたしません)

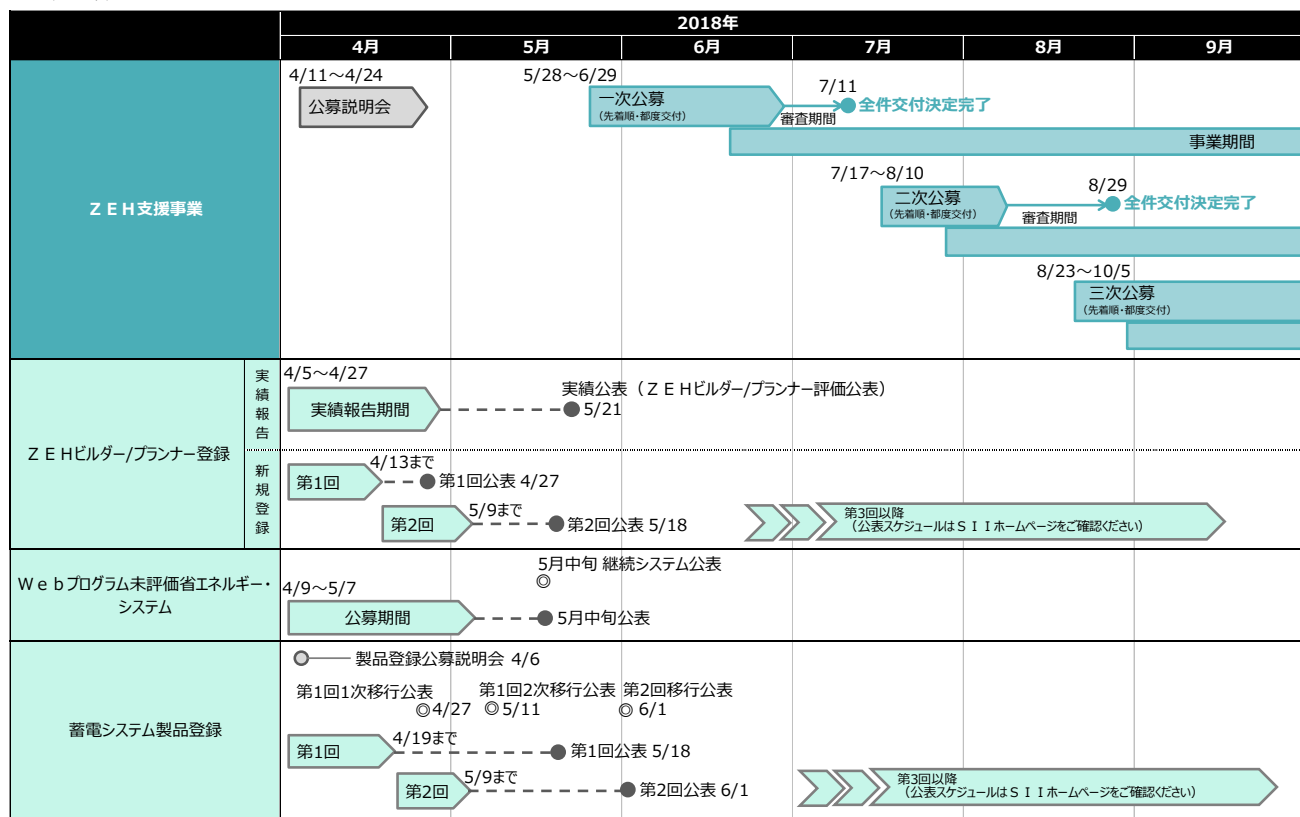
#### ③ 事業期間

事業期間は原則以下のとおりとします。

- 一次公募の交付決定者 交付決定通知を受領後 ~ 平成30年12月14日(金)
- 二次公募の交付決定者 交付決定通知を受領後 ~ 平成31年 1月18日(金) (予定)
- 三次公募の交付決定者 交付決定通知を受領後 ~ 平成31年 2月 1日(金) (予定)

※木造伝統工法等の既存改修事業で指定の事業期間までに事業完了できない場合は、別途SIIに問合せください。

#### ■ 本事業のスケジュール



#### ④ 補助対象事業実績報告

事業完了日から15日以内、且つ、以下の期日内に提出することを原則とします。

- 一次公募の交付決定者 平成30年12月21日(金) 17時必着
- 二次公募の交付決定者 平成31年 1月25日(金) 17時必着(予定)
- 三次公募の交付決定者 平成31年 2月 8日(金) 17時必着(予定)

※ 事業完了日とは、補助金に係る工事が完了し、且つ、工事代金の支払が完了した日付を指します。  
新築戸建建売住宅においては、引渡しを終え、且つ、住宅の購入代金の支払が完了した日付を指します。

### (2) 公募説明会

全国18箇所(札幌・旭川・盛岡・仙台・新潟・金沢・東京・長野・名古屋・大阪・米子・広島・高松・高知・福岡・熊本・鹿児島・那覇を予定)にて公募説明会を実施いたします。

詳しくはSIIホームページ(<https://sii.or.jp/moe.zeh30/>)をご覧ください。

なお、「平成30年度 先進的再エネ熱等導入支援事業」、「平成30年度 ZEH+実証事業」、「平成30年度 戸建分譲ZEH+実証事業」の説明会を合同開催します。

## 1-4 重要事項

### (1) 重要事項の詳細

- ① 交付決定通知を受領し、交付決定番号を得た後に本事業に着手すること。  
その際、着手前の住宅建設地(更地)を交付決定番号が記載された**指定のボード**と共に必ず撮影すること。  
※事前着手及び合成等の不正行為等が認められた場合は、交付決定の取り消しと罰則の対象となります。
- ② **交付決定後の申請内容の変更は原則認めません。**  
変更する場合は、申請取下げの手続きを行い、申請可能な公募に改めて申請してください。
- ③ 申請者は、事業完了後速やかに補助対象となる住宅に居住すること。  
補助対象事業実績報告書の提出日までに補助対象住宅に居住していない場合は、原則補助対象外となります。
- ④ 交付申請書の提出をもって「暴力団排除に関する誓約事項」(P53参照)に同意したものとします。  
申請者が誓約事項に違反した場合は、交付決定の取り消し等の措置をとります。
- ⑤ 交付申請書並びに補助対象事業実績報告書に不備・不足がある場合は、原則、書類を受理しませんのでご注意ください。
- ⑥ 補助対象事業実績報告書の提出期日に遅れた場合は、本事業への申請を取下げたものとみなします。  
※ P46「注意事項」を必ず確認してください。

※ スケジュールは変更となることがあります。必ずSIIのホームページをご確認ください。

2018年			2019年		
10月	11月	12月	1月	2月	3月
		実績報告書提出期限 12/21		全件補助金支払完了(予定) 審査完了(予定)	
	事業完了期限 12/14まで				
			実績報告書提出期限 1/25	全件補助金支払完了(予定) 審査完了(予定)	
	事業期間	事業完了期限 1/18まで			
10/24	全件交付決定完了			全件補助金支払完了(予定) 審査完了(予定)	
	事業期間	事業完了期限 2/1まで		実績報告書提出期限 2/8	審査完了(予定)

## 2 事業要件

### 2-1 設備等の要件及び補助対象設備等一覧

設備等の種類		必須要件	補助対象	要件となる基準																																																						
全体共通		●	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく、「建築物エネルギー消費性能基準」に準拠した評価方法(P22参照)により、評価対象の住宅の年間の一次エネルギー消費量が正味(ネット)でゼロ以下であること。</li> <li>・設計一次エネルギー消費量は、再生可能エネルギーを除き、基準一次エネルギー消費量から20%以上削減されていること。</li> <li>・設備等のうち補助対象となるものについては、JIS等の公的規格や業界自主規格等への適合確認を示すことができるものを導入すること。</li> <li>・寒冷地(地域区分1又は2地域)、低日射地域(日射区分A1又はA2地域)、多雪地域(垂直積雪量100cm以上)に限り、設計一次エネルギー消費量は、再生可能エネルギーを加えて基準一次エネルギー消費量から75%以上の削減(Nearly ZEH)であること。</li> <li>・都市部狭小地(北側斜線制限の対象となる用途地域であって敷地面積が85㎡未満である土地)に建築されるもの(ZEH Oriented)であること。(但し、平屋建ての場合を除く)</li> </ul>																																																						
高断熱外皮		●	※4 該	<table border="1"> <thead> <tr> <th>地域区分</th> <th>1</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> <th>6</th> <th>7</th> <th>8</th> <th colspan="2"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外皮平均熱貫流率(UA値)</td> <td colspan="2">0.40以下</td> <td>0.50以下</td> <td colspan="4">0.60以下</td> <td colspan="3">—</td> </tr> <tr> <th>地域区分</th> <th>1</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> <th>6</th> <th>7</th> <th>8</th> <th colspan="2"></th> </tr> <tr> <td>冷房期の平均日射熱取得率(<math>\eta_{AC}</math>値)</td> <td colspan="4">基準値なし</td> <td>3.0以下</td> <td>2.8以下</td> <td>2.7以下</td> <td>3.2以下</td> <td colspan="3"></td> </tr> </tbody> </table>										地域区分	1	2	3	4	5	6	7	8			外皮平均熱貫流率(UA値)	0.40以下		0.50以下	0.60以下				—			地域区分	1	2	3	4	5	6	7	8			冷房期の平均日射熱取得率( $\eta_{AC}$ 値)	基準値なし				3.0以下	2.8以下	2.7以下	3.2以下			
地域区分	1	2	3	4	5	6	7	8																																																		
外皮平均熱貫流率(UA値)	0.40以下		0.50以下	0.60以下				—																																																		
地域区分	1	2	3	4	5	6	7	8																																																		
冷房期の平均日射熱取得率( $\eta_{AC}$ 値)	基準値なし				3.0以下	2.8以下	2.7以下	3.2以下																																																		
空調設備	暖房冷房設備		該 ※5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主たる居室に設置する個別エアコンのエネルギー消費効率が、建築研究所のホームページで公開されている冷房効率 区分(イ)を満たす機種であること。 (<a href="http://www.kenken.go.jp/becc/documents/house/4-3_20140117.pdf">http://www.kenken.go.jp/becc/documents/house/4-3_20140117.pdf</a> の表A.2参照)</li> </ul>																																																						
	※1 暖房設備		該 ※5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・以下①～③のいずれかを満たすこと。</li> <li>①熱源設備が石油温水式またはガス温水式であって潜熱回収型(暖房部熱効率が87%以上)のもの。</li> <li>②熱源設備が電気ヒートポンプ式熱源機であって暖房時COP3.3以上のもの。</li> <li>③「要件となる基準」を満たす給湯設備に接続して空調するもの。</li> </ul>																																																						
	暖房設備		● 該 ※5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主たる居室に設置する場合は以下①～③のいずれかを満たすこと。</li> <li>①熱源設備が石油温水式またはガス温水式であって潜熱回収型(暖房部熱効率が87%以上)のもの。</li> <li>②熱源設備が電気ヒートポンプ式熱源機であって暖房時COP3.3以上のもの。</li> <li>③「要件となる基準」を満たす給湯設備に接続して空調するもの。</li> </ul>																																																						
	暖房設備		該 ※5	<table border="1"> <thead> <tr> <th>地域区分</th> <th>1</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> <th>6</th> <th>7</th> <th>8</th> <th colspan="2"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>COP</td> <td colspan="3">3.0以上</td> <td>3.3以上</td> <td colspan="3">3.7以上</td> <td colspan="3">基準値なし</td> </tr> </tbody> </table>										地域区分	1	2	3	4	5	6	7	8			COP	3.0以上			3.3以上	3.7以上			基準値なし																									
地域区分	1	2	3	4	5	6	7	8																																																		
COP	3.0以上			3.3以上	3.7以上			基準値なし																																																		
冷房設備		該 ※5	<table border="1"> <thead> <tr> <th>地域区分</th> <th>1</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> <th>6</th> <th>7</th> <th>8</th> <th colspan="2"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>COP</td> <td colspan="4">基準値なし</td> <td colspan="6">3.3以上</td> </tr> </tbody> </table>										地域区分	1	2	3	4	5	6	7	8			COP	基準値なし				3.3以上																													
地域区分	1	2	3	4	5	6	7	8																																																		
COP	基準値なし				3.3以上																																																					
※1 給湯設備	電気ヒートポンプ給湯機(エコキュート等)		該 ※6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・貯湯缶が一缶のものに係るJIS基準(JIS C 9220)給湯機に基づく年間給湯保温効率・年間給湯効率が3.3以上であること。貯湯缶が多缶の場合は3.0以上であること。</li> <li>・上記に関わらず寒冷地(1・2・3地域)の場合は年間給湯保温効率・年間給湯効率が2.7以上であること。</li> </ul>																																																						
	潜熱回収型ガス給湯機(エコジョーズ等)		該 ※6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・エネルギー消費効率が94%以上(暖房給湯兼用機にあつては93%以上)であること。</li> </ul>																																																						
	潜熱回収型石油給湯機(エコフィール等)		該 ※6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・エネルギー消費効率が94%以上(暖房給湯兼用機にあつては93%以上)であること。</li> </ul>																																																						
	ガスエンジン給湯機(エコウィル等)		● 該 ※6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ガス発電ユニットのJIS基準(JIS B 8122)に基づく発電及び排熱利用の総合効率が、低位発熱量基準(LHV基準)で80%以上であること。</li> </ul>																																																						
	ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機(ハイブリッド給湯機)		該 ※6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・熱源設備は電気式ヒートポンプと潜熱回収型ガス機器と併用するシステムで、貯湯タンクを持つもの。</li> <li>・電気式ヒートポンプの効率が中間期(電気ヒートポンプのJIS基準に定める中間期)のCOPが4.7以上かつ、ガス機器の給湯部熱効率が95%以上であること。</li> </ul>																																																						
	太陽熱利用システム		該	<ul style="list-style-type: none"> <li>・太陽熱温水器の場合はJIS A 4111に規定する住宅用太陽熱利用温水器の性能と同等以上の性能を有することが確認できること。</li> <li>・ソーラーシステムと呼ばれる強制循環式の場合は、JIS A 4112に規定する「太陽集熱器」の性能と同等以上の性能を有することが確認できること。(蓄熱槽がある場合は、JIS A 4113に規定する太陽蓄熱槽と同等以上の性能を有することが確認できること)</li> </ul>																																																						
	燃料電池(エネファーム等)		—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・エネルギー消費性能計算プログラムにおいて選択可能な機種であること。</li> </ul>																																																						

設備等の種類		必須要件	補助対象	要件となる基準						
省エネルギー設備	換気設備(24時間換気に係るもの)	●	※7 該	・設置する換気設備は以下いずれかの要件を満たすこと。						
				換気方式		要件				
				熱交換型換気設備		温度(顕熱)交換効率65%以上				
				熱交換型以外の換気設備	ダクト式換気・第一種換気	比消費電力が $0.4W/(m^3/h)$ 以下				
				上記以外	比消費電力が $0.2W/(m^3/h)$ 以下					
照明設備	LED照明	●	—	・LEDが光源であるもの。						
	蛍光灯			・インバータータイプで100(lm/W)以上のもの。						
創エネルギーシステム	太陽光発電システム等の再生可能エネルギーシステム	●	—	—						
蓄電システム		○	該	・以下の全てを満たす蓄電システムであること。 ・SIIが本事業の補助対象製品として登録、公表した蓄電システムであること。※8 ・蓄電システムの導入価格(工事費除く)が、保証年数に応じて定められた目標価格以下の蓄電システムであること。						
				保証年数 <sup>※9</sup>	10年	11年	12年	13年	14年	15年以上
				目標価格 <sup>※10</sup> (蓄電容量1kWhあたり)	12.0万円	13.2万円	14.4万円	15.6万円	16.8万円	18.0万円
				・蓄電システムの「導入目的」と「接続及び運用の要件」を満たすものであること。 <b>&lt;導入目的&gt;</b> 再生可能エネルギー・システムにより発電された電力の自家消費量を増加させる目的で導入される機器であること。 <b>&lt;接続及び運用の要件&gt;</b> 再生可能エネルギーの自家消費量を増加させるために、当該再生可能エネルギーを効果的に蓄電できるもの。 (非常用の電力確保を目的として限定的に再生可能エネルギーを蓄電するものは対象外)						
エネルギー計測装置(HEMS)		●	—	【エネルギー計測装置】 ・「ECHONET Lite」規格の認証登録番号を取得していること。 ・1台で住宅一棟の全エネルギーを計測できるよう設置すること。 ・計測されたデータの表示ができること。 ・詳細はP32「HEMS(エネルギー計測装置)の要件」参照。						

- : 本事業で導入を必須とすること
- : 補助対象として導入する場合は、要件を満たすこと
- 該: 本事業で導入した場合は、補助対象となるもの

(注) 補助対象設備を複数台導入する場合は全ての設備において設備要件を満たすこと。

- ※1 「先進的再エネ熱等導入支援事業」(P68参照)と併せて導入する場合は、空調設備の暖房機器、給湯設備のうち、当該事業で補助対象設備となるものについては、補助対象外とする。
- ※2 いずれかの冷房設備及び暖房設備を導入すること。  
但し、1・2地域の「冷房」、8地域の「暖房」に限り、「設置しない」という申請を認める。
- ※3 いずれかの設備を導入すること。
- ※4 外壁、外気に接する天井、屋根、最下階の床、基礎等に用いる断熱材及び、窓・ガラス等の開口部材を補助対象とする。  
構造材(柱、梁、筋違、構造ボード等)、内装ボード、仕上げ材(内装、外装)、玄関ドアは補助対象外とする。
- ※5 <高効率個別エアコンの場合> 室内機、室外機及び、その据付け工事費のみ補助対象とする。  
<温水式床暖房、ヒートポンプ式セントラル空調システムの場合> 専用熱源機及び、その据付け工事費のみ補助対象とする。
- ※6 熱源機、貯湯タンク及び、その据付け工事費のみ補助対象とする。
- ※7 換気装置(本体)及び、その据付け工事費のみ補助対象とする。
- ※8 本事業の補助対象機器(蓄電システム)一覧は、SIIホームページで随時公表する。  
URL: <https://sii.or.jp/zeh/battery/search>
- ※9 目標価格を判定する保証年数は、SIIに登録された年数とする。  
原則メーカーの保証年数(無償保証に限る)とする。当該機器製造事業者外の保証(販売店保証等)は含まない。但し、SIIが指定するサイクル試験結果から得られる性能年数とすることも認める。
- ※10 太陽光発電等の電力変換装置が蓄電システムの電力変換装置と一体型の蓄電システム(以下、「ハイブリッド」という)の場合、目標価格との比較においてハイブリッド部分に係る経費分を控除することができる。  
ハイブリッド部分に係る経費を切り分けられない場合、当該電力変換装置の定格出力(系統側)1kWあたり1万円を控除することができる。  
(定格出力の小数点第二位以下は切り捨てる)

## 2-2 取得する省エネ性能表示の要件

ZEHが自立的に普及するためには、住宅のエネルギー消費性能の見える化を通じて、ZEH等のエネルギー消費性能に優れた住宅が市場で適切に評価され、消費者に選択されるための環境が整備されることが重要です。そのためにも、第三者の評価による住宅の省エネ性能表示制度の普及が重要となります。

本事業では、申請する住宅は建築物省エネ法第7条に基づく省エネ性能表示(BELS等、第三者認証を受けているものに限る)を原則として中間報告前に取得し、中間報告時にその写しを提出できることを交付要件としています。

### (1) 省エネ性能表示取得に関する要件

以下の要件を全て満たすこと。

- ① 取得する省エネ性能表示は、建築物省エネ法第7条に基づく省エネ性能表示(BELS等、第三者認証を受けているものに限る)によるもので、補助対象住宅が『ZEH』<sup>※1</sup>であることを示すものであること。  
また、原則として本事業の交付要件に定める外皮性能を満たし、且つ、交付申請時に提出する実施計画書の再生可能エネルギー・システムによる創エネルギー量を除く一次エネルギー消費削減率及び外皮平均熱貫流率(UA値)が同じか上回っていることが、数字で表示・確認できること。
- ② 「省エネ性能表示」及びその表示に関する「評価書」を入手し、原則として中間報告時にその写しを提出できること。

※1 本事業では、交付要件を満たす場合に限り、Nearly ZEH、ZEH Orientedであることも可とします。

### (2) 注意事項

- ① 補助対象事業実績報告書提出の期日までに省エネ性能表示を取得できない(又は取得しない)場合は、補助金の交付を受けることができませんので注意してください。
- ② 省エネ性能表示を受けた結果、本事業の要件に不適合となった場合は、補助金の交付を受けることができません。
- ③ エネルギー消費性能計算プログラム(Webプログラム)は、例年4月と10月に改変が行われていますので、十分注意してください。

【参考】 国土交通省 建築物省エネ法のページ(2018年4月1日)

[http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutakukentiku\\_house\\_tk4\\_000103.html](http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutakukentiku_house_tk4_000103.html)

※ガイドラインに基づく第三者認証表示制度であるBELSについてはこちらを参照ください。

<https://www.hyoukakyokai.or.jp/bels/bels.html>



## 2-3 HEMS(エネルギー計測装置)の要件

補助対象住宅に設置するHEMS(エネルギー計測装置)は以下の①～③の要件を全て満たすこと。

### ① HEMS(エネルギー計測装置)の機器要件

- 1) 「ECHONET Lite」規格の認証登録番号を取得していること。  
※APPENDIX ECHONET機器オブジェクト詳細規定のReleaseバージョンについては問いません。
- 2) 1台で住宅一棟の全エネルギーを計測できるよう設置すること。
- 3) 計測されたデータの表示ができること。

### ② 計測ポイントの要件

計測ポイントは以下の「エネルギー計測 要件一覧表」の必須要件を満たすこと。

■エネルギー計測 要件一覧表

機能区分	計測項目	必須要件
太陽光発電システム	発電量	●
	売電量	●
電力量の計測・取得※1	系統からの買電量	●
	住宅全体の電力使用量	●
	暖冷房設備の電力使用量※2	○
	ヒートポンプ式給湯機の給湯設備(エコキュート等)の電力使用量	○
	ガスコージェネレーションシステム(エネファーム等)の発電量	○
	照明設備の電力使用量	-
	換気設備の電力使用量	-
蓄電システムの利用状況	充電力量	○
	放電力量	○
電気自動車を活用した充電設備(プラグインハイブリット車を含む)	充電力量	○
使用電力計測・取得間隔※3	1時間以内	●
データ蓄積期間※4※5	1時間以内の単位 1カ月以上	●
	1日以内の単位 13カ月以上	●

凡例 ●:必須項目 ○:計測対象設備設置の場合は必須

※1 積算消費電力量(Wh)。

※2 「主たる居室」に設置する暖冷房設備の電力量を計測できること。

※3 積算消費電力量(Wh)の計測又は取得間隔。

※4 HEMS(エネルギー計測装置)により計測した所定時間単位の積算消費電力量データをHEMSコントローラ、あるいは関連する外部設備に蓄積し続けることができる期間。

※5 セキュリティ対策として、蓄積したデータの保護・保全ができること。

### ③ 運用時の要件

事業完了後、HEMSコントローラ等に蓄積されたデータをもとにしたエネルギー使用量の定期的な報告が可能であること。(詳細はP44を参照)

## 2-4 補助対象経費(蓄電システムを除く)の上限

### (1) 補助対象経費(蓄電システムを除く)の上限についての要件

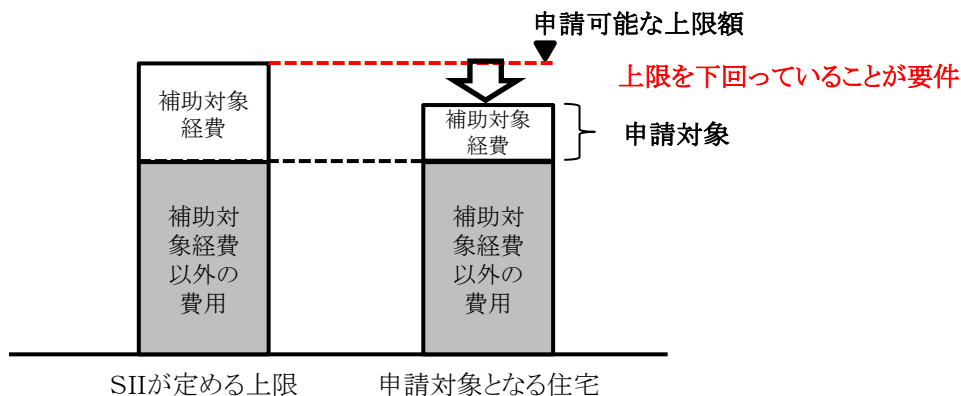
本事業では、2020年からのZEHの自立普及を目指すと共に、ZEHの価格低減を推進するため、ZEHに資する外皮、設備(蓄電システムを除く)の販売価格(床面積1㎡あたりの単価※)が、SIIが地域区分、住宅仕様毎に設定した上限単価を下回る住宅であることを申請の要件とします。

※床面積とは、エネルギー計算に使用するもの(床面積の合計)とします。

床面積が100㎡未満の住宅については、補助対象経費の合計を100で除した数値が上限単価(万円/㎡)を下回ることを要件とします。

ZEHビルダー/プランナーの皆様におかれましては、住宅の多様性を保ちつつ、設備等が過剰スペックとにならないように留意して、自立化に繋がるようなZEHの普及を目指すようお願いいたします。

#### ■ 補助対象経費(蓄電システムを除く)の上限イメージ



#### ■ 外皮性能の区分

一般ZEH仕様及び外皮強化型ZEH仕様の外皮平均熱貫流率((UA値)は以下のとおりとする。

地域区分	1	2	3	4 ※	5 ※	6	7	8
一般ZEH仕様の外皮性能(UA値)	0.40以下		0.50以下	0.60以下			—	
外皮強化型ZEH仕様の外皮性能(UA値)	0.30以下		0.40以下			0.50以下		—

※ 4地域及び5地域についてはUA値が0.50以下であれば、外皮強化型ZEH仕様を満たすものとします。

#### ■ 補助対象経費(材料・工事費込み)

区分	補助対象範囲	備考
外皮①	外壁、外気に接する天井、屋根、最下階の床、基礎に用いる断熱材	構造材(柱、梁、筋違、構造ボード等)、仕上げ材(内装、外装)、玄関ドアの価格は除く。
外皮②	窓(ガラス、サッシ)	窓の付属部品(シャッター等)は除く。防火等の付加機能を持った窓については、同等以上の断熱性能を有する付加機能のない窓の価格を用いることができる。
冷暖房設備	冷暖房設備の熱源機、及び室内機(エアコンのみ)	温水式床暖房、ヒートポンプ式セントラル空調システムにおいては、熱源機の価格のみを計上。各配管等は除く。
換気設備	換気設備(24時間換気設備)	換気装置(本体)の価格のみを計上。ダクト配管等は除く。
給湯設備	給湯設備の熱源機、貯湯タンク	エネファームの価格は計上不要。複数台設置する場合はエネルギー計算に用いた1台分を計上。

## (2) 補助対象経費(蓄電システムを除く)の上限額一覧

本事業において、申請する住宅の補助対象経費の地域区分、仕様による床面積1㎡あたりの上限額は以下の通りです。

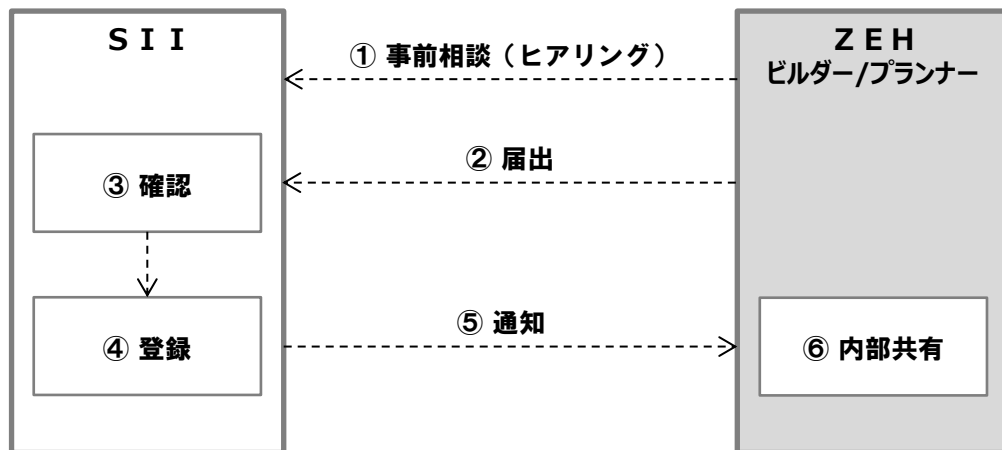
地域区分	仕様		ZEH補助対象費用 上限単価(万円/㎡)	
1・2	一般ZEH仕様	【1・2地域仕様】	冷暖房:方式を問わない / 給湯:エネファーム以外	4.44
		【1・2地域エネファーム仕様】	冷暖房:方式を問わない / 給湯:エネファーム	3.79
	外皮強化型 ZEH仕様	【1・2地域仕様】	冷暖房:方式を問わない / 給湯:エネファーム以外	5.17
		【1・2地域エネファーム仕様】	冷暖房:方式を問わない / 給湯:エネファーム	4.52
3	一般ZEH仕様	【エアコン仕様】	冷暖房:高効率エアコン / 給湯:エネファーム以外	3.68
		【温水暖房仕様①】	暖房:パネルラジエータ、床暖房など / 冷房:高効率エアコン / 給湯:エネファーム以外	4.08
		【エネファーム仕様】	冷暖房:高効率エアコン / 給湯:エネファーム	3.29
		【温水暖房エネファーム仕様】	暖房(パネルラジエータ、床暖房など)・給湯:エネファーム / 冷房:高効率エアコン	3.29
	外皮強化型 ZEH仕様	【エアコン仕様】	冷暖房:高効率エアコン / 給湯:エネファーム以外	4.39
		【温水暖房仕様①】	暖房:パネルラジエータ、床暖房など / 冷房:高効率エアコン / 給湯:エネファーム以外	4.79
		【エネファーム仕様】	冷暖房:高効率エアコン / 給湯:エネファーム	3.99
		【温水暖房エネファーム仕様】	暖房(パネルラジエータ、床暖房など)・給湯:エネファーム / 冷房:高効率エアコン	3.99
4・5	一般ZEH仕様	【エアコン仕様】	冷暖房:高効率エアコン / 給湯:エネファーム以外	3.32
		【温水暖房仕様②】	暖房:床暖房など / 冷房:高効率エアコン / 給湯:エネファーム以外	3.68
		【エネファーム仕様】	冷暖房:高効率エアコン / 給湯:エネファーム	2.92
		【温水暖房エネファーム仕様】	暖房(床暖房など)・給湯:エネファーム / 冷房:高効率エアコン	2.92
	外皮強化型 ZEH仕様	【エアコン仕様】	冷暖房:高効率エアコン / 給湯:エネファーム以外	4.39
		【温水暖房仕様②】	暖房:床暖房など / 冷房:高効率エアコン / 給湯:エネファーム以外	4.74
		【エネファーム仕様】	冷暖房:高効率エアコン / 給湯:エネファーム	3.99
		【温水暖房エネファーム仕様】	暖房(床暖房など)・給湯:エネファーム / 冷房:高効率エアコン	3.99
6・7	一般ZEH仕様	【エアコン仕様】	冷暖房:高効率エアコン / 給湯:エネファーム以外	3.32
		【温水暖房仕様②】	暖房:床暖房など / 冷房:高効率エアコン / 給湯:エネファーム以外	3.68
		【エネファーム仕様】	冷暖房:高効率エアコン / 給湯:エネファーム	2.92
		【温水暖房エネファーム仕様】	暖房(床暖房など)・給湯:エネファーム / 冷房:高効率エアコン	2.92
	外皮強化型 ZEH仕様	【エアコン仕様】	冷暖房:高効率エアコン / 給湯:エネファーム以外	3.82
		【温水暖房仕様②】	暖房:床暖房など / 冷房:高効率エアコン / 給湯:エネファーム以外	4.18
		【エネファーム仕様】	冷暖房:高効率エアコン / 給湯:エネファーム	3.42
		【温水暖房エネファーム仕様】	暖房(床暖房など)・給湯:エネファーム / 冷房:高効率エアコン	3.42
8	一般ZEH仕様	【エアコン仕様】	冷暖房:高効率エアコン / 給湯:エネファーム以外	3.29
		【エネファーム仕様】	冷暖房:高効率エアコン / 給湯:エネファーム	2.89

## 2-5 ZEHビルダー/プランナーによる外皮仕様の事前登録

本事業では、申請簡略化の一環として、ZEHビルダー/プランナー各社において、ZEHの要件を満たす標準的な外皮仕様(規格化された住宅仕様)を有する場合は、当該仕様について事前にSIIに届出を行い登録を受けることで、一般申請の際に個々の外皮費用の計上を省略することができます。

※「H29年度ZEH支援事業」で既に登録されている本事業のZEHの要件を満たす標準的な外皮仕様を有する場合は、登録移行手続きを行うことで、申請書類の一部を省略することができます。(P38参照)

### ■登録の流れ



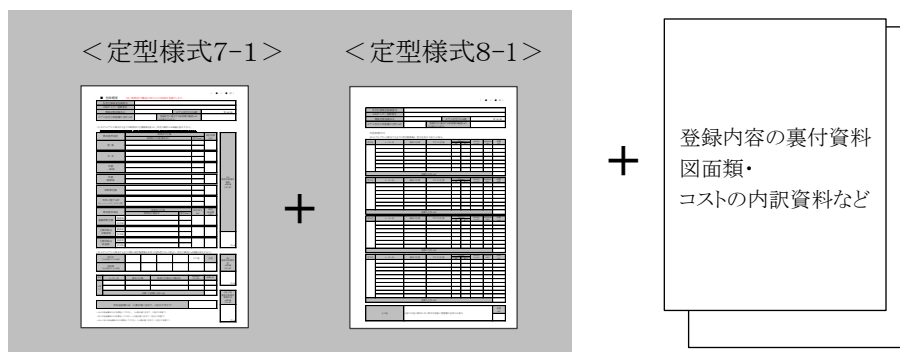
### ① 事前相談(ヒアリング)

事前登録を希望するZEHビルダー/プランナーは、対象となる規格化された住宅仕様について、SIIが定める期間内に事前相談を行ってください。

受付期間 : 平成30年5月7日(月) ~ 平成30年5月11日(金)  
連絡先 : 03-5565-4030 (10時~17時 平日のみ)

- ・電話ヒアリングを実施します。
- ・面談による事前相談を希望する場合は、その旨を電話でお伝えください。
- ・相談内容の確認のため、以下の書類が必要となります。あらかじめご用意ください。
- ・事前相談なく外皮仕様登録届を提出することは出来ません。

### ■事前相談に必要な書類



●事前登録を希望する住宅仕様の情報を  
記入した指定様式7-1及び指定様式8-1

●登録内容の裏付けとなる根拠資料  
(図面・コストの内訳資料等) 様式自由

事前相談は、「外皮仕様登録届」作成に関する考え方についての確認を中心に対応します。

複数の住宅仕様を事前登録することを希望する場合は、代表的な1仕様について関連書類を用意してください。(複数の仕様について相談を行いたい場合はその旨を電話でお伝えください)

・定型様式7-1 登録概要書、定型様式8-1 方位別窓リストの詳細内容及び記入例はP62~P63参照。

## ② 届出

事前相談の結果に基づいた「外皮仕様登録届」並びに関連書類をSIIが定める期間内に送付してください。  
(登録届の提出先はP64参照)

受付期間:平成30年5月7日(月)～平成30年5月18日(金) 17時必着(予定)

なお、書類に不備等がある場合には、上記日程までに届出された場合でも、一次公募に合わせた登録ができない場合がありますので注意してください。

### ■ 提出書類

届出の際には下記の書類を提出してください。  
事前相談時とは提出書類の内容が異なりますので注意してください。

#### < 定型様式6-1 >

- 定型様式6-1 「外皮仕様登録届」
  - ・必要事項を記入し、登録印が押印されたもの
  - ・登録を希望する住宅仕様数が多く、1枚目では書ききれない場合はリスト2枚目を活用してください

#### < 定型様式7-1 >

- 定型様式7-1 「登録概要書」
  - ・登録を希望する住宅仕様に基づく情報を記入した資料
  - ・登録を希望する住宅仕様毎に提出してください

#### < 定型様式8-1 >

- 定型様式8-1 「方位別窓リスト」
  - ・登録を希望する住宅仕様に基づく情報を記入した資料
  - ・登録を希望する住宅仕様毎に提出してください

・外皮仕様登録届及び登録概要書の詳細内容及び記入例はP61～62参照。

**③ 確認**

SIIは、提出を受けた届出の内容について適正かどうかを確認します。

**④ 登録**

内容が適正と判断された場合、SIIは届出情報を登録します。

**⑤ 通知**

SIIは届出を行ったZEHビルダー/プランナーに対して、登録が完了した旨を通知します。  
住宅仕様登録完了は5月21日(月)を予定しています。なお、登録された外皮仕様情報は一般には公表しません。

**⑥ 内部共有**

登録の通知を受けたZEHビルダー/プランナーは、登録された住宅外皮仕様について、自社内で共有してください。

## 2-6 外皮仕様登録の登録移行について

「H29年度ZEH支援事業」において外皮仕様の事前登録を受けたZEHビルダー/プランナー各社は、本事業のZEHの要件を満たす標準的な外皮仕様を有する場合、所定の手続きを行うことで、本事業の外皮仕様登録として認める「登録移行」を受け付けます。

登録移行では新規登録を申請する際に必要となる申請書類の一部を省略することができます。

継続を希望するZEHビルダー/プランナーは、以下の登録移行申請期間内に、下記の書類を提出してください。\*1  
SIIによる審議を経て、速やかに外皮仕様登録継続登録利用票を発行します。

\*1 継続を希望するZEHビルダー/プランナー以外の提出は認めません。

### (1) 登録移行申請期間

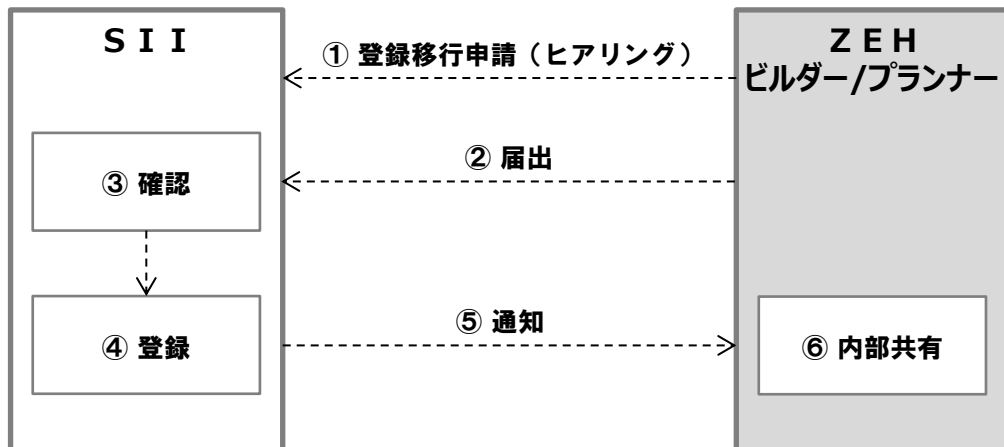
平成30年5月7日(月)～平成30年5月11日(金)

### (2) 提出書類

外皮仕様継続希望の申請をする場合は、SIIが定める期間内に下記の書類を提出してください。

No.	申請書類名称	様式
①	平成30年度 外皮仕様登録移行届	指定

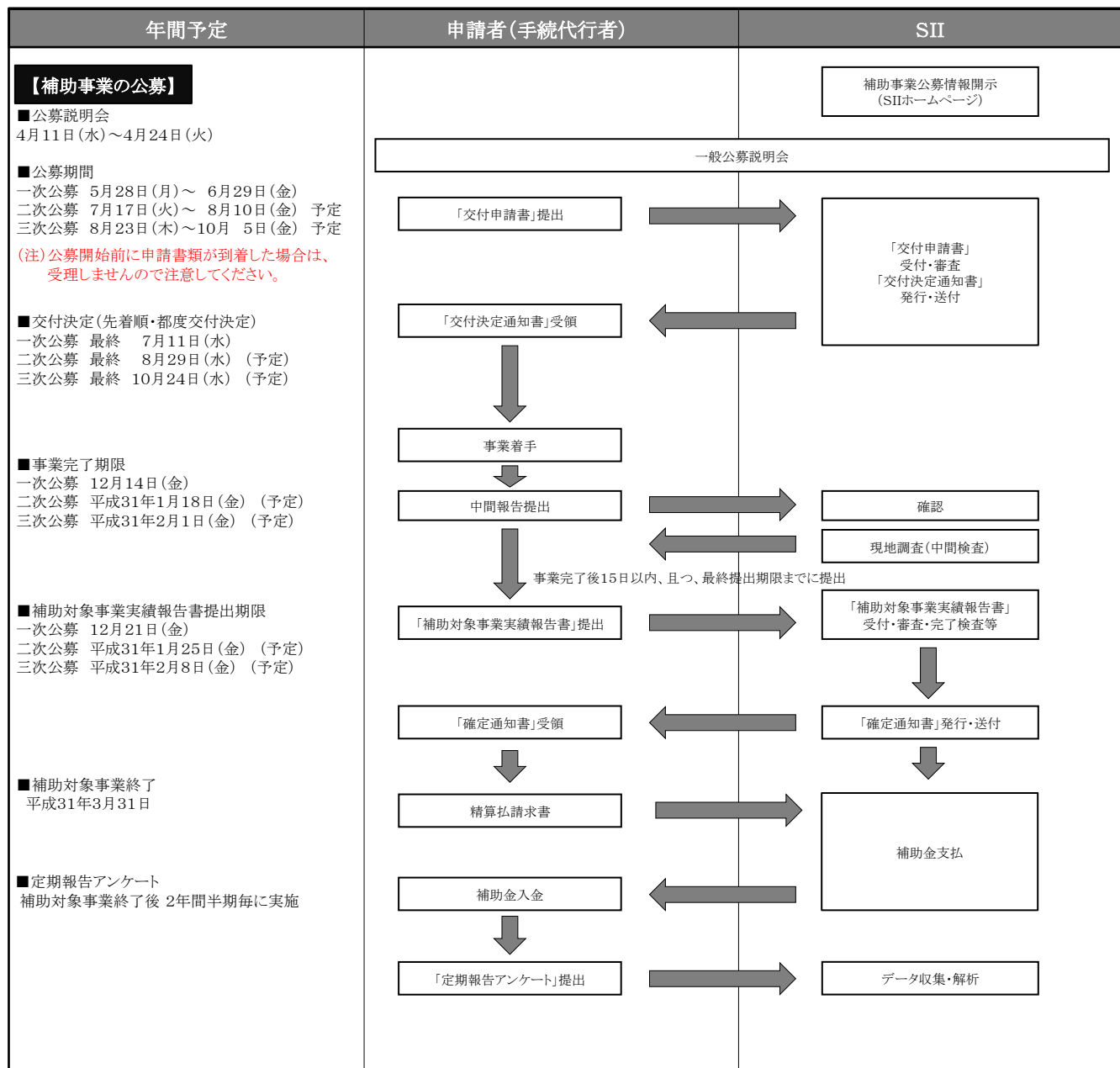
#### ■登録移行の流れ



\*外皮仕様の事前登録が完了していない仕様の住宅について交付申請を行う際は、外皮に関わる補助対象費用の計上を補助対象住宅毎に行う必要があります。

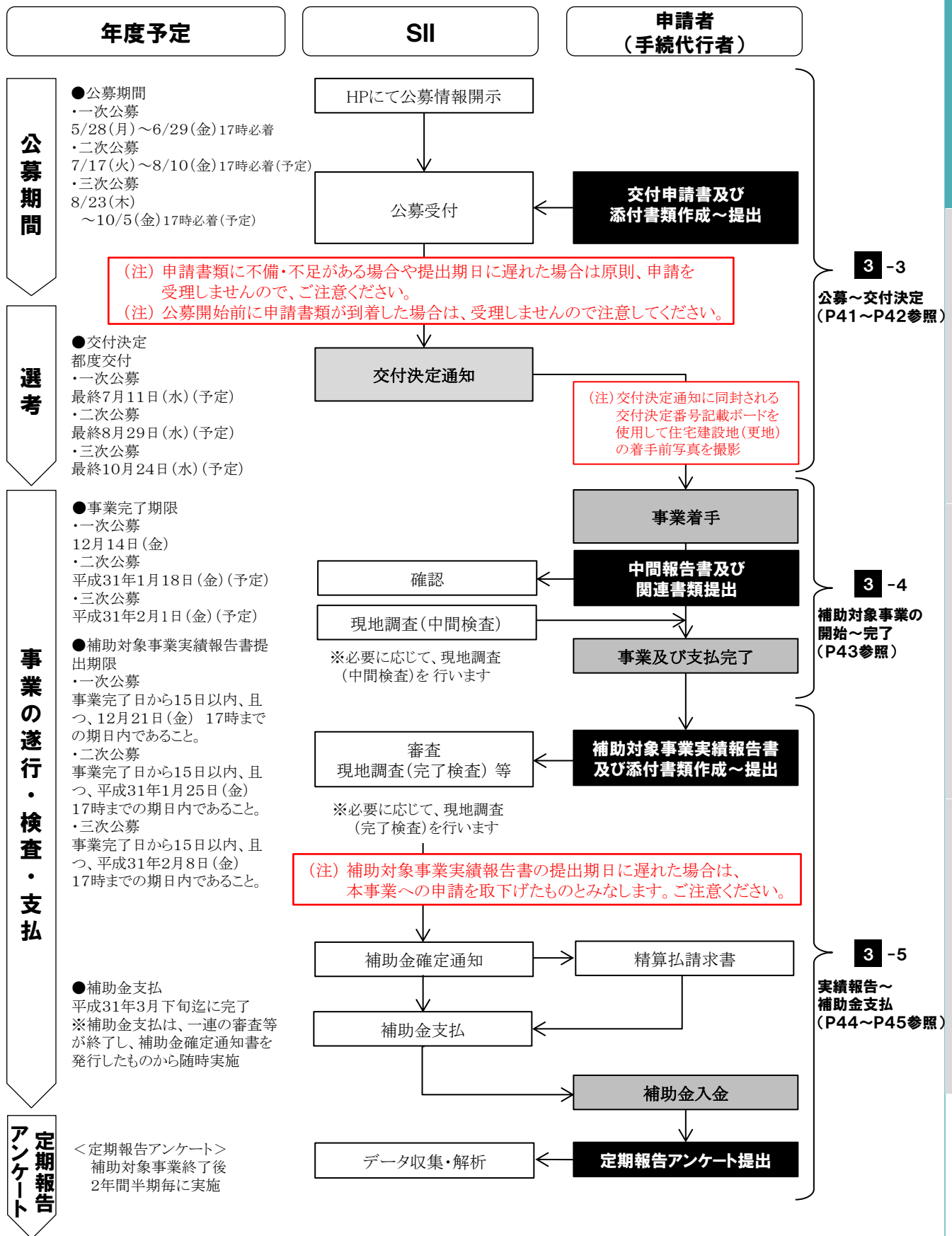
### 3 事業の実施

#### 3-1 事業年間スケジュール





### 3-2 事業詳細スケジュール



### 3-3 公募～交付決定

#### (1) 事業の公募

SIIは、補助対象事業を行おうとする者に対し公募を行い、必要に応じて説明を行います。  
SIIホームページ([https://sii.or.jp/moe\\_zeh30/](https://sii.or.jp/moe_zeh30/))に公募記事を掲載します。

#### (2) 交付申請

申請者は、P49以降の「交付申請書及び添付書類の入力例」に従い、提出に必要な書類(P48「提出書類一覧表」)を作成し、原本を公募期間中にSII指定の提出先(P64「申請書提出先及び問合せ先」)に送付してください。

(原本の写しは手元に必ず保管のこと)

新規取り組みZEHビルダー/プランナーが関与する申請と、その他のZEHビルダー/プランナーが関与する申請を分けて、それぞれについて先着順に受付します。

**申請書類に不備・不足がある場合は、原則申請を受理しませんので注意してください。**

また、公募期間中であっても補助対象事業の申請金額の合計が予算に達した日の前日をもって公募を終了し、予算に達した日以降に到着した申請分は、原則受理しませんので注意してください。

なお、SIIでは申請状況をみて必要に応じて受付可能な補助金の残額をホームページで公表します。申請の目安としてください。

**※注意事項・・・公募開始前に申請書類が到着した場合は、受理しませんので注意してください。**

交付申請に際して、SIIが個々のZEHビルダー/プランナーに設定した一公募あたりの採択目安数を超えた事業については、申請を受付できません。注意してください。

※ 採択目安数については、「ZEHビルダー/プランナー登録公募要領」P27参照

#### (3) 手続代行者について

申請者は、申請について、第三者に依頼することができます。申請の手続きを代行するもの(以下、「手続代行者」という)は、申請者の了解のもとで依頼された内容について、間違いや不備等の無いよう注意して申請を行ってください。手続代行者による申請の場合、申請書類に関するSIIからの問合せや訂正依頼に確実に対応できることを要件とします。問合せは手続代行者へ連絡しますので、申請者の不利益にならないように対応してください。交付決定通知書等の正式な通知書面は申請者に送付します。

なお、ZEHビルダー/プランナーは手続代行者を兼務することができます。

**※注意事項・・・事業の実施について、手続代行者は申請者の十分な理解を得られるように説明を行ってください。**

#### (4) リース事業者との共同申請について

① リース事業者との共同申請が可能な申請

- ・ 補助対象となる蓄電システムの設備費及び工事費のみ、リース契約を認めます。
- ・ リース事業者は1事業者とします。補助対象となる蓄電システムの一部のみの契約は認めません。

② 申請方法について

- ・ 交付申請は申請者とリース事業者との共同申請とする。
- ・ 補助対象事業実績報告書も交付申請と同じく共同申請とする。

③ 料金、期間について

- ・ リース料(元金)から補助金相当分が減額されていること。
- ・ リース期間は原則法定耐用年数以上とすること。  
法定耐用年数を下回る契約である場合にあっては、リースの期間終了後に申請者に所有権移転が行われる契約となっていること。
- ・ 申請者は所有権移転後も補助対象設備を補助金の交付目的に従って、運用を図ること。

## (5) 審査

学識経験者を含む関係分野の専門家で構成された審査委員会で定めた審査基準に基づき、応募のあった申請書を審査します。

## (6) 採択

SIIは、審査の結果、交付要件を満たしていることを確認できた事業から順に補助対象事業として採択します。

## (7) 交付決定

SIIは、補助対象事業となった事業について交付決定を行います。

交付決定とは、申請書を受付けた後、その内容が適正であると認めた旨を通知するもので、補助金の交付を確定するものではありません。交付決定後、申請内容どおりに事業が実施されない等、適正な事業の実施・遂行が認められない場合には交付決定の取り消しとなる可能性があります。

交付決定については採択、不採択に関わらず申請者に審査の結果を通知します。

交付決定後に、申請者宛に「交付決定通知」を送付し、手続代行者宛に「交付決定通知の写し」、「事務取扱説明書」及び「交付決定番号が記載された指定のボード」を送付します。「事務取扱説明書」については、事業に着手する前に必ず参照の上、関連書類を作成してください。

なお、手続代行者を介さない場合は、申請者宛に「事務取扱説明書」及び「交付決定番号が記載された指定のボード」を送付します。

(注1) 審査に関する個別の問合せについては、一切、応じられませんのであらかじめご了承ください。

(注2) 国の他の補助事業等と本事業に重複して補助対象が申請されている場合は、他の事業での申請を取下げることが条件に交付決定します。

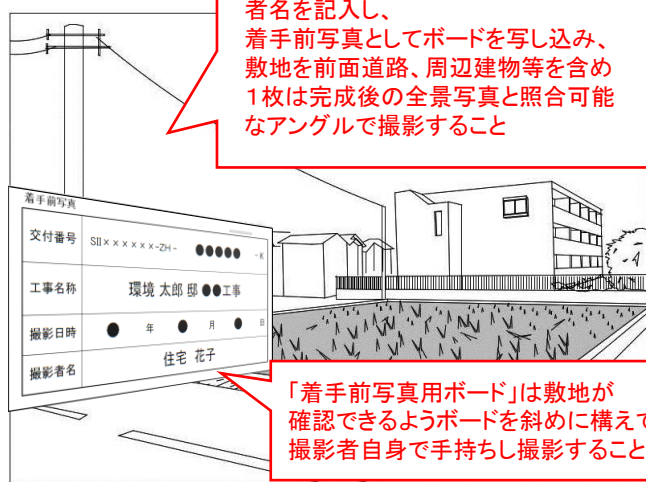
### 3-4 補助対象事業の開始～完了

#### (1) 補助対象事業の開始

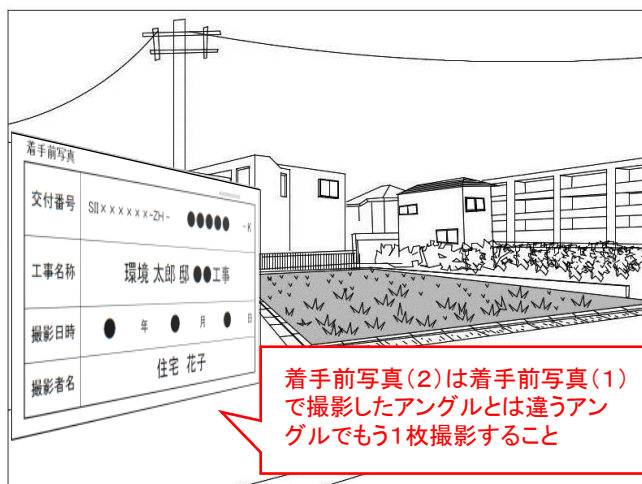
交付決定通知を受領し、交付決定番号を得た後に本事業に着手してください。

その際、住宅建設地(更地)にて、交付決定番号が記載された「着手前写真用ボード」に工事名称、撮影日時、撮影者名を記入し、着手前写真としてボードを写し込み、敷地を前面道路、周辺建物等を含め別アングルで2枚撮影してください。

着手前写真には事務取扱説明書送付時に同封されている「着手前写真用ボード」に工事名称、撮影日時、撮影者名を記入し、着手前写真としてボードを写し込み、敷地を前面道路、周辺建物等を含め1枚は完成後の全景写真と照合可能なアングルで撮影すること



「着手前写真用ボード」は敷地が確認できるようにボードを斜めに構えて撮影者自身で手持ちし撮影すること



着手前写真(2)は着手前写真(1)で撮影したアングルとは違うアングルでもう1枚撮影すること

前面道路からの着手前写真(1)

前面道路からの着手前写真(2)

※事前着手及び合成等の不正行為等が認められた場合は、交付決定の取り消しと処罰の対象となります。

#### (2) 中間報告書の提出

補助対象事業着手後、遅滞なく中間報告書の添付書類として下記の書類をSIIの指定の提出先(P64「申請書提出先及び問合せ先」)に送付してください。

なお、中間報告者は補助対象事業の着手から1ヶ月以内の提出を目途にしてください。

- ① 着手前写真
  - (1) 補助対象事業の開始を参照し、撮影した着手前写真をSII指定の写真台紙に貼り付け、カラーで出力したものを提出すること。
- ② 確認済証の写し  
確認申請不要の地域は建築工事届の写しを提出。
- ③ BELS評価書の写し  
評価書には、『ZEH』※1※2であること及び、一次エネルギー消費削減率が記載されていること。
- ④ エネルギー計算書(BELS評価書申請時に提出したものの写し)  
国立研究開発法人 建築研究所が公開する計算支援プログラム等を使って算出した年間の一次エネルギー消費量の計算結果表の写しを提出すること。なお、評価機関に提出したもの(評価機関の押印があるもの)に限る。
- ⑤ 外皮計算書(BELS評価書申請時に提出したものの写し)  
交付決定を受けた住宅の「外皮平均熱貫流率」及び「冷房期の外皮平均日射熱取得率」等の根拠となる計算書。評価機関に提出したもの(評価機関の押印があるもの)に限る。
- ⑥ 平面図、立面図及び矩計図  
建築確認申請時に提出したものの写し(審査機関の押印があるもの)に限る。

※1 寒冷地(地域区分1又は2)、低日射地域(日射区分A1又はA2)又は多雪地域(垂直積雪量100cm以上)の場合に限り、Nearly ZEHであることも可とします。

※2 北側斜線制限の対象となる用途地域(第一種及び第二種低層住居専用地域並びに第一種及び第二種中高層住居専用地域)であって、敷地面積が85㎡未満である土地に建築されるもの(平屋建ての場合を除く)に限り、ZEH Orientedであることも可とします。

### (3) 現地調査(中間検査)

- ① 現地調査は、補助対象事業が事業の目的に適して公正に実施されているかを判断する検査です。SIIは必要に応じて現地調査(中間検査)を行いますので、必ずご協力ください。
- ② 現地調査で適正な事業の実施・遂行が認められない場合は、交付決定の取り消しとなる場合があります。
- ③ 不正行為等が認められた場合は、交付決定の取り消しと処罰の対象となります。

### (4) 補助対象事業の計画変更

交付決定日以降の変更は原則として認めません。

### (5) 事業完了日

事業完了日とは、補助金に係る工事が完了し、且つ、工事代金の支払が完了した日付を指します。但し、新築戸建建売住宅においては、引渡しを終え、且つ、住宅の購入代金の支払が完了した日付を指します。

## 3-5 実績報告～補助金支払

### (1) 実績報告及び補助金の額の確定

補助対象事業者は、事業が完了した後、補助対象事業実績報告書を指定期日までに、SIIに提出してください。SIIは、補助対象事業実績報告書の提出を受け、申請内容に係る工事等の審査を行い、内容が適正であると認めた時、補助金の交付を確定し、補助対象事業者にその旨を通知します。補助対象事業実績報告書の提出書類については、交付決定通知書と同時に配布される「事務取扱説明書」を参照の上、関連書類を作成してください。

- ※提出期日に遅れた場合は、本事業への申請を取下げたものとみなします。注意してください。
- ※虚偽の報告等により不正行為等が認められた場合は、交付決定の取り消しと処罰の対象となります。

### (2) 現地調査(完了検査)

- ① 現地調査は、補助対象事業が事業の目的に適して公正に実施されたかを判断する検査であり、補助金の交付を確定するためのものです。SIIは必要に応じて現地調査(完了検査)を行いますので、必ずご協力ください。
- ② 現地調査で適正な事業の実施・遂行が認められなかった場合は、交付決定の取り消しとなり、補助金の支払ができない場合があります。
- ③ 不正行為等が認められた場合は、交付決定の取り消しと処罰の対象となります。

### (3) 補助金支払

補助対象事業者は、補助金の額の確定後、「精算払請求書」をSIIに提出し、SIIは「精算払請求書」の受領後、補助対象事業者(共同申請者のある場合は共同申請者)に補助金を支払います。

### (4) 事業成果の公表

他の事業者への普及促進を目的に、成果を公表し広く一般に紹介します。

### (5) 使用状況の報告

本事業は、省CO<sub>2</sub>効果等の情報の取得、分析についても事業の目的としているため、補助対象事業者による下記の報告が要件となります。  
※なお、ご報告いただいた内容は個人情報を除いた上で国またはSIIから公表する場合があります。

#### 【補助対象事業終了後(定期報告アンケート)】

補助対象事業者は、補助対象事業終了後2年間、半期毎にエネルギー使用量(電力、ガス、灯油等)及び、太陽光発電システム、家庭用コージェネレーションシステム等の発電設備の電気の発電量及び売電量等のエネルギー使用状況について、エネルギー計測装置等を使用し「定期報告アンケート」にて報告を行ってください。また、別途、他のアンケート調査、省CO<sub>2</sub>効果検証のための計測、取材等に協力していただくことがあります。※報告先が変更される場合は、前もってご連絡いたします。

第1回 定期報告アンケート提出期限：2019年10月末日(報告対象期間:2019年4月～2019年9月分)

第2回 定期報告アンケート提出期限：2020年4月末日(報告対象期間:2019年10月～2020年3月分)

第3回 定期報告アンケート提出期限：2020年10月末日(報告対象期間:2020年4月～2020年9月分)

第4回 定期報告アンケート提出期限：2021年4月末日(報告対象期間:2020年10月～2021年3月分)

## (6) 取得財産の管理等

補助対象事業者は、補助を受けて取得し、又は効用の増加した財産(取得財産等)については、補助対象事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し(善管注意義務)、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければなりません。補助対象事業者は、補助対象住宅の財産取得日(引渡受領日)から6年以内に取得財産等を処分(補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう)しようとするときは、あらかじめ「財産処分申請書」をSIIに提出し、その承認を受けなければなりません。万一、未承認のまま財産処分が行われた場合、SIIは交付決定を取り消し、加算金(年利10.95%)とともに補助金全額の返還を求めることがあります。

SIIは補助対象事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又は収入があると認められるときは、その収入の全部又は一部をSIIに納付させることができますものとします。

### <財産処分について>

交付規程に則り、財産処分を行いSIIの承認後、返金が発生する場合は、下記の方法で返金額を計算する。

- ・処分制限財産の取得日(支払日)を起算日とする。
- ・処分制限財産に対し、売却・譲渡・交換・破棄等を行った日を処分日とする。
- ・処分制限期間は補助対象住宅の財産取得日(引渡受領日)から6年とする。
- ・計算用の決算日を3月31日とする。
- ・減価償却方法は「定率法」を採用する。
- ・上記の条件で補助対象経費の残存簿価を計算し、残存簿価の補助金相当額を返金額とする。

※ その他、平成20年5月15日大臣官房会計課の「環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について」に該当する場合(転用・譲渡・交換・貸与・担保・破棄・取り壊しの財産処分)においても同様とする。

## (7) 交付決定の取り消し、補助金の返還、罰則等

万一、交付規程に違反する行為が行われていたとSIIが判断した場合、補助対象事業者に対して次の措置が講じられることに留意すること。

- ① 適正化法第17条の規定による交付決定の取り消し、第18条の規定による補助金等の返還及び第19条第1項の規定に準拠した加算金の納付。
- ② 適正化法第29条の規定による罰則及び第30条から第32条までの規定に準拠した罰則。
- ③ 一定の期間、補助金等の全部または一部の交付を行わないこと。
- ④ SIIの所管する契約について、一定期間指名等の対象外とすること。
- ⑤ 補助対象事業者等の名称及び不正の内容の公表。

※ 適正化法: 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)

### <個人情報利用目的について>

取得した個人情報については、申請に係る事務処理に利用する他、SIIが開催するセミナー、シンポジウム、本事業の効果検証のための調査・分析、SIIが作成するパンフレット・事例集、国が行うその他調査業務等に利用させていただくことがあります。その場合、国が指定する外部機関に提供を行う場合があります。

また、同一の設備等に対し、国から他の補助金を受けていないかを調査するために利用することがあります。

### 3-6 注意事項

申請者、手続代行者、共同申請者及び、ZEHビルダー/プランナーは、以下の点に注意してください。

#### 【交付申請時に関して】

- ① **1つの物件に対して、1件の申請のみ受け付けます。**また、同一人が複数物件の申請をすることはできません。同じ物件に対して、複数の申請がある場合は、全ての申請を認めません。但し、審査の結果不採択となった物件で、それ以降の公募に再度申請する場合はその限りではありません。
- ② 申請者は申請する住宅の建築主・所有者または所有予定者であり、当該住宅に**常時居住**する予定の者であること。**(別荘、セカンドハウス等は補助対象外)**
- ③ 申請後に申請者の変更は原則として認めません。また申請内容に変更の可能性が生じた場合は、**予めSIIに報告し、SIIの指示に従ってください。**なお、**再生可能エネルギー・システムによる創エネルギー量を除く年間の一次エネルギー消費削減率が下がる変更については原則として認めません。**
- ④ 申請後に手続代行を行う法人を変更することは原則として認めません。
- ⑤ 2世帯住宅において、2世帯各々で申請する場合は区分登記が必要となります。(区分登記された表示登記書の提出が必要となります)  
**区分登記ができないものは、1世帯の申請とします。**
- ⑥ 平日の日中(10:00~12:00、13:00~17:00)に必ず連絡が取れること。
- ⑦ 原則として申請書類の返却はできませんので、ご了承ください。

#### 【実績報告時に関して】

太陽光発電システム及び、補助対象設備として蓄電システムを申請する場合には、原則として電気事業者との系統連系が完了した後に実績報告を行うこと。

※地域により電気事業者との系統連系協議に長期間を要する場合がありますので、ご注意ください。

#### 【周辺環境への配慮について】

一般家庭において、空調、給湯、発電機器などが、騒音や振動の発生源となり、生活環境に影響を及ぼす場合があります。機器を設置する際には、施工会社等とよく相談の上、周辺住居等への影響を未然に防止するよう、十分な配慮をお願いします。

なお、騒音等の防止を考慮した機器の据付け方法に関して、ガイドブックが公表されていますので、以下のガイドブックにおいて推奨されている据付け方法をご確認の上、設置場所をご検討いただきますようお願いいたします。

- ・「騒音等防止を考えた家庭用ヒートポンプ給湯機の据付けガイドブック」(社団法人日本冷凍空調工業会 平成23年4月発行、平成24年2月改訂) URL:[http://www.jraia.or.jp/product/heatpump/t\\_guide.html](http://www.jraia.or.jp/product/heatpump/t_guide.html)
- ・「運転音に配慮した家庭用燃料電池コージェネレーションシステムの据付けガイドブック」(燃料電池実用化推進協議会 平成28年6月発行) URL:[http://www.fccj.jp/pdf/28\\_cog.pdf](http://www.fccj.jp/pdf/28_cog.pdf)

#### 【その他】

- ① 本事業で導入した設備等については、SIIが補助事業の対象となり得るものとして指定したものであり、補助対象設備導入に係る補助対象事業者とZEHビルダー/プランナー(設計者・施工者)、手続代行者、共同申請者等との契約、施工、設備等の品質・性能、燃料等の調達、導入完了後の保守や保証、知的財産権等をSIIが保証するものではありません。万一、上記に関する紛争が起きてもSIIは関与しません。
- ② 申請者、手続代行者、共同申請者及びZEHビルダー/プランナーは、虚偽の内容を含む提案・申請をしてはなりません。その内容に偽りがあることが補助対象事業完了後に判明した場合、民事上及び刑事上の法的責任が生ずる可能性があることを認識し、誠実且つ的確な提案・申請をしてください。不正をした事が明らかになった場合は補助金の支払を行いません。また、不正な行為により補助金を受給した場合は、民事上及び刑事上の法的責任が生ずる可能性があることを十分に認識した上で、適正に手続きを行ってください。

**(注)表紙裏面“補助金を申請及び受給される皆様へ”をご確認ください。**

### 3-7 よくあるご質問について

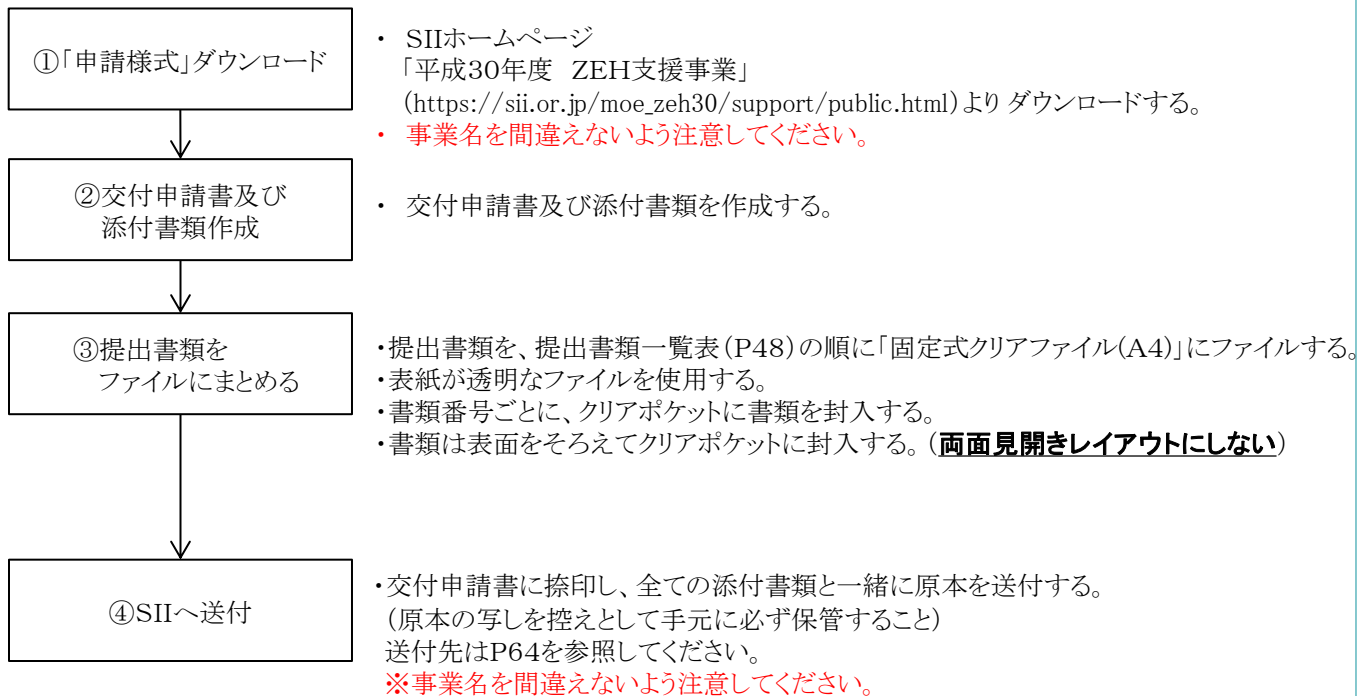
SIIホームページに「よくあるご質問」を掲載しておりますので、ご確認ください。

[https://sii.or.jp/moe\\_zeh30/support/faq.html](https://sii.or.jp/moe_zeh30/support/faq.html)

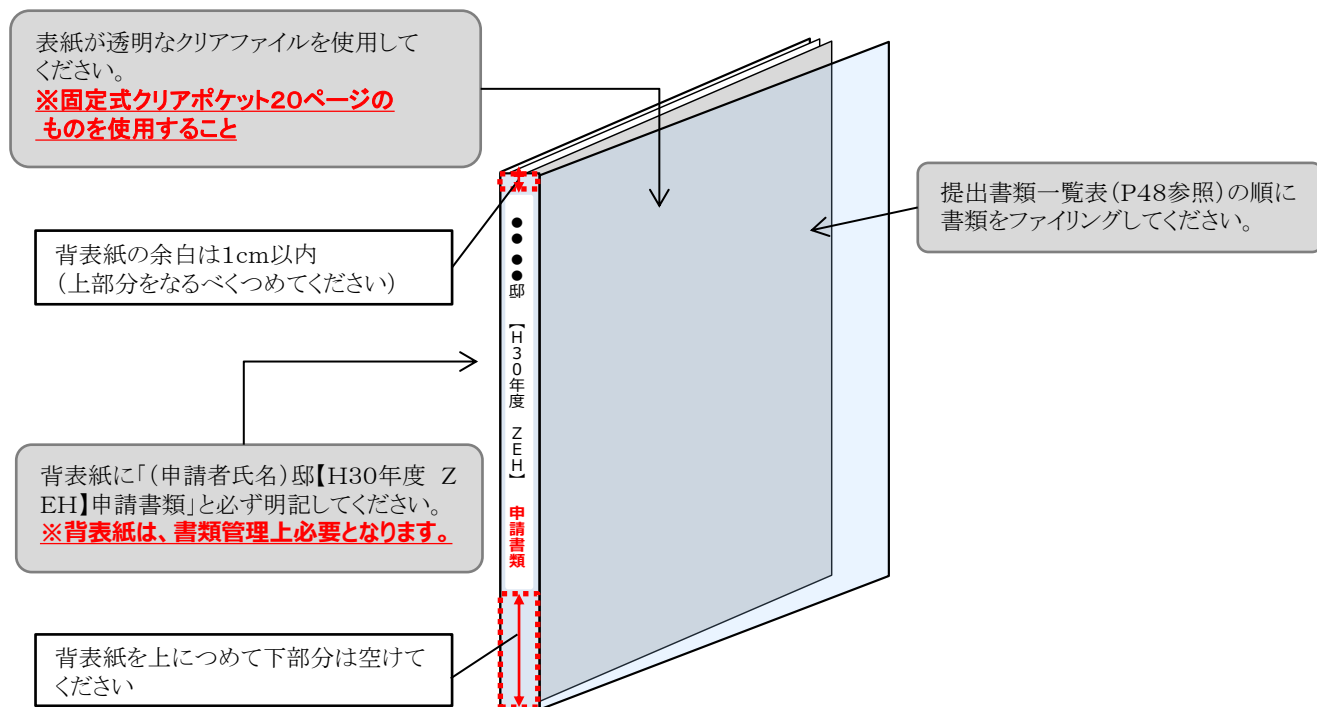
## 4 交付申請の方法

### 4-1 申請について

- SIIホームページから「平成30年度 ZEH支援事業」  
([https://sii.or.jp/moe\\_zeh30/support/public.html](https://sii.or.jp/moe_zeh30/support/public.html))を選択して、「公募情報」から申請様式をダウンロードして、  
交付申請書及び添付書類など申請に必要な書類を作成してください。  
(注1) 事業名を間違えないよう注意してください。  
(注2) P48「交付申請 提出書類一覧表」を参照し、書類不備のないよう注意してください。
- 公募期間中に交付申請書及び添付書類の原本をSIIに提出し、**原本の写しを控えとして手元に必ず保管してください。**



#### <ファイリング方法>





## 4-2 交付申請 提出書類一覧表

- ・提出書類は、下記の順番に、「固定式クリアファイル(A4)」へ綴じ込み提出してください。  
・建築図面は全てA3で作成して提出してください。

No.	書類名	内容	区分	様式	作成例
①	交付申請書	・SIIが指定する交付申請書に記入すること	●	様式第1	P50～54
②	実施計画書	・申請する住宅の高断熱外皮及び導入する設備の仕様と補助対象費用を記入すること	●	定型様式1-1	P55～57
③	交付申請額算出表	・補助対象費用を算出すること	●	定型様式2-1	P58
④	蓄電システム見積書	・蓄電システムを購入の上、補助対象費用に計上する場合のみ記載すること	○	定型様式3-1	P59
⑤	リースの場合	リース契約書(案)	○	様式自由	-
⑥		蓄電システム リース料金計算書			
⑦	Webプログラム未評価省エネルギー・システム登録書	・採用する申請者のみSIIが発行したシステム登録利用書の写しを提出すること	○	SIIから送付した書類の写し	-
⑧	建築図面	配置図	●	様式自由 (A3用紙)	-
⑨		平面図 (兼設備設置図)			
⑩		立面図(四面)			
⑪	狭小住宅に 申請の場合	登記事項証明書	○	-	-
⑫		地積測量図	○	-	-
⑬		都市計画図等	○	-	-
⑭		敷地写真(1枚)	○	-	-
⑮	印鑑登録証明書 (原本)	・発行日は交付申請書(様式第1)の申請日の日付より3ヶ月以内のもの ・連名の場合には、連名者全員分の印鑑登録証明書も提出すること ・共同申請者(リース事業者)が多数の申請を見込んでいる場合、印鑑登録証明書の簡略化を申請することができる(事前にSIIへ要相談)	●	-	-
⑯	提出書類内容チェックリスト	・①～⑯の書類について、添付漏れや記入の不備がないかチェックすること(手続代行者のチェックでも可)	●	定型様式5-1	P49

凡例 ●:提出必須の書類 ○:申請内容に該当する場合のみ書類を提出

## 5 交付申請書及び添付書類の入力例

### 定型様式5-1 提出書類内容チェックリスト

平成30年度 ZEH支援事業

定型様式 5-1

提出書類内容チェックリスト(平成30年度 ZEH支援事業)

(注1) 提出書類の並び順は当チェックリスト順にし、透明表紙の固定式クリアファイルに綴じ込み、必ず背表紙を付けて(公募要領P47参照)提出すること。

(注2) 各書類の項目に応じた内容を確認し、申請する住宅に該当する項目のみ確認欄にチェックすること。

申請者名		〇〇 〇〇			
手続代行者名		□□□□ 株式会社			
No	書類名	項目	内容	確認欄	
①	交付申請書 (様式第1)	交付申請書	申請する様式は平成30年度 ZEH支援事業のものか。	<input type="checkbox"/>	
		交付申請書	申請する補助対象事業が正しく選択されているか。 また、必要事項が記入されているか。	<input type="checkbox"/>	
		別紙1 役員名簿 共同申請者のある場合のみ	法人・団体名等、名簿等必要事項が全て記入されているか。	<input type="checkbox"/>	
		別紙3 誓約書 共同申請者のある場合のみ	申請者	自筆の署名であるか。また、交付申請書に記載のものと整合性がとれているか。	<input type="checkbox"/>
			共同申請者 共同申請者のある場合のみ	交付申請書に記載のものと整合性がとれているか。	<input type="checkbox"/>
手続代行者	交付申請書に記載のものと整合性がとれているか。	<input type="checkbox"/>			
②	実施計画書	実施計画書全般	申請する住宅の断熱外皮情報(仕様及び面積等)、設備仕様、補助対象費用の算出等必要事項が全て記入されているか。	<input type="checkbox"/>	
③	交付申請額算出表	蓄電システム導入補助金申請額 蓄電システムを補助対象にする場合のみ	申請する蓄電システムの設備情報及び補助対象費用の算出等必要事項が全て記入されているか。	<input type="checkbox"/>	
		補助金交付申請予定額	合計金額は正しく表示されているか	<input type="checkbox"/>	
④	蓄電システム費用関連書類 蓄電システムを補助対象にする 場合のみ該当する書類を提出	蓄電システム 見積書	発行元・工事名称・納入場所、見積金額が明記されているか。	<input type="checkbox"/>	
		リース契約書(案)	交付申請書の申請者、共同申請者の記載内容との整合性はとれているか。	<input type="checkbox"/>	
		蓄電システム リース料金計算書	リース契約予定期間、リース等料金計算は全てが記入されているか。	<input type="checkbox"/>	
⑤	Webプログラム未評価省エネルギー・システム システム登録利用書 採用する場合のみ		SIIが発行したシステム登録利用書の写しであるか。	<input type="checkbox"/>	
⑥	建築図面 (A3用紙で提出すること)	配置図	真北と建物との方位角が明記されているか。 また狭小住宅で申請する場合、敷地の求積計算は記入されているか。	<input type="checkbox"/>	
		平面図(兼設備設置図)	各階ごとに部屋名・寸法が明記されているか。 また補助対象となる全ての設備について設置及び設置数が分かるものであるか。	<input type="checkbox"/>	
		立面図(四面)	東西南北全てあり、屋根勾配及び階高、開口部等が確認できるよう明記されているか。	<input type="checkbox"/>	
太陽光パネルの枚数、容量が明記されているか。	<input type="checkbox"/>				
⑦	狭小住宅関連書類 都市部狭小地で申請する場合	登記事項証明書	申請する住宅の敷地について取得したものであるか。	<input type="checkbox"/>	
		地積測量図	申請する住宅の敷地について取得したものであるか。	<input type="checkbox"/>	
		都市計画図等	建設地の用途地域、北側斜線の種別が表示されたものであるか。	<input type="checkbox"/>	
		敷地写真	敷地の全景が確認できる写真であるか。	<input type="checkbox"/>	
⑧	印鑑登録証明書(原本)	発行日	交付申請書申請日の日付より3ヶ月以内の原本であるか。	<input type="checkbox"/>	
		登録者	申請者本人のものであるか。(連名で申請する場合には申請する人数分あるか)	<input type="checkbox"/>	
⑨	提出書類内容チェックリスト	申請書ファイルの背表紙	申請書ファイルに背表紙を付けているか。	<input type="checkbox"/>	
		チェックの確認	提出書類内容チェックリストにチェック漏れはないか。	<input type="checkbox"/>	

## 様式第1(交付申請書) 1/5

様式第1 交付申請書

平成30年度 ZEH支援事業

平成 30 年 ○○ 月 ○○ 日

1 入力必須 ( 1 / 5 枚 )

一般社団法人 環境共創イニシアチブ

代表理事 赤池 学 殿

申請者 郵便番号 ○○○ - ○○○○  
住所 ○○県○○市○○町○丁目○○番○○号  
ふりがな ○○○○ ○○○  
法人名又は氏名 ○○ ○○  
支店名  
代表者名等  
生年月日 昭和 ○○ 年 ○○ 月 ○○ 日  
電話番号 ( ○○○ ) ○○○○ - ○○○○

2  
・申請者印は実印で捺印すること  
(連名者がある場合は連名者も実印で捺印)  
・手続代行者印は代表者印を捺印すること

印

登録印

3  
・住所  
・法人名又は氏名  
・生年月日  
以上が印鑑登録証明書と一致していること

共同申請者 (リース事業者等) 郵便番号 △△△ - △△△△  
住所 △△県△△市△△町△丁目△△番△△号  
法人名 株式会社 △△リース  
支店名 △△△△ 支店  
代表者名等 支店長 △△ △△

4  
代表者等名は必ず役職名、  
氏名をフルネームで入力すること

代表者印

手続代行者 郵便番号 □□□ - □□□□  
住所 □□県□□市□□町□丁目□□番□□号  
法人名 □□□□ 株式会社  
支店名 □□□□ 支店  
代表者名等 支店長 □□ □□

5  
代表者等名は必ず役職名、  
氏名をフルネームで入力すること

代表者印

平成30年度 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金  
(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)化等による住宅における低炭素化促進事業)  
(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)化による住宅における低炭素化促進事業)

### 交付申請書

平成30年度 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)化等による住宅における低炭素化促進事業)(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)化による住宅における低炭素化促進事業)交付規程第4条の規定に基づき、以下のとおり環境省からの二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)化等による住宅における低炭素化促進事業交付要綱第3条に基づく国庫補助金に係る交付の申請をします。

なお、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)及び交付規程の定めるところに従うことを承知の上、申請します。

(備考)用紙は日本工業規格A4とし、縦位置とする。

## 様式第1(交付申請書) 2/5

平成30年度 ZEH支援事業

( 2 / 5 枚 )

### 記

1. 申請する補助事業 ※申請する補助事業にチェックをつけて下さい。(複数チェック不可)

平成30年度 ZEH支援事業

平成30年度 先進的再生可能エネルギー熱等導入支援事業

2. 補助事業の名称

〇〇 〇〇邸 ZEH支援事業

3. 補助事業の実施計画

別添による

4. 補助金交付申請予定額

平成30年度 ZEH支援事業

補助金交付申請予定額

916,000 円

平成30年度 先進的再エネ熱等導入支援事業

補助金交付申請予定額

円

5. 事業予定期間

着手予定日

平成 30 年 〇 月 〇〇 日

完了予定日

平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

6. 役員名簿(別紙1)

3/5に申請者の役員名簿を作成の上提出すること。

7. 暴力団排除に関する誓約事項(別紙2)

4/5に記載の暴力団排除に関する誓約事項について熟読し、理解の上、これに同意します。

8. 交付申請に関する誓約書(別紙3)

5/5に記載の交付申請に関する誓約事項について熟読し、理解の上、これに同意します。

(備考) 用紙は日本工業規格A4とし、縦位置とする。

様式第1(交付申請書) 3/5

平成30年度 ZEH支援事業

別紙1

平成 30 年 〇〇 月 〇〇 日

( 3 / 5 枚 )

役員名簿

6

一枚目から自動表示

法人・団体名等 : 株式会社 △△リース

氏名 カナ	氏名 漢字	生年月日				性別	役職名
		和暦	年	月	日		
キョウドウ タロウ	共同 太郎	S	〇〇	〇〇	〇〇	M	会長
トウザイ イチロウ	東西 一郎	S	〇〇	〇〇	〇〇	M	代表取締役 社長
ナンボク ハナコ	南北 花子	H	〇〇	〇〇	〇〇	F	代表取締役 副社長

(注1) 申請者が法人又は共同申請者(リース事業者等)は、役員名簿を提出すること。申請者が個人の場合は不要とする。

(注2) 役員名簿については、氏名カナ(全角、姓と名の間は半角で1マス空け)、氏名漢字(全角、姓と名の間は半角で1マス空け)、生年月日(全角で大正はT、昭和はS、平成はH、数字は2桁全角)、性別(全角で男性はM、女性はF)、会社名及び役職名を記載する。(上記記載例参照)。また、外国人については、氏名漢字欄にはアルファベットを、氏名カナ欄は当該アルファベットのカナ読みを記載すること。

## 様式第1(交付申請書) 4/5

平成30年度 ZEH支援事業

別紙2

- 7
- ・暴力団排除に関する誓約事項を熟読し、理解の上で申請して下さい
  - ・(1)～(4)に該当する者が行う事業に対しては、本補助金の交付対象としません
- ( 4 / 5 枚 )

### 暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

### 記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

以上

## 様式第1(交付申請書) 5/5

別紙3

平成30年度 ZEH支援事業

平成 30 年 ○○ 月 ○○ 日

8 / 5 / 5 枚)

一枚目から自動表示

一般社団法人 環境共創イニシアチブ  
代表理事 赤池 学 殿

### 平成30年度 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 (ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)化等による住宅における低炭素化促進事業) (ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)化による住宅における低炭素化促進事業) 誓約書

私は、補助金の交付の申請を一般社団法人環境共創イニシアチブ(以下「SII」という。)に提出するに当たって、また、補助対象事業の実施期間内及び完了後においては、下記の事項について誓約いたします。  
この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、一切異議は申し立てません。

- 交付申請**  
本事業の交付規程及び公募要領の内容を全て承知の上で、申請者、手続代行者の役割及び要件等について確認し、了承している。
- 暴力団排除**  
暴力団排除に関する誓約事項について熟読し、理解の上、これに同意している。
- 交付決定前の事業着手の禁止**  
交付決定通知書を受領する前に本事業に着手した場合には、補助金の交付対象とならないことを了承している。
- 重複申請の禁止**  
他の国庫補助金等を重複して受給してはならないことを理解している。
- 申請の無効**  
申請書及び添付書類一式について責任をもち、虚偽、不正の記入が一切ないことを確認している。  
万が一、違反する行為が発生した場合の罰則等を理解し、了承している。
- 個人情報の利用**  
SIIが取得した個人情報等については、申請に係る事務処理に利用する他、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に基づいた上で、SIIが開催するセミナー、シンポジウム、本事業の効果検証のための調査・分析、SIIが作成するパンフレット・事例集、国が行うその他調査業務等に利用されることがあり、その場合、国が指定する外部機関に個人情報等が提供されることに同意している。  
また、本情報が同一の設備等に対し、国から他の補助金を受けていないかを調査するために利用されることに同意している。
- 申請内容の変更及び取下げ**  
申請書の提出後に申請内容に変更が発生した場合には、SIIに速やかに報告することを了承している。  
万が一、違反する行為が発生した場合は、SIIの指示に従い申請書の取下げを行うことに同意している。
- 現地調査等の協力**  
補助対象事業が事業の目的に適切に公正に実施されているかを判断するための現地調査等に協力することを了承している。
- 事業の不履行等**  
申請者、手続代行者がSIIに連絡することを怠ったことにより、事業の不履行等が生じ審査が継続できないとSIIが判断した場合は、当該申請者の申請及び登録を無効とすることができることを理解し、了承している。
- 免責**  
SIIは、ZEHビルダー/プランナー、手続代行者、補助対象事業者、その他の者との間に生じるトラブルや損害について、一切の関与・責任を負わないことを理解し、了承している。
- 事業の内容変更、終了**  
SIIは、国との協議に基づき、本事業を終了、又はその制度内容の変更を行うことができることを承知している。

上記を誓約し、申請内容に間違いがないことを確認した上で署名・捺印します。

平成 30 年 ○○ 月 ○○ 日

10 エクセルに入力せず  
印刷後、必ず直筆で記入のこと

9 入力必須

申請者 氏名

○○ ○○

印 実印

申請者本人が署名し実印を捺印すること。(手続代行者の代筆は不可)

共同申請者 法人名

株式会社 △△リース

12 必ず代表者印を押印  
(社印は不可)

代表者印

代表者名等

支店長 △△ △△

手続代行者 法人名

□□□□ 株式会社

13 必ず代表者印を押印  
(社印は不可)

代表者印

代表者名等

支店長 □□□ □□

11 交付申請書(1/5枚)の  
手続代行者記載情報と一致していること

定型様式1-1 実施計画書 1/3

平成30年度 ZEH支援事業

定型様式1-1(1/3)

〇〇 〇〇邸〇〇〇〇

実施計画書

1. 補助対象住宅の概要

募集次区分	〇次公募		交付申請者氏名	〇〇 〇〇					
建設予定地	〒 〇〇〇 - 〇〇〇〇 〇〇 県 〇〇 市 〇〇〇町〇〇〇-〇								
建築区分	新築	地域区分	6	年間日射地域区分	A4	多雪地域	<input type="checkbox"/>	ZEHの種類	ZEH
都市部狭小地	<input type="checkbox"/>	敷地面積	㎡	用途地域		北側斜線		種別選択	
工法	<input type="checkbox"/> 木造 (軸組構法) <input type="checkbox"/> 木造 (枠組壁工法) <input type="checkbox"/> S造 <input type="checkbox"/> RC造		Webプログラム未評価省エネルギー・システム導入する場合は■をつける		<input type="checkbox"/> 削減率                 %				

2. 床面積

(注)吹抜等の仮想床を含んだ面積を小数点第二位まで記入すること。三位以下四捨五入

階数	1F	2F	3F	合計(㎡)
床面積(㎡)	78.66	60.15		138.81
うち主たる居室(㎡)	46.37	18.39		64.76

3. 断熱性能

外皮平均熱貫流率(UA) (小数点第二位まで、三位以下四捨五入)	0.51	再生可能エネルギーを除いた、基準一次エネルギー消費量からの一次エネルギー消費量削減率(小数点第一位まで、二位以下四捨五入)	28.2 %削減
冷房期平均日射熱取得率(η <sub>AC</sub> ) (小数点第一位まで、二位以下四捨五入)	1.5	再生可能エネルギーを加えた、基準一次エネルギー消費量からの一次エネルギー消費量削減率(小数点第一位まで、二位以下四捨五入)	118.7 %削減

4. 費用の判定

補助対象経費の仕様	エアコン仕様		外皮仕様事前登録番号										
断熱外皮(断熱材)(円)	800,000	断熱外皮(開口部)(円)	1,200,000	設備機器(円)	1,650,000	合計(円)	3,650,000	床面積1㎡あたりの金額(万円/㎡)	2.63	上限金額(万円/㎡)	3.32	判定	可

5. 他の補助金の申請状況

他の補助金等に申請している、または申請予定の場合はその補助金等の名称を必ず記入すること

実施計画書(2/3、3/3)から自動転記

<input type="checkbox"/> 平成30年度 先進的再エネ熱等導入支援事業	<input type="checkbox"/> 平成30年度 地域型住宅グリーン化事業に関する評価事業を実施する者に対する補助事業
<input type="checkbox"/> 平成30年度 高性能建材による住宅の断熱リフォーム支援事業	<input type="checkbox"/> 平成30年度 「燃料電池の利用拡大に向けたエネファーム等導入支援事業費補助金」
<input type="checkbox"/> 平成30年度 次世代省エネ建材支援事業	<input type="checkbox"/> その他 ( )
<input type="checkbox"/> サステナブル建築物等先導事業	

6. ZEHビルダー/プランナー情報

ビルダー/プランナー登録番号	ZEH28●-●●●●●●●●●●	グループ番号	●●●●
ビルダー/プランナー登録名称	●●●●●●ハウス		

7. 手続代行者情報

手続代行者担当者は申請内容に関する問合せ等で確実に対応できる実務担当者の連絡先を記入すること。  
手続代行者を介さない交付申請者は問合せ等に確実に応じることができるよう申請者本人の連絡先を必ず記入すること

手続代行業社名	〇〇〇〇 株式会社	支店名	〇〇〇〇 支店
所属	〇〇部	担当者氏名	〇〇〇 〇〇
住所	〒 〇〇〇 - 〇〇〇〇 〇〇 県 〇〇 市 〇〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号		
電話番号	( 〇〇 ) 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇	FAX番号	( 〇〇 ) 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇
携帯電話番号	( 〇〇〇 ) 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇	必ず電子メールアドレスを入力すること	
E-MAIL	〇〇〇〇〇〇 @ 〇〇〇〇〇〇〇〇		



## 定型様式1-1 実施計画書 2/3

平成30年度 ZEH支援事業

定型様式1-1(2/3)

○○ ○○邸○○○○

### 8.住宅の高断熱外皮

外皮仕様事前登録

ビルダー/プランナー登録番号 ZEH28 ●-●●●●●-●●●●

外皮仕様事前登録番号

(1) 導入する断熱材の仕様情報及び費用を記入

複数の仕様が混在する場合は、施工面積の大きいものから順に2種類まで記入すること。  
断熱材を重ねて施工する場合は「100×3」「100+60」など構成が分かるように記入すること。

16 導入する主な断熱材に複数の仕様が混在する場合は、施工面積の大きいものから順に2種類まで入力

熱的境界部位	断熱材の仕様		厚さ(mm)
	断熱材の仕様(製品名)		
屋根 (一般部、バルコニー下等)	17 導入する断熱材の製品名及び厚さを入力 断熱材を組み合わせる場合は組み合わせで入力		
天井	○○○○マット ○○K(2層)		100+100

外壁	一般部	充填断熱	○○○○マット ○○K	100
		外張断熱		
(階間部・界壁等)				

床断熱		○○○○フォーム	100
基礎断熱	垂直部		
	水平部		

土間	玄関等 (土間収納等)	垂直部	○○○○ボード	60
		水平部		
	浴室	垂直部	○○○○ボード	60
		水平部		

外気に接する床 (オーバーハング、ピロティ等)		○○○○フォーム	200
----------------------------	--	----------	-----

(1) 導入する開口部の仕様情報及び費用を記入(費用は玄関ドア除く)

部位	(主たる窓の)メーカー名	(主たる窓の)建具の仕様	(主たる窓の)ガラスの仕様	熱貫流率 [W/m <sup>2</sup> K]
窓	○○○	アルミ樹脂	Low-e複層ガラス	2.33
				窓の箇所数

部位	メーカー名	建具の仕様	断熱の仕様または製品名	熱貫流率 (W/m <sup>2</sup> K)
玄関 ドア	○○○	金属製	断熱材充填フラッシュ構造	3.49

- ・(A)は床面積あたりの自動計算になります。
- ・(B)は床面積あたりの自動計算になります。
- ・(A)+(B)は床面積あたりの自動計算になります。

(A) 補助対象費用  
断熱材(円)

18 断熱工事の  
材工費用の  
合計を入力

800,000 円  
5,763 円/m<sup>2</sup>

19 自動表示

(B) 補助対象費用  
玄関ドアを除く開口部  
(円)  
1,200,000 円  
8,644 円/m<sup>2</sup>

20 玄関ドア、シャッター等を  
除く費用を計上のこと

(A+B)  
補助対象費用  
合計(円)

21 自動表示

14,408 円/m<sup>2</sup>

定型様式1-1 実施計画書 3/3

平成30年度 ZEH支援事業

定型様式1-1(3/3)

〇〇 〇〇廊〇〇〇〇

9.住宅の設備仕様

① 空調設備

I. 個別エアコン

22 各設備の入力については、各項目の(注)を確認し、エネルギー消費性能計算プログラムに算入した設備の種類を入力

(事業完了時に住宅に設置するエネルギー消費効率の区分「い」の機器を記入すること。)  
(補助対象費用の計上もエネルギー消費効率の区分「い」のみ)

24 設置する区分(い)のエアコンを記入する

25 各設備工事の材工費用の合計を入力

設置場所	メーカー名	型番	エネルギー消費効率の区分	台数
主たる居室	〇〇〇	〇〇〇56△△△	い	1
その他居室	〇〇〇	〇〇〇22△△△	い	3

23 複数台設置した場合は、設置場所を"主たる居室", "その他居室"からプルダウンで選択し、設備の種類等を入力

(A) 補助対象費用 空調設備 I (円)
800,000

II. ヒートポンプ式セントラル空調システム

設置場所	メーカー名	型番	暖房			冷房			(B) 補助対象費用 空調設備 II (円)
			定格能力 (kW)	定格消費電力 (W)	COP	定格能力 (kW)	定格消費電力 (W)	COP	

26 熱源機のみ費用を計上すること

III. 温水式暖房(床暖房、パネルラジエーター等) 暖房専用熱源機か兼用熱源機かを選択すること

設置場所	放熱機の種類	熱源機の種類	専用兼用	メーカー名	型番	暖房専用熱源機		兼用熱源機		(C) 補助対象費用 空調設備 III (円)
						定格暖房能力 (kW)	暖房 COP	定格暖房消費電力 (W)	暖房部熱効率 (%)	

28 給湯設備と併用の場合は入力不要

29 熱源機の情報のみを入力

27 "主たる居室", "全ての居室"からプルダウンで選択

30 1台あたりの値を入力

(C) 補助対象費用 空調設備 III (円)

② 換気設備 (24時間換気に使用する全ての換気設備を記入すること)

種類	メーカー名	型番	温度(顕熱)交換効率(%)	消費電力 (W)	換気風量 (m³/h)	比消費電力 [W/(m³/h)]	台数	
ダクト式第一種換気	〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	80	43.0	144	0.30	1	
比消費電力合計							0.30 W/(m³/h)	

31 全ての換気設備の比消費電力を入力

32 換気装置(本体)のみの費用を計上すること(ダクト等除く)

(D) 補助対象費用 換気設備 (円)
200,000

③ 給湯設備 (セット型番があるものは、セット型番で記入すること)

複数設置する場合、補助対象費用へ記入する設備価格はエネルギー計算に用いた1台分を記入すること

種類	メーカー名	型番	効率				(E) 補助対象費用 給湯設備 (円)	
			電気	ガス	ハイブリッド			
			年間給湯(保溫)効率	追焚保溫(有/無)	エネルギー消費効率(%)	中間期COP	給湯部熱効率(%)	
電気ヒートポンプ給湯機	〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	3.6	有				650,000

(注) 燃料電池(エネファーム)の場合は、種類/メーカー名/型番のみを記入すること。また費用の記入は不要とする。  
(注) ガスエンジン給湯機(エコウィル)の場合は、発電ユニットの総合効率とガスのエネルギー消費効率欄に記入すること

34 複数台・複数種類設置した場合はweb計算に用いた給湯設備費用を計上すること

33 セット型番があるものはセット型番で入力すること

(E) 補助対象費用 給湯設備 (円)
650,000

補助対象費用 設備 (円) (A)+(B)+(C)+(D)+(E)
1,650,000
11,886 円/㎡

④ 太陽光発電システム

メーカー名	型番	設置枚数(枚)	公称最大出力 (W)	公称最大出力の合計(kW)
〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	38	200	7.600
合計				7.600

35 型番が3種類を超える場合は別紙を追加し、「総合計値」の欄に直接入力してください

⑤ エネルギー計測装置(HEMS本体) (こちらに記入した情報は、実績報告書の提出時に添付する保証書の型番と一致させること。)

メーカー名	型番
〇〇〇〇	〇〇〇-〇〇

(注) 計測データの収集・蓄積・出力等を管理している機器の型番を記入すること。

⑥ 蓄電システム

設置の有無該当する方に■をつける	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
------------------	---------------------------------------	----------------------------

10. Webプログラム未評価省エネルギー・システム

登録システム番号	
----------	--

36 使用する場合はここに登録番号を入力

## 定型様式2-1 交付申請額算出表

1  (青地) は申請書及び実施計画書より自動で表記

平成30年度 ZEH支援事業

定型様式2-1

〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇

### 交付申請額算出表

#### ■補助対象住宅

戸建住宅の補助金算出(一戸あたりの定額 ZEH:70万円)

戸建住宅の補助金申請額	700,000	円 ①
-------------	---------	-----

#### ■補助対象蓄電システム

##### 1. 設備情報

リースの利用	<input type="checkbox"/>	リースの場合は チェックすること
メーカー名	〇〇〇	
パッケージ型番	〇〇〇〇〇〇	
初期実効容量	7.2	kWh
蓄電容量	8.0	kWh (I)
保証年数	12	年 目標価格 <input type="text" value="144,000"/> 円 (II)
PCSのタイプ	専用	
PCSの定格出力	7.2	kW
申請可能な導入価格の上限額	1,152,000	円 (I) × (II)

##### 2. 補助対象費用の算出(見積金額)

補助対象費用	1,000,000	円 ②
--------	-----------	-----

定型様式3-1 蓄電システム見積書の補助対象費用小計(A)を記入してください。  
※保証年数に応じて定められた目標価格以下でないと申請できません(P30参照)

補助対象費用の1/3	333,333	円 ③=②の1/3
------------	---------	-----------

##### 3. 補助金の算出: 初期実効容量1kWhあたり3万円

初期実効容量	7.2 kWh	<input type="text" value="216,000"/> 円 ④
--------	---------	--

##### 4. ③、④のいずれか低い金額(上限金額 ZEH:30万円)

蓄電システム導入補助金申請額	216,000	円 ⑤=③or④の いずれか低い金額
----------------	---------	-----------------------

#### ■合計

補助金交付申請予定額 (様式第1に転記されます)	916,000	円 ⑥=①+⑤
-----------------------------	---------	---------

### 定型様式3-1 蓄電システム 見積書

平成30年度 ZEH支援事業

定型様式3-1

#### 蓄電システム 見積書

工事名称 ○○ ○○邸新築工事

納入場所 〒○○○-○○○○  
○○県○○市○○○町○○○-○

税込金額を自動表示

見積書作成者の情報を入力すること

〒○○○-○○○○  
○○○○株式会社

印

見積金額 ￥1,404,000 (税込)

補助対象費用の算出	名称	数量	単位	単価	金額	備考
	○○○	1	式	1,000,000	1,000,000	
	・ 設備機器費用のみ入力すること ・ 入力する金額は全て税抜金額とする					
	補助対象費用 小計 (A) (税抜)					1,000,000

補助対象外費用の算出	名称	数量	単位	単価	金額	備考
	設置工事費等	1	式	300,000	300,000	
	その他費用 小計 (B) (税抜)					300,000

消費税を自動表示

中計 (A)+(B) (税抜)					1,300,000	
消費税					104,000	
合計 (税込)					1,404,000	

## 定型様式4-1 蓄電システム リース料金計算書

平成30年度 ZEH支援事業

定型様式4-1

- ・ リース料金計算書の提出は該当者のみ
- ・ リース契約書(案)と整合性を取る

### 蓄電システム リース料金計算書

#### 1. リース契約予定期間

リース契約 予定期間	平成	年	月	日	から	年	月	日
	ヶ月							

#### 2. リース等料金計算

(A)	設置機器金額 [合計]	円[税抜]
-----	----------------	-------

	費用項目	補助金ありの場合 (補助金適用後の金額)	補助金なしの場合 (補助金適用前の金額)
(B)	補助金交付 申請予定額	円	

蓄電システムの補助金交付申請予定額を記入すること。

(C)	補助金充当後の金額 [合計] (A)-(B)	円 [税抜]	円
-----	------------------------------	-----------	---

補助金が有りの場合と  
なしの場合の両方を算出

(D)	保険料・諸税等	円 [税抜]	円 [税抜]
-----	---------	-----------	-----------

(E)	リース対象元本 (C)+(D)	円 [税抜]	円 [税抜]
-----	--------------------	-----------	-----------

(F)	金利(%)	%
-----	-------	---

(G)	金利(金額)	円 [税抜]
-----	--------	-----------

(H)	リース料等総額 (E)+(G)	円 [税抜]
-----	--------------------	-----------

## 定型様式6-1 外皮仕様登録届

定型様式6-1

平成 ○ 年 ○ 月 ○ 日

( 1 / 1 枚 )

平成30年度 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金  
(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)化等による住宅における低炭素化促進事業)  
(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)化による住宅における低炭素化促進事業)のうちZEH支援事業  
外皮仕様登録届

登録申請  
ZEHビルダー/プランナー

郵便番号 000 - 0000  
東京都中央区○○-○○-○○

住所 ○○○○ビル

事業者名 ○○建築株式会社

登録名称 ○○建築株式会社

ZEHビルダー/  
プランナー登録番号 ZEH28B-00000-CR

代表者名等 環境 太郎

登録担当者名 環境 次郎

連絡先電話番号 ( 03 ) 0000 - 0000

登録担当者  
E-MAIL \*\*\*@\*\*\*.co.jp

1 A登録、B登録 合わせて登録する場合は、  
ZEHビルダー/プランナー登録番号を併記すること

表記の件について、添付の通り登録届を提出します。

### ■ 外皮仕様登録届リスト

※定型様式7-1から転記。(A)(C)延床面積あたりの単価 (B)窓面積あたりの単価

番号	外皮仕様事前登録番号	建築対象地域区分	モデル住宅のUA値 (W/㎡・K)	(A) 補助対象費用 断熱 ㎡単価 (円/㎡)	(B) 補助対象費用 窓 ㎡単価 (円/㎡)	(C) 補助対象費用 断熱外皮 ㎡単価 (円/㎡)
1	ZEH-37-H	3・4・5・6・7	0.40	8,000	11,500	10,903
2	ZEH-37-S	3・4・5・6・7	0.50	5,900	8,700	8,096
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						

・1枚で記入しきれない場合は複数枚に及んでも可(複数枚に及ぶ場合は登録印の押印は1枚目のみで可)

## 定型様式7-1 外皮仕様登録概要書

### ■ 登録概要書 (注) 断熱材の構成が同じものは原則1登録とします。

外皮仕様事前登録番号	ZEH-37-H		
ZEHビルダー/プランナー登録番号	ZEH28B-00000-CR		
建築対象地域区分	3・4・5・6・7	モデル住宅のUA値	0.40 W/㎡・K
モデル住宅の床面積の合計(㎡)	120.00	登録住宅に適合する床面積の範囲(㎡) (ある場合のみ記入)	

(1) モデルプランに該当する断熱材の仕様情報を記入し、所定の個所に㎡単価を記入すること。

複数の断熱材を使用する場合は、組合せを含む部位面積の大きいものから順に2種類まで記入すること。

熱的境界部位	断熱材の仕様		部位面積 (㎡)	
	断熱材の仕様(製品名)	厚さ(mm)		
屋根	モデルプランに該当する断熱材の製品名及び厚さを入力			
天井	高性能グラスウール24K	240	67.92	
外壁一般部	高性能グラスウール16K+押出法ポリスチレンフォーム3種	100+30	139.50	
外壁階間部				
床断熱仕様	フェノールフォーム1種	100	62.12	
外気に接する床 (オーバーハング、ピロティ等)				
熱的境界部位	断熱材の仕様		部位長さ (m)	部位 床面積 (㎡)
	断熱材の製品名	厚さ(mm)		
基礎断熱仕様	垂直部			
	水平部			
土間床部分 玄関部等	垂直部	押出法ポリスチレンフォーム3種	50	10.00 2.48
	水平部	押出法ポリスチレンフォーム3種	50	
土間床部分 浴室部	垂直部	押出法ポリスチレンフォーム3種	50	3.64 3.31
	水平部	押出法ポリスチレンフォーム3種	50	

(2) モデルプランに該当する全ての開口部仕様情報を次頁(方位別窓リスト)に記入し、所定の個所に㎡単価を記入すること。

窓方位 「方位別窓リスト」より転記	南	東	西	北	その他	合計(㎡)
窓面積 「方位別窓リスト」より転記	10.69	3.70	2.07	4.75		30.29

部位	メーカー名	建具の仕様	断熱の仕様または製品名	熱貫流率 (W/㎡K)	面積(㎡)
玄関ドア	〇〇株式会社	断熱フラッシュ構造	〇〇ドア	2.33	1.89
	玄関ドア面積の合計(㎡)				

外皮総面積(㎡) 小数点第二位まで、三位以下切下げ	307.51
---------------------------	--------

・(A)は床面積あたりの計算をしてください。(小数点以下切上げ)

・(B)は窓面積あたりの計算をしてください。(小数点以下切上げ)

定型様式7-1

2 外皮仕様登録届リストの  
入力から自動で表示

3 モデル住宅の床面積の合計㎡  
に適合する床面積の範囲が  
ある場合のみ入力

4 モデルプランに該当する断熱材の製品名及び厚さを入力

5 断熱材を組合せて導入する場合は組合せを併記すること

6 外壁の面積は  
開口部を除く  
面積とすること

7 補助対象費用  
断熱 ㎡単価  
(円/㎡)を入力

8 方位別窓リストに入力すると自動転記

9 開口部の種類が多く方位別窓リストが2枚にわたって提出する場合は  
「合計」の欄に直接入力

10 補助対象費用  
窓 ㎡単価  
(円/㎡)を入力

11 自動集計

12 自動表示

### 定型様式8-1 方位別窓リスト

定型様式8-1

13 外皮仕様登録リスト及び登録概要書の入力から自動で表示

#### ■ 方位別窓リスト

外皮仕様事前登録番号	ZEH-37-H		
ZEHビルダー/プランナー登録番号	ZEH28B-00000-CR		
建築対象地域区分	3・4・5・6・7	モデル住宅のUA値	0.40 W/m <sup>2</sup> ・K
モデル住宅の床面積の合計 (m <sup>2</sup> )	120.00	登録住宅に適合する床面積の範囲 (m <sup>2</sup> ) (ある場合のみ記入)	

モデルプランに該当する全ての窓仕様情報を、窓方位及び寸法ごとに記入。

窓方位	メーカー名	建具の仕様	ガラスの仕様	寸法(m)		熱貫流率 (W/m <sup>2</sup> K)	設置箇所数 (箇所)	面積 (m <sup>2</sup> )
				幅	高さ			
南	△△△株式会社	樹脂	Low-e三層ガラス(ガス入り)	2.55	1.80	1.6~1.8未満	1	4.59
	△△△株式会社	樹脂	Low-e三層ガラス(ガス入り)	1.65	2.10	1.6~1.8未満	2	6.93
	△△△株式会社	樹脂	Low-e三層ガラス(ガス入り)	1.65	1.05	1.6~1.8未満	1	1.73
	△△△株式会社	樹脂	Low-e三層ガラス(ガス入り)	1.65	1.95	1.6~1.8未満	2	6.44
面積の合計 (m <sup>2</sup> )								19.69

14 八方位よりブルダウで選択

15 "アルミ樹脂", "樹脂", "その他" からブルダウで選択

16 熱貫流率はブルダウで選択

窓方位	メーカー名	建具の仕様	ガラスの仕様	寸法(m)		熱貫流率 (W/m <sup>2</sup> K)	設置箇所数 (箇所)	面積 (m <sup>2</sup> )
				幅	高さ			
東	△△△株式会社	樹脂	Low-e三層ガラス(ガス入り)	1.65	1.30	1.6~1.8未満	1	2.15
	△△△株式会社	樹脂	Low-e三層ガラス(ガス入り)	1.40	0.70	1.6~1.8未満	1	0.98
	△△△株式会社	樹脂	Low-e三層ガラス(ガス入り)	0.60	1.10	1.6~1.8未満	1	0.66
面積の合計 (m <sup>2</sup> )								3.79

窓方位	メーカー名	建具の仕様	ガラスの仕様	寸法(m)		熱貫流率 (W/m <sup>2</sup> K)	設置箇所数 (箇所)	面積 (m <sup>2</sup> )
				幅	高さ			
西	△△△株式会社	樹脂	Low-e三層ガラス(ガス入り)	0.60	0.90	1.6~1.8未満	2	1.08
	△△△株式会社	樹脂	Low-e三層ガラス(ガス入り)	0.90	1.10	1.6~1.8未満	1	0.99
面積の合計 (m <sup>2</sup> )								2.07

窓方位	メーカー名	建具の仕様	ガラスの仕様	寸法(m)		熱貫流率 (W/m <sup>2</sup> K)	設置箇所数 (箇所)	面積 (m <sup>2</sup> )
				幅	高さ			
北	△△△株式会社	樹脂	Low-e三層ガラス(ガス入り)	0.60	0.90	1.6~1.8未満	4	2.16
	△△△株式会社	樹脂	Low-e三層ガラス(ガス入り)	0.90	1.10	1.6~1.8未満	1	0.99
	△△△株式会社	樹脂	Low-e三層ガラス(ガス入り)	0.50	1.60	1.6~1.8未満	2	1.60
面積の合計 (m <sup>2</sup> )								4.75

その他	上記の方位に該当しない窓及び天窓等は窓面積の合計のみ記入	面積 (m <sup>2</sup> )
-----	------------------------------	-------------------------



## 6 申請書提出先及び問合せ先

# 申請書提出先及び問合せ先

### (1) 提出先

以下の「申請書提出先シート」を切り取り、必ず枠内の**会社名・担当者氏名・電話番号**を明記し、**内容物欄にチェックをした上で封筒等に貼り付けて**提出してください。

複数の申請書をまとめて一口で提出する場合は、申請書数も明記してください。複数の個口に分けて提出する場合は、「申請書提出先シート」を複製して利用ください。

なお、申請書の提出先は、事業によって異なりますので、他の事業には絶対に使いまわさないでください。

※ 新規取り組みZEHビルダー/プランナーが関与する申請と、その他のZEHビルダー/プランナーが関与する申請を分けて受け付けます。間違えないよう注意してください。

#### 【新規取り組みZEHビルダー/プランナーが関与する申請の提出先】

申請書提出先シート

〒104-0061  
東京都中央区銀座2-16-7 恒産第3ビル9階  
一般社団法人 環境共創イニシアチブ ZEH事務局内

『平成30年度 ZEH支援事業』

新規取り組みZEHビルダー/プランナー 申請係

※あてはまる内容物にチェックをしてください

交付申請書  
 その他の書類

会社名 \_\_\_\_\_ 担当者氏名 \_\_\_\_\_ 電話番号 \_\_\_\_\_

使用例



#### 【その他のZEHビルダー/プランナーが関与する申請の提出先】

申請書提出先シート

〒104-0061  
東京都中央区銀座2-16-7 恒産第3ビル9階  
一般社団法人 環境共創イニシアチブ ZEH事務局内

『平成30年度 ZEH支援事業』 申請係

※あてはまる内容物にチェックをしてください

交付申請書  
 その他の書類

会社名 \_\_\_\_\_

担当者氏名 \_\_\_\_\_ 電話番号 \_\_\_\_\_

複数申請書を同封の場合  
申請書数  件

上記は、平成30年度 ZEH支援事業 の提出先を示したものです。

提出先は事業によって異なりますので、各事業の「申請書提出先及び問合せ先」ページをご確認ください。

### (2) 発送の注意事項

- ① 他の事業の「申請書提出先シート」使いまわし等により、提出先に間違いがある場合は申請書を受理できないので注意してください。
- ② SIIから申請者又は手続代行者に対して申請書を受け取った旨の連絡はいたしません。
- ③ 必ず配送状況が確認できる手段(簡易書留等)で送付してください。
- ④ 申請者がSIIに送付する申請書は「信書」に該当するものが含まれることから、郵便物・信書便物以外の荷物扱いで発送できないので、注意してください。
- ⑤ 申請書の持ち込みは受理しないので注意してください。

### (3) 問合せ先

TEL: 03-5565-4030 (10時~17時 平日のみ)

※ 上記以外の電話番号にお問合せいただいても、一切お答えできませんので、必ず上記の問合せ先にご連絡ください。







## 2章 環境省による事業

### 2章-2. 先進的再エネ熱等導入支援事業

## 1 事業概要

### 1-1 事業内容

#### (1) 補助金名

平成30年度 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金  
(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)化等による住宅における低炭素化促進事業)  
(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)化による住宅における低炭素化促進事業)のうち  
先進的再生可能エネルギー熱等導入支援事業  
略称:平成30年度 先進的再エネ熱等導入支援事業 (以下、2章-2において「本事業」という)

#### (2) 事業規模

事業規模 約1億円

#### (3) 補助対象事業者

補助対象となる事業者(以下、「申請者」という)は、「平成30年度 ZEH支援事業」(P20参照)、「平成30年度 ZEH+ 実証事業」(P98参照)、「平成30年度 戸建分譲ZEH実証事業」(P154参照)のいずれかにおいて、交付決定を受けている者に限ります。  
但し、「平成30年度 ZEH支援事業」、「平成30年度 ZEH+実証事業」、「平成30年度 戸建分譲ZEH実証事業」のいずれかにおいて交付申請中であり、まだ交付決定を受けていない者についても申請を可とします。  
なお、「暴力団排除に関する誓約事項」(P90参照)に記載されている事項に該当する者が行う事業は、本補助金の交付対象としません。

#### (4) 補助対象となる建材・設備を導入する住宅

「平成30年度 ZEH支援事業」、「平成30年度 ZEH+実証事業」、「平成30年度 戸建分譲ZEH実証事業」のいずれかの交付決定を受けた補助対象住宅であること。  
但し、「平成30年度 戸建分譲ZEH実証事業」においては、今年度に事業完了となる住宅のみ本事業における補助対象住宅とします。

#### (5) 交付要件

以下の要件を全て満たすこと。

- ① 導入する建材・設備は本事業の要件を満たすものであること。(P70～P73参照)
- ② 「平成30年度 ZEH支援事業」、「平成30年度 ZEH+実証事業」、「平成30年度 戸建分譲ZEH実証事業」のいずれかの交付決定を受けていること。

## (6) 補助対象となる建材・設備の要件

補助金交付の対象は、補助対象住宅に導入する下記①、②に記載するものとなります。  
 補助対象となる建材・設備は、新品を導入すること。

### ① 直交集成板(CLT)

補助対象となる直交集成板(以下、「CLT」という)※1は、以下の全ての要件を満たすこと。  
 国内製品においては、JAS認定工場で製造されたJAS製品であること。

補助対象住宅への導入箇所	補助対象住宅における使用量	施工方法
構造耐久力上主要な部分のうち、壁、床版又は屋根版に面的に使用されていること。	CLT総使用量は、延床面積で除した単位面積あたりの当該CLTの使用量が $0.1\text{m}^3/\text{m}^2$ 以上であること。	工法は問いません。  但し、枠組壁工法を用いて工事を行う場合は、「枠組工法又は木質プレハブ法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件(国土交通省告示第1540号、平成29年9月26日公布・施行)に準拠すること。

※1 CLT(直交集成板)とは、Cross Laminated Timber(クロス・ラミネイティド・ティンバー)の略で、板の層を各層で互いに直交するように積層接着した厚型パネルのこと。

(注)CLTの導入に際しては、仕上材の一部、又は化粧材や柱等への使用の場合は、補助対象となりません。

② 先進的再生可能エネルギー熱利用設備

1) 地中熱ヒートポンプ・システム

補助対象となる地中熱ヒートポンプ・システムは、以下の全ての要件を満たすこと。

- ・採熱工法は、クローズドループに限る。
- ・表1に記載する要件を全て満たすこと。
- ・地中熱ヒートポンプ熱源機の補助要件を満たしていることを定量的に示せること。  
但し、SIIが公表する「Webプログラム未評価省エネルギー・システム」に登録された地中熱ヒートポンプ・システムを申請する場合は、省略することができます。
- ・補助対象となる地中熱ヒートポンプ・システムは、交付申請時に販売※されているシステムであること。  
※ 原則、市場流通されていること。

■表1

区分	対象範囲	補助要件	
工法	クローズドループ 垂直埋設型	採熱深度が30m以上であること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「垂直埋設型の採熱工法一覧」(P72、図1)のいずれかの工法であること</li> <li>・地中熱交換器の総長が30m以上であること (Uチューブの場合は行き帰りを一体で測定)</li> </ul>
	クローズドループ 水平埋設型		<ul style="list-style-type: none"> <li>「水平埋設型の採熱工法一覧」(P72、図2)のいずれかの工法であること</li> <li>「水平埋設型の採熱工法一覧」(P72、図2)で示す「らせん状」、「蛇行」、「コイル状」の採熱工法を採用する場合、地中熱交換器に用いるパイプの総長は150m以上であること</li> <li>「水平埋設型の採熱工法一覧」(P72、図2)で示す「シート型」の採熱工法を採用する場合、施設面積は30㎡以上であること</li> </ul>
設備機器	地中熱ヒートポンプ熱源機	暖房時COP3.7以上であること	
	附随設備	システムを構成するタンク及びポンプ類等	
	放熱機器等	システムを構成する床暖房、パネルラジエーター、ファンコイルユニット等	
工事費	工事費	システムに係る機器全ての設置費用及び、配管、断熱等の工事費用	

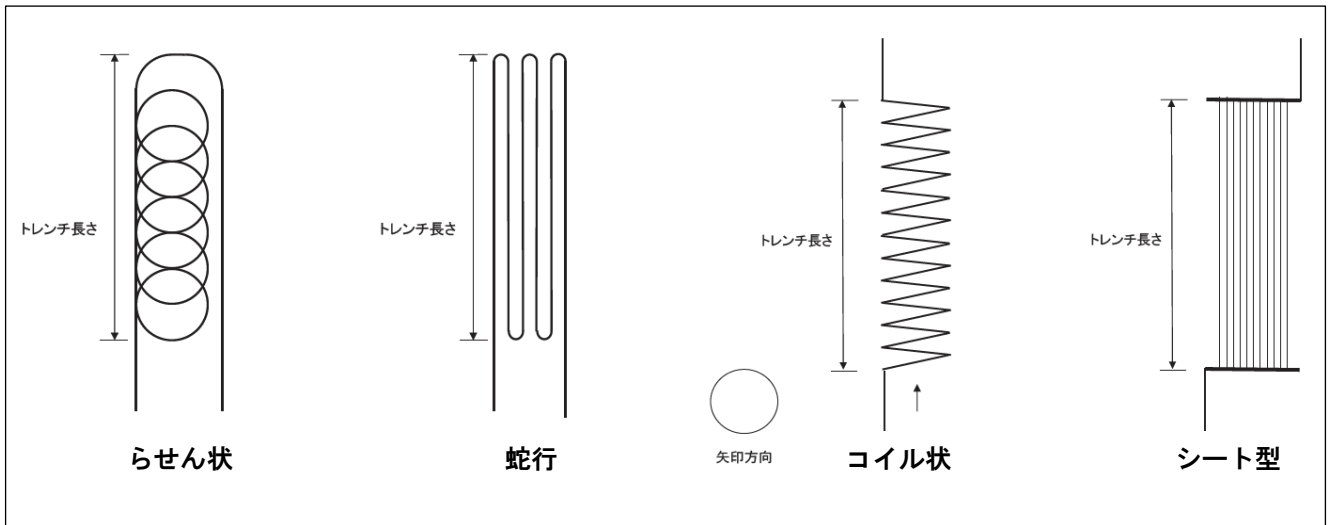


■図1 垂直埋設型の採熱工法一覧

工法 名称	ポアホール工法			杭工法			
	シングルUチューブ	ダブルUチューブ	スパイラルチューブ	杭シングルUチューブ	杭ダブルUチューブ	二重管	既成コンクリートH杭
水平断面 (例)							
垂直断面図 (例)							
口径(mm)	・100以上	・110以上	・500以上	・100以上	・100以上	・60以上	・200×200以上
杭材種(例)	—	—	—	・既成コンクリート杭 ・鋼管	・既成コンクリート杭 ・鋼管	・既成コンクリート杭 ・鋼管 ・ステンレス管	・H型既成コンクリート杭
熱交換器(例)	・高密度ポリエチレン管	・高密度ポリエチレン管 ・架橋ポリエチレン管	・高密度ポリエチレン管	・高密度ポリエチレン管 ・ステンレス管 ・銅管	・高密度ポリエチレン管 ・ステンレス管 ・銅管	・杭本体 (高密度ポリエチレン管、 鋼管、ステンレス管)	・高密度ポリエチレン管
充填材(例)	・珪砂 ・豆砂利 ・コンクリート ・セメントミルク	・珪砂 ・豆砂利 ・コンクリート ・セメントミルク	・珪砂 ・豆砂利 ・セメントミルク	・珪砂 ・豆砂利 ・不凍液 ・水	・珪砂 ・豆砂利 ・不凍液 ・水	・不凍液 ・水	・セメントミルク
熱媒(例)	・水 ・不凍液	・水 ・不凍液	・水 ・不凍液	・水 ・不凍液 ・冷媒	・水 ・不凍液 ・冷媒	・水 ・不凍液	・水 ・不凍液
備考		・複数(ダブル以上)の Uチューブを挿入した ものを含む。			・複数(ダブル以上)の Uチューブを挿入した ものを含む。		

出典：特定非営利法人 地中熱利用促進協会作成の「垂直埋設型の採熱工法の一覧」より抜粋

■図2 水平埋設型の採熱工法一覧



出典：国土交通省国土技術政策総合研究所 国立研究開発法人建築研究所「平成28年度 省エネルギー基準(非住宅建築物) 地中熱ヒートポンプ・システムの熱源水温度計算方法」P4「図3 クローズドループ 水平埋設型の4方式」より抜粋

2) PVTシステム(太陽光発電パネルと太陽熱集熱器が一体となったもの)

補助対象となるPVTシステムは、以下の全ての要件を満たすこと。

- ・表2に示す「補助対象となる設備項目」ごとの補助要件を全て満たすこと。  
(PVTシステムに当該設備が含まれない項目は、この限りでない)
- ・補助対象となるPVTシステムは、交付申請時に販売\*されているシステムであること。  
※ 原則、市場流通されていること。

■表2 PVTシステムの機器要件

区分	補助対象となる設備項目		補助要件
空気集熱式	太陽光発電機能付き集熱器(PVT)※1		<ul style="list-style-type: none"> <li>・日熱効率10%以上であること※3</li> <li>・設置するPVTパネル面積が22㎡以上あること</li> </ul>
	付帯設備・部材費※2	エアーハンドリングユニット (集熱用送風機、ダンパー、熱交換機等)	集熱空気を搬送し、集熱空気を活用するための風路切り替えダンパーを備えたもの
		集熱空気用ダクト・配管	—
		蓄熱槽 (貯湯タンク、ポンプ、集熱制御機器、計測・表示機器等)	JIS A 4113に規定する太陽蓄熱槽と同等以上の性能を有することが確認できること
		システムを構成する室内側の放熱器	—
		システムと一体の補助熱源設備	—
		その他PVTシステムに必要な付属部材	—
	工事費		補助対象となるPVT、付帯設備、部材の設置に係る工事費用
液体集熱式	太陽光発電機能付き集熱器(PVT)※1		<ul style="list-style-type: none"> <li>・日熱効率10%以上であること※3</li> <li>・設置するPVTパネル面積が11㎡以上あること</li> </ul>
	付帯設備・部材費※2	熱媒配管(配管、継手、バルブ等)	—
		蓄熱槽 (貯湯タンク、ポンプ、集熱制御機器、計測・表示機器等)	JIS A 4113に規定する太陽蓄熱槽と同等以上の性能を有することが確認できること
		システムを構成する室内側の放熱器	—
		システムと一体の補助熱源設備	—
		その他PVTシステムに必要な付属部材	—
	工事費		補助対象となるPVT、付帯設備、部材の設置に係る工事費用

※1 PVTパネルの集熱に係る部分のみを補助対象とする。(発電部分、PVT以外の集熱器は補助対象外)

※2 補助対象となるPVTシステムの集熱システムに付帯するものに限る。

※3 JIS A 4112に準拠した試験方法であること。

## (7) 補助金額

- ・ 交付要件を満たす建材・設備

定額 90万円 (補助対象建材・設備の種別、数量によらず一律)

補助対象住宅に導入する建材・設備		補助金額
CLT		90万円
先進的再生可能エネルギー熱利用設備	地中熱ヒートポンプ・システム	90万円
	PVTシステム	90万円
補助対象住宅1戸あたりの補助額※		90万円

※ 複数の設備を導入しても定額90万円となります。

## (8) 他の補助事業との調整

補助対象費用には、国からの他の補助金(負担金、利子補給金並びに補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下、「適正化法」という)第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号に掲げる資金を含む)と重複する対象費用を含めないでください。\*

国からの他の補助事業に申請している、又は申請する予定の場合は後述の実施計画書にその補助事業名及び補助対象について必ず記入してください。

国からの他の補助金を重複受給した場合は、不正行為とみなし、当該補助金に係る交付決定の取り消しを行うとともに、受領済の補助金のうち取り消し対象となった額に加算金(年10.95%の利率)を加えた額を返還していただくこととなります。

※ 併願申請する「平成30年度 ZEH支援事業」、「平成30年度 ZEH+実証事業」、「平成30年度 戸建分譲ZEH実証事業」は重複受給を容認します。上記には該当しません。

## 1-2 公募方法

SIIは、公募期間を定め、先着順に受付します。

また、公募期間中であっても補助対象事業の申請金額の合計が予算に達した日の前日をもって公募を終了し、予算に達した日以降に到着した申請分は、原則受理しませんので、十分注意してください。

SIIでは、申請状況をみて必要に応じて受付可能な補助金の残額をホームページで公表します。申請の目安としてください。

なお、「平成30年度 ZEH支援事業」、「平成30年度 ZEH+実証事業」、「平成30年度 戸建分譲ZEH実証事業」のいずれかに申請中であり、まだ交付決定を受けていない事業についても申請を可とします。

この場合、「平成30年度 ZEH支援事業」、「平成30年度 ZEH+実証事業」、「平成30年度 戸建分譲ZEH実証事業」のいずれかの申請と同時申請も可とします。

(注) 公募開始前に申請書類が到着した場合は、受理しませんので注意してください。

(注) 申請書の受付は、公募期間内の平日(月曜～金曜)のみ行います。  
(土日祝日は申請書の受付は行いません)

(注) 不備不足のない申請書が到着した日が、交付申請の受付日となります。  
申請書類に不備不足がある場合は、原則申請を受理しませんのでご注意ください。  
特に、登録印の押印、印鑑登録証明書、平面図、実施計画書が不足する申請については、一切受理しません。  
なお、到着後に不備不足が認められた申請書は不受理扱いとし、着払いにて申請者(手続代行者がいる場合は手続代行者)に返送します。  
不備書類の返送を受けた後に、改めて申請を希望する場合は、不備不足の解消を確認の上、申請してください。

(注) 申請書の発送における注意事項(P94参照)を必ず確認の上、SIIに発送してください。

(注) 予算に達した日及びその翌営業日以降に到着した申請書については、申請者又は手続代行者を介した場合は手続代行者に着払いで申請書を返却します。  
尚、公募初日に申請金額の合計が予算に達した場合は、不備・不足のない申請書類を対象として抽選を行い、受付対象を決定します。  
抽選結果は、申請書受領日から1週間以内に申請者(手続代行者がいる事業は手続代行者)に通知します。



## 1-3 事業スケジュール

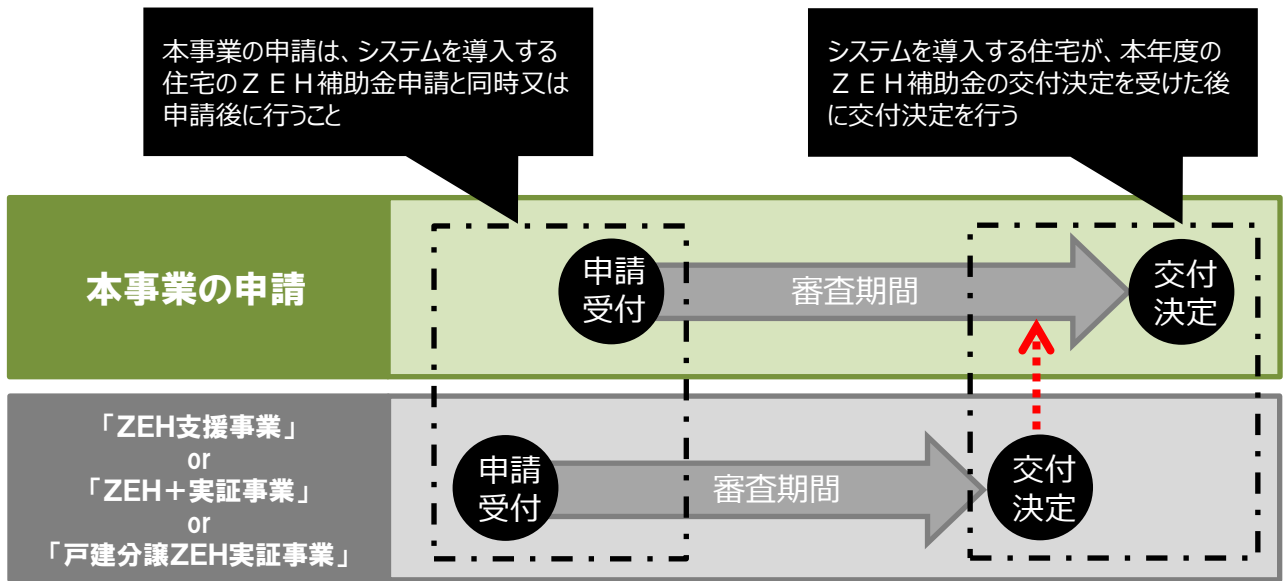
### (1) スケジュールの詳細

#### ① 公募期間

- 一次公募 平成30年 5月28日(月) 10時 ~ 平成30年 6月29日(金) 17時必着  
 ※二次公募の実施については、一次公募の申請状況を鑑みて後日決定します。  
 ※締切間際の申請は配送事故等で想定した到着日より遅くなる場合もありますので、余裕を持った申請をお願いします。  
 ※公募開始前に申請書類が到着した場合は、受理しませんので注意してください。  
 ※公募期間中であっても、補助対象事業の申請金額の合計が予算に達した日の前日をもって公募を終了し、予算に達した日以降に到着した申請分は原則受理しませんので、十分ご注意ください。

#### ② 交付決定

- 併願申請した「平成30年度 ZEH支援事業」、「平成30年度 ZEH+実証事業」、「平成30年度 戸建分譲ZEH実証事業」のいずれかの交付決定後、本事業の交付決定を行います。  
 ※ 公募期間内にSIIが受け付けた申請書を順次審査し、審査の結果、補助対象事業として交付決定したものを申請者に対して通知します。(先着順)(P80参照)  
 ※ 交付決定後に、申請者宛に「交付決定通知」を送付し、手続代行者宛に「交付決定通知の写し」、「事務取扱説明書」を送付しますので、事業に着手する前に必ずお読みください。(P80参照)  
 なお、手続代行者を介さない場合は、申請者宛に「事務取扱説明書」を送付します。  
 (本事業では、事務取扱説明会は実施いたしません)



- ◎ 本事業の申請は、併願申請する「平成30年度 ZEH支援事業」、「平成30年度 ZEH+実証事業」、「平成30年度 戸建分譲ZEH実証事業」のいずれかの交付申請書と同時、又は申請後に行うこと。  
 ◎ 本事業の交付決定は、併願申請する「平成30年度 ZEH支援事業」、「平成30年度 ZEH+実証事業」、「平成30年度 戸建分譲ZEH実証事業」のいずれかの交付決定の後に行う。

#### ■ 本事業のスケジュール

	2018年					
	4月	5月	6月	7月	8月	9月
先進的再エネ熱等導入支援事業	4/11~4/24 公募説明会	5/28~6/29 一次公募 (先着順・都度交付)		7/11 審査期間	● 全件交付決定完了	事業期間

### ③ 事業期間

事業期間は原則以下のとおりとします。

一次公募の交付決定者 交付決定通知を受領後 ～ 平成30年 12月14日(金)

### ④ 補助対象事業実績報告

事業完了日から15日以内、且つ、以下の期日内に提出することを原則とします。

一次公募の交付決定者 平成30年12月21日(金) 17時必着

※ 事業完了日とは、補助金に係る工事が完了し、且つ、工事代金の支払が完了した日付を指します。

## (2) 公募説明会

本事業の公募説明会は、「平成30年度 ZEH支援事業」の公募説明会(全国18箇所)と同日、合同で実施いたします。詳しくはSIIホームページ([https://sii.or.jp/moe\\_zeh30/](https://sii.or.jp/moe_zeh30/))をご覧ください。

## 1-4 重要事項

### (1) 重要事項の詳細

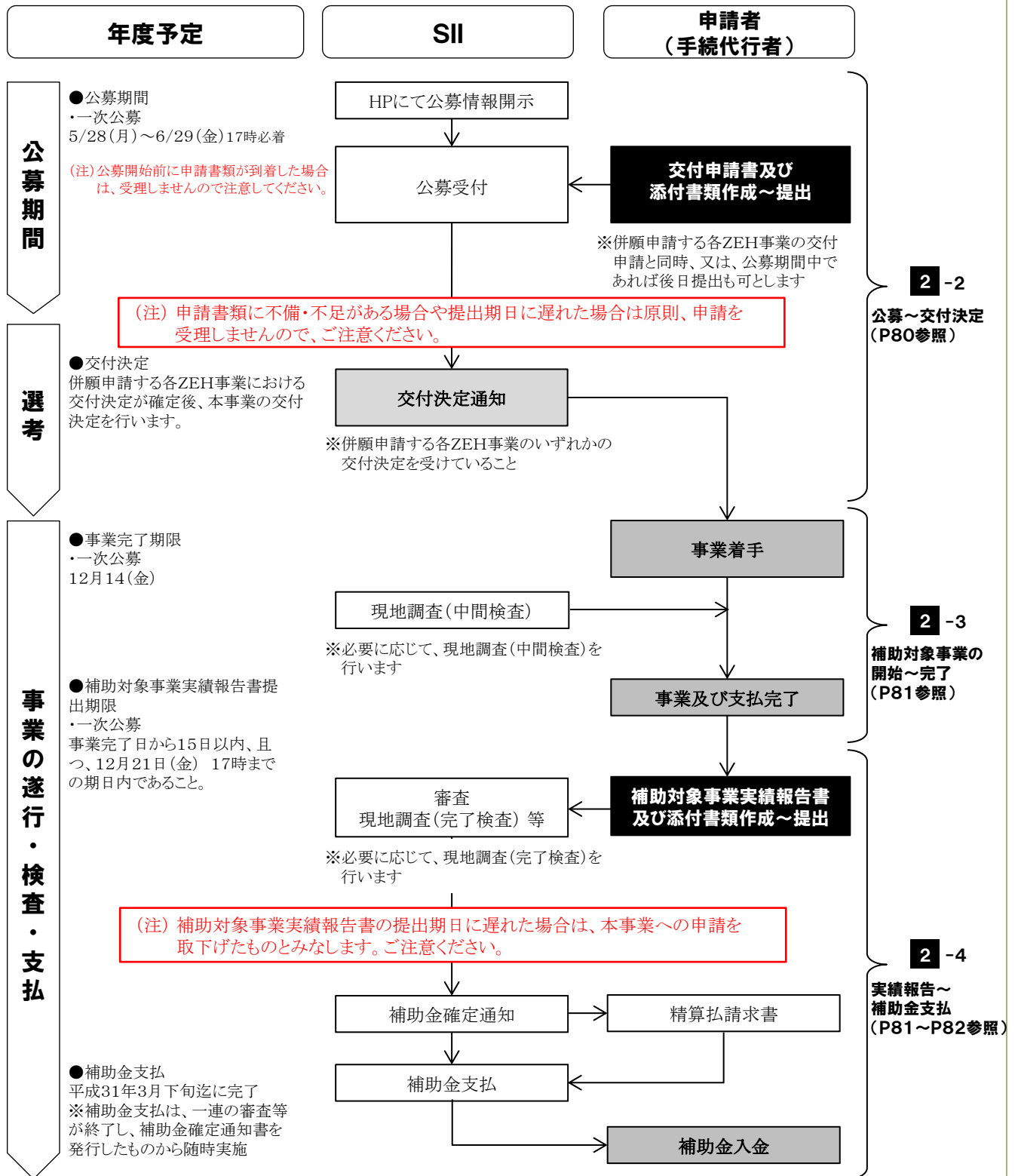
- ① 交付決定後の申請内容の変更は原則認めません。  
変更する場合は、申請取下げの手続きを行い、申請可能な公募に改めて申請してください。
- ② 交付申請書の提出をもって「暴力団排除に関する誓約事項」(P90参照)に同意したものとします。  
申請者が誓約事項に違反した場合は、交付決定の取り消し等の措置をとります。
- ③ 交付申請書並びに補助対象事業実績報告書に不備・不足がある場合は、原則、書類を受理しませんのでご注意ください。
- ④ 補助対象事業実績報告書の提出期日に遅れた場合は、本事業への申請を取下げたものとみなします。  
※ P83「注意事項」を必ず確認してください。
- ⑤ 併願申請した「平成30年度 ZEH支援事業」、「平成30年度 ZEH+実証事業」、「平成30年度 戸建分譲ZEH実証事業」を取下げた場合は、本事業の要件を満たさなくなるので本事業の取下げも行うこと。

※ スケジュールは変更となることがあります。必ずSIIのホームページをご確認ください。

2018年			2019年		
10月	11月	12月	1月	2月	3月
		実績報告書提出期限 12/21			
	事業完了期限 12/14まで			審査完了(予定)	全件補助金支払完了(予定)

## 2 事業の実施

### 2-1 事業詳細スケジュール





## 2-2 公募～交付決定

### (1) 事業の公募

SIIは、補助対象事業を行おうとする者に対し一般公募を行い、必要に応じて説明を行います。  
SIIホームページ([https://sii.or.jp/moe\\_zeh30/clk/](https://sii.or.jp/moe_zeh30/clk/))に公募記事を掲載します。

### (2) 交付申請

申請者は、P86以降の「交付申請書及び添付書類の入力例」に従い、提出に必要な書類(P85「提出書類一覧表」)を作成し、原本を公募期間中にSII指定の提出先(P94「申請書提出先及び問合せ先」)に送付してください。  
(原本の写しは手元に必ず保管のこと)

受付は先着順とします。申請書類に不備・不足がある場合は、原則申請を受理しませんので注意してください。  
また、公募期間中であっても補助対象事業の申請金額の合計が予算に達した日の前日をもって公募を終了し、予算に達した日以降に到着した申請分は、原則受理しませんので注意してください。  
なお、SIIでは申請状況をみて必要に応じて補助金の残額をホームページで公表します。申請の目安としてください。

(注1) 公募開始前に申請書類が到着した場合は、受理しませんので注意してください。

(注2) 「平成30年度 ZEH支援事業」、「平成30年度 ZEH+実証事業」、「平成30年度 戸建分譲ZEH実証事業」のいずれかに申請中であり、まだ交付決定を受けていない事業についても、申請を可とします。  
この場合、「平成30年度 ZEH支援事業」、「平成30年度 ZEH+実証事業」、「平成30年度 戸建分譲ZEH実証事業」のいずれかの申請と同時申請も可とします。  
但し、本事業のみの申請は受理しませんので、注意してください。

### (3) 手続代行者について

申請者は、申請について、第三者に依頼することができます。申請の手続きを代行するもの(以下、「手続代行者」という)は、申請者の了解のもとで依頼された内容について、間違いや不備等の無いよう注意して申請を行ってください。  
手続代行者による申請の場合、申請書類に関するSIIからの問合せや訂正依頼に確実に対応できることを要件とします。問合せは手続代行者へ連絡しますので、申請者の不利益にならないように対応してください。交付決定通知書等の正式な通知書面は申請者に送付します。

(注1) 本事業の手続代行者は、補助対象住宅の交付申請手続きを代行する手続代行者が必ず兼務すること。

(注2) 事業の実施について、手続代行者は申請者の十分な理解を得られるように説明を行ってください。

### (4) 審査

学識経験者を含む関係分野の専門家で構成された審査委員会で定められた審査基準に基づき、応募のあった申請書に対し審査を行います。

### (5) 採択

SIIは、審査の結果、交付要件を満たしていることを確認できた事業から順に補助対象事業として採択します。

### (6) 交付決定

SIIは、補助対象事業となった事業について交付決定を行います。

交付決定とは、申請書を受付けた後、その内容が適正であると認められた旨を通知するもので、補助金の交付を確定するものではありません。交付決定後、申請内容どおりに事業が実施されない等、適正な事業の実施・遂行が認められない場合には交付決定の取り消しとなる可能性があります。

交付決定については採択、不採択に関わらず申請者に審査の結果を通知します。

交付決定後に、申請者宛に「交付決定通知」を送付し、手続代行者宛に「交付決定通知の写し」、「事務取扱説明書」を送付しますので「事務取扱説明書」については、事業に着手する前に必ず参照の上、関連書類を作成してください。  
なお、手続代行者を介さない場合は、申請者宛に「事務取扱説明書」を送付します。

(注1) 審査に関する個別の問合せについては、一切、応じられませんのであらかじめご了承ください。

(注2) 国の他の補助事業等と本事業に重複して補助対象が申請されている場合は、他の事業での申請を取下げることが条件に交付決定します。

## 2-3 補助対象事業の開始～完了

### (1) 補助対象事業の開始

交付決定通知を受領し、交付決定番号を得た後に本事業に着手してください。  
但し、申請者は特に以下の点に注意してください。

- ・交付決定通知書と一緒に送付される事務取扱説明書を熟読し、十分理解した上で事業開始すること。  
また、交付決定通知書に記載される交付決定通知日以降に工事着工すること。

※事前着手等の不正行為等が認められた場合は、交付決定の取り消しと処罰の対象となります。

### (2) 現地調査(中間検査)

- ① 現地調査は、補助対象事業が事業の目的に適して公正に実施されているかを判断する検査です。  
SIIは必要に応じて現地調査(中間検査)を行いますので、必ずご協力ください。
- ② 現地調査で適正な事業の実施・遂行が認められない場合は、交付決定の取り消しとなる場合があります。
- ③ 不正行為等が認められた場合は、交付決定の取り消しと処罰の対象となります。

### (3) 補助対象事業の計画変更

交付決定日以降の変更は原則として認めません。

### (4) 事業完了

事業完了日とは、補助金に係る工事が完了し、且つ、工事代金の支払が完了した日付を指します。

## 2-4 実績報告～補助金支払

### (1) 実績報告及び補助金の額の確定

補助対象事業者は、事業が完了した後、補助対象事業実績報告書を指定期日までに、SIIに提出してください。  
SIIは、補助対象事業実績報告書の提出を受け、申請内容に係る工事等の審査を行い、内容が適正であると認めた上で、併願する「平成30年度 ZEH支援事業」、「平成30年度 ZEH+実証事業」又は「平成30年度 戸建分譲ZEH実証事業」の補助対象住宅の事業内容が適正であると認められた補助対象事業について、補助金の交付を確定し、補助対象事業者にその旨を通知します。

なお、補助対象事業実績報告書の提出書類については、併願する「平成30年度 ZEH支援事業」、「平成30年度 ZEH+実証事業」又は「平成30年度 戸建分譲ZEH実証事業」の補助対象事業実績報告書と、原則同時に提出してください。また、作成にあたっては、交付決定通知書と同時に配布される「事務取扱説明書」を参照してください。

※ 提出期日に遅れた場合は、本事業への申請を取下げたものとみなします。注意してください。

※ 虚偽の報告等により不正行為等が認められた場合は、交付決定の取り消しと処罰の対象となります。

### (2) 現地調査(完了検査)

- ① 現地調査は、補助対象事業が事業の目的に適して公正に実施されたかを判断する検査であり、補助金の交付を確定するためのものです。SIIは必要に応じて現地調査(完了検査)を行いますので、必ずご協力ください。
- ② 現地調査で適正な事業の実施・遂行が認められなかった場合は、交付決定の取り消しとなり、補助金の支払ができない場合があります。
- ③ 不正行為等が認められた場合は、交付決定の取り消しと処罰の対象となります。

### (3) 補助金支払

補助対象事業者は、補助金の額の確定後、「精算払請求書」をSIIに提出し、SIIは「精算払請求書」の受領後、補助対象事業者に補助金を支払います。

※ 併願申請した「平成30年度 ZEH支援事業」、「平成30年度 ZEH+実証事業」、「平成30年度 戸建分譲ZEH実証事業」の交付申請を取下げた場合は、本事業の要件を満たさなくなるので、本事業の取下げも行うこと。その場合、本事業における補助金の支払は行いません。

## (4) 事業成果の公表

他の事業者への普及促進を目的に、成果を公表し広く一般に紹介します。

## (5) 使用状況の報告

本事業は、省CO<sub>2</sub>効果等の情報の取得、分析についても事業の目的としているため、補助対象事業者は、併願した「平成30年度 ZEH支援事業」、「平成30年度 ZEH+実証事業」、「平成30年度 戸建分譲ZEH実証事業」の要件となるアンケートに本事業に関する質問がある場合は、これに回答してください。

なお、ご報告いただいた内容は個人情報を除いた上で国またはSIIから公表する場合があります。

また、別途、他のアンケート調査、省CO<sub>2</sub>効果検証のための計測、取材等に協力していただくことがあります。

## (6) 取得財産の管理等

補助対象事業者は、補助を受けて取得し、又は効用の増加した財産(取得財産等)については、補助対象事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し(善管注意義務)、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければなりません。補助対象事業者は、補助対象住宅の財産取得日(引渡受領日)から6年以内に取得財産等を処分(補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう)しようとするときは、あらかじめ「財産処分申請書」をSIIに提出し、その承認を受けなければなりません。万一、未承認のまま財産処分が行われた場合、SIIは交付決定を取り消し、加算金(年利10.95%)とともに補助金全額の返還を求められます。

SIIは補助対象事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又は収入があると認められるときは、その収入の全部又は一部をSIIに納付させることができるものとします。

### <財産処分について>

交付規程に則り、財産処分を行いSIIの承認後、返金が発生する場合は、下記の方法で返金額を計算する。

- ・処分制限財産の取得日(支払日)を起算日とする。
- ・処分制限財産に対し、売却・譲渡・交換・破棄等を行った日を処分日とする。
- ・処分制限期間は補助対象住宅の財産取得日(引渡受領日)から6年とする。
- ・計算用の決算日を3月31日とする。
- ・減価償却方法は「定率法」を採用する。
- ・上記の条件で補助対象経費の残存簿価を計算し、残存簿価の補助金相当額を返金額とする。

※その他、平成20年5月15日大臣官房会計課の「環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について」に該当する場合(転用・譲渡・交換・貸与・担保・破棄・取り壊しの財産処分)の財産処分においても同様とする。

## (7) 交付決定の取り消し、補助金の返還、罰則等

万一、交付規程に違反する行為が行われていたとSIIが判断した場合、補助対象事業者に対して次の措置が講じられることに留意すること。

- ① 適正化法第17条の規定による交付決定の取り消し、第18条の規定による補助金等の返還及び第19条第1項の規定に準拠した加算金の納付。
- ② 適正化法第29条の規定による罰則及び第30条から第32条までの規定に準拠した罰則。
- ③ 一定の期間、補助金等の全部又は一部の交付を行わないこと。
- ④ SIIの所管する契約について、一定期間指名等の対象外とすること。
- ⑤ 補助対象事業者等の名称及び不正の内容の公表。

※ 適正化法: 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)

### <個人情報の利用目的について>

取得した個人情報については、申請に係る事務処理に利用する他、SIIが開催するセミナー、シンポジウム、本事業の効果検証のための調査・分析、SIIが作成するパンフレット・事例集、国が行うその他調査業務等に利用させていただくことがあります。その場合、国が指定する外部機関に提供を行う場合があります。

また、同一の設備等に対し、国から他の補助金を受けていないかを調査するために利用することがあります。

## 2-5 注意事項

申請者及び手続代行者は、以下の点に注意してください。

### 【交付申請時に関して】

- ① **1つの物件に対して、1件の申請のみ**受け付けます。また、同一人が複数物件の申請をすることはできません。同じ物件に対して、複数の申請がある場合は、全ての申請を認めません。但し、審査の結果不採択となった物件で、それ以降の公募に再度申請する場合はその限りではありません。
- ② 申請後に申請者の変更は原則として認めません。また申請内容に変更の可能性が生じた場合は、**予めSIIに報告**し、SIIの指示に従ってください。
- ③ 申請後に手続代行を行う法人を変更することは原則として認めません。
- ④ 平日の日中(10:00～12:00、13:00～17:00)に必ず連絡が取れること。
- ⑤ 申請書類の返却はできませんので、ご了承ください。

### 【周辺環境への配慮について】

一般家庭において、本事業で導入した設備等が、騒音や振動の発生源となり、生活環境に影響を及ぼす場合があります。機器を設置する際には、施工会社等とよく相談の上、周辺住居等への影響を未然に防止するよう十分な配慮をお願いします。

### 【その他】

- ① 本事業で導入した設備等については、SIIが補助事業の対象となり得るものとして指定したものであり、補助対象設備導入に係る補助対象事業者、手続代行者等との契約、施工、設備等の品質・性能、燃料等の調達、導入完了後の保守や保証、知的財産権等をSIIが保証するものではありません。万一、上記に関する紛争が起きてもSIIは関与しません。
- ② 申請者及び手続代行者は、虚偽の内容を含む提案・申請をしてはなりません。その内容に偽りがあることが補助対象事業完了後に判明した場合、民事上及び刑事上の法的責任が生ずる可能性があることを認識し、誠実且つ的確な提案・申請をしてください。不正をした事が明らかになった場合は補助金の支払を行いません。また、不正な行為により補助金を受給した場合は、民事上及び刑事上の法的責任が生ずる可能性があることを十分に認識した上で、適正に手続きを行ってください。

**(注)表紙裏面“補助金を申請及び受給される皆様へ”をご確認ください。**

## 2-6 よくあるご質問について

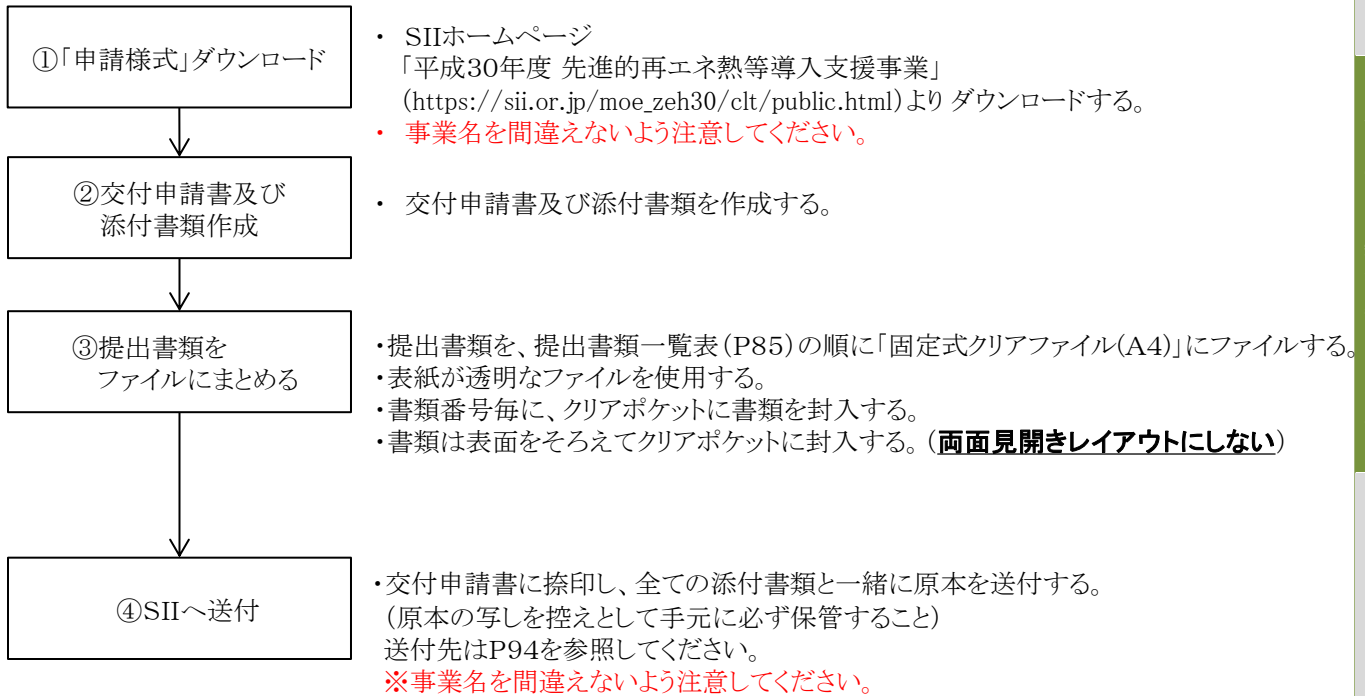
SIIホームページに「よくあるご質問」を掲載しておりますので、ご確認ください。

[https://sii.or.jp/moe\\_zeh30/faq.html](https://sii.or.jp/moe_zeh30/faq.html)

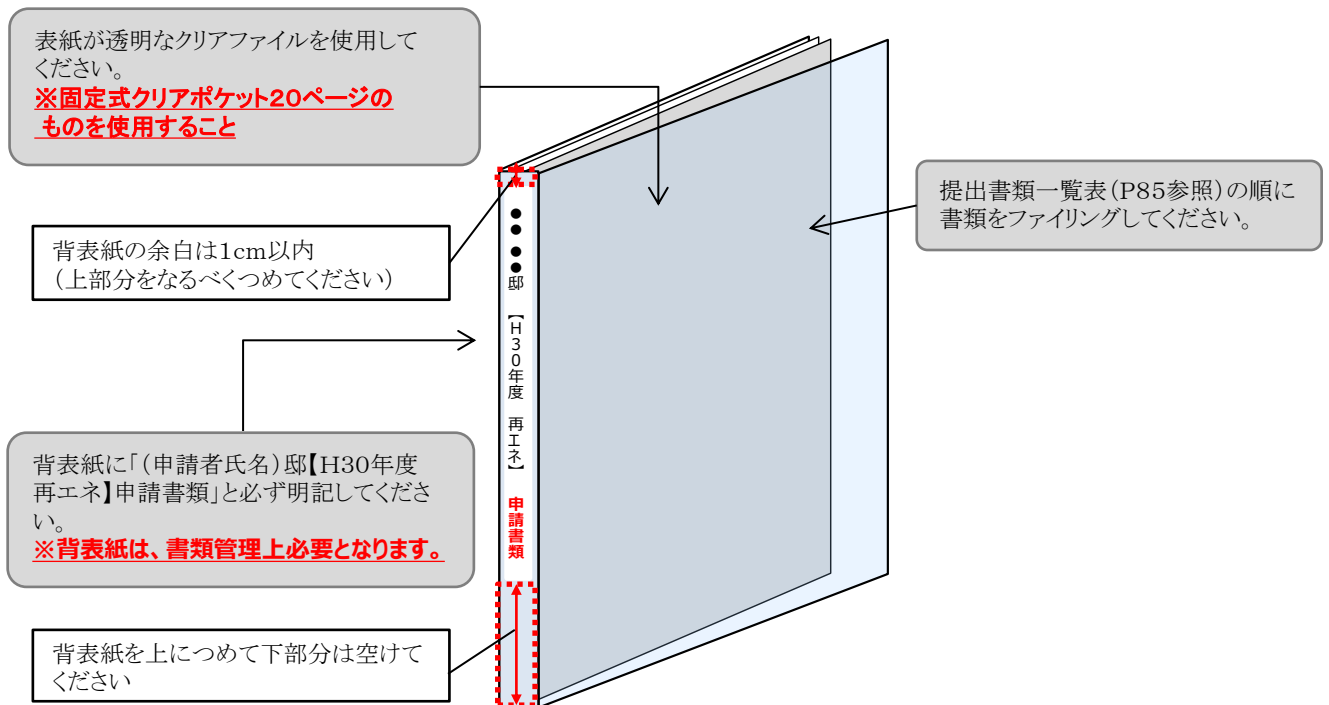
### 3 交付申請の方法

#### 3-1 申請について

- SIIホームページから「平成30年度 先進的再エネ熱等導入支援事業」([https://sii.or.jp/moe\\_zeh30/clt/public.html](https://sii.or.jp/moe_zeh30/clt/public.html))を選択して、「公募情報」から申請様式をダウンロードして、交付申請書及び添付書類など申請に必要な書類を作成してください。  
(注1) 事業名を間違えないよう注意してください。  
(注2) P85「交付申請 提出書類一覧表」を参照し、書類不備のないよう注意してください。
- 公募期間中に交付申請書及び添付書類の原本をSIIに提出し、**原本の写しを控えとして手元に必ず保管してください。**



#### <ファイリング方法>



### 3-2 交付申請 提出書類一覧表

- ・提出書類は、下記の順番に、「固定式クリアファイル(A4)」へ綴じ込み提出してください。  
 ・平面図はA3で作成して提出してください。

No.	書類名	内容	区分	様式	作成例
①	交付申請書	SIIが指定する交付申請書に記入すること	●	様式第1	P87～91
②	実施計画書	導入する建材・設備の仕様、システム概要図を記入すること	●	定型様式 1-2	P92～93
③	平面図 (兼設備設置図)	補助対象となる建材・設備について配置を明記すること	●	様式自由 (A3用紙)	—
④	補助対象となる建材・設備のカタログ又はWebカタログの表紙と該当建材・設備が記載されているページ	カタログには、該当建材・設備が記載されたページに付箋を貼り、内容を蛍光ペン等でマークを入れること	●	—	—
⑤	印鑑登録証明書 (原本)	・発行日は交付申請書(様式第1)の申請日の日付より3ヶ月以内のもの ・連名の場合には、連名者全員分の印鑑登録証明書も提出すること	●	—	—
⑥	提出書類内容チェックリスト	上記①～⑥の書類について、添付漏れや記入の不備がないかチェックすること(手続代行者のチェックでも可)	●	定型様式 5-2	P86

凡例 ●:提出必須の書類

## 4 交付申請書及び添付書類の入力例

### 定型様式5-2 提出書類内容チェックリスト

平成30年度 先進的再生可能エネルギー熱等導入支援事業

定型様式 5-2

提出書類内容チェックリスト(平成30年度 先進的再生可能エネルギー熱等導入支援事業)

(注1) 提出書類の並び順は当チェックリスト順にし、透明表紙の固定式クリアファイルに綴じ込み、必ず背表紙を付けて(公募要領P84参照)提出すること。

(注2) 各書類の項目に応じた内容を確認し、申請する住宅に該当する項目のみ確認欄にチェックすること。

申請者(法人)名		○○ ○○		
手続代行者名				
補助事業の名称		○○ ○○邸 先進的再生可能エネルギー熱等導入支援事業		
No	書類名	項目	内容	確認欄
①	交付申請書 (様式第1)	交付申請書	申請する様式は平成30年度 先進的再生可能エネルギー熱等導入支援事業のものか。	<input type="checkbox"/>
		交付申請書	申請する補助対象事業が正しく選択されているか。また、必要事項が記入されているか。	<input type="checkbox"/>
		別紙1 役員名簿 申請者が法人、または共同申請者のある場合のみ	法人・団体名等、名簿等必要事項が全て記入されているか。	<input type="checkbox"/>
		別紙3 誓約書	申請者	申請者が個人の場合、自筆の署名であるか。 また、交付申請書に記載のものと整合性がとれているか。
手続代行者	交付申請書に記載のものと整合性がとれているか。		<input type="checkbox"/>	
②	実施計画書	実施計画書全般	導入する建材・設備の仕様、システム構成図等、必要事項は記入されているか。	<input type="checkbox"/>
③	建築図面 (A3用紙で提出すること)	平面図(兼設備設置図)	補助対象となる建材・設備について配置が明記されているか。	<input type="checkbox"/>
④	補助対象設備となる 建材・設備のカタログ (Webカタログの印刷でも可)	付箋	該当の建材・設備が記載されたページに付箋が貼ってあるか。	<input type="checkbox"/>
		記載箇所の明記	該当の建材・設備が記載された箇所に蛍光ペン等でマークが入れているか。	<input type="checkbox"/>
⑤	印鑑登録証明書(原本)	発行日	交付申請書申請日の日付より3ヶ月以内の原本であるか。	<input type="checkbox"/>
		登録者	申請者本人のものであるか。(連名で申請する場合には申請する人数分あるか)	<input type="checkbox"/>
⑥	提出書類内容チェックリスト	申請書ファイルの背表紙	申請書ファイルに背表紙を付けているか。	<input type="checkbox"/>
		チェックの確認	提出書類内容チェックリストにチェック漏れはないか。	<input type="checkbox"/>

## 様式第1(交付申請書) 1/5

様式第1 交付申請書

平成30年度 先進的再生可能エネルギー熱等導入支援事業

平成 年 月 日

( 1 / 5 枚 )

一般社団法人 環境共創イニシアチブ

代表理事 赤池 学 殿

申請者	郵便番号	-	
	住所		
	ふりがな		
	法人名又は氏名	〇〇 〇〇	実印
	支店名		
	代表者名等		登録印
	生年月日	昭和 年 〇〇 月 〇〇 日	
	電話番号	( ) -	
共同申請者 (リース事業者等)	郵便番号	-	
	住所		
	法人名		
	支店名		
	代表者名等		登録印
手続代行者	郵便番号	-	
	住所		
	法人名		
	支店名		
	代表者名等		登録印

平成30年度 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金  
(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)化等による住宅における低炭素化促進事業)  
(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)化による住宅における低炭素化促進事業)

### 交付申請書

平成30年度 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)化等による住宅における低炭素化促進事業)(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)化による住宅における低炭素化促進事業)交付規程第4条の規定に基づき、以下のとおり環境省からの二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)化等による住宅における低炭素化促進事業交付要綱第3条に基づく国庫補助金に係る交付)の申請をします。

なお、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)及び交付規程の定めるところに従うことを承知の上、申請します。

(備考)用紙は日本工業規格A4とし、縦位置とする。



## 様式第1(交付申請書) 2/5

平成30年度 先進的再生可能エネルギー熱等導入支援事業

( 2 / 5 枚 )

### 記

1. 申請する補助事業 ※申請する補助事業にチェックをつけて下さい。(複数チェック不可)

- |   |
|---|
| <input type="checkbox"/> 平成30年度 ZEH支援事業                         |
| <input checked="" type="checkbox"/> 平成30年度 先進的再生可能エネルギー熱等導入支援事業 |

2. 補助事業の名称

〇〇 〇〇邸 先進的再生可能エネルギー熱等導入支援事業

3. 補助事業の実施計画

別添による

4. 補助金交付申請予定額

平成30年度 ZEH支援事業

補助金交付申請予定額	円
------------	---

平成30年度 先進的再生可能エネルギー熱等導入支援事業

補助金交付申請予定額	900,000 円
------------	-----------

5. 事業予定期間

着手予定日	年	月	日
完了予定日	年	月	日

6. 役員名簿(別紙1)

3/5に申請者の役員名簿を作成の上提出すること。

7. 暴力団排除に関する誓約事項(別紙2)

4/5に記載の暴力団排除に関する誓約事項について熟読し、理解の上、これに同意します。

8. 交付申請に関する誓約書(別紙3)

5/5に記載の交付申請に関する誓約事項について熟読し、理解の上、これに同意します。

(備考) 用紙は日本工業規格A4とし、縦位置とする。

ZEH支援事業

### 様式第1(交付申請書) 3/5

平成30年度 先進的再生可能エネルギー熱等導入支援事業

別紙 1

平成 年 月 日  
 ( 3 / 5 枚 )

#### 役員名簿

法人・団体名等 : \_\_\_\_\_

氏名 カナ	氏名 漢字	生年月日				性別	役職名
		和暦	年	月	日		

(注1)  
 申請者が法人又は共同申請者(リース事業者等)は、役員名簿を提出すること。  
 申請者が個人の場合は不要とする。

(注2)  
 役員名簿については、氏名カナ(全角、姓と名の間は半角で1マス空け)、氏名漢字(全角、姓と名の間は半角で1マス空け)、  
 生年月日(全角で大正はT、昭和はS、平成はH、数字は2桁全角)、性別(全角で男性はM、女性はF)、会社名及び役職名を  
 記載する。(上記記載例参照)。  
 また、外国人については、氏名漢字欄にはアルファベットを、氏名カナ欄は当該アルファベットのカナ読みを記載すること。

先進的再生可能エネルギー熱等導入支援事業

ZEH+実証事業

戸建分譲ZEH実証事業

## 様式第1(交付申請書) 4/5

平成30年度 先進的再生可能エネルギー熱等導入支援事業

別紙2

( 4 / 5 枚 )

### 暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

#### 記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

以上

## 様式第1(交付申請書) 5/5

別紙3

平成30年度 先進的再生可能エネルギー熱等導入支援事業

平成 年 月 日  
( 5 / 5 枚 )

一般社団法人 環境共創イニシアチブ

代表理事 赤池 学 殿

平成30年度 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金  
(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)化等による住宅における低炭素化促進事業)  
(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)化による住宅における低炭素化促進事業)  
誓約書

私は、補助金の交付の申請を一般社団法人環境共創イニシアチブ(以下「SII」という。)に提出するに当たって、また、補助対象事業の実施期間内及び完了後においては、下記の事項について誓約いたします。  
この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、一切異議は申し立てません。

- 交付申請**  
本事業の交付規程及び公募要領の内容を全て承知の上で、申請者、手続代行者の役割及び要件等について確認し、了承している。
- 暴力団排除**  
暴力団排除に関する誓約事項について熟読し、理解の上、これに同意している。
- 交付決定前の事業着手の禁止**  
交付決定通知書を受領する前に本事業に着手した場合には、補助金の交付対象とならないことを了承している。
- 重複申請の禁止**  
他の国庫補助金等を重複して受給してはならないことを理解している。
- 申請の無効**  
申請書及び添付書類一式について責任をもち、虚偽、不正の記入が一切ないことを確認している。  
万が一、違反する行為が発生した場合の罰則等を理解し、了承している。
- 個人情報の利用**  
SIIが取得した個人情報等については、申請に係る事務処理に利用する他、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に基づいた上で、SIIが開催するセミナー、シンポジウム、本事業の効果検証のための調査・分析、SIIが作成するパンフレット・事例集、国が行うその他調査業務等に利用されることがあり、その場合、国が指定する外部機関に個人情報等が提供されることに同意している。  
また、本情報が同一の設備等に対し、国から他の補助金を受けていないかを調査するために利用されることに同意している。
- 申請内容の変更及び取下げ**  
申請書の提出後に申請内容に変更が発生した場合には、SIIに速やかに報告することを了承している。  
万が一、違反する行為が発生した場合は、SIIの指示に従い申請書の取下げを行うことに同意している。
- 現地調査等の協力**  
補助対象事業が事業の目的に適して公正に実施されているかを判断するための現地調査等に協力することを了承している。
- 事業の不履行等**  
申請者、手続代行者がSIIに連絡することを怠ったことにより、事業の不履行等が生じ審査が継続できないとSIIが判断した場合は、当該申請者の申請及び登録を無効とすることができることを理解し、了承している。
- 免責**  
SIIは、ZEHビルダー/プランナー、手続代行者、補助対象事業者、その他の者との間に生じるトラブルや損害について、一切の関与・責任を負わないことを理解し、了承している。
- 事業の内容変更、終了**  
SIIは、国との協議に基づき、本事業を終了、又はその制度内容の変更を行うことができることを承知している。

上記を誓約し、申請内容に間違いがないことを確認した上で署名・捺印します。

平成 年 月 日

申請者	氏名	_____	実印
申請者本人が署名し実印を捺印すること。(手続代行者の代筆は不可)			
共同申請者	法人名	_____	
	代表者名等	_____	登録印
手続代行者	法人名	_____	
	代表者名等	_____	登録印

## 定型様式1-2 実施計画書 1/2

平成30年度 先進的再生可能エネルギー熱等導入支援事業

定型様式1-2(1/2)

〇〇 〇〇邸〇〇〇〇

### 実施計画書

#### 1. 補助対象住宅の概要

募集次区分	一次公募	交付申請者氏名	〇〇 〇〇
建設予定地	〒 - 都道府県 市区町村		
申請をしている補助事業名 該当する事業名に■をつける	<input type="checkbox"/> 平成30年度 ZEH支援事業 <input type="checkbox"/> 平成30年度 ZEH+実証事業 <input type="checkbox"/> 平成30年度 戸建分譲ZEH実証事業		
補助対象の種類 該当するものに■をつける	<input type="checkbox"/> CLT(直交集成板) <input type="checkbox"/> 地中熱ヒートポンプ <input type="checkbox"/> PVT(太陽光発電パネルと太陽熱集熱器が一体となったもの)		
建築区分	地域区分	工法 該当工法に■をつける	<input type="checkbox"/> 木造(軸組構法) <input type="checkbox"/> 木造(枠組壁工法) <input type="checkbox"/> S造 <input type="checkbox"/> RC造

#### 2. 床面積

(注)吹抜等の仮想床を含んだ面積を小数点第二位まで記入すること。三位以下四捨五入

階数	1F	2F	3F	合計(m <sup>2</sup> )
床面積(m <sup>2</sup> )				0.00

#### 3. ビルダー/プランナー情報

ビルダー/プランナー登録番号	グループ番号
ビルダー/プランナー登録名称	

#### 4. 手続代行者情報

手続代行担当者は問合せ等で確実に対応できる実務担当者の連絡先を記入すること。  
手続代行者を介さない交付申請者は問合せ等に確実に応じることができるよう申請者本人の連絡先を必ず記入すること。  
(注)併願申請をする補助事業の交付申請手続きを代行する手続代行者が必ず兼務をすること。

手続代行業社名	支店名
所属	担当者氏名
住所	〒 - 都道府県 市区町村
電話番号	( ) - FAX番号 ( ) -
携帯電話番号	( ) -
E-MAIL	

1 国内製品の場合は製造工場名も記入

#### 5. 導入する建材・設備情報

##### ① CLT(直交集成板)情報

使用する部位	<input type="checkbox"/> 壁 <input type="checkbox"/> 床 <input type="checkbox"/> 屋根	メーカー名(工場名)	使用量	m <sup>2</sup>
--------	---	------------	-----	----------------

##### ② 地中熱ヒートポンプ

熱交換器埋設方法	<input type="checkbox"/> 垂直埋設型	工法・名称	採熱深度	m	地中熱交換器の総長	m
	<input type="checkbox"/> 水平埋設型	工法・名称	地中熱交換器の総長	m	施設面積	m <sup>2</sup>

##### 熱源機

定格能力(暖房)	kW	消費電力(暖房)	W	暖房時COP
----------	----	----------	---	--------

##### ③ PVTシステム(太陽光発電パネルと太陽熱集熱器が一体となったもの)

集熱方式	<input type="checkbox"/> 空気集熱式	集熱パネル①品番	集熱パネル①枚数	枚	集熱パネル総面積	m <sup>2</sup>
		集熱パネル②品番	集熱パネル②枚数	枚		
		集熱パネル③品番	集熱パネル③枚数	枚		
	<input type="checkbox"/> 液体集熱式	蓄熱槽品番				

## 定型様式1-2 実施計画書 2/2

平成30年度 先進的再生可能エネルギー熱等導入支援事業

定型様式1-2(2/2)

〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇

### 6. 補助事業概要(イラスト、システム図等を用いて仕様全般を表現する)

#### システム構成部材一覧

記号	部材名	メーカー	数量	単位	備考
A					
B					
C					
D					
E					
F					
G					
H					
I					
J					
K					
L					
M					
N					
O					
P					
Q					
R					

#### システム構成図(別紙でも可)

イラストや構成図等を用いて、システム全体を表現する。上表「システム構成部材一覧」で設定した記号を図中に明記し、部材同士の関係が分かるようにすること

## 5 申請書提出先及び問合せ先

# 申請書提出先及び問合せ先

### (1)提出先

以下の「申請書提出先シート」を切り取り、必ず枠内の**会社名・担当者氏名・電話番号**を明記し、**内容物欄にチェックをした上で封筒等に貼り付けて**提出してください。

複数の申請書をまとめて一口で提出する場合は、申請書数も明記してください。複数の個口に分けて提出する場合は、「申請書提出先シート」を複製して利用ください。

なお、併願する「平成30年度 ZEH支援事業」、「平成30年度 ZEH+実証事業」、「平成30年度 戸建分譲ZEH実証事業」いずれかの申請の封筒等に、本事業の申請書を同封することはできません。

申請書の提出先は、事業によって異なりますので、必ず事業毎の申請としてください。

申請書提出先シート

〒104-0061  
東京都中央区銀座2-16-7 恒産第3ビル9階  
一般社団法人 環境共創イニシアチブ ZEH事務局内  
『平成30年度 先進的再エネ熱等導入支援事業』 申請係

※あてはまる内容物に  
チェックをしてください  
 交付申請書  
 その他の書類

複数申請書を同封の場合  
申請書数  件

使用例

会社名 \_\_\_\_\_  
担当者氏名 \_\_\_\_\_ 電話番号 \_\_\_\_\_

上記は、平成30年度 先進的再エネ熱等導入支援事業 の提出先を示したものです。  
提出先は事業によって異なりますので、各事業の「申請書提出先及び問合せ先」ページをご確認ください。

### (2)発送の注意事項

- ① 他の事業の「申請書提出先シート」使いまわし等により、提出先に間違いがある場合は申請書を受理できないので注意してください。
- ② SIIから申請者又は手続代行者に対して申請書を受け取った旨の連絡はいたしません。
- ③ 必ず配送状況が確認できる手段(簡易書留等)で送付してください。
- ④ 申請者がSIIに送付する申請書は「信書」に該当するものが含まれることから、郵便物・信書便物以外の荷物扱いで発送できないので、注意してください。
- ⑤ 申請書の持ち込みは受理しないので注意してください。

### (3)問合せ先

TEL: 03-5565-4030 (10時~17時 平日のみ)

※ 上記以外の電話番号にお問合せいただいても、一切お答えできませんので、必ず上記の問合せ先にご連絡ください。









## 3章 経済産業省による事業

### 3章-1. ZEH+実証事業

# 1 事業概要

## 1-1 はじめに（「平成30年度 ZEH支援事業」との要件比較）

ZEH+実証事業は、将来の更なる普及に向けて供給を促進すべきZEHとして、現行の『ZEH』より省エネルギーを更に深掘りするとともに、設備のより効率的な運用等により太陽光発電等の自家消費率拡大を目指したZEHの実証を支援するものです。

環境省による「平成30年度 ZEH支援事業」との要件比較は以下のとおりです。

	ZEH支援事業	ZEH+実証事業
事業規模 (本公募要領掲載の公募毎)	約22億円(一次公募分)	約23億円
補助対象となる事業者	新築戸建住宅の建築主、新築戸建建売住宅の購入者予定者、 又は既存戸建住宅の所有者	
補助対象となる住宅	専用住宅など5つの条件を満たすもの	
申請する住宅に関与できる ZEHビルダー/プランナー	SIIに登録されたZEHビルダー/プランナー  ※H28・H29に登録を受けたZEHビルダー/プランナーは、 実績報告書を提出すること。	
交付要件の主なポイント	ZEHロードマップにおける 「ZEHの定義」を満たしていること	ZEHロードマップにおける 「ZEHの定義」を満たしていること  ● 以下の要件を全て満たしていること ① 更なる省エネルギーの実現 設計一次エネルギー消費量は、 再生可能エネルギーを除き、 基準一次エネルギー消費量から <b>25%以上削減</b> されていること。  <選択要件> ② 以下のうち2つ以上を導入 1) 外皮性能の更なる強化 2) 高度エネルギーマネジメント 3) 電気自動車(プラグインハイブリッド車を含む)を活用した 自家消費の拡大措置のための 充電設備
補助対象住宅の補助額	一戸あたり 定額70万円	一戸あたり 定額 <b>115万円</b>
蓄電システムの補助額	初期実効容量 1kWhあたり3万円 (補助対象経費の1/3又は 30万円のいずれか低い額)	初期実効容量 1kWhあたり3万円 (補助対象経費の1/3又は <b>45万円</b> のいずれか低い額)
事業年度	単年度事業	
手続代行者の関与	補助対象事業者と連携可能	
採択方式	先着方式  ※ZEH普及に新たに取り組むZEHビル ダー/プランナーが関与する申請と、 その他のZEHビルダー/プランナーが 関与する申請を分けて先着順に公募し ます。	<b>事前割当枠公募方式</b>  ※ZEHビルダー/プランナー毎の提案応 募を鑑みた、事前戸数割当方式です。

補助金事業の主要素

ZEH+実証事業

先進的再エネ熱等導入支援事業

ZEH+実証事業

戸建分譲ZEH+実証事業

## 1-2 事業内容

### (1) 補助金名

平成30年度 省エネルギー投資促進に向けた支援補助金  
(住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業)  
(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業)のうちZEH+実証事業  
略称:平成30年度 ZEH+実証事業 (以下、3章-1において「本事業」という)

### (2) 事業規模

事業規模 約23億円

### (3) 補助対象となる事業者と住宅

補助対象となりうる事業者(以下、「申請者」という)は、新築戸建住宅の建築主、新築戸建建売住宅<sup>※1</sup>の購入予定者、又は既存戸建住宅の所有者に限りです。

また、「暴力団排除に関する誓約事項」(P137参照)に記載されている事項に該当する者が行う事業は、本補助金の交付対象としません。

補助対象となる住宅は下記①～⑤の条件を満たすものに限りです。

- ① 申請者が常時居住する住宅。  
(住民票等により確認を事業完了後も求める場合があります)  
(注)既存戸建住宅においては、申請時に住民票等の提出を求める場合があります。
- ② 専用住宅であること。  
但し、住宅の一部に店舗等の非住居部分がある場合は、住居部分が「設備等の要件及び補助対象設備等一覧」(P111参照)の要件を満たしている場合には申請することができます。
- ③ 既存戸建住宅の場合は、申請時に申請者自身が所有していること。  
(登記事項証明書の提出を求める場合があります)
- ④ 新築戸建建売住宅<sup>※1</sup>の場合は、申請者は建売住宅の購入予定者であること。
- ⑤ 賃貸住宅・集合住宅は対象外。  
但し、申請者が所有する賃貸住宅・集合住宅の一部に申請者が居住し、且つその住戸が本事業の公募要件を満たす場合は、その自宅部分について申請することができます。<sup>※2</sup>

※1 建売を前提に建築され、一度も登記されたことのない住宅

※2 「平成30年度 高層ZEH-M(ゼッチ・マンション)実証事業」及び「平成30年度 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)化による集合住宅(低層・中層)における低炭素化促進事業)」との併用は不可

## （４）交付要件

以下の要件を全て満たす住宅であること。

- ① ZEHロードマップにおける「ZEHの定義」を満たしていること。
  - 1) 住宅の外皮性能は、地域区分毎に定められた強化外皮基準(UA値)以上であること。(P111参照)
  - 2) 設計一次エネルギー消費量は、再生可能エネルギーを除き、基準一次エネルギー消費量から25%以上削減されていること。※1
  - 3) 太陽光発電システム等の再生可能エネルギー・システムを導入すること。※2  
 売電を行う場合は余剰買取方式に限る。＜全量買取方式は認めません＞
  - 4) 設計一次エネルギー消費量は、再生可能エネルギーを加えて、基準一次エネルギー消費量から100%以上削減されていること。※1 ※3 ※4 ※5
- ② 申請する住宅は、SIIに登録されたZEHビルダー/プランナー（「ZEHビルダー/プランナー登録公募要領」参照）が設計、建築、改修又は販売を行う住宅であること。なお、平成28年度および平成29年度に登録を受けたZEHビルダー/プランナーのうち、ZEHビルダー/プランナー実績報告書を未提出のZEHビルダー/プランナーが関与する住宅は補助対象外とします。  
 （ZEHビルダー/プランナー実績報告については「ZEHビルダー/プランナー登録公募要領」P15参照）  
 （注）住宅の種類とZEHビルダー/プランナー登録の地域・種別の区分は対応している必要があります。  
 例えば、建売住宅については、その住宅の地域において、建売住宅の区分でZEHビルダー/プランナー登録をされている事業者が販売する建売住宅のみが対象となります。異なる地域でZEHビルダー/プランナー登録されている事業者や注文住宅の区分のみでZEHビルダー/プランナー登録をされている事業者が販売する建売住宅は、補助対象になりません。
- ③ 申請する住宅について、建築物省エネ法第7条に基づく省エネ性能表示(BELS等、第三者認証を受けているものに限る)にて、『ZEH』であることを示す証書を原則として中間報告前に取得し、その写しを中間報告時に提出できること。(P114参照) ※6
- ④ 導入する設備は本事業の要件を満たすものであること。(P111～P112参照)
- ⑤ 要件を満たすエネルギー計測装置を導入すること。(P112参照)
- ⑥ 既存戸建住宅は、住宅全体の断熱改修を含み、導入する設備は原則として全て新たに導入すること。
- ⑦ 以下のうち2つ以上を選択し導入すること。(選択要件) (P102参照) ※7
  - 1) 住宅の外皮性能は、地域区分ごとに定められた強化外皮基準(UA値)以上であること。※8  
 1・2地域：0.30、3～5地域：0.40、6・7地域：0.50
  - 2) HEMSにより、太陽光発電設備等の発電量を把握した上で、住宅内の暖冷房設備、給湯設備等を制御可能であること。
  - 3) 再生可能エネルギー・システムにより発電した電力を電気自動車(プラグインハイブリッド車を含む)に充電を可能とする設備、又は電気自動車と住宅間で電力を充放電することを可能とする設備を導入すること。※9

上記「①-4)」を除く要件を全て満たすNearly ZEHを本公募要領では「Nearly ZEH+」と記します。

- ※1 エネルギー計算は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号、以下、「建築物省エネ法」という)に基づく「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号・以下、「建築物エネルギー消費性能基準」という)」に準拠するものとします。  
 また、エネルギー計算は空調(暖房・冷房)、給湯、換気、照明に係る各設備に関する一次エネルギー消費量に限定し、「その他一次エネルギー消費量」は除きます。
- ※2 既存戸建住宅においては、既設の太陽光発電システムも認めます。
- ※3 再生可能エネルギーを加えて100%以上一次エネルギー消費量が削減されていることの計算においては、売電分の創エネルギーを計算に含みます。
- ※4 本事業では、寒冷地(地域区分1又は2)、低日射地域(日射区分A1又はA2)又は多雪地域(垂直積雪量100cm以上)の場合に限り、Nearly ZEH+も補助対象とします。この場合において、設計一次エネルギー消費量は、再生可能エネルギーを加えて、基準一次エネルギー消費量から75%以上削減されている必要があります。  
 なお、多雪地域とは、原則として「国土交通省告示第474号に基づく「別表1 市町村の区域に応じた垂直積雪量(d)」に準拠するものとします。
- ※5 本年度、SIIに登録されたWebプログラム未評価省エネルギー・システム(P119参照)を導入する事業については、Webプログラムによる評価において、Nearly ZEH+ となっていることを前提に、当該システムによる省エネルギー効果を加味することでZEH+相当となる場合、補助金の交付要件への適合性の判断をするにあたりZEH+であるものとみなします。
- ※6 本事業では、「※4)を満たす場合に限り、Nearly ZEH であることも可とします。
- ※7 8地域については、選択要件「外皮性能の更なる強化」(P102参照)は選択できません。
- ※8 本事業における暫定措置として、地域区分4及び5については、UA値が0.50以下であっても、要件を満たすものとみなします。
- ※9 電気自動車の保管場所を申請する住宅の敷地内に設ける必要があります。

## （5）選択要件

売電のみを前提とせず、創エネルギーの自家消費を意識した再生可能エネルギーの促進に係る措置として以下の

①～③の要件のうち2つ以上を導入することが選択要件となります。

但し、8地域については、以下の「②及び③の組合せ」を必須とします。

### ① 外皮性能の更なる強化

申請する外皮平均熱貫流率(UA値)がP113に示す基準を満たすこと。

注1: 本事業における暫定措置として、4地域及び5地域についてはUA値が0.50以下であっても、上記の要件を満たすものとします。

### ② 高度エネルギーマネジメント

HEMS (Home Energy Management System)により、太陽光発電設備等の発電量を把握した上で、住宅内の暖冷房設備、給湯設備等を制御可能であること。

1) 「HEMS、暖冷房設備及び給湯設備」、並びに、「蓄電システム及び燃料電池システム(設置する場合)」について、いずれもECHONET Lite AIF仕様に適合し、認証を取得しているもの<sup>※1</sup><sup>※2</sup>を設置してください。

※1 ECHONET Lite AIF認証の取得を基本とするが、当分の間(最長2年間程度)は、ECHONET Lite認証を取得した上で、相互接続性については自己確認<sup>(注)</sup>での対応を可能とすることを含めて判断します。

※2 全館空調システム等の住宅に一体化した空気調和システムであって、且つ、ハウスメーカー、工務店等の独自仕様であるもののうち、他社で利用することが想定されないシステムの場合、当該システムについては、HEMSとの相互接続性の自己確認<sup>(注)</sup>での対応を可能とします。

(注)自己確認は、ECHONET Lite AIF認証で相互確認を必須化されているプロパティに対応した機能について通信制御が可能であることを事業者(ハウスメーカー・工務店又は設備機器メーカー等)が確認し、そのエビデンスを交付申請時又は実績報告時まで提出できることを条件とします。(詳細はP118参照)

2) HEMSコントローラによる操作を可能にするECHONET Lite プロトコル対応のアダプターが分離されている場合は、当該のアダプターの設置を必須とします。

なお、ECHONET Lite AIF認証の取得を予定しているが、交付申請時に取得が完了していない場合においては、取得に責任を有する主体(機器メーカー等)による、「事業完了時までの取得に係る意思決定を示す文書」を交付申請書に添付するとともに、事業完了までに補助対象住宅に導入された機器等の認証取得の対応を完了することを要件とします。

### ③ 電気自動車(プラグインハイブリッド車を含む)を活用した自家消費の拡大措置のための充電設備

太陽光発電設備等により発電した電力を電気自動車<sup>※1</sup>(プラグインハイブリッド車を含む)に充電することを可能とする設備、または電気自動車と住宅間で充放電することを可能とする設備を設置し、車庫等において使用を可能とした上で、以下の要件を満たすこと。

- 1) 分電盤に専用の分岐回路(=専用回路)を増設すること。
- 2) 分電盤において、所要の容量及び漏電ブレーカーの設置等の措置を確保すること。
- 3) 単相200V 20A以上の配線用遮断器分岐回路で充電する仕様の設備を導入すること。
- 4) EV充電用コンセント及びケーブル付き普通充電設備のいずれかを設置すること。

※1 電気自動車(プラグインハイブリッド車を含む)の所有については要件に含まれません。

## (6) 補助対象

### ① 補助対象

#### 1) 住宅の設備等

補助金交付の対象は、補助対象住宅に導入する設備等のうち、「設備等の要件及び補助対象設備等一覧」(P111～P112参照)に「該」と記載するものとなります。

補助対象設備等は新品を導入すること。

#### 2) 蓄電システム

補助対象となる蓄電システムは、以下の全てを満たすものとなります。

- ・本事業の補助対象住宅に導入される蓄電システムであること。
- ・本年度、SIIに製品登録された蓄電システムであること。
- ・導入価格が、保証年数に応じて定められた目標価格以下の蓄電システムであること。(P112参照)
- ・蓄電システムの導入目的と接続及び運用の要件を満たすものであること。(P112参照)
- ・導入する蓄電システムは新品であること。

SIIでは、本事業の補助対象となる蓄電システムの公募を一般公募に先駆けて開始し、審査の上、補助対象機器一覧として登録、公表します。

(蓄電システム登録済製品一覧:<https://sii.or.jp/zeh/battery/search>)

蓄電システムの製品登録については「蓄電システム製品登録公募要領」をご確認ください。

### ② 他の補助事業との調整

補助対象費用には、国からの他の補助金(負担金、利子補給金並びに補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下、「適正化法」という)第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号に掲げる資金を含む)と重複する対象費用を含めないでください。

国からの他の補助事業に申請している、又は申請する予定の場合は後述の実施計画書にその補助事業名及び補助対象について必ず記入してください。

国からの他の補助金を重複受給をした場合は、不正行為とみなし、当該補助金に係る交付決定の取り消しを行うとともに、受領済の補助金のうち取り消し対象となった額に加算金(年10.95%の利率)を加えた額を返還していただくこととなります。

## (7) 補助金額および上限額

### ① 補助対象住宅

・交付要件を満たす住宅

一戸あたり 定額 115万円 (地域区分・建物規模によらず全国一律)

※交付要件を満たす場合に限り、Nearly ZEH+も同額の補助金額とする。

### ② 蓄電システム

補助対象住宅に蓄電システム※1を導入する場合には、補助金額を以下のとおり加算します。

蓄電システムの補助額 : 初期実効容量※2 1kWhあたり3万円

蓄電システムの補助額上限 : 補助対象経費※3の1/3または45万円のいずれか低い金額

※1 蓄電システムの要件は「設備等の要件及び補助対象設備等一覧」(P112参照)をご確認ください。

※2 JEM規格で定義された初期実効容量のうち、計算値と計測値のいずれか低い方を適用し、補助額を算出します。また、補助額計算上は初期実効容量の小数点第二位以下は切り捨てとします。

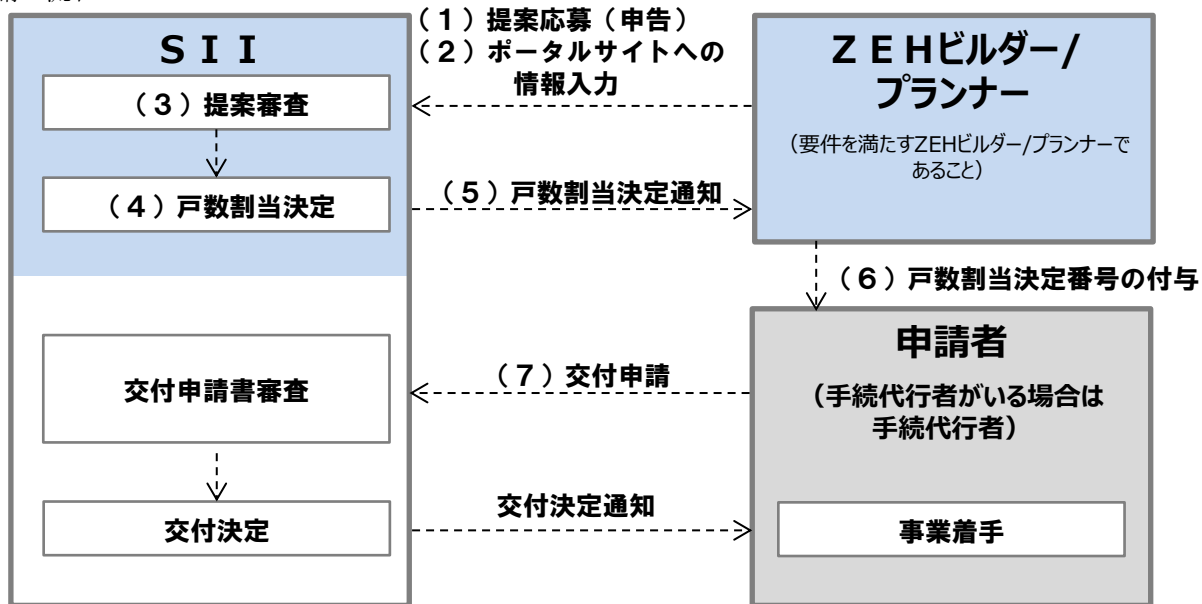
※3 蓄電システムの工事費は、補助対象外とします。



## 1-3 公募方法

本事業に交付申請を行う事業に参与する予定があるZEHビルダー/プランナーは、交付申請の前に本事業の取り組みに関する提案応募を行い、希望する交付申請件数等をSIIに申告してください。

### ■申請の流れ



### (1) 提案応募

本事業に交付申請を行う予定があるZEHビルダー/プランナーは、提案応募を通して本事業の取り組みに関する提案をSIIに提出してください。

#### ① 提案応募の要件

提案応募の対象となるZEHビルダー/プランナーは、以下の要件を全て満たしていること。

- 1) 「平成29年度ZEHビルダー/プランナー実績報告書」を提出済のZEHビルダー/プランナーであること。
- 2) 2016年度及び2017年度の各年度において、ZEH受注件数1件以上の実績があること。

※ 「平成29年度ZEHビルダー/プランナー実績報告」の詳細については、  
「ZEHビルダー/プランナー登録公募要領」P15参照

※ ZEHビルダー/プランナーの登録は、北海道の区分(A登録)と、北海道以外の都府県の区分(B登録)に分かれています。提案応募は1事業者がA登録、B登録の両方で応募することが可能です。

#### ② 提案応募の内容

提案応募の内容は以下のとおりとする。

##### ■定量目標

- 1) 2018年度の新築注文戸建住宅におけるZEH+受注目標戸数
- 2) 2020年度の新築注文戸建住宅全体の受注目標戸数、ZEH+の受注目標戸数
- 3) 2021年度以降のZEH+の普及目標(%) (2025年度及び2030年度の普及目標は必須)

##### ■定性目標

- 1) ZEH+の実現の具体的計画
- 2) ZEH+の普及に向けた2020年度までの取り組み計画
- 3) 経営計画等におけるZEH+の位置づけ
- 4) 補助事業を有効活用して波及効果を高める工夫

#### ③ 公募期間

提案応募の公募期間は以下のとおり。

公募期間：平成30年 5月 1日(火) ～ 平成30年 5月11日(金) 17時締切

## (2) ポータルサイトへの情報入力

提案応募は、「ZEHビルダー/プランナー・ポータルサイト」で行います。SIIへの書類の提出は必要ありません。  
 なお、提案応募の申請は「平成29年度ZEHビルダー/プランナー実績報告」を完了していないと行うことができません。

※入力手順の詳細についてはSIIホームページに掲載の  
 「ZEHビルダー/プランナー・ポータルサイト・マニュアル.pdf」を参照してください。

## (3) 提案応募審査

SIIは、公募期間中に申請された提案応募及び「平成29年度ZEHビルダー/プランナー実績報告」に基づき、以下の審査項目を総合的に審査します。

### ① 過去の実績（ZEHビルダー評価結果等）

「ZEHビルダー/プランナー評価制度」及び「平成29年度ZEHビルダー/プランナー実績報告」の内容を加味し、審査します。審査に影響するのは下記の項目となります。

- ・ ZEH関連実績（普及目標、普及実績、普及目標達成率等）
- ・ 2017年度におけるZEH（Nearly ZEH を含む）のBELS取得件数、外皮性能・エネルギー消費削減率分布

### ② 本事業に関する計画の内容

以下の「1.」及び「2.」の項目について、内容を審査します。

なお、「1.」については、ZEH+全体の受注目標戸数を、以下の「A数字」と「B数字」に分解した戸数を申請することとし、審査においては「A数字」を「B数字」よりも優先します。

#### 1. 2018年度の新築注文戸建住宅におけるZEH+受注目標戸数

A数字：確実に本事業に申請し得るZEH+の戸数

※ 2018年度のZEH普及目標等を踏まえ下記の算出方法により上限（A数字上限数）を設定します。

B数字：今年度のZEH+全体の受注目標戸数からA数字を除いた戸数

#### 【A数字上限数の算出方法】

「平成29年度ZEHビルダー/プランナー実績報告書」に基づき、ZEHビルダー/プランナー毎にA数字の上限を以下の算出方法により設定します。

#### 1) 2018年度のZEH普及目標等に応じた算出値

A数字の上限設定にあたり、以下の要素により算出値を求めます。

なお、住宅種別区分に「注文住宅」を含み登録されているZEHビルダー/プランナーの場合、要素となる数値は「注文住宅」として報告した数値とします。

#### ■算出値の算出方法

$$\begin{aligned} & (2017年度における年間実績数)^{\ast 1} \times (2018年度 ZEH普及目標 [\%]) \\ & \times (2017年度 ZEH実績 [\%]) \div (2017年度 ZEH普及目標 [\%])^{\ast 2} \end{aligned}$$

※1 ZEHビルダー/プランナー実績報告時に提出する年間の建築総数

※2 (2017年度 ZEH実績[\%]) / (2017年度 ZEH普及目標[\%])の上限は「1」とする。

(注) 2017年度 ZEH普及目標を「0%」としていた場合、算出値は「0」となります。

#### 2) A数字の上限設定

1) で算出した値に応じ、下表のとおり、A数字の上限を設定します。

算出値	A数字の上限
0	0
1以上 1,000未満	50
1,000以上 2,500未満	125
2,500以上 5,000未満	250
5,000以上	500

(注) A数字の上限は、当該ZEHビルダー/プランナーにのみ通知し、一般公表は行いません。

## 2. ZEH+の実現の具体的計画

- ・ 本事業の要件となる選択要件①～③の実装方法
- ・ 確度を補足する情報（過去の高断熱化、高度エネマネ、EV等連携等に係る実績等）

- ① 外皮性能の更なる強化
- ② 高度エネルギーマネジメント
- ③ 電気自動車（プラグインハイブリット車を含む）を活用した自家消費の拡大措置のための充電設備

■ 本事業において採用する各要素の実装方法と、その補足について（記入例）

選択要件	具体的アプローチ
① 外皮性能の更なる強化	主要商圏である6地域の住宅外皮仕様について、選択要件①に適合する値に強化した外皮性能を標準仕様として展開する。
② 高度エネルギーマネジメント	ECHONET Lite AIF認証機器の導入による住宅設備のコントロールや節電サポートの拡大など、顧客メリットを営業トーク集としてまとめ、営業スタッフの質的向上を図る。
③ 電気自動車（プラグインハイブリット車を含む）を活用した自家消費の拡大措置のための充電設備	設置した太陽光発電システムによる創エネルギーの有効活用先としてEV/PHVメーカーとの連携を図り、トータルコストの低減を訴求していく。

### ③ 将来に向けた普及計画等

以下の項目について、内容を審査します。

- ・ 2020年度の新築注文戸建住宅全体の受注目標戸数、ZEH+の受注目標戸数
- ・ 2021年度以降のZEH+の普及目標（%）  
※ 2025年度及び2030年度の普及目標は必須とします。
- ・ ZEH+の普及に向けた2020年度までの取り組み計画
- ・ 経営計画等におけるZEH+の位置づけ（ラインナップへの採用拡大に係る計画等）  
※ 応募時点で位置づけられていない場合は、方針や計画を含みます。
- ・ 補助事業を有効活用して波及効果を高める工夫（広報、営業ツール整備等）

## (4) 戸数割当決定

SIIは、応募のあった内容とZEHビルダー/プランナー実績報告書の報告内容を併せて審査し、予算状況に応じて提案応募者であるZEHビルダー/プランナーに対して戸数割当を決定し通知します。

◎提案応募を行っても、申請状況並びに審査の結果により、戸数割当決定を得られない場合があります。

## (5) 戸数割当決定通知の発送

SIIは、戸数割当決定を受けたZEHビルダー/プランナーに対し戸数割当決定数を通知するとともに、戸数割当決定数分の固有の戸数割当決定番号を交付します。

## (6) 戸数割当決定番号の付与

戸数割当決定を受けたZEHビルダー/プランナーは、本事業の申請1件に対し1つの戸数割当決定番号を付与してください。

（注）付与された戸数割当決定番号を他のZEHビルダー/プランナーに譲渡することはできません。

（注）交付申請状況や予算の執行状況等を総合的に勘案し、戸数割当決定件数の活用状況に応じて、ZEHビルダー/プランナー毎に次年度以降の補助事業において制約を設けることがあります。

## （7）交付申請

### 交付申請の受付方法

- ・申請者は、ZEHビルダー/プランナーより付与された戸数割当決定番号を使用し、交付申請を行ってください。  
（1件の戸数割当決定番号で申請できる交付申請は1件のみです）
- ・公募期間内にSIIが受け付けた申請書を審査対象とします。（P109参照）
- ・申請書の受付は、公募期間内の平日（月曜～金曜）のみ行います。  
（土日祝日は申請書の受付は行いません）

（注） 同一の戸数割当決定番号が記載された複数の申請書が到着した場合は、一切受理しません。

（注） 不備不足のない申請書が到着した日が、交付申請の受付日となります。

申請書類に不備不足がある場合は、原則申請を受理しませんのでご注意ください。

特に、登録印の押印、印鑑登録証明書、建築図面、実施計画書が不足する申請については、一切受理しません。

なお、到着後に不備不足が認められた申請書は不受理扱いとし、着払いにて申請者

（手続代行者がいる場合は手続代行者）に返送します。

不備書類の返送を受けた後に、改めて申請を希望する場合は、不備不足の解消を確認の上、申請してください。

（注） 申請書の発送における注意事項（P151参照）を必ず確認の上、SIIに発送してください。



## 1-4 事業スケジュール

### (1) スケジュールの詳細

#### ① 提案応募公募期間

平成30年 5月 1日(火) ～ 平成30年 5月11日(金) 17時必着

※提案応募は、SIIに登録されたZEHビルダー/プランナーが行います。(P124参照)

#### ② 戸数割当決定

平成30年 5月24日(木) (予定)

#### ③ 交付申請公募期間

平成30年 5月28日(月) ～ 平成30年10月 5日(金) 17時必着

※締切間際の申請は配送事故等で想定した到着日より遅くなる場合もありますので、余裕を持った申請をお願いします。

#### ④ 交付決定

申請書の到着から約1ヶ月を目途に随時交付決定を行います。

但し、申請が集中した場合等に交付決定が遅れる場合があります。

なお、最終交付決定日は以下のとおりとする。

平成30年10月24日(水) (予定)

※交付決定後に、申請者宛に「交付決定通知」を送付し、手続代行者宛に「交付決定通知の写し」、「事務取扱説明書」及び「交付決定番号が記載された指定のボード」を送付しますので、事業に着手する前に必ずお読みください。(P125参照) なお、手続代行者を介さない場合は、申請者宛に「事務取扱説明書」及び「交付決定番号が記載された指定のボード」を送付します。

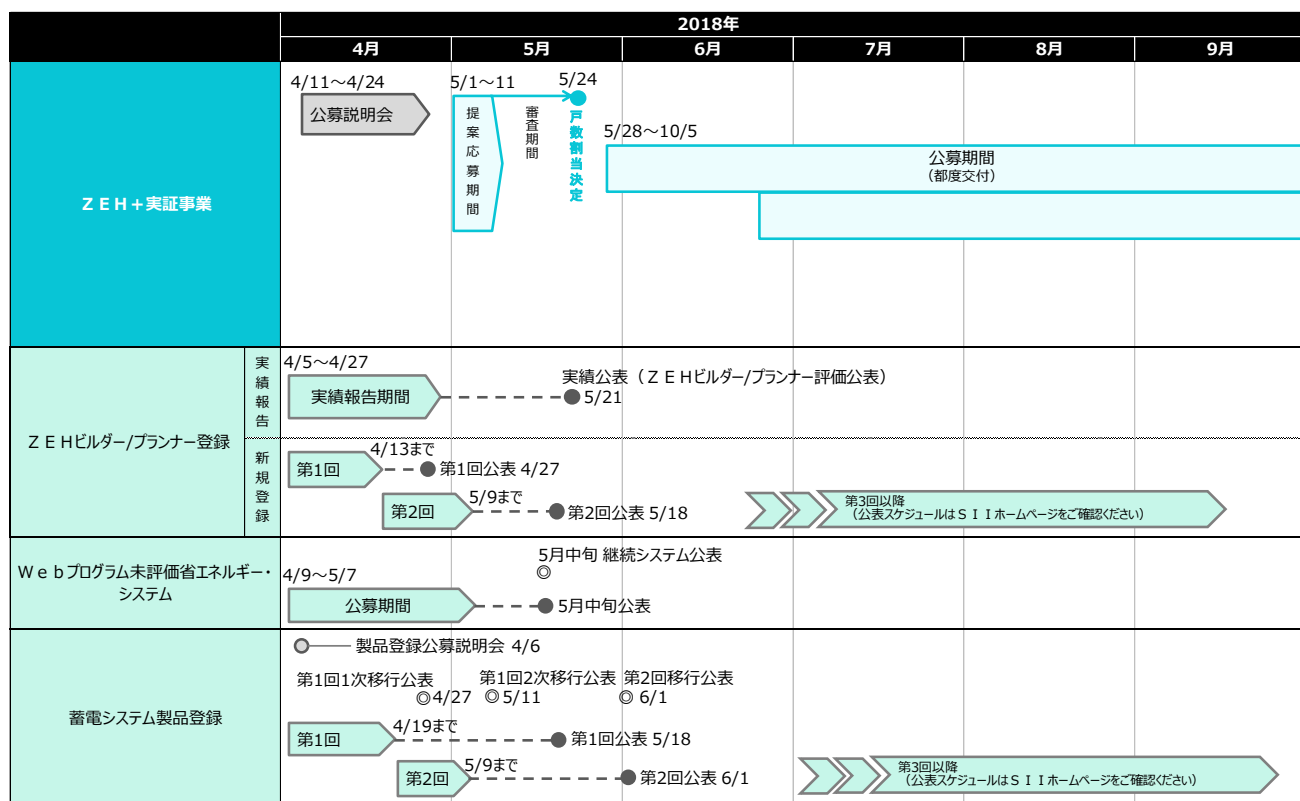
(本事業では、事務取扱説明会は実施いたしません)

#### ⑤ 事業期間

事業期間は原則以下のとおりとします。

交付決定通知を受領後 ～ 平成31年 1月25日(金)

### ■ 本事業のスケジュール



## ⑥ 補助対象事業実績報告

事業完了日から15日以内、且つ、以下の期日内に提出することを原則とする。

平成31年 2月 1日（金） 17時必着

※ 事業完了日とは、補助金に係る工事が完了し、且つ、工事代金の支払が完了した日付を指します。  
 新築戸建建売住宅においては、引渡しを終え、且つ、住宅の購入代金の支払が完了した日付を指します。

## (2) 公募説明会

本事業の公募説明会は、「平成30年度 ZEH支援事業」の公募説明会（全国18箇所）と同日、合同で開催いたします。詳しくはSIIホームページ([https://sii.or.jp/meti\\_zeh30/](https://sii.or.jp/meti_zeh30/))をご覧ください。

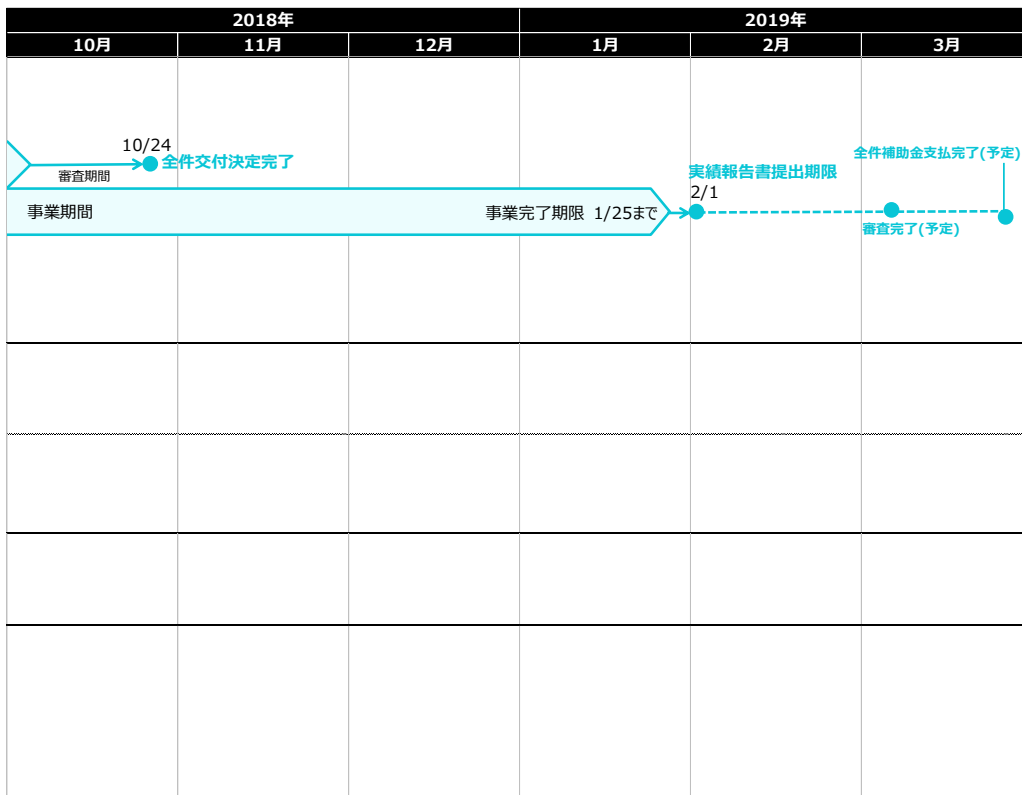
## 1-5 重要事項

### (1) 重要事項の詳細

- ① 交付決定通知を受領し、交付決定番号を得た後に本事業に着手すること。  
 その際、着手前の住宅建設地（更地）を交付決定番号が記載された**指定のボード**と共に必ず撮影すること。  
 ※事前着手及び合成等の不正行為等が認められた場合は、交付決定の取り消しと罰則の対象となります。
- ② **交付決定後の申請内容の変更は原則認めません。**
- ③ 申請者は、事業完了後速やかに補助対象となる住宅に居住すること。  
 補助対象事業実績報告書の提出日までに補助対象住宅に居住していない場合は、原則として補助対象外となります。
- ④ 交付申請書の提出をもって「暴力団排除に関する誓約事項」（P137参照）に同意したものとします。  
 申請者が誓約事項に違反した場合は、交付決定の取り消し等の措置をとります。
- ⑤ **交付申請書並びに補助対象事業実績報告書に不備・不足がある場合は、原則、書類を受理しませんのでご注意ください。**
- ⑥ **補助対象事業実績報告書の提出期日に遅れた場合は、本事業への申請を取下げたものとみなします。**

※ P130「注意事項」を必ず確認してください。

※ スケジュールは変更となることがあります。必ずSIIのホームページをご確認ください。



## 2 事業要件

### 2-1 設備等の要件及び補助対象設備等一覧

- ・選択要件で①外皮性能の更なる強化を選択する場合は、      で表示する項目についてP113に記載する追加要件があるので注意すること。
- ・選択要件で②高度エネルギーマネジメントシステムを選択する場合は、      で表示する項目についてP113に記載する追加要件があるので注意すること。

設備等の種類		必須要件	補助対象	要件となる基準													
全体共通		●	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく、「建築物エネルギー消費性能基準」に準拠した評価方法(P 101参照)により、評価対象の住宅の年間の一次エネルギー消費量が正味(ネット)でゼロ以下であること。</li> <li>・設計一次エネルギー消費量は、再生可能エネルギーを除き、基準一次エネルギー消費量から<b>25%以上</b>削減されていること。</li> <li>・設備等のうち補助対象となるものについては、JIS等の公的規格や業界自主規格等への適合確認を示すことができるものを導入すること。</li> <li>・寒冷地(地域区分1又は2地域)、低日射地域(日射区分A1又はA2地域)、多雪地域(垂直積雪量100cm以上)に限り、設計一次エネルギー消費量は、再生可能エネルギーを加えて基準一次エネルギー消費量から75%以上の削減(Nearly ZEH+)であること。</li> </ul>													
①高断熱外皮		●	※4 該	地域区分	1	2	3	4	5	6	7	8					
				外皮平均熱貫流率(UA値)	0.40以下		0.50以下	0.60以下				—					
				地域区分	1	2	3	4	5	6	7	8					
				冷房期の平均日射熱取得率( $\eta_{AC}$ 値)	基準値なし				3.0以下	2.8以下	2.7以下	3.2以下					
暖房冷房設備	②高効率個別エアコン(マルチエアコンも可)	●	※5 該	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主たる居室に設置する個別エアコンのエネルギー消費効率が、建築研究所のホームページで公開されている冷房効率 区分(い)を満たす機種であること。 (<a href="http://www.kenken.go.jp/becc/documents/house/4-3_20140117.pdf">http://www.kenken.go.jp/becc/documents/house/4-3_20140117.pdf</a> の表A. 2参照)</li> </ul>													
※1 暖房設備	パネルラジエーター	●	※5 該	<ul style="list-style-type: none"> <li>・以下①～③のいずれかを満たすこと。</li> <li>①熱源設備が石油温水式またはガス温水式であって潜熱回収型(暖房部熱効率が87%以上)のもの。</li> <li>②熱源設備が電気ヒートポンプ式熱源機であって暖房時COP3.3以上のもの。</li> <li>③「要件となる基準」を満たす給湯設備に接続して空調するもの。</li> </ul>													
	温水式床暖房	●	※5 該	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主たる居室に設置する場合は以下①～③のいずれかを満たすこと。</li> <li>①熱源設備が石油温水式またはガス温水式であって潜熱回収型(暖房部熱効率が87%以上)のもの。</li> <li>②熱源設備が電気ヒートポンプ式熱源機であって暖房時COP3.3以上のもの。</li> <li>③「要件となる基準」を満たす給湯設備に接続して空調するもの。</li> </ul>													
	②ヒートポンプ式セントラル空調システム	●	※5 該	地域区分	1	2	3	4	5	6	7	8	COP	3.0以上	3.3以上	3.7以上	基準値なし
	冷房設備	②ヒートポンプ式セントラル空調システム	●	※5 該	地域区分	1	2	3	4	5	6	7	8	COP	基準値なし		
※1 給湯設備	②電気ヒートポンプ給湯機(エコキュート等)	●	※6 該	<ul style="list-style-type: none"> <li>・貯湯缶が一缶のものに係るJIS基準(JIS C 9220)給湯機に基づく年間給湯保温効率・年間給湯効率が3.3以上であること。貯湯缶が多缶の場合は3.0以上であること。</li> <li>・上記に関わらず寒冷地(1・2・3地域)の場合は年間給湯保温効率・年間給湯効率が2.7以上であること。</li> </ul>													
	②潜熱回収型ガス給湯機(エコジョーズ等)	●	※6 該	<ul style="list-style-type: none"> <li>・エネルギー消費効率が94%以上(暖房給湯兼用機にあつては93%以上)であること。</li> </ul>													
	潜熱回収型石油給湯機(エコフィール等)	●	※6 該	<ul style="list-style-type: none"> <li>・エネルギー消費効率が94%以上(暖房給湯兼用機にあつては93%以上)であること。</li> </ul>													
	ガスエンジン給湯機(エコウィル等)	●	※6 該	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ガス発電ユニットのJIS基準(JIS B 8122)に基づく発電及び排熱利用の総合効率が、低位発熱量基準(LHV基準)で80%以上であること。</li> </ul>													
	②ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機(ハイブリッド給湯機)	●	※6 該	<ul style="list-style-type: none"> <li>・熱源設備は電気式ヒートポンプと潜熱回収型ガス機器と併用するシステムで、貯湯タンクを持つもの。</li> <li>・電気式ヒートポンプの効率が中間期(電気ヒートポンプのJIS基準に定める中間期)のCOPが4.7以上且つ、ガス機器の給湯部熱効率が95%以上であること。</li> </ul>													
	太陽熱利用システム	●	該	<ul style="list-style-type: none"> <li>・太陽熱温水器の場合はJIS A 4111に規定する住宅用太陽熱利用温水器の性能と同等以上の性能を有することが確認できること。</li> <li>・ソーラーシステムと呼ばれる強制循環式の場合は、JIS A 4112に規定する「太陽集熱器」の性能と同等以上の性能を有することが確認できること(蓄熱槽がある場合は、JIS A 4113に規定する太陽蓄熱槽と同等以上の性能を有することが確認できること)</li> </ul>													
②燃料電池(エネファーム等)	●	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・エネルギー消費性能計算プログラムにおいて選択可能な機種であること。</li> </ul>														



設備等の種類		必須要件	補助対象	要件となる基準						
省エネルギー設備	換気設備（24時間換気に係るもの）	●	※7 該	・設置する換気設備は以下いずれかの要件を満たすこと。						
				換気方式			要件			
				熱交換型換気設備			温度（顕熱）交換効率65%以上			
				熱交換型以外の換気設備	ダクト式換気・第一種換気	比消費電力が $0.4\text{W}/(\text{m}^3/\text{h})$ 以下		上記以外		比消費電力が $0.2\text{W}/(\text{m}^3/\text{h})$ 以下
照明設備	LED照明	●	—	・LEDが光源であるもの。						
	蛍光灯			・インバータータイプで $100(\text{lm}/\text{W})$ 以上のもの。						
創エネルギーシステム	太陽光発電システム等の再生可能エネルギーシステム	●	—	—						
②蓄電システム		○	該	<ul style="list-style-type: none"> <li>以下の全てを満たす蓄電システムであること。</li> <li>SIIが本事業の補助対象製品として登録、公表した蓄電システムであること。 ※8</li> <li>蓄電システムの導入価格（工事費除く）が、保証年数に応じて定められた目標価格以下の蓄電システムであること。</li> </ul>						
				保証年数 ※9	10年	11年	12年	13年	14年	15年以上
				目標価格 ※10 （蓄電容量1kWhあたり）	12.0万円	13.2万円	14.4万円	15.6万円	16.8万円	18.0万円
②HEMS		●	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>「ECHONET Lite」規格の認証登録番号を取得していること。</li> <li>1台で住宅一棟の全エネルギーを計測できるよう設置すること。</li> <li>計測されたデータの表示ができること。</li> <li>詳細はP115「HEMS（エネルギー計測装置）の要件（選択要件で「②高度エネルギーマネジメント」を選択しない事業）」参照。</li> </ul>						

- ：本事業で導入を必須とすること
- ：補助対象として導入する場合は、要件を満たすこと
- 該：本事業で導入した場合は、補助対象となるもの

（注）補助対象設備を複数台導入する場合は全ての設備において設備要件を満たすこと。

- ※1 先進的再エネ熱等導入支援事業の補助金と併せて導入する場合は、空調設備の暖房機器、給湯設備のうち、当該事業で補助対象設備となるものについては、補助対象外とする。
- ※2 いずれかの冷房設備及び暖房設備を導入すること。  
但し、1・2地域の「冷房」、8地域の「暖房」に限り、「設置しない」という申請を認める。
- ※3 いずれかの設備を導入すること。
- ※4 外壁、外気に接する天井、屋根、最下階の床、基礎等に用いる断熱材及び、窓・ガラス等の開口部材を補助対象とする。  
構造材（柱、梁、筋違、構造ボード等）、内装ボード、仕上げ材（内装、外装）、玄関ドアは補助対象外とする。
- ※5 <高効率個別エアコンの場合> 室内機、室外機及び、その据付け工事費のみ補助対象とする。  
<温水式床暖房、ヒートポンプ式セントラル空調システムの場合> 専用熱源機及び、その据付け工事費のみ補助対象とする。
- ※6 熱源機、貯湯タンク及び、その据付け工事費のみ補助対象とする。
- ※7 換気装置（本体）及び、その据付け工事費のみ補助対象とする。
- ※8 本事業の補助対象機器（蓄電システム）一覧は、SIIホームページで随時公表する。  
URL：<https://sii.or.jp/zeh/battery/search>
- ※9 目標価格を判定する保証年数は、SIIに登録された年数とする。  
原則メーカーの保証年数（無償保証に限る）とする。当該機器製造事業者外の保証（販売店保証等）は含めない。但し、SIIが指定するサイクル試験結果から得られる性能年数とすることも認める。
- ※10 太陽光発電等の電力変換装置が蓄電システムの電力変換装置と一体型の蓄電システム（以下、「ハイブリッド」という）の場合、目標価格との比較においてハイブリッド部分に係る経費分を控除することができる。  
ハイブリッド部分に係る経費を切り分けられない場合、当該電力変換装置の定格出力（系統側）1kWあたり1万円を控除することができる。  
（定格出力の小数点第二位以下は切り捨てる）

## 2-2 選択要件の要件及び補助対象設備等一覧

本事業では、公募要領P102で示した通り、下記の①から③のうち2つ以上を導入することが選択要件となります。

- ①: 外皮性能の更なる強化 (  で表示された項目)
- ②: 高度エネルギーマネジメント (  で表示された項目)
- ③: 電気自動車(プラグインハイブリット車を含む)を活用した自家消費の拡大措置のための充電設備 (  で表示された項目)

各選択要件の要件は、公募要領P111設備等の要件及び補助対象設備等一覧に示した要件を満たし、且つ選択した要件に応じて下表の追加要件を満たす必要があります。

選択要件	設備等の種類	必須要件	追加要件																		
①	高断熱外皮	●	・各地域において下記のUA値を満たすこと。																		
			<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>地域区分</th> <th>1</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4 ※1</th> <th>5 ※1</th> <th>6</th> <th>7</th> <th>8</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外皮平均熱貫流率 (UA値)</td> <td colspan="2">0.30以下</td> <td colspan="3">0.40以下</td> <td colspan="2">0.50以下</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	地域区分	1	2	3	4 ※1	5 ※1	6	7	8	外皮平均熱貫流率 (UA値)	0.30以下		0.40以下			0.50以下		—
			地域区分	1	2	3	4 ※1	5 ※1	6	7	8										
外皮平均熱貫流率 (UA値)	0.30以下		0.40以下			0.50以下		—													
※1 本事業における暫定措置として、4地域及び5地域についてはUA値が0.50以下であれば、選択要件を満たすものとします。																					
②	空調設備	○	・「ECHONET Lite」規格の認証登録番号を取得していること。 ・APPENDIX ECHONET機器オブジェクト詳細規定Release D以降に準拠していること。 ・「ECHONET Lite AIF認証を取得している(別体のECHONET Liteプロトコル対応アダプターを併せての認証取得も可)」もしくは、「ECHONET Lite AIF認証で相互確認を必須化されているプロパティについて、HEMSコントローラから通信制御可能であることを機器メーカー等により自己確認がなされていること」																		
	ヒートポンプ式セントラル空調システム		・「ECHONET Lite AIF認証を取得している」もしくは、「ECHONET Lite AIF認証で相互確認を必須化されているプロパティについて、HEMSコントローラから通信制御可能であることを機器メーカー等により自己確認がなされていること」																		
	給湯設備	○	・「ECHONET Lite」規格の認証登録番号を取得していること。 ・APPENDIX ECHONET機器オブジェクト詳細規定Release D以降に準拠していること。 ・「ECHONET Lite AIF認証を取得している(別体のECHONET Liteプロトコル対応アダプターを併せての認証取得も可)」もしくは、「ECHONET Lite AIF認証で相互確認を必須化されているプロパティについて、HEMSコントローラから通信制御可能であることを機器メーカー等により自己確認がなされていること」																		
			燃料電池(エネファーム等)	・「ECHONET Lite」規格の認証登録番号を取得していること。 ・APPENDIX ECHONET機器オブジェクト詳細規定Release C以降に準拠していること。 ・「ECHONET Lite AIF認証を取得している(別体のECHONET Liteプロトコル対応アダプターを併せての認証取得も可)」もしくは、「ECHONET Lite AIF認証で相互確認を必須化されているプロパティについて、HEMSコントローラから通信制御可能であることを機器メーカー等により自己確認がなされていること」																	
			ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機(ハイブリッド給湯機)																		
			潜熱回収型ガス給湯機(エコジョーズ等)																		
蓄電システム	○	・「ECHONET Lite」規格の認証登録番号を取得し、APPENDIX ECHONET機器オブジェクト詳細規定Release H以降に準拠していること。 ・ECHONET Lite プロトコル対応のアダプターが分離されている場合は、当該のアダプターを設置すること。 ・「ECHONET Lite AIF認証を取得している」もしくは「ECHONET Lite AIF認証で相互確認を必須化されているプロパティについて、HEMSコントローラから通信制御可能であることを機器メーカー等により自己確認がなされていること」																			
HEMS	●	【HEMSコントローラ】 ・導入する計測対象の機器に相対するECHONET Lite AIF認証をすべて取得していること。 ・APPENDIX ECHONET機器オブジェクト詳細規定のReleaseバージョンは、導入する計測対象の設備に対し上位のReleaseバージョンであること。 ・詳細はP116「HEMSの要件（選択要件で「②高度エネルギーマネジメント」を選択の事業）」参照。																			
③	電気自動車(プラグインハイブリット車を含む)を活用した自家消費の拡大措置のための充電設備	●	・EV充電用設備は車庫スペース等において使用可能とし、以下の要件を満たすこと。 ・単相200V 20A以上の配線用遮断器分岐回路で充電する仕様の設備を導入すること。 ・分電盤に専用の分岐回路(=専用回路)を増設すること。 ・EV充電用コンセント及びケーブル付き普通充電設備のいずれかを設置すること。																		

●: 本事業で選択要件として選択した場合、必須となる追加要件。

○: 本事業で選択要件として選択し、補助対象として導入する場合、必須となる追加要件。

## 2-3 取得する省エネ性能表示の要件

ZEHが自立的に普及するためには、住宅のエネルギー消費性能の見える化を通じて、ZEH等のエネルギー消費性能に優れた住宅が市場で適切に評価され、消費者に選択されるための環境が整備されることが重要です。そのためにも、第三者の評価による住宅の省エネ性能表示制度の普及が重要となります。

本事業では、申請する住宅は建築物省エネ法第7条に基づく省エネ性能表示(BELS等、第三者認証を受けているものに限る)を原則として中間報告前に取得し、中間報告時にその写しを提出できることを交付要件としています。

### (1) 省エネ性能表示取得に関する要件

以下の要件を全て満たすこと。

- ① 取得する省エネ性能表示は、建築物省エネ法第7条に基づく省エネ性能表示(BELS等、第三者認証を受けているものに限る)によるもので、補助対象住宅が『ZEH』<sup>※1</sup>であることを示すものであること。  
また、原則として本事業の交付要件に定める外皮性能を満たし、且つ、交付申請時に提出する実施計画書の再生可能エネルギー・システムによる創エネルギー量を除く一次エネルギー消費削減率及び外皮平均熱貫流率(UA値)が同じか上回っていることが、数字で表示・確認できること。
- ② 「省エネ性能表示」及びその表示に関する「評価書」を入手し、中間報告時にその写しを提出できること。

※1 本事業では、交付要件を満たす場合に限り、Nearly ZEHであることも可とします。

【参考】 国土交通省 建築物省エネ法のページ(2018年4月1日)

[http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutakukentiku\\_house\\_tk4\\_000103.html](http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutakukentiku_house_tk4_000103.html)

※ガイドラインに基づく第三者認証表示制度であるBELSについてはこちらを参照ください。

<https://www.hyoukakyokai.or.jp/bels/bels.html>

**2-4 HEMS(エネルギー計測装置)の要件(選択要件で「②高度エネルギーマネジメント」を選択しない事業)**

補助対象住宅に設置するHEMS(エネルギー計測装置)は以下の①～③の要件を全て満たすこと。

**① HEMS(エネルギー計測装置)の機器要件**

- 1) 「ECHONET Lite」規格の認証登録番号を取得していること。  
※APPENDIX ECHONET機器オブジェクト詳細規定のReleaseバージョンについては問いません。
- 2) 1台で住宅一棟の全エネルギーを計測できるよう設置すること。
- 3) 計測されたデータの表示ができること。

**② 計測ポイントの要件**

計測ポイントは以下の「エネルギー計測 要件一覧表」の必須要件を満たすこと。

■エネルギー計測 要件一覧表

機能区分	計測項目	必須要件
太陽光発電システム	発電量	●
	売電量	●
電力量の計測・取得 <sup>※1</sup>	系統からの買電量	●
	住宅全体の電力使用量	●
	暖冷房設備の電力使用量 <sup>※2</sup>	○
	ヒートポンプ式給湯機の給湯設備(エコキュート等)の電力使用量	○
	ガスコージェネレーションシステム(エネファーム等)の発電量	○
	照明設備の電力使用量	-
	換気設備の電力使用量	-
蓄電システムの利用状況	充電力量	○
	放電力量	○
電気自動車を活用した充電設備(プラグインハイブリット車を含む)	充電力量	○
使用電力計測・取得間隔 <sup>※3</sup>	1時間以内	●
データ蓄積期間 <sup>※4※5</sup>	1時間以内の単位 1カ月以上	●
	1日以内の単位 13カ月以上	●

凡例 ●:必須項目 ○:計測対象設備設置の場合は、必須

- ※1 積算消費電力量(Wh)。
- ※2 「主たる居室」に設置する暖冷房設備の電力量を計測できること。
- ※3 積算消費電力量(Wh)の計測又は取得間隔。
- ※4 HEMS(エネルギー計測装置)により計測した所定時間単位の積算消費電力量データをHEMSコントローラ、あるいは関連する外部設備に蓄積し続けることができる期間。
- ※5 セキュリティ対策として、蓄積したデータの保護・保全ができること。

**③ 運用時の要件**

事業完了後、HEMSコントローラ等に蓄積されたデータをもとにしたエネルギー使用量の定期的な報告が可能であること。(詳細はP128を参照)

## 2-5 HEMSの要件（選択要件で「②高度エネルギーマネジメント」を選択の事業）

選択要件(P102参照)で「②高度エネルギーマネジメント」を選択する補助対象住宅に設置するHEMSの要件は以下の①～⑥の要件を全て満たすこと。

### ① HEMSの機器要件

#### 【エネルギー計測装置(HEMS)】

- 1) 「ECHONET Lite」規格の認証登録番号を取得していること。
- 2) 1台で住宅一棟の全エネルギーを計測できるよう設置すること。
- 3) 計測されたデータの表示ができること。

#### 【HEMSコントローラ】

- 1) 導入する計測対象の機器に相対するECHONET Lite AIF認証を全て取得していること。
- 2) APPENDIX ECHONET機器オブジェクト詳細規定Release D以降に準拠していること。  
※実績報告書提出までに、ファームアップ等を行う予定で、且つその性能を有する機器も可とします。
- 3) P115で示す「エネルギー計測 要件一覧表」に示す通信制御対象の各設備に相対するECHONET Lite AIF認証を全て取得していること。

### ② 計測ポイントの要件

計測ポイントはP115で示す「エネルギー計測 要件一覧表」の必須要件を満たすこと。

### ③ HEMSコントローラの設定要件

- 1) エネルギー計測装置で計測する項目毎に、HEMSコントローラやモニタに表示される計測対象の項目名称の設定をすること。  
※項目名称の設定は、実績報告書添付書類2 引渡証明書に記載の引渡日までに完了すること。  
※名称の設定が出来ない機器や、モニタ画面上で項目名称の設定が行えてもデータの書き出しに反映しない場合は要件未達とみなします。
- 2) 「②計測ポイントの要件」を満たし、且つ、計測項目名の確認ができる分電盤回路図の提出ができること。  
※P115で示す計測ポイントの計測が確認できるように記載すること。

#### ④ 計測データの報告

申請者が補助対象となる住宅に居住後、必要とされるエネルギー計測の実施をもって、事業完了とします。事業期間中にHEMSによる実測期間を、休日を含む3日間以上設け、補助対象事業実績報告書提出の際に、エネルギー計測の結果を併せて提出してください。

- 1) 未入居状態で計測は無効です。
- 2) 計測データの提出において、HEMS等の表示画面キャプチャー画像等は無効です。
- 3) 提出するエネルギー計測データ(以下、計測データ)は以下の要件を満たしていること。
  - ・P115に示す「②計測ポイントの要件」において必須の計測ポイント毎に計測されていること。
  - ・1時間毎の計測値(単位:Wh)であること。
  - ・計測項目や年月、日時が記載されていること。
  - ・SIIがホームページで公開する「好ましいエネルギー計測データの例」と同様の形式で計測データの書き出しが可能であること。URL:[https://sii.or.jp/meti\\_zeh30/zeh\\_plus/public.html](https://sii.or.jp/meti_zeh30/zeh_plus/public.html)
- 4) SIIが報告対象者用として設ける「エネルギー計測データ報告サイト(以下、報告サイト)」を利用し、計測したデータのアップロードを実施し、報告を行うこと。
- 5) 報告サイトにおいて、計測区分ごとにデータ設定(マッピング)を行うこと。

##### 【運用時の要件(使用状況の報告)】

申請者は、事業完了から2年間、HEMSコントローラ等に蓄積された計測データをもとにしたエネルギー使用量の定期的なデータ報告を行えること。

##### 【報告方法】

報告サイトを利用して、計測データを適時アップロードすること。

##### 【報告期間】

2019年 4月 1日～2021年 3月31日  
事業完了後2年間/1ヶ月毎(各月毎)のデータ

※ 計測データをクラウド・サーバに蓄積するクラウド型HEMS等において、クラウド・サービス提供者経由で計測データの提出を行うことも可能とします。

但し、この場合においても定期報告アンケート(P128参照)の回答は補助対象事業者が必ず実施してください。

- (注1)「**②高度エネルギーマネジメント**」を選択した事業で交付決定を受けた補助対象事業者が、「使用状況の報告」によるエネルギー計測データ報告および定期報告アンケートにおいて、正当な理由なく計測データを提出しない場合には、補助金の返還を求める場合があります。ご注意ください。
- (注2) 1時間毎の計測データの保存期間が報告期間よりも短い機器を導入する場合は、必ず定期的なデータ保存を行ってください。

#### ⑤ 相互接続性における制御の要件

- 1) 導入する通信制御対象の各設備とHEMSコントローラ間において、それぞれの相互確認を必須化されているプロパティに対応した機能を通信用制御できること。
- 2) 設置するHEMSコントローラのAPPENDIX ECHONET機器オブジェクト詳細規定のReleaseバージョンは、下表に示す通信制御対象の各設備に対し、上位のReleaseバージョンであること。

導入設備	APPENDIX ECHONET機器オブジェクト詳細規程
空調設備	Release D 以降*
ヒートポンプ給湯設備(エコキュート等)	Release D 以降*
燃料電池システム(エネファーム等)	Release C 以降*
潜熱回収型ガス給湯機(エコジョーズ等)	
ハイブリット給湯設備	Release H 以降*
蓄電システム	

※実績報告書提出までに、ファームアップ等を行う予定で、且つその性能を有する機器も可とします。

- 3) HEMSコントローラによる操作を可能にするECHONET Lite プロトコル対応のアダプターが分離されている場合は、当該アダプターの設置を必須とします。

### ⑥ AIF認証の要件と、これに代わる相互接続性自己確認の要件

ECHONET Lite AIF認証で、相互確認を必須化されている各プロパティ(スーパークラス規程に該当するものは除く)について、アクセスルールで定められた事項の情報を、ECHONET Liteの必須プロトコル(併せて各社の独自のプロトコルも使用可能)でHEMSコントローラから通信制御可能であることとします。

なお、相互接続性の確認については、機器種別の市場における普及動向を踏まえ、自己確認を可能とします。但し、その場合においても、住宅に一体化した空気調和システムで独自仕様であるもののうち、他社で利用することが想定されないシステムを除く設備においては、ECHONET Lite認証の取得を必須とする。

<相互接続性の自己確認を示す書類>

- 1) 設備メーカー等が、ECHONET Lite AIF認証で相互確認を必須化されている各プロパティ(別表1)の通信制御試験を実施し、自己確認したことを証する書面(自由書式)。
- 2) HEMSコントローラと住宅設備との相互接続性を確認できたホワイトリスト(メーカー等が自社ホームページに掲載するなどして一般に公表されているもの)

<提出方法>

交付申請時に、補助対象住宅に導入予定の機器に関する相互接続性の自己確認を示す書類をSIIへ提出すること。

**【別表1】 ECHONET Lite AIF認証で、相互確認を必須化されている各プロパティ**

機器	プロパティ名		
家庭用エアコン	・動作状態 ・節電動作設定	・運転モード設定 ・温度設定値	・室内温度計測値 ・風量設定
ヒートポンプ給湯器 (エコキュート等)	・動作状態 ・沸き上げ自動設定	・昼間沸き増し許可設定 ・給湯中状態	-
瞬間式給湯器 (エコジョーズ等)	・動作状態 ・給湯器燃焼状態	・風呂給湯器燃焼状態 ・風呂自動モード設定	-
燃料電池 (エネファーム等)	・動作状態	・瞬時発電電力計測値	・積算発電電力量計測値
蓄電システム	・動作状況 ・識別番号 ・現在時刻設定 ・現在年月日設定 ・A C実効容量(充電・放電)	・A C充電・放電可能容量 ・A C充電・放電可能量 ・A C積算充電・放電電力量計測値 ・A C充電量・放電量設定値 ・最小最大充電量・放電電力値	・運転動作設定(充電・放電・待機は必須) ・運転モード設定(充電・放電・待機は必須) ・系統連系状態 ・蓄電残量(Wh・Ah・%いずれかの搭載が必須) ・蓄電池タイプ

### 3 Webプログラム未評価省エネルギー・システム登録の公募

本年度、SIIでは、公募時のエネルギー消費性能計算プログラム(Webプログラム)で省エネルギー効果を評価できない技術のうち、一定以上の省エネルギー効果を定量的に示す事が可能なシステムについて、公募を行い、審議、選考し学識経験者を含む関係分野の専門家で構成された審査委員会において審査を行い、応募のあったシステム提案者に対しSIIにて登録、公表を行います。

Webプログラム未評価省エネルギー・システムの登録申請は、当該技術の商用権利を有するものが「システム提案者」として1システムに対して1登録を行うものとします。

#### 3-1 システム提案者の要件

システム提案者とは下記要件を満たす者をいいます。

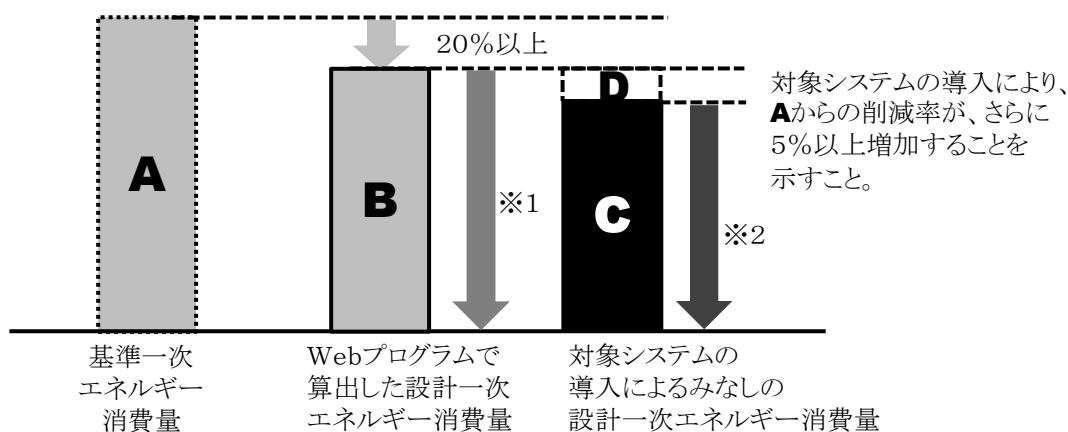
- ① 当該システムの導入を遂行する能力を有する者であること(手続代行者と別でも可)
- ② 技術内容に関するSIIからの問合せに対し、適宜適切に対応できる者であること(必要に応じ技術内容に関するヒアリングを実施する場合があります)
- ③ 本事業に申請する補助事業者や手続代行者に対し、誠実に対応できる者であること。
- ④ 日本国において法人格を有する法人であること。

#### 3-2 登録対象となるシステムの要件

登録対象となるシステムは以下①～③の要件を全て満たすこと。

- ① 本年度の公募要件を満たす住宅に当該システムを導入することで、住宅全体の年間一次エネルギー消費削減率を5%以上を向上させる効果が見込まれるシステムであること。  
その際、当該システムのエネルギー消費量並びに削減効果について計算結果を定量的に示すことが出来ること。
- ② ①に示す資料に用いる計算において、各業界における統一的な計算方法が確立されていること。
- ③ 住宅への導入実績を有するシステムであること。

【考え方】



- B** : 外皮性能を含めて、本事業の交付要件を満たす住宅をもとにした計算であること
- D** : 対象システムの導入により、**B**から更に削減されるエネルギーが  $(A \times 0.05)$  以上であること

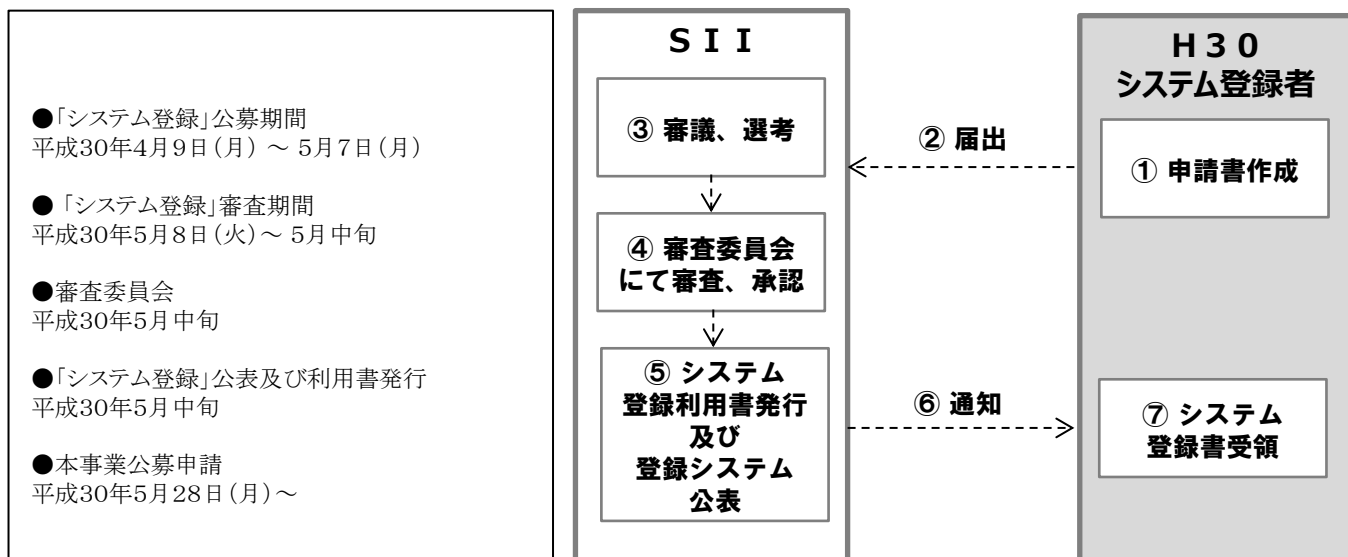
※1 エネルギー計算上、ZEH達成に必要な創エネルギー量

※2 「平成30年度 ZEH支援事業」、「平成30年度 ZEH+実証事業」、「平成30年度 戸建分譲ZEH実証事業」において、当該システムを導入することでZEH達成相当に必要な創エネルギー量

対象システムにより加算できる一次エネルギー消費削減率は、地域区分にもよりますが5%又は10%となります。Webプログラムにより算出した削減率がNearly ZEHの場合に上記の削減率(5%又は10%)を上乗せし、削減率を合わせた一次エネルギー消費削減率がZEH相当となれば補助金の交付要件への適合性の判断をするにあたりZEHであるものとみなし申請が可能となります。



### 3-3 システム登録の流れ



### 3-4 システム登録の公募

(1) 公募期間 平成30年 4月 9日(月)～平成30年 5月 7日(月) 17時必着

(2) 提出書類

システム登録の申請をする場合は、SIIが定める期間内に下記の書類を提出してください。

No.	申請書類名称	様式	注意事項
①	Webプログラム未評価省エネルギー・システム登録申請書	指定	
②	システム登録内容の裏付けとなる技術資料	様式自由	概要の詳細及び導入実績を明記してあること

※P146～150「定型様式7-7」を参照ください。

### 3-5 審査

学識経験者を含む関係分野の専門家で構成された審査委員会で定められた審査基準に基づき、応募のあったシステムについて登録の可否ならびに削減効果を審査します。

審査の結果、SIIは当該システムの削減効果を公表します。

登録されたシステムを用いた事業については、Webプログラムによる評価においてNearly ZEHとなっていることを前提に、当該システムによる省エネルギー効果を加味することでZEH相当となる場合に、補助金の交付要件への適合性の判断をするにあたりZEHであるものとみなします。

### 3-6 システム登録利用書の発行

審査の結果登録されたシステムについて、SIIはホームページで公表するとともに、システム提案者に対して「システム登録利用書」を発行します。

なお、登録されたシステムは、「平成30年度 ZEH支援事業」、「平成30年度 ZEH+実証事業」、「平成30年度 戸建分譲ZEH実証事業」において、Webプログラムにより算出した削減率がNearly ZEHの場合にSIIにて登録、公表された削減率(5%又は10%)を上乗せした削減率を合わせた一次エネルギー消費削減率がZEH相当となれば補助金の交付要件への適合性の判断をするにあたりZEHであるものとみなし申請が可能となります。

### 3-7 Webプログラム未評価省エネルギー・システムの登録移行について

「H29年度ZEH支援事業」においてシステム登録されたシステム提案者は、本年度のシステム要件を満たす場合、所定の手続きを行うことで、SIIに登録されるWebプログラム未評価省エネルギー・システムとして認める「登録移行」を受け付けます。

但し、システム提案者は、事前相談期間内に、下記の書類を提出してください。※1 ※2

SIIによる審議を経て、速やかにWebプログラム未評価省エネルギー・システム継続登録利用票を発行します。

なお、**新たに条件を付加する場合がありますのでご注意ください。**

その後、補助事業申請書にWebプログラム未評価省エネルギー・システム継続登録利用票を添付し、申請してください。

※1 システム提案者以外の提出は認めません。

※2 Webプログラム未評価省エネルギー・システムのシステムが変わらず、使用機器をモデルチェンジ等で同等以上の性能の機器に変更を希望する場合には、代替機種の技術資料を添付してください。

(注) 「H29年度ZEH支援事業」において登録されたシステムであっても、平成30年4月時点でWebプログラムの評価対象となったシステムは登録移行できません。

#### (1) 登録移行申請期間

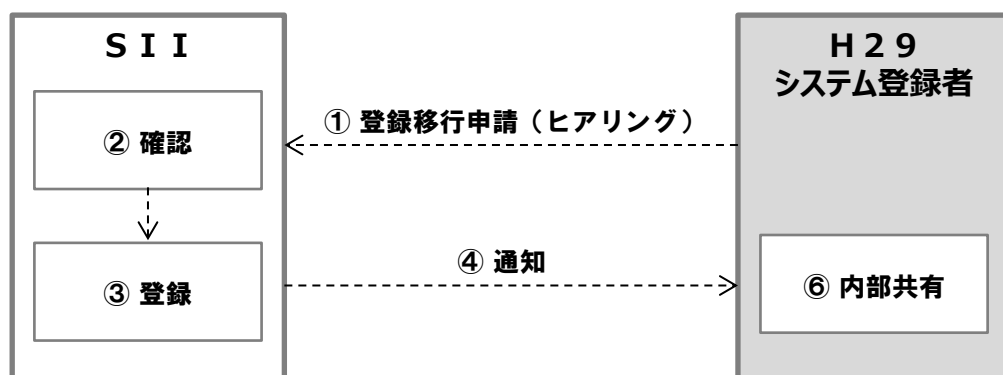
平成30年 4月 9日(月)～平成30年 5月 7日(月)

#### (2) 提出書類

システム継続希望の申請をする場合は、SIIが定める期間内に下記の書類を提出してください。

No.	申請書類名称	様式
①	平成30年度 Webプログラム未評価省エネルギー・システム登録移行届	指定
②	平成29年度 Webプログラム未評価省エネルギー・システム登録利用書の写し	SIIから送付した登録利用書の写し
③	使用機器をモデルチェンジ等で同等以上の性能の機器に変更を希望する場合には、代替機種の技術資料	様式自由

#### ■登録移行の流れ

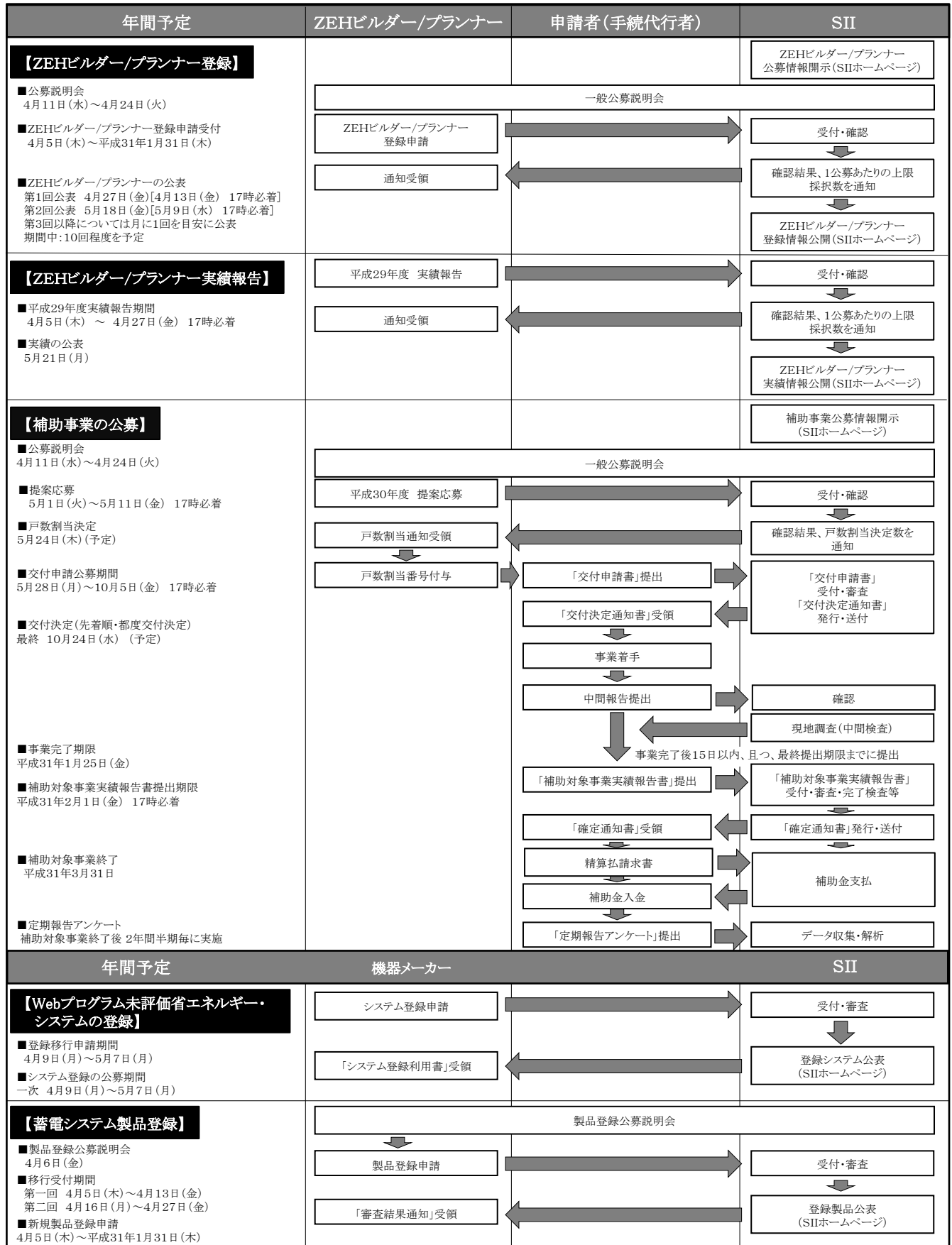


#### 登録されたWebプログラム未評価省エネルギー・システムの導入を希望する場合

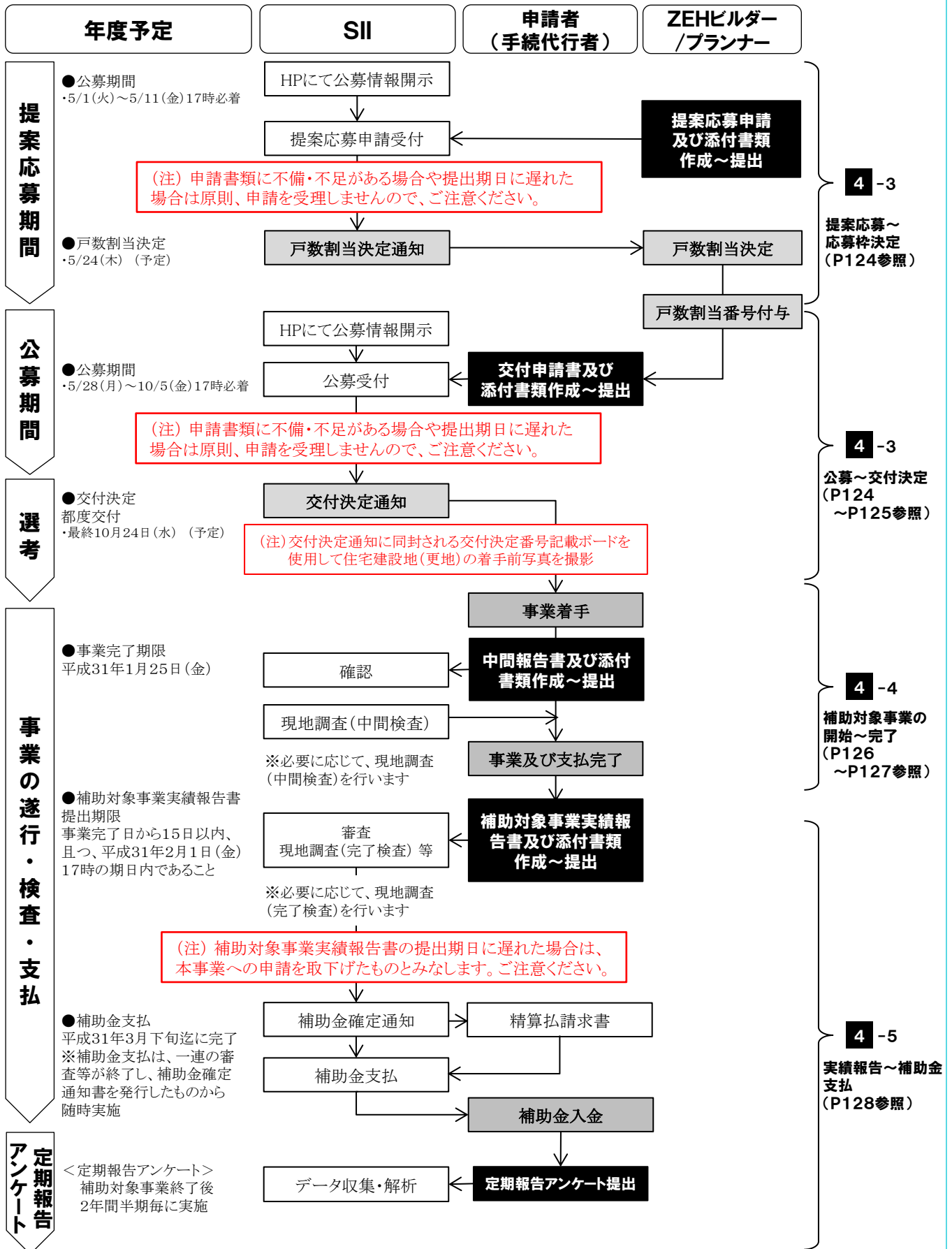
システム提案者より使用許諾を得た上で、「システム登録利用書の写し」を入手し、申請書に添付してください。（事前相談の必要はございません。）

## 4 事業の実施

### 4-1 事業年間スケジュール



## 4-2 事業詳細スケジュール



## 4-3 提案応募～交付決定

### (1)事業の公募

SIIは、補助対象事業を行おうとする者に対し公募を行い、必要に応じて説明を行います。  
SIIホームページ([https://sii.or.jp/reti\\_zeh30/zeh\\_plus/](https://sii.or.jp/reti_zeh30/zeh_plus/))に公募記事を掲載します。

### (2)提案応募

本事業に交付申請を行う予定があるZEHビルダー/プランナーは、交付申請の前に本事業の取り組みに関する提案応募を行い、予定される交付申請件数等をSIIに申告してください。

### (3)交付申請

申請者は、ZEHビルダー/プランナーより付与された戸数割当決定番号を使用し、P133以降の「交付申請書及び添付書類の入力例」に従い、提出に必要な書類(P132「提出書類一覧表」)を作成し、原本を公募期間中にSII指定の提出先(P151「申請書提出先及び問合せ先」)に送付してください。

なお、交付申請書に記載された戸数割当決定番号が、戸数割当決定されたZEHビルダー/プランナーに付与された戸数割当決定番号と異なる場合は、交付申請書を受付けませんので、ご注意ください。

(1件の戸数割当決定番号で申請できる交付申請は1件のみです)

(原本の写しは手元に必ず保管のこと)

**申請書類に不備・不足がある場合は原則、申請を受理しませんので、ご注意ください。**

### (4)手続代行者について

申請者は、申請について、第三者に依頼することができます。申請の手続きを代行するもの(以下、「手続代行者」という)は、申請者の了解のもとで依頼された内容について、間違いや不備等の無いよう注意して申請を行ってください。手続代行者による申請の場合、申請書類に関するSIIからの問合せや訂正依頼に確実に対応できることを要件とします。問合せは手続代行者へ連絡しますので、申請者の不利益にならないように対応してください。交付決定通知書等の正式な通知書面は申請者に送付します。

なお、ZEHビルダー/プランナーは手続代行者を兼務することができます。

**※注意事項・・・事業の実施について、手続代行者は申請者の十分な理解を得られるように説明を行ってください。**

### (5)リース事業者との共同申請について

- ① リース事業者との共同申請が可能な申請
  - ・ 補助対象となる蓄電システムの設備費及び工事費のみ、リース契約を認めます。
  - ・ リース事業者は1事業者とします。補助対象となる蓄電システムの一部のみの契約は認めません。
- ② 申請方法について
  - ・ 交付申請は申請者とリース事業者との共同申請とする。
  - ・ 補助対象事業実績報告書も交付申請と同じく共同申請とする。
- ③ 料金、期間について
  - ・ リース料(元金)から補助金相当分が減額されていること。
  - ・ リース期間は原則法定耐用年数以上とすること。  
法定耐用年数を下回る契約である場合にあっては、リースの期間終了後に申請者に所有権移転が行われる契約となっていること。
  - ・ 申請者は所有権移転後も補助対象設備を補助金の交付目的に従って、運用を図ること。

## **(6) 審査**

学識経験者を含む関係分野の専門家で構成された審査委員会で定められた審査基準に基づき、応募のあった申請書に対し審査を行います。

## **(7) 採択**

SIIは、審査の結果、交付要件を満たしていることを確認した申請について、補助対象事業を採択します。

## **(8) 交付決定**

SIIは、補助対象事業となった事業について交付決定を行います。

交付決定とは、申請書を受け付けた後、その内容が適正であると認めた旨を通知するもので、補助金の交付を確定するものではありません。交付決定後、申請内容どおりに事業が実施されない等、適正な事業の実施・遂行が認められない場合には交付決定の取り消しとなる可能性があります。

交付決定については採択、不採択に関わらず申請者に審査の結果を通知します。

交付決定後に、申請者宛に「交付決定通知」を送付し、手続代行者宛に「交付決定通知の写し」、「事務取扱説明書」及び「交付決定番号が記載された指定のボード」を送付します。

「事務取扱説明書」については、事業に着手する前に必ず参照の上、関連書類を作成してください。

なお、手続代行者を介さない場合は、申請者宛に「事務取扱説明書」及び「交付決定番号が記載された指定のボード」を送付します。

(注1) 審査に関する個別の問合せについては、一切、応じられませんので予めご了承ください。

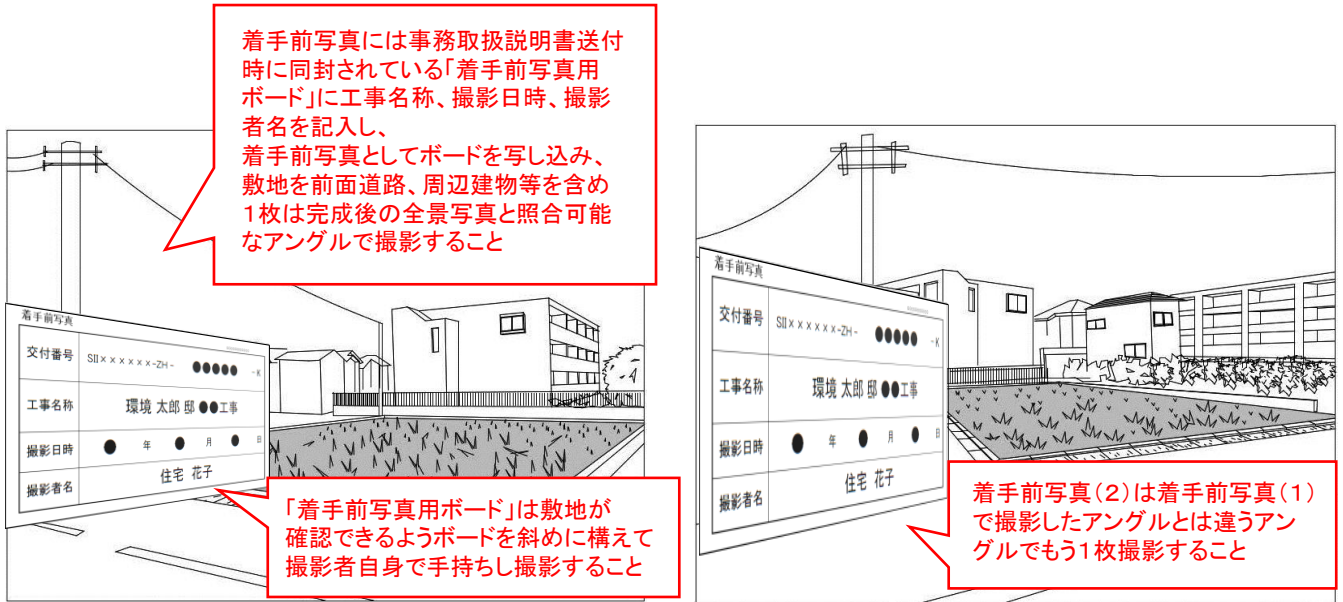
(注2) 国の他の補助事業等と本事業に重複して補助対象が申請されている場合は、他の事業での申請を取下げることが条件に交付決定します。

## 4-4 補助対象事業の開始～完了

### (1) 補助対象事業の開始

交付決定通知を受領し、交付決定番号を得た後に本事業に着手してください。

その際、住宅建設地(更地)にて、交付決定番号が記載された「着手前写真用ボード」に工事名称、撮影日時、撮影者名を記入し、着手前写真としてボードを写し込み、敷地を前面道路、周辺建物等を含め別アングルで2枚撮影してください。



前面道路からの着手前写真(1)

前面道路からの着手前写真(2)

※事前着手及び合成等の不正行為等が認められた場合は、交付決定の取り消しと処罰の対象となります。

### (2) 中間報告書の提出

補助対象事業着手後、遅滞なく中間報告書の添付書類として下記の書類をSIIの指定の提出先(P151「申請書提出先及び問合せ先」)に送付してください。

なお、中間報告書は補助対象事業の着手から1ヶ月以内の提出を目途にしてください。

- ① 着手前写真  
(1) 補助対象事業の開始を参照し、撮影した着手前写真をSII指定の写真台紙に貼り付け、カラーで出力したものを提出すること。
- ② 確認済証の写し  
確認申請不要の地域は建築工事届の写しを提出。
- ③ BELS評価書の写し  
評価書には、『ZEH』※1であること及び、一次エネルギー消費削減率が記載されていること。
- ④ エネルギー計算書(BELS評価書申請時に提出したものの写し)  
国立研究開発法人 建築研究所が公開する計算支援プログラム等を使って算出した年間の一次エネルギー消費量の計算結果表の写しを提出すること。なお、評価機関に提出したもの(評価機関の押印があるもの)に限る。
- ⑤ 外皮計算書(BELS評価書申請時に提出したものの写し)  
交付決定を受けた住宅の「外皮平均熱貫流率」及び「冷房期の外皮平均日射熱取得率」等の根拠となる計算書。評価機関に提出したもの(評価機関の押印があるもの)に限る。
- ⑥ 平面図、立面図及び矩計図  
建築確認申請時に提出したものの写し(審査機関の押印があるもの)に限る。

※1 寒冷地(地域区分1又は2)、低日射地域(日射区分A1又はA2)又は多雪地域(垂直積雪量100cm以上)の場合に限り、Nearly ZEHであることも可とします。

### **(3)現地調査(中間検査)**

- ① 現地調査は、補助対象事業が事業の目的に適して公正に実施されているかを判断する検査です。  
SIIは必要に応じて現地調査(中間検査)を行いますので、必ずご協力ください。
- ② 現地調査で適正な事業の実施・遂行が認められない場合は、交付決定の取り消しとなる場合があります。
- ③ 不正行為等が認められた場合は、交付決定の取り消しと処罰の対象となります。

### **(4)補助対象事業の計画変更**

交付決定日以降の変更は原則として認めません。

### **(5)事業完了日**

事業完了日とは、補助金に係る工事が完了し、且つ、工事代金の支払が完了した日付を指します。新築戸建建売住宅においては、引渡しを終え、且つ、住宅の購入代金の支払が完了した日付を指します。但し、選択要件で「**②**高度エネルギーマネジメント」を選択した事業については、申請者が補助対象となる住宅に居住後、休日を含む3日間のエネルギー計測データをSIIが指定する報告サイトにアップロードを行い、データ設定が完了した日が事業完了日となります。



## 4-5 実績報告～補助金支払

### (1) 実績報告及び補助金の額の確定

補助対象事業者は、事業が完了した後、補助対象事業実績報告書を指定期日までに、SIIに提出してください。SIIは、補助対象事業実績報告書の提出を受け、申請内容に係る工事等の審査を行い、内容が適正であると認められた時、補助金の交付を確定し、補助対象事業者にその旨を通知します。補助対象事業実績報告書の提出書類については、交付決定通知書と同時に配布される「事務取扱説明書」を参照の上、関連書類を作成してください。

- ※提出期日に遅れた場合は、本事業への申請を取下げたものとみなします。注意してください。
- ※虚偽の報告等により不正行為等が認められた場合は、交付決定の取り消しと処罰の対象となります。

### (2) 現地調査(完了検査)

- ① 現地調査は、補助対象事業が事業の目的に適して公正に実施されたかを判断する検査であり、補助金の交付を確定するためのものです。SIIは必要に応じて現地調査(完了検査)を行いますので、必ずご協力ください。
- ② 現地調査で適正な事業の実施・遂行が認められなかった場合は、交付決定の取り消しとなり、補助金の支払いができません場合があります。
- ③ 不正行為等が認められた場合は、交付決定の取り消しと処罰の対象となります。

### (3) 補助金支払

補助対象事業者は、補助金の額の確定後、「精算払請求書」をSIIに提出し、SIIは「精算払請求書」の受領後、補助対象事業者(共同申請者のある場合は共同申請者)に補助金を支払います。

### (4) 事業成果の公表

他の事業者への普及促進を目的に、成果を公表し広く一般に紹介します。

### (5) 使用状況の報告

本事業は、省エネルギー効果等の情報の取得、分析についても事業の目的としているため、補助対象事業者による下記の報告が要件となります。

※なお、ご報告いただいた内容は個人情報を除いた上で国又はSIIから公表する場合があります。

#### 【補助対象事業終了後(定期報告アンケート)】

補助対象事業者は、補助対象事業終了後2年間、半期毎にエネルギー使用量(電力、ガス、灯油等)及び、太陽光発電システム、家庭用コージェネレーションシステム等の発電設備の電気の発電量及び売電量等のエネルギー使用状況について、エネルギー計測装置等を使用し「定期報告アンケート」にて報告を行ってください。

また、別途、他のアンケート調査、省エネルギー効果検証のための計測、取材等に協力していただくことがあります。

※報告先が変更される場合は、前もってご連絡いたします。

第1回 定期報告アンケート提出期限：2019年10月末日（報告対象期間：2019年 4月～2019年9月分）

第2回 定期報告アンケート提出期限：2020年 4月末日（報告対象期間：2019年10月～2020年3月分）

第3回 定期報告アンケート提出期限：2020年10月末日（報告対象期間：2020年 4月～2020年9月分）

第4回 定期報告アンケート提出期限：2021年 4月末日（報告対象期間：2020年10月～2021年3月分）

#### 【補助対象事業終了後(エネルギー計測データの報告)】

選択要件「**②**高度エネルギーマネジメント」を選択した補助対象事業者は、補助対象事業終了後2年間、エネルギー計測装置の計測項目(P115参照)に応じた1ヶ月分(1時間毎)のエネルギー計測データ(報告対象期間分)提出を、各月毎に実施してください。

報告対象期間：2019年4月～2021年3月

## (6) 取得財産の管理等

補助対象事業者は、補助を受けて取得し、又は効用の増加した財産（取得財産等）については、補助対象事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し（善管注意義務）、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければなりません。補助対象事業者は、補助対象住宅の財産取得日（引渡受領日）から6年以内に取得財産等を処分（補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう）しようとするときは、あらかじめ「財産処分申請書」をSIIに提出し、その承認を受けなければなりません。万一、未承認のまま財産処分が行われた場合、SIIは交付決定を取り消し、加算金（年利10.95%）とともに補助金全額の返還を求めることがあります。

SIIは補助対象事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又は収入があると認められるときは、その収入の全部又は一部をSIIに納付させることができます。

### <財産処分について>

交付規程に則り、財産処分を行いSIIの承認後、返金が発生する場合は、下記の方法で返金額を計算する。

- ・処分制限財産の取得日（支払日）を起算日とする。
- ・処分制限財産に対し、売却・譲渡・交換・破棄等を行った日を処分日とする。
- ・処分制限期間は、補助対象住宅の財産取得日（引渡受領日）から6年とする。
- ・計算用の決算日を3月31日とする。
- ・減価償却方法は「定率法」を採用する。
- ・上記の条件で補助対象経費の残存簿価を計算し、残存簿価の補助金相当額を返金額とする。

※その他、平成16年6月10日大臣官房会計課の「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の取扱いについて」に該当する場合（転用・譲渡・交換・貸与・担保・破棄・取り壊しの財産処分）においても同様とする。

## (7) 交付決定の取り消し、補助金の返還、罰則等

万一、交付規程に違反する行為が行われていたとSIIが判断した場合、補助対象事業者に対して次の措置が講じられることに留意すること。

- ① 適正化法第17条の規定による交付決定の取り消し、第18条の規定による補助金等の返還及び第19条第1項の規定に準拠した加算金の納付。
- ② 適正化法第29条の規定による罰則及び第30条から第32条までの規定に準拠した罰則。
- ③ 一定の期間、補助金等の全部または一部の交付を行わないこと。
- ④ SIIの所管する契約について、一定期間指名等の対象外とすること。
- ⑤ 補助対象事業者等の名称及び不正の内容の公表。

※ 適正化法：補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）

### <個人情報の利用目的について>

取得した個人情報については、申請に係る事務処理に利用する他、SIIが開催するセミナー、シンポジウム、本事業の効果検証のための調査・分析、SIIが作成するパンフレット・事例集、国が行うその他調査業務等に利用させていただくことがあります。その場合、国が指定する外部機関に提供を行う場合があります。

また、同一の設備等に対し、国から他の補助金を受けていないかを調査するために利用することがあります。

## 4-6 注意事項

申請者、手続代行者、共同申請者及び、ZEHビルダー/プランナーは、以下の点に注意してください。

### 【交付申請時に関して】

- ① **1つの物件に対して、1件の申請のみ受け付けます。**また、同一人が複数物件の申請をすることはできません。同じ物件に対して、複数の申請がある場合は、全ての申請を認めません。
- ② 申請者は申請する住宅の建築主・所有者または所有予定者であり、当該住宅に**常時居住**する予定の者であること。**（別荘、セカンドハウス等は補助対象外）**
- ③ 申請後に申請者の変更は原則として認めません。また申請内容に変更の可能性が生じた場合は、**予めSIIに報告し、SIIの指示に従ってください。**なお、**再生可能エネルギー・システムによる創エネルギー量を除く年間の一次エネルギー消費削減率が下がる変更については原則認めません。**
- ④ 申請後に手続代行を行う法人を変更することは原則として認めません。
- ⑤ 2世帯住宅において、2世帯各々で申請する場合は区分登記が必要となります。（区分登記された表示登記書の提出が必要となります）  
**区分登記ができないものは、1世帯の申請とします。**
- ⑥ 平日の日中（10:00～12:00、13:00～17:00）に必ず連絡が取れること。
- ⑦ 申請書類の返却はできませんので、ご了承ください。

### 【実績報告時に関して】

太陽光発電システム及び、補助対象設備として蓄電システムを申請する場合においては、原則として電気事業者との系統連系が完了した後に実績報告を行うこと。

※地域により電気事業者との系統連系協議に長期間を要する場合がありますので、ご注意ください。

### 【周辺環境への配慮について】

一般家庭において、空調、給湯、発電機器などが、騒音や振動の発生源となり、生活環境に影響を及ぼす場合があります。機器を設置する際には、施工会社等とよく相談の上、周辺住居等への影響を未然に防止するよう、十分な配慮をお願いします。

なお、騒音等の防止を考慮した機器の据付け方法に関して、ガイドブックが公表されておりますので、以下のガイドブックにおいて推奨されている据付け方法をご確認の上、設置場所をご検討頂きますようお願いいたします。

- ・「騒音等防止を考えた家庭用ヒートポンプ給湯機の据付けガイドブック」（社団法人日本冷凍空調工業会 平成23年4月発行、平成24年2月改訂） URL：[http://www.jraia.or.jp/product/heatpump/t\\_guide.html](http://www.jraia.or.jp/product/heatpump/t_guide.html)
- ・「運転音に配慮した家庭用燃料電池コージェネレーションシステムの据付けガイドブック」（燃料電池実用化推進協議会 平成28年6月発行） URL：[http://www.fccj.jp/pdf/28\\_cog.pdf](http://www.fccj.jp/pdf/28_cog.pdf)

### 【その他】

- ① 本事業で導入した設備等については、SIIが補助事業の対象となり得るものとして指定したものであり、補助対象設備導入に係る補助対象事業者とZEHビルダー/プランナー（設計者・施工者）、手続代行者、共同申請者等との契約、施工、設備等の品質・性能、燃料等の調達、導入完了後の保守や保証、知的財産権等をSIIが保証するものではありません。万一、上記に関する紛争が起きてもSIIは関与しません。
- ② 申請者、手続代行者、共同申請者及びZEHビルダー/プランナーは、虚偽の内容を含む提案・申請をしてはなりません。その内容に偽りがあることが補助対象事業完了後に判明した場合、民事上及び刑事上の法的責任が生ずる可能性があることを認識し、誠実且つ的確な提案・申請をしてください。不正をした事が明らかになった場合は補助金の支払いを行いません。また、不正な行為により補助金を受給した場合は、民事上及び刑事上の法的責任が生ずる可能性があることを十分に認識した上で、適正に手続きを行ってください。

**（注）表紙裏面“補助金を申請及び受給される皆様へ”をご確認ください。**

## 4-7 よくあるご質問について

SIIホームページに「よくあるご質問」を掲載しておりますので、ご確認ください。

[https://sii.or.jp/meti\\_zeh30/zeh\\_plus/faq.html](https://sii.or.jp/meti_zeh30/zeh_plus/faq.html)

## 5 交付申請の方法

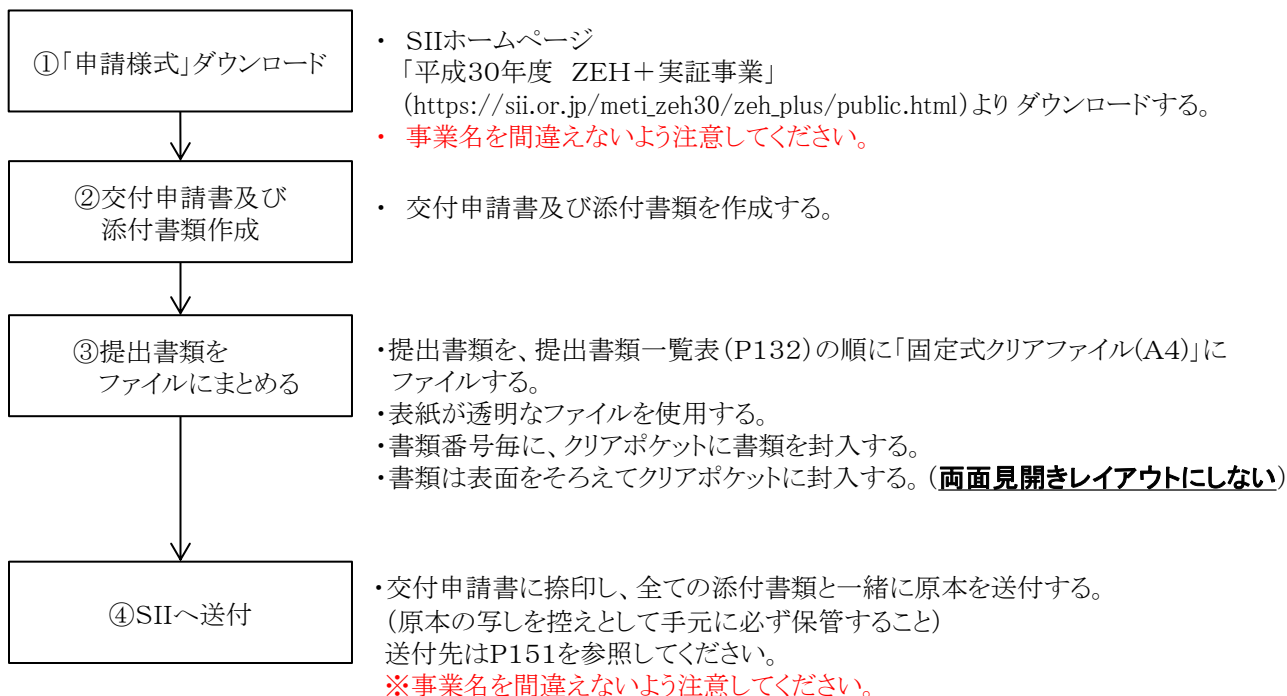
### 5-1 申請について

・SIIホームページから「平成30年度 ZEH+実証事業」([https://sii.or.jp/meti\\_zeh30/zeh\\_plus/public.html](https://sii.or.jp/meti_zeh30/zeh_plus/public.html))を選択して、「公募情報」から申請様式をダウンロードして、交付申請書及び添付書類など申請に必要な書類を作成してください。

(注1) 事業名を間違えないよう注意してください。

(注2) P132「交付申請 提出書類一覧表」を参照し、書類不備のないよう注意してください。

・公募期間中に交付申請書及び添付書類の原本をSIIに提出し、**原本の写しを控えとして手元に必ず保管してください。**



#### <ファイリング方法>

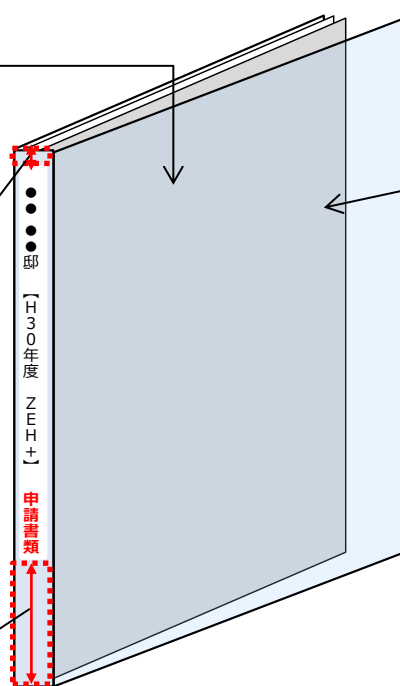
表紙が透明なクリアファイルを使用してください。

**※固定式クリアポケット20ページのものを使用すること**

背表紙の余白は1cm以内  
(上部分をなるべくつめてください)

背表紙に「(申請者氏名) 邸【H30年度 ZEH+】申請書類」と必ず明記してください。  
**※背表紙は、書類管理上必要となります。**

背表紙を上につめて下部分は空けてください



提出書類一覧表(P132参照)の順に書類をファイリングしてください。

## 5-2 交付申請 提出書類一覧表

・提出書類は、下記の順番に、「固定式クリアファイル(A4)」へ綴じ込み提出してください。

No.	書類名	内容	区分	様式	作成例
①	交付申請書	・SIIが指定する交付申請書に記入すること	●	様式第1	P134 ～138
②	実施計画書	・申請する住宅の高断熱外皮及び導入する設備の仕様を記入すること	●	定型様式1-1	P139 ～141
③	交付申請額算出表	・補助対象費用を算出すること	●	定型様式2-1	P142
④	蓄電システム見積書	・蓄電システムを購入の上、補助対象費用に計上する場合のみ記載すること	○	定型様式3-1	P143
⑤	リースの場合	リース契約書(案)	○	様式自由	-
⑥		蓄電システムリース料金計算書			
⑦	Webプログラム未評価省エネルギー・システム登録書	・採用する申請者のみSIIが発行したシステム登録利用書の写しを提出すること	○	SIIから送付した書類の写し	-
⑧	建築図面 (A3で作成)	配置図	●	様式自由 (A3用紙)	-
⑨		平面図 (兼設備設置図)	●		
⑩		立面図 (四面)	●		
⑪	【選択要件②】 高度エネルギー マネジメントを選択した場合	分電盤回路図	○	様式自由	-
		申請時に AIF認証取得が 完了していない 場合	○	様式自由	-
		自己確認での 対応の場合	○	様式自由	-
⑫	【選択要件③】 電気自動車 (プラグインハイ ブリット車を含む) を活用した自家消費 の拡大措置のため の充電設備を選択 した場合	分電盤 回路図及び設置 図	○	様式自由	-
⑬	印鑑登録証明書(原本)	・発行日は交付申請書(様式第1)の申請日の日付より3ヶ月以内のもの ・連名の場合には、連名者全員分の印鑑登録証明書も提出すること ・共同申請者(リース事業者)が多数の申請を見込んでいる場合、印鑑登録証明書の簡略化を申請することができる(事前にSIIへ要相談)	●	-	-
⑭	提出書類内容チェックリスト	・上記①～⑭の書類について、添付漏れや記入の不備がないかチェックすること(手続代行者のチェックでも可)	●	定型様式5-1	P133

凡例 ●:提出必須の書類 ○:申請内容に該当する場合のみ書類を提出

## 6 交付申請書及び添付書類の入力例

### 定型様式5-1 提出書類内容チェックリスト

平成30年度 ZEH+実証事業

定型様式 5-1

#### 提出書類内容チェックリスト(平成30年度 ZEH+実証事業)

(注1) 提出書類の並び順は当チェックリスト順にし、透明表紙の固定式クリアファイルに縦じ込み、必ず背表紙を付けて(公募要領P131参照)提出すること。  
 (注2) 各書類の項目に応じた内容を確認し、申請する住宅に該当する項目のみ確認欄にチェックすること。

申請者名		〇〇 〇〇			
手続代行者名		□□□□ 株式会社			
No	書類名	項目	内容	確認欄	
①	交付申請書 (様式第1)	交付申請書	申請する様式は平成30年度 ZEH+実証事業のものか。	<input type="checkbox"/>	
		交付申請書	申請する補助対象事業が正しく選択されているか。 また、必要事項が記入されているか。	<input type="checkbox"/>	
		別紙1 役員名簿 共同申請者のある場合のみ	法人・団体名等、名簿等必要事項が全て記入されているか。	<input type="checkbox"/>	
		別紙3 誓約書	申請者	自筆の署名であるか。また、交付申請書に記載のものと整合性がとれているか。	<input type="checkbox"/>
			共同申請者 共同申請者のある場合のみ	交付申請書に記載のものと整合性がとれているか。	<input type="checkbox"/>
	手続代行者	交付申請書に記載のものと整合性がとれているか。	<input type="checkbox"/>		
②	実施計画書	実施計画書全般	申請する住宅の概要、選択要件、断熱外皮情報(仕様及び厚さ等)、設備仕様が全て記入されているか。	<input type="checkbox"/>	
③	交付申請額算出表	蓄電システム導入補助金申請額 蓄電システムを補助対象にする場合のみ	申請する蓄電システムの設備情報及び補助対象費用の算出等必要事項が全て記入されているか。	<input type="checkbox"/>	
		AIF認証取得および相互接続性 選択要件②の高度エネルギーマネジメントを 選択した場合のみ	要件を確認し、チェックがされているか	<input type="checkbox"/>	
		補助金交付申請予定額	合計金額は正しく表示されているか	<input type="checkbox"/>	
④	蓄電システム費用関連書類 蓄電システムを補助対象にする 場合のみ該当する書類を提出	蓄電システム 見積書	発行元・工事名称・納入場所、見積金額が明記されているか。	<input type="checkbox"/>	
		リース契約書(案)	交付申請書の申請者、共同申請者の記載内容との整合性はとれているか。	<input type="checkbox"/>	
		蓄電システム リース料金計算書	リース契約予定期間、リース等料金計算は全てが記入されているか。	<input type="checkbox"/>	
⑤	Webプログラム未評価省エネルギーシステム システム登録利用書 採用する場合のみ		SIが発行したシステム登録利用書の写しであるか。	<input type="checkbox"/>	
⑥	建築図面 (A3用紙で提出すること)	配置図	真北と建物との方位角が明記されているか。	<input type="checkbox"/>	
		平面図(兼設備設置図)	各階ごとに部屋名・寸法が明記されているか。 また補助対象となる全ての設備について設置及び設置数が変わるものであるか。	<input type="checkbox"/>	
		立面図(四面)	東西南北全てあり、屋根勾配及び階高、開口部等が確認できるよう明記されているか。	<input type="checkbox"/>	
太陽光パネルの枚数、容量が明記されているか。	<input type="checkbox"/>				
⑦	【選択要件②】 高度エネルギー マネジメントを選択 した場合のみ	分電盤回路図	計測ポイントの要件を満たし、且つ、計測項目名の確認ができるものか	<input type="checkbox"/>	
		AIF認証 関連書類	AIF認証取得意思決定文書 (AIF認証の取得が完了していない場合)	責任を有する主体(機器メーカー等)の名称は記載されているか。	<input type="checkbox"/>
			・自己適合宣言書等 ・住宅機器メーカー等が公表するホワイトリスト (AIF認証を取得せず自己確認の場合)	2点揃っているか。	<input type="checkbox"/>
⑧	【選択要件③】 電気自動車を活用した 充電設備を選択した場合のみ	分電盤回路図及び設置図	分電盤に専用の分岐回路(=専用回路)を増設していることが分かるものか。 また必要事項が明記されているものか。	<input type="checkbox"/>	
⑨	印鑑登録証明書(原本)	発行日	交付申請書申請日の日付より3ヶ月以内の原本であるか。	<input type="checkbox"/>	
		登録者	申請者本人のものであるか。(連名で申請する場合には申請する人数分あるか)	<input type="checkbox"/>	
⑩	提出書類内容チェックリスト	申請書ファイルの背表紙	申請書ファイルに背表紙を付けているか。	<input type="checkbox"/>	
		チェックの確認	提出書類内容チェックリストにチェック漏れはないか。	<input type="checkbox"/>	

## 様式第1（交付申請書） 1/5

様式第1 交付申請書

平成30年度 ZEH+実証事業

平成 30 年 〇〇 月 〇〇 日

1 入力必須 ( 1 / 5 枚 )

一般社団法人 環境共創イニシアチブ  
代表理事 赤池 学 殿

2  
・申請者印は実印で捺印すること  
(連名者がある場合は連名者も実印で捺印)  
・手続代行者印は代表者印を捺印すること

申請者 郵便番号 〇〇〇 - 〇〇〇〇  
住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番〇〇号  
ふりがな 〇〇〇〇 〇〇〇  
法人名又は氏名 〇〇 〇〇  
支店名  
代表者名等  
生年月日 昭和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日  
電話番号 ( 〇〇〇 ) 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇



登録印

3  
・住所  
・法人名又は氏名  
・生年月日  
以上が印鑑登録証明書と一致していること

共同申請者 郵便番号 △△△ - △△△△  
(リース事業者等) 住所 △△県△△市△△町△△丁目△△番△△号  
法人名又は氏名 株式会社 △△リース  
支店名 △△△△ 支店  
代表者名等 支店長 △△ △△

4  
代表者等名は必ず役職名、氏名をフルネームで入力すること



手続代行者 郵便番号 □□□ - □□□□  
住所 □□県□□市□□町□□丁目□□番□□号  
法人名又は氏名 □□□□ 株式会社  
支店名 □□□□ 支店  
代表者名等 支店長 □□ □□

5  
代表者等名は必ず役職名、氏名をフルネームで入力すること



### 平成30年度 省エネルギー投資促進に向けた支援補助金 (住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業) (ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業)

#### 交付申請書

省エネルギー投資促進に向けた支援補助金（住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業）（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業）交付規程（以下「交付規程」という。）第4条の規定に基づき、以下のとおり経済産業省からの省エネルギー投資促進に向けた支援補助金（住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業）交付要綱第3条に基づく国庫補助金に係る交付の申請をします。

なお、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び交付規程の定めるところに従うことを承知の上、申請します。

（備考）用紙は日本工業規格A4とし、縦位置とする。

## 様式第1(交付申請書) 2/5

平成30年度 ZEH+実証事業

記

( 2 / 5 枚 )

1. 申請する補助事業 ※申請する補助事業にチェックをつけて下さい。(複数チェック不可)

<input checked="" type="checkbox"/>	平成30年度 ZEH+実証事業
<input type="checkbox"/>	平成30年度 戸建分譲ZEH実証事業
<input type="checkbox"/>	平成30年度 高層ZEH-M（ゼッチ・マンション）実証事業

2. 補助対象事業の名称

〇〇 〇〇邸新築工事 ZEH+実証事業

3. 補助事業の実施計画

別添による

4. 補助金交付申請予定額

平成30年度 ZEH+実証事業

補助金交付申請予定額	1,366,000 円
------------	-------------

平成30年度 戸建分譲ZEH実証事業

補助金交付申請予定額	円
------------	---

平成30年度 高層ZEH-M（ゼッチ・マンション）実証事業

補助事業に要する経費	円
補助対象経費定額	円
補助金交付申請予定額	円

5. 事業予定期間

着手予定日	平成 30 年 〇 月 〇〇 日
完了予定日	平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日
最終事業完了予定日（複数年度事業）	年 月 日

6. 役員名簿（別紙1）

3/5に申請者の役員名簿を作成の上提出すること。

7. 暴力団排除に関する誓約事項（別紙2）

4/5に記載の暴力団排除に関する誓約事項について熟読し、理解の上、これに同意します。

8. 交付申請に関する誓約書（別紙3）

5/5に記載の交付申請に関する誓約事項について熟読し、理解の上、これに同意します。

(備考) 用紙は日本工業規格A4とし、縦位置とする。



# 様式第1(交付申請書) 3/5

別紙 1

平成30年度 ZEH+実証事業

平成 30 年 〇〇 月 〇〇 日

6 ( 3 / 5 枚 )  
一枚目から自動表示

役員名簿

法人・団体名等 : 株式会社 △△リース

氏名 カナ	氏名 漢字	生年月日				性別	役職名
		和暦	年	月	日		
キョウドウ タロウ	共同 太郎	S	〇〇	〇〇	〇〇	M	会長
トウザイ イチロウ	東西 一郎	S	〇〇	〇〇	〇〇	M	代表取締役 社長
ナンボク ハナコ	南北 花子	H	〇〇	〇〇	〇〇	F	代表取締役 副社長

(注1)  
申請者が法人又は共同申請者(リース事業者等)は、役員名簿を提出すること。  
申請者が個人の場合は不要とする。

(注2)  
役員名簿については、氏名カナ(全角、姓と名の間は半角で1マス空け)、氏名漢字(全角、姓と名の間は半角で1マス空け)、生年月日(全角で大正はT、昭和はS、平成はH、数字は2桁全角)、性別(全角で男性はM、女性はF)、会社名及び役職名を記載する。(上記記載例参照)。  
また、外国人については、氏名漢字欄にはアルファベットを、氏名カナ欄は当該アルファベットのカナ読みを記載すること。

## 様式第1（交付申請書） 4 / 5

別紙 2

平成30年度 ZEH+実証事業

7

( 4 / 5 枚 )

- ・暴力団排除に関する誓約事項を熟読し、理解の上で申請して下さい
- ・（1）～（4）に該当する者が行う事業に対しては、本補助金の交付対象としません

**暴力団排除に関する誓約事項**

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

## 記

- （1） 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- （2） 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- （3） 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- （4） 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

以上

様式第1(交付申請書) 5/5

別紙 3

平成30年度 ZEH+実証事業

平成 30 年 〇〇 月 〇〇 日

8 ( 5 / 5 枚 )  
一枚目から自動表示

一般社団法人 環境共創イニシアチブ

代表理事 赤池 学 殿

平成30年度 省エネルギー投資促進に向けた支援補助金  
(住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業)  
(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業)  
誓約書

私は、補助金の交付の申請を一般社団法人環境共創イニシアチブ(以下「SII」という。)に提出するに当たって、また、補助対象事業の実施期間内及び完了後においては、下記の事項について誓約いたします。  
この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、一切異議は申し立てません。

- 交付申請**  
本事業の交付規程及び公募要領の内容を全て承知の上で、申請者、手続代行者の役割及び要件等について確認し、了承している。
- 暴力団排除**  
暴力団排除に関する誓約事項について熟読し、理解の上、これに同意している。
- 交付決定前の事業着手の禁止**  
交付決定通知書を受領する前に本事業に着手した場合には、補助金の交付対象とならないことを了承している。
- 重複申請の禁止**  
他の国庫補助金等を重複して受給してはならないことを理解している。
- 申請の無効**  
申請書及び添付書類一式について責任をもち、虚偽、不正の記入が一切ないことを確認している。  
万が一、違反する行為が発生した場合の罰則等を理解し、了承している。
- 個人情報の利用**  
SIIが取得した個人情報等については、申請に係る事務処理に利用する他、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に基づいた上で、SIIが開催するセミナー、シンポジウム、本事業の効果検証のための調査・分析、SIIが作成するパンフレット・事例集、国が行うその他調査業務等に利用されることがあり、その場合、国が指定する外部機関に個人情報等が提供されることに同意している。  
また、本情報が同一の設備等に対し、国から他の補助金を受けていないかを調査するために利用されることに同意している。
- 申請内容の変更及び取下げ**  
申請書の提出後に申請内容に変更が発生した場合には、SIIに速やかに報告することを了承している。  
万が一、違反する行為が発生した場合は、SIIの指示に従い申請書の取下げを行うことに同意している。
- 現地調査等の協力**  
補助対象事業が事業の目的に適して公正に実施されているかを判断するための現地調査等に協力することを了承している。
- 事業の不履行等**  
申請者、手続代行者がSIIに連絡することを怠ったことにより、事業の不履行等が生じ審査が継続できないとSIIが判断した場合は、当該申請者の申請及び登録を無効とすることができることを理解し、了承している。
- 免責**  
SIIは、ZEHビルダー/プランナー、手続代行者、補助対象事業者、その他の者との間に生じるトラブルや損害について、一切の関与・責任を負わないことを理解し、了承している。
- 事業の内容変更、終了**  
SIIは、国との協議に基づき、本事業を終了、又はその制度内容の変更を行うことができることを承知している。

上記を誓約し、申請内容に間違いがないことを確認した上で署名・捺印します。

平成 30 年 〇 月 〇〇 日

10 エクセルに入力せず  
印刷後、必ず直筆で記入のこと

9 入力必須

申請者 氏名

〇〇 〇〇

申請者本人が署名し実印を捺印すること。(手続代行者の代筆は不可)

実印

共同申請者 法人名

株式会社 △△リース

12 必ず代表者印を押印  
(社印は不可)

代表者名等

支店長 △△ △△

代表者印

手続代行者 法人名

〇〇〇〇〇 株式会社

13 必ず代表者印を押印  
(社印は不可)

代表者名等

支店長 〇〇〇 〇〇

代表者印

11 交付申請書(1/5枚)の  
手続代行者記載情報と一致していること

定型様式1-1 実施計画書 1/3

平成30年度 ZEH+実証事業

定型様式1-1(1/3)

実施計画書

1. 補助対象住宅の概要

戸数割当決定番号	○○○○○-○○○	交付申請者氏名	○○ ○○
建設予定地	〒○○○-○○○ ○○ 県 ○○ 市 ○○○町○○○-○		
建築区分	新築	地域区分	6
年間日射地域区分	A4	多雪地域	<input type="checkbox"/>
ZEHの種類	ZEH		
工法 該当工法に■をつける	<input checked="" type="checkbox"/> 木造 (軸組構法)	<input type="checkbox"/> 木造 (枠組壁工法)	<input type="checkbox"/> S造 <input type="checkbox"/> RC造
Webプログラム未評価省エネルギーシステム導入する場合は■をつける	<input type="checkbox"/> 削減率 %		
選択要件 導入する要件に■をつける	<input checked="" type="checkbox"/> 外皮性能の更なる強化	<input type="checkbox"/> 高度エネルギーマネジメント	<input checked="" type="checkbox"/> 電気自動車を活用した充電設備

1 様式第1 交付申請書の入力から自動で表示

2 住所は原則地番を入力

3 種別を選択

5 二つ以上選択すること

4 住宅の工法を選択

2. 床面積

(注)吹抜等の仮想床を含んだ面積を小数点第二位まで記入すること。三位以下四捨五入	階数	1F	2F	3F	合計 (㎡)
	床面積 (㎡)	78.66	60.15		138.81
	うち 主たる居室 (㎡)	46.37	18.39		64.76

6 各階ごとの仮想床を含む床面積及び「主たる居室」の面積を入力

7 合計は自動計算で表示

3. 断熱性能

外皮平均熱貫流率 (UA) (小数点第二位まで、三位以下切上げ)	0.48	再生可能エネルギーを除いた、基準一次エネルギー消費量からの一次エネルギー消費量削減率 (小数点第一位まで、二位以下切捨て)	35.1 %削減
冷房期平均日射熱取得率 (η <sub>AC</sub> ) (小数点第一位まで、二位以下切上げ)	1.5	再生可能エネルギーを加えた、基準一次エネルギー消費量からの一次エネルギー消費量削減率 (小数点第一位まで、二位以下切捨て)	132.9 %削減

4. 他の補助金の申請状況

他の補助金等に申請している、または申請予定の場合はその補助金等の名称を記入すること

<input type="checkbox"/> 平成30年度 先進的再エネ熱等導入支援事業	<input type="checkbox"/> 平成30年度 地域型住宅グリーン化事業に関する評価事業を実施する者に対する補助事業
<input type="checkbox"/> 平成30年度 高性能建材による住宅の断熱リフォーム支援事業	<input type="checkbox"/> 平成30年度 「燃料電池の利用拡大に向けたエネファーム等導入支援事業費補助金」
<input type="checkbox"/> 平成30年度 次世代省エネ建材支援事業	<input type="checkbox"/> その他 ( )
<input type="checkbox"/> サステナブル建築物等先導事業	

8 応募(申請)しているまたは予定している補助金事業があれば「■」を選択

5. ZEHビルダー/プランナー情報

ビルダー/プランナー登録番号	ZEH28●-●●●●●●●●●●	グループ番号	●●●●
ビルダー/プランナー登録名称	●●●●●●●● ハウス		

9 ZEHビルダー登録証に記載された登録番号及び登録名称(屋号)を入力

6. 手続代行者情報

手続代行者担当者は問合せ等で確実に対応できる実務担当者の連絡先を記入すること。  
手続代行者を介さない交付申請者は問合せ等に確実に応じることができるよう申請者本人の連絡先を必ず記入すること

手続代行業社名	□□□□ 株式会社	支店名	□□□□ 支店
所属	□□部	担当者氏名	□□□□
住所	〒○○○-○○○ ○○ 県 ○○ 市 ○○○町□□丁目□□番□□号		
電話番号	( □□ ) □□□□ - □□□□	FAX番号	( □□ ) □□□□ - □□□□
携帯電話番号	( □□ ) □□□□ - □□□□		
E-MAIL	□□□□□□ @ □□□□□□□□		

10 申請内容に関する問い合わせに確実に対応できる担当者の連絡先を記入すること

11 必ず電子メールアドレスを入力すること

## 定型様式1-1 実施計画書 2/3

平成30年度 ZEH+実証事業  
定型様式1-1(2/3)

### 7.住宅の高断熱外皮

外皮仕様事前登録

ビルダー/プランナー登録番号 ZEH28●●●●●●●●●●

外皮仕様事前登録番号

12 事前登録している場合はここに登録番号を入力

○○●●○○○

(1) 導入する断熱材の仕様情報を記入

複数の仕様が混在する場合は、施工面積の大きいものから順に2種類まで記入すること。  
断熱材を重ねて施工する場合は「100×3」「100+60」など構成が分かるように記入すること。

13 導入する主な断熱材に複数の仕様が混在する場合は、施工面積の大きいものから順に2種類まで入力

熱的境界部位		断熱材の仕様		厚さ(mm)
屋根 (一般部、バルコニー下等)		断熱材の仕様(製品名)		
天井		○○○○マット ○○K(2層)		100+100
外壁	一般部	充填断熱	○○○○マット ○○K	100
		外張断熱	○○○○○フォーム	30
(階間部・界壁等)				
床断熱		○○○○ボード		100
基礎断熱		垂直部		
		水平部		
土間	玄関等 (土間収納等)	垂直部	○○○○ボード	60
		水平部		
	浴室	垂直部	○○○○ボード	60
		水平部		
外気に接する床 (オーバーハング、ピロティ等)		○○○○フォーム		200

14 導入する断熱材の製品名及び厚さを入力  
断熱材を組み合わせる場合は組み合わせで入力

(1) 導入する開口部の仕様情報を記入

部位	(主たる窓の)メーカー名	(主たる窓の)建具の仕様	(主たる窓の)ガラスの仕様	熱貫流率 [W/m <sup>2</sup> K]
窓	○○○	アルミ樹脂	Low-e複層ガラス	1.9
	窓の箇所数			22
部位	メーカー名	建具の仕様	断熱の仕様または製品名	熱貫流率 (W/m <sup>2</sup> K)
玄関 ドア	○○○	金属製	断熱材充填フラッシュ構造	3.49

## 定型様式1-1 実施計画書 3/3

平成30年度 ZEH+実証事業  
定型様式1-1(3/3)

### 8. 住宅の設備仕様

#### ① 空調設備

##### I. 個別エアコン

15 各設備の入力については、各項目の（注）を確認し、エネルギー消費性能計算プログラムに算入した設備の種類を入力

16 設置する区分（い）のエアコンを記入する

17 複数台設置した場合は、設置場所を"主たる居室"、"その他居室"からプルダウンで選択し、設備の種類等を入力

設置場所	メーカー名	型番	エネルギー消費効率の区分	台数
主たる居室	〇〇〇	〇〇〇56△△△	い	1
その他居室	〇〇〇	〇〇〇22△△△	い	1

##### II. ヒートポンプ式セントラル空調システム

設置場所	メーカー名	型番	暖房			冷房		
			定格能力 (kW)	定格暖房電力 (W)	COP	定格能力 (kW)	定格消費電力 (W)	COP

##### III. 温水式暖房(床暖房、パネルラジエーター等) 暖房専用熱源機か兼用熱源機かを選択すること

設置場所	放熱機の種類	熱源機の種類	専用兼用	メーカー名	型番	定格暖房能力 (kW)	定格暖房消費電力 (W)	暖房 COP	暖房部熱効率 (%)

18 "主たる居室"、"全ての居室" からプルダウンで選択

19 給湯設備と併用の場合は入力不要

20 熱源機の情報のみを入力

21 1台あたりの値を入力

##### ② 換気設備 (24時間換気を使用する全ての換気設備を記入すること)

種類	メーカー名	型番	温度(顕熱)交換効率 (%)	消費電力 (W)	換気風量 (m <sup>3</sup> /h)	比消費電力 [W/(m <sup>3</sup> /h)]	台数
ダクト式第一種換気	〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	80	43.0	144	0.30	1
						比消費電力合計	0.30 W/(m <sup>3</sup> /h)

##### ③ 給湯設備 (セット型番があるものは、セット型番で記入すること)

複数設置する場合、補助対象費用へ記入する設備価格はエネルギー計算に用いた1台分を記入すること

22 全ての換気設備の比消費電力を入力

種類	メーカー名	型番	効率			
			電気		ガス	ハイブリッド
			年間給湯(保温)効率	追焚保温(有/無)	エネルギー消費効率 (%)	中期 COP / 給湯部熱効率 (%)
電気ヒートポンプ給湯機	〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	3.6	有		

(注) 燃料電池(エネファーム)の場合は、種類/メーカー名/型番のみを記入すること。また費用の記入は不要とする。  
(注) ガスエンジン給湯機(エコウィル)の場合は、型番/メーカー名/消費効率欄に記入すること

##### ④ 太陽光発電システム

メーカー名	設置枚数(枚)	公称最大出力(W)	公称最大出力の合計(kW)
〇〇〇	38	200	7.600
合計			7.600

23 セット型番があるものはセット型番で入力すること

##### ⑤ エネルギー計測装置(HEMS本体) (こちらに記入した情報は、実績報告書の提出時に添付する保証書の型番と一致させること。)

メーカー名	型番
〇〇〇〇	〇〇〇-〇〇

(注) 計測データの収集・蓄積・出力等を管理している機器の型番を記入すること。

##### ⑥ 蓄電システム

設置の有無該当する方に■をつける	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
------------------	----------------------------	----------------------------

25 使用する場合はここに登録番号を入力

### 9. Webプログラム未評価省エネルギー・システム

登録システム番号	
----------	--

24 型番が3種類を超える場合は別紙を追加し、「総合計値」の欄に直接入力してください

## 定型様式2-1 交付申請額算出表

1

(青地) は申請書及び実施計画書より自動で表記

平成30年度 ZEH+実証事業

定型様式2-1

〇〇 〇〇 〇〇〇〇〇

### 交付申請額算出表

#### ■補助対象住宅

戸建住宅の補助金算出(一戸あたりの定額 ZEH+:115万円)

戸建住宅の補助金申請額	1,150,000	円 ①
-------------	-----------	-----

#### ■補助対象蓄電システム

##### 1. 設備情報

リースの利用	<input type="checkbox"/>	リースの場合は チェックすること
メーカー名	〇〇〇	
パッケージ型番	〇〇〇〇〇〇	
初期実効容量	7.2	kWh
蓄電容量	8.0	kWh (I)
保証年数	12	年 目標価格 144,000 円 (II)
PCSのタイプ	専用	
PCSの定格出力	7.2	kW
申請可能な導入価格の上限額	1,152,000	円 (I) × (II)

ZEH+実証事業の選択要件にて②高度エネルギーマネジメントを選択した場合のみ下記の条件を確認した上で□にチェックを入れること。

- ECHONET Lite AIF認証を取得している
- APPENDIX ECHONET機器オブジェクト詳細規定Release H以降に準拠している

##### 2. 補助対象費用の算出(見積金額)

補助対象費用	1,000,000	円 ②
--------	-----------	-----

定型様式3-1 蓄電システム見積書の補助対象費用小計(A)を記入してください。  
※保証年数に応じて定められた目標価格以下でないと申請できません(P30参照)

補助対象費用の1/3	333,333	円 ③=②の1/3
------------	---------	-----------

##### 3. 補助金の算出:初期実効容量1kWhあたり3万円

初期実効容量	7.2	kWh	216,000	円 ④
--------	-----	-----	---------	-----

##### 4. ③、④のいずれか低い金額(上限金額 ZEH+:45万円)

蓄電システム導入補助金申請額	216,000	円 ⑤=③or④の いずれか低い金額
----------------	---------	-----------------------

#### ■合計

補助金交付申請予定額 (様式第1に転記されます)	1,366,000	円 ⑥=①+⑤
-----------------------------	-----------	---------

### 定型様式3-1 蓄電システム 見積書

平成30年度 ZEH+実証事業  
定型様式3-1

#### 蓄電システム 見積書

工事名称 〇〇 〇〇邸新築工事

納入場所 〒〇〇〇-〇〇〇〇  
〇〇県〇〇市〇〇〇町〇〇〇-〇

見積書作成者の情報を入力すること

税込金額を自動表示

〒〇〇〇-〇〇〇〇  
〇〇〇〇株式会社

印

見積金額 ¥1,404,000 (税込)

補助対象費用の算出	名称	数量	単位	単価	金額	備考	
	〇〇〇	1	式	1,000,000	1,000,000		
	・ 設備機器費用のみ入力すること ・ 入力する金額は全て税抜金額とする						
	補助対象費用 小計 (A) (税抜)					1,000,000	

補助対象外費用の算出	名称	数量	単位	単価	金額	備考	
	設置工事費等	1	式	300,000	300,000		
	消費税を自動表示						
	その他費用 小計 (B) (税抜)					300,000	

中計 (A)+(B) (税抜)					1,300,000	
消費税					104,000	
合計 (税込)					1,404,000	



## 定型様式4-1 蓄電システム リース料金計算書

平成30年度 ZEH+実証事業

定型様式4-1

- ・ リース料金計算書の提出は該当者のみ
- ・ リース契約書(案)と整合性を取る

### 蓄電システム リース料金計算書

#### 1. リース契約予定期間

リース契約 予定期間	平成	年	月	日	から	年	月	日
	ヶ月							

#### 2. リース等料金計算

(A)	設置機器金額 [合計]	円[税抜]
-----	----------------	-------

	費用項目	補助金ありの場合 (補助金適用後の金額)	補助金なしの場合 (補助金適用前の金額)
(B)	補助金交付 申請予定額	円	

蓄電システムの補助金交付申請予定額を記入すること。

(C)	補助金充当後の金額 [合計] (A)-(B)	円 [税抜]	円
-----	------------------------------	-----------	---

補助金が有りの場合と  
なしの場合の両方を算出

(D)	保険料・諸税等	円 [税抜]	円 [税抜]
-----	---------	-----------	-----------

(E)	リース対象元本 (C)+(D)	円 [税抜]	円 [税抜]
-----	--------------------	-----------	-----------

(F)	金利(%)	%
-----	-------	---

(G)	金利(金額)	円 [税抜]
-----	--------	-----------

(H)	リース料等総額 (E)+(G)	円 [税抜]
-----	--------------------	-----------

## 定型様式7-7 Webプログラム未評価省エネルギー・システム登録申請書 1/6

定型様式7-7 Webプログラム未評価省エネルギー・システム登録申請書

平成 ○○ 年 ○ 月 ○○ 日

( 1 / 6 枚 )

・入力必須  
・公募期間内で入力すること

一般社団法人 環境共創イニシアチブ

代表理事 赤池 学 殿

申請者 郵便番号 000 - 0000

住所 ○○県○○市○○町○○-○

会社名 株式会社○○

代表者名等 ○○ ○○

代表者等名は必ず役職名、氏名をフルネームで入力すること

申請者印は代表者印を捺印すること



平成30年度 省エネルギー投資促進に向けた支援補助金

(住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業)

(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業)のうちZEH+実証事業

Webプログラム未評価省エネルギー・システム登録申請書

平成30年度 省エネルギー投資促進に向けた支援補助金（住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業）（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業）のうちZEH+実証事業においてWebプログラム未評価省エネルギー・システム登録の申請をします。



## 定型様式7-7 Webプログラム未評価省エネルギー・システム登録申請書 3/6

別紙2

( 3 / 6 枚 )

**暴力団排除に関する誓約事項**

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金に係るシステム登録の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

## 記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
  
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
  
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
  
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

以上

## 定型様式7-7 Webプログラム未評価省エネルギー・システム登録申請書 4/6

別紙 3

平成 ○○ 年 ○ 月 ○○ 日  
( 4 / 6 枚 )

一般社団法人 環境共創イニシアチブ  
代 表 理 事 赤池 学 殿

### 平成30年度 省エネルギー投資促進に向けた支援補助金 (住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業) (ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業)のうちZEH+実証事業 誓約書

私は、補助金の交付に係るシステム登録の申請を一般社団法人環境共創イニシアチブ（以下「SII」という。）に提出するに当たって、また、補助対象事業の実施期間内及び完了後においては、下記の事項について誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、一切異議は申し立てません。

- 申請**  
本事業の交付規程及び公募要領の内容を全て承知の上で、システム提案者の役割及び要件等について確認し、了承している。
- 暴力団排除**  
暴力団排除に関する誓約事項について熟読し、理解の上、これに同意している。
- 申請の無効**  
申請書及び添付書類一式について責任をもち、虚偽、不正の記入が一切ないことを確認している。万が一、違反する行為が発生した場合の罰則等を理解し、了承している。
- 個人情報の利用**  
SIIが取得した個人情報等については、申請に係る事務処理に利用する他、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づいた上で、SIIが開催するセミナー、シンポジウム、本事業の効果検証のための調査・分析、SIIが作成するパンフレット・事例集、国が行うその他調査業務等に利用されることがあり、その場合、国が指定する外部機関に個人情報等が提供されることに同意している。また、本情報が同一の設備等に対し、国から他の補助金を受けていないかを調査するために利用されることに同意している。
- 申請内容の変更及び取下げ**  
申請書の提出後に申請内容に変更が発生した場合には、SIIに速やかに報告することを了承している。万が一、違反する行為が発生した場合は、SIIの指示に従い申請書の取下げを行うことに同意している。
- 事業の不履行等**  
システム提案者がSIIに連絡することを怠ったことにより、事業の不履行等が生じ審査が継続できないとSIIが判断した場合は、当該申請者の申請及び登録を無効とすることができることを理解し、了承している。
- 免責**  
SIIは、システム提案者、ZEHビルダー、手続代行者、補助対象事業者、その他の者との間に生じるトラブルや損害について、一切の関与・責任を負わないことを理解し、了承している。
- 事業の内容変更、終了**  
SIIは、国との協議に基づき、本事業を終了、又はその制度内容の変更を行うことができることを承知している。

上記を誓約し、申請内容に間違いがないことを確認した上で署名・捺印します。

申請書（1/6枚）の  
申請者記載情報と一致していること

・入力必須  
・公募期間内で入力すること

平成 ○○ 年 ○○ 月 ○○ 日

システム登録申請者 会社名 株式会社○○○

必ず代表者印を押印  
(社印は不可)

システム登録申請者 代表者名等 ○○ ○○

印  
登録印

システム登録申請者本人が署名し登録印を捺印すること。(代筆は不可)

## 定型様式7-7 Webプログラム未評価省エネルギー・システム登録申請書 5/6

定型様式7-7 Webプログラム未評価省エネルギー・システム登録申請書

( 5 / 6 枚 )

### 1. システム提案 担当者情報

会社名	株式会社〇〇〇				
所 属	〇〇部		担当者氏名	〇〇 〇〇	
住 所	〒	000	-	0000	〇〇 県 〇〇 市
	〇〇〇町〇〇-〇〇				
電話番号	( 000 )	0000	-	0000	FAX番号 ( 000 ) 0000 - 0000
携帯電話番号	( 000 )	0000	-	0000	
採択された場合に公表する連絡先	<div style="border: 1px solid red; padding: 5px; display: inline-block;">                     ・「採択された場合に公表する連絡先」は、電話番号以外に、自社HPの問い合わせ先URLも可                 </div>				
E-MAIL	abc12345		@ co.jp		

### 2. 提案システムの名称 ※公表するシステム名称はSIIにより変更させていただくことがあります。

### 3. 提案システムの概要 ※提案システムの概要を簡潔に記入。(100字以内)

### 4. 提案システムの設備区分 ※該当項目(A~D)を○で囲む。(複数可。Dには具体名を記載すること)

A	暖房	B	冷房	C	給湯	D	その他( )
---	----	---	----	---	----	---	--------

### 5. 導入可能な地域区分 ※該当項目を○で囲む。(複数可)

1	2	3	4	5	6	7	8
---	---	---	---	---	---	---	---

※Webプログラム未評価省エネルギー・システム登録申請書は、1システムにつき、1件です。  
(複数のシステムを1件の申請書にまとめることはできません。)

※当提案システムが要件を満たした場合、当団体はシステム提案者に「システム登録利用書」を発行後、以下の情報をHPにて公表します。

- ・上記のうち、1の「会社名」「採択された場合に公表する連絡先」及び2、4、5。

## 定型様式7-7 Webプログラム未評価省エネルギー・システム登録申請書 6/6

定型様式7-7 Webプログラム未評価省エネルギー・システム登録申請書

( 6 / 6 枚 )

### システム概要

・システムの仕組みが分かる概要図を記入ください

### 使用する機器リスト ※カタログ及び仕様書は別添すること

・機器等の仕様を記載しカタログ及び仕様書は別添してください

### システムの導入実績

- ・上記枠内に書ききれない場合は、別添資料で補足すること。
- ・一次エネルギー消費削減率の算出根拠資料は別途作成すること。（自由書式）

## 7 申請書提出先及び問合せ先

### 申請書提出先及び問合せ先

#### (1) 提出先

以下の「申請書提出先シート」を切り取り、必ず枠内の**会社名・担当者氏名・電話番号**を明記し、**内容物欄にチェックをした上で封筒等に貼り付けて**提出してください。

複数の申請書をまとめて一口で提出する場合は、申請書数も明記してください。複数の個口に分けて提出する場合は、「申請書提出先シート」を複製して利用ください。

なお、申請書の提出先は、事業によって異なりますので、他の事業には絶対に使いまわさないでください。

申請書提出先シート

〒104-0061  
東京都中央区銀座2-16-7 恒産第3ビル9階  
一般社団法人 環境共創イニシアチブ ZEH事務局内

『平成30年度 ZEH+実証事業』

**申請係**

会社名 \_\_\_\_\_


担当者氏名 \_\_\_\_\_ 電話番号 \_\_\_\_\_

※あてはまる内容物に  
チェックをしてください

交付申請書  
 その他の書類

複数申請書を同封の場合  
申請書数  件

使用例



上記は、平成30年度 ZEH+実証事業 の提出先を示したものです。

提出先は事業によって異なりますので、各事業の「申請書提出先及び問合せ先」ページをご確認ください。

#### (2) 発送の注意事項

- ① 他の事業の「申請書提出先シート」使いまわし等により、提出先に間違いがある場合は申請書を受理できないので注意してください。
- ② SIIから申請者又は手続代行者に対して申請書を受け取った旨の連絡はいたしません。
- ③ 必ず配送状況が確認できる手段(簡易書留等)で送付してください。
- ④ 申請者がSIIに送付する申請書は「信書」に該当するものが含まれることから、郵便物・信書便物以外の荷物扱いで発送できないので、注意してください。
- ⑤ 申請書の持ち込みは受理しないので注意してください。

#### (3) 問合せ先

TEL: 03-5565-4081 (10時~17時 平日のみ)

※ 上記以外の電話番号にお問合せいただいても、一切お答えできませんので、必ず上記の問合せ先にご連絡ください。







## 3章 経済産業省による事業

### 3章-2. 戸建分譲ZEH実証事業

## 1 事業概要

### 1-1 事業内容

#### (1) 補助金名

平成30年度 省エネルギー投資促進に向けた支援補助金  
 (住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業)  
 (ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業)のうち戸建分譲ZEH実証事業  
 略称:平成30年度 戸建分譲ZEH実証事業(以下、3章-2において「本事業」という)

#### (2) 事業規模

事業規模 約1億円

#### (3) 補助対象事業者

補助対象となりうる事業者(以下、「申請者」という)は、SIIに登録されたZEHビルダー/プランナー  
 (「ZEHビルダー/プランナー登録公募要領」参照)のうち、「建売住宅」の種別区分を有している者に限る。  
 但し、平成28年度および平成29年度に登録を受けたZEHビルダー/プランナーのうち、ZEHビルダー/プランナー  
 実績報告書を未提出のZEHビルダー/プランナーは申請対象外とする。  
 (ZEHビルダー/プランナー実績報告書については「ZEHビルダー/プランナー登録公募要領」P15参照)

なお、「暴力団排除に関する誓約事項」(P179参照)に記載されている事項に該当する者が行う事業は、  
 本補助金の交付対象としない。

(注)「A登録」でSIIの登録を受けている申請者は、北海道で行う事業に限り、申請対象となります。  
 また、「B登録」でSIIの登録を受けている申請者は、北海道以外の都府県で行う事業が申請対象となります。

#### 【参考】建売住宅ZEHビルダー/プランナーにおける2020年度ZEH普及目標について

住宅の種別による区分において「建売住宅」の種別区分を有する者のZEH普及目標は、従来の「全体で50%以上」に  
 加え、「注文住宅のみで50%以上(注文住宅全体のうち、ZEH(Nearly ZEHを含む)の注文住宅合計が50%以上)」  
 でも可とする。  
 但し、住宅の種別による区分に「建売住宅」を含み、且つ「注文住宅」を含まない者の2020年度時点でのZEH普及目標  
 は、必ずしも50%以上である必要はない。

#### (4) 補助対象となる住宅

補助対象となる住宅は、以下の条件を全て満たすこと。

- ① 「平成30年度 ZEH支援事業」(P20)又は「平成30年度 ZEH+実証事業」(P98)の交付要件を全て満たす  
 専用住宅であること。
- ② 建売を前提に建築され、一度も登記されたことのない住宅であること。  
 なお、集合住宅は対象外とする。

## (5) 交付要件

以下の要件を全て満たすこと。

- ① 日本国内において「(4)補助対象となる住宅」の要件を満たす新築戸建売住宅を10戸以上まとめ、1プロジェクトとする事業であること。(P161「【補足①】プロジェクト構成の考え方」参照)  
なお、複数の街区で構成される事業を1プロジェクトとすることも可とする。
- ② 1プロジェクトに対して、建築物省エネ法第7条に基づく省エネ性能表示(BELS)を活用した営業広報(インターネットを活用した不動産物件営業、折り込みチラシ、屋外広告、交通広告等)を行うこと。  
また、ZEHであることを訴求した上で、その出稿掲載物(写し可)を補助対象事業実績報告時に提出できること。(P162「【補足②】営業広報における対象広告と注意事項」参照)
- ③ 補助対象住宅の購入者は入居後2年間、SIIが定める使用状況の報告(定期報告アンケート)を行う必要がある旨を購入者と締結する不動産売買契約書における重要事項説明に明示すること。  
また、その文言が記載された契約書類の雛形を補助対象事業実績報告時に提出できること。
- ④ プロジェクトを構成する補助対象住宅は、本事業の交付決定を受ける前に着工されていないこと。交付決定前に着工された住宅は補助対象外とする。
- ⑤ 補助事業の遂行能力(社会的信用、資力、執行体制等が整い、事業の継続性が担保されていること)を有すること。
- ⑥ 経済産業省から補助金等停止措置または指名停止措置が講じられていない者の申請による事業であること。  
その他、公的資金の交付先として社会通念上適切と認められない申請者からの申請は対象外とする。

## (6) 申請の単位

本事業への申請は、以下の要件を全て満たしたプロジェクト単位とする。

- ・ 本事業の交付要件を満たす補助対象住宅10戸以上の住宅でプロジェクトが構成されていること。
- ・ 構成されたプロジェクト単位で入居者募集や不動産情報媒体への営業広報を行うこと。

## (7) 補助対象

### ① 補助対象

#### 1) 住宅の設備等

プロジェクトを構成する補助対象住宅に導入される以下の設備。

※補助対象設備は新品を導入すること。

- ・「平成30年度 ZEH支援事業」の要件を満たす新築戸建建売住宅  
「平成30年度 ZEH支援事業」の「設備等の要件及び補助対象設備等一覧」(P29～P30参照)に「該」と記載するもの。
- ・「平成30年度 ZEH+実証事業」の要件を満たす新築戸建建売住宅  
「平成30年度 ZEH+実証事業」の「設備等の要件及び補助対象設備等一覧」(P111～P112参照)に「該」と記載するもの。

#### 2) 蓄電システム

補助対象となる蓄電システムは、以下の全てを満たすものとする。

- ・本事業の補助対象住宅に導入される蓄電システムであること。
- ・本年度、SIIに製品登録された蓄電システムであること。
- ・導入価格が、保証年数に応じて定められた目標価格以下の蓄電システムであること。(P112参照)
- ・蓄電システムの導入目的と接続及び運用の要件を満たすものであること。(P112参照)
- ・導入する蓄電システムは新品であること。

SIIでは、本事業の補助対象となる蓄電システムの公募を一般公募に先駆けて開始し、審査の上、補助対象機器一覧として登録、公表する。

(蓄電システム登録済製品一覧：<https://sii.or.jp/zeh/battery/search>)

蓄電システムの製品登録については「蓄電システム製品登録公募要領」を確認すること。

### ② 他の補助事業との調整

補助対象費用には、国からの他の補助金(負担金、利子補給金並びに補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下、「適正化法」という)第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号に掲げる資金を含む)と重複する対象費用を含めないこと。

国からの他の補助事業に申請している、又は申請する予定の場合は後述の実施計画書にその補助事業名及び補助対象について必ず記入すること。

国からの他の補助金を重複受給した場合は、不正行為とみなし、当該補助金に係る交付決定の取り消しを行うとともに、受領済の補助金のうち取り消し対象となった額に加算金(年10.95%の利率)を加えた額を返還すること。

## （8）補助金額および上限額

### ① 補助対象住宅

プロジェクトを構成する補助対象住宅の補助金額は以下のとおり。

- 1) 「平成30年度 ZEH支援事業」の交付要件を満たす住宅  
 一戸あたり 定額 70万円（地域区分・建物規模によらず全国一律）
- 2) 「平成30年度 ZEH+実証事業」の交付要件を満たす住宅  
 一戸あたり 定額 115万円（地域区分・建物規模によらず全国一律）

### ② 蓄電システム

採択されるプロジェクトを構成する補助対象住宅に蓄電システム<sup>※1</sup>を導入する場合には、補助金額を以下のとおり加算する。

- 1) 「平成30年度 ZEH支援事業」の交付要件を満たす住宅  
 蓄電システムの補助額：初期実効容量<sup>※2</sup>1kWhあたり3万円  
 蓄電システムの補助額上限：補助対象経費<sup>※3</sup>の1/3または30万円のいずれか低い金額
- 2) 「平成30年度 ZEH+実証事業」の交付要件を満たす住宅  
 蓄電システムの補助額：初期実効容量<sup>※2</sup>1kWhあたり3万円  
 蓄電システムの補助額上限：補助対象経費<sup>※3</sup>の1/3または45万円のいずれか低い金額

※1 蓄電システムの要件は「設備等の要件及び補助対象設備等一覧」（P112参照）を確認すること。

※2 JEM規格で定義された初期実効容量のうち、計算値と計測値のいずれか低い方を適用し、補助額を算出する。また、補助額計算上は初期実効容量の小数点第二位以下は切り捨てとする。

※3 蓄電システムの工事費は、補助対象外とする。

### ③ 1申請あたりの上限額

1申請あたりの上限額は以下のとおり。（申請単位についてはP156参照）

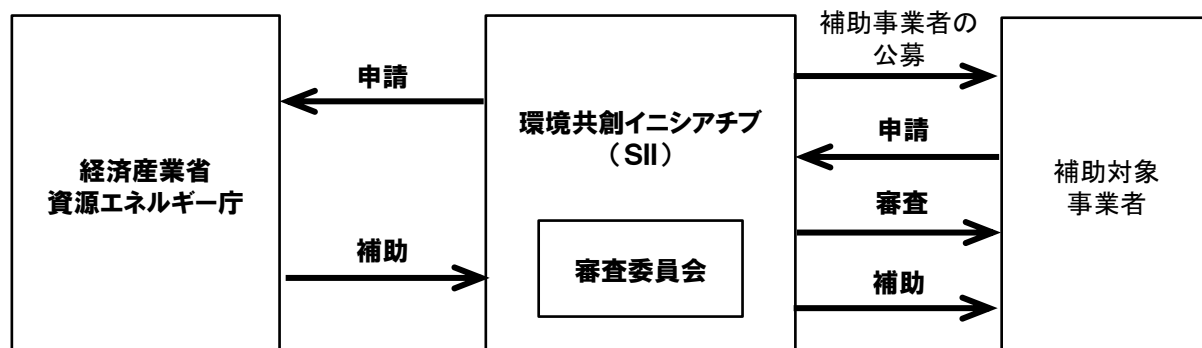
1申請あたりの上限額：0.5億円/年

※複数年度事業について事業全体の上限を1億円とする。

※上限額を超える規模の申請があり、その全てが交付要件を満たしていたとしても、交付決定額は最大で0.5億円/年となるので注意すること。

## （9）事業スキーム

本事業の運営は以下のスキームによる。



### (10) 公募期間

平成30年 6月 4日(月) ～ 平成30年 6月29日(金) 17時必着  
 ※ 締切間際の申請は配送事故等で想定した到着日より遅くなる場合もあるので、余裕を持った申請を行うこと。

### (11) 交付決定

平成30年 8月上旬  
 ※ 交付決定後に交付決定通知並びに事務取扱説明書を送付するので、必ず熟読すること。(P167参照)  
 (本事業では、事務取扱説明会は実施しないこととする)

### (12) 事業期間

原則、単年度事業とする。(下記の事業期間内に事業を完了できること)  
 交付決定通知を受領後 ～ 平成31年1月25日(金)  
 但し、補助事業の工程上、単年度では事業完了が不可能な場合に限り、複数年度事業を認める。  
 複数年度事業の事業年度は、最長2年度とする。(P163「【補足③】複数年度事業について」参照)

### (13) 補助対象事業実績報告

事業完了日(P169参照)から15日以内、且つ、以下の期日内に提出することを原則とする。  
 平成31年 2月 1日(金) 17時必着

### (14) 公募説明会

本事業の公募説明会は、「平成30年度 ZEH支援事業」の公募説明会(全国18箇所)と同日、合同で開催する。  
 詳しくはSIIホームページ([https://sii.or.jp/meti\\_zeh30/kodate\\_zeh/](https://sii.or.jp/meti_zeh30/kodate_zeh/))を確認すること。

#### ■ 本事業のスケジュール

		2018年					
		4月	5月	6月	7月	8月	9月
戸建分譲ZEH実証事業		4/11~4/24 公募説明会		6/4~6/29 公募期間	審査期間	採択審査委員会 交付決定	複数年度事業については P163(補足③)を参照
ZEHビルダー/プランナー登録	実績報告	4/5~4/27 実績報告期間	実績公表 (ZEHビルダー/プランナー評価公表) ● 5/21				
	新規登録	4/13まで 第1回	● 第1回公表 4/27	5/9まで 第2回	● 第2回公表 5/18	第3回以降 (公表スケジュールはSIIホームページをご確認ください)	
Webプログラム未評価省エネルギーシステム		4/9~5/7 公募期間	5月中旬 継続システム公表 ◎		● 5月中旬公表		
蓄電システム製品登録		○ 製品登録公募説明会 4/6	第1回1次移行公表 ◎ 4/27	第1回2次移行公表 ◎ 5/11	第2回移行公表 ◎ 6/1		
		第1回 4/19まで	● 第1回公表 5/18		5/9まで 第2回	● 第2回公表 6/1	
					第3回以降 (公表スケジュールはSIIホームページをご確認ください)		



## 1-2 重要事項

### (1) 重要事項の詳細

- ① 交付決定通知を受領し、交付決定番号を得た後に本事業に着手すること。  
 その際、着手前の住宅建設地(更地)を交付決定番号が記載された**指定のボード**と共に必ず撮影すること。  
 ※事前着手及び合成等の不正行為等が認められた場合は、交付決定の取り消しと罰則の対象となる。
  - ② 交付決定後の申請内容の変更は原則認めない。  
 (例)
    - ・プロジェクトを構成する住宅が建設される街区または建設用地の変更
    - ・プロジェクトを構成する住宅の設計変更
    - ・プロジェクトを構成する住宅における、再生可能エネルギー・システムによる創エネルギー量を除く年間の一次エネルギー消費削減率が下がる変更
  - ③ 「建築条件付き土地」等のように建物の契約が成立しているケースでは申請できないので注意すること。
  - ④ 交付申請書の提出をもって「暴力団排除に関する誓約事項」(P179参照)に同意したものとする。  
 申請者が誓約事項に違反した場合は、交付決定の取り消し等の措置をとるので留意すること。
  - ⑤ 補助対象事業実績報告書に不備・不足がある場合は、原則、書類を受理しないので注意すること。
  - ⑥ 補助対象事業実績報告書の提出期日に遅れた場合は、本事業への申請を取下げたものとみなす。
  - ⑦ 交付決定前に着工した場合は、交付決定の取り消しと処罰の対象とする。
- ※ P172「注意事項」を必ず確認すること。

※ スケジュールは変更となることがあります。必ずSIIのホームページをご確認ください。

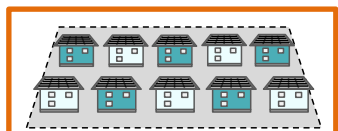
2018年			2019年		
10月	11月	12月	1月	2月	3月
事業期間 (単年度)			事業完了期限 1/25まで	実績報告書提出期限 2/1	全件補助金支払完了(予定)
				実績報告書提出期限 2/28	審査完了(予定)
事業期間 (複数年度事業の一年目)			事業完了期限 2/21まで	実績報告書提出期限 2/28	全件補助金支払完了(予定)
					審査完了(予定)

### 【補足①】プロジェクト構成の考え方

…平成30年度 ZEH支援事業の交付要件を満たす住宅 …平成30年度 ZEH+実証事業の交付要件を満たす住宅 …その他の住宅 …営業広報の範囲

#### 同一街区内でプロジェクトを構成①

補助対象住宅10戸以上で1プロジェクトを構成  
1プロジェクトに対して要件を満たす広告計画を有する事業



広告

1申請

- ・1プロジェクト単位で営業広報を行うこと。
- ・1法人で複数のプロジェクトを申請することも可能。

#### 同一街区内でプロジェクトを構成②

補助対象住宅10戸以上で1プロジェクトを構成  
同一街区内に立地する、その他の住宅を含めて要件を満たす  
広告計画を有する事業



広告

1プロジェクトを構成

1申請

- ・1プロジェクト単位で営業広報を行うこと。
- ・1法人で複数のプロジェクトを申請することも可能。
- ・営業広報は、その他の住宅がZEHであると誤認しないよう、留意すること。

#### 複数街区でプロジェクトを構成①

複数の街区に立地する補助対象住宅計10戸以上で  
1プロジェクトを構成  
1プロジェクトに対して要件を満たす広告計画を有する事業



広告

1申請

- ・1プロジェクト単位で営業広報を行うこと。
- ・1法人で複数のプロジェクトを申請することも可能。

#### 複数街区でプロジェクトを構成②

複数の街区に立地する補助対象住宅計10戸以上で  
1プロジェクトを構成し、それぞれの街区に立地する、その他の住宅  
を含めて、要件を満たす広告計画を有する事業



広告

1プロジェクトを構成

1申請

- ・1プロジェクト単位で営業広報を行うこと。
- ・1法人で複数のプロジェクトを申請することも可能。
- ・営業広報は、その他の住宅がZEHであると誤認しないよう、留意すること。

#### 複数街区でプロジェクトを構成③

補助対象住宅10戸以上で構成された複数の街区をまとめて  
1プロジェクトを構成  
1プロジェクトに対して要件を満たす広告計画を有する事業



広告

1申請

- ・1プロジェクト単位で営業広報を行うこと。
- ・1法人で複数のプロジェクトを申請することも可能。

#### 複数街区でプロジェクトを構成④

要件を満たす複数のプロジェクトごとに複数申請する事業



広告

1申請

広告

1申請

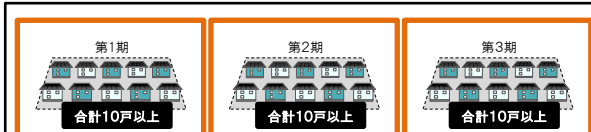
広告

1申請

- ・1プロジェクト単位で営業広報を行うこと。
- ・1法人で複数のプロジェクトを申請することも可能。

#### 要件未達となる例①

補助対象住宅10戸以上で構成された複数の街区をまとめて  
1プロジェクトを構成し、街区それぞれで広告計画を有している事業



広告

広告

広告

1プロジェクトを構成

1申請

#### 要件未達となる例②

複数の街区に立地する住宅で1プロジェクトを構成していないが、  
街区それぞれで広告計画を有している事業



広告

広告

1プロジェクトを構成

1申請

## 【補足②】営業広報における対象広告と注意事項

本事業の補助対象となる住宅におけるプロジェクト単位の営業広報は、下記の要領に従うこと。

### (1) 対象広告

原則として、本事業の補助対象住宅におけるプロジェクト単位の営業広報は、入居者募集や不動産情報媒体への掲載を行う全ての媒体において、建築物省エネ法第7条に基づく省エネ性能表示(BELS証(簡易表示版で可))を付与し、効果的な広告出稿を行うこと。

### (2) 広告媒体へのBELS簡易証使用例、掲載サイズと掲載方法詳細

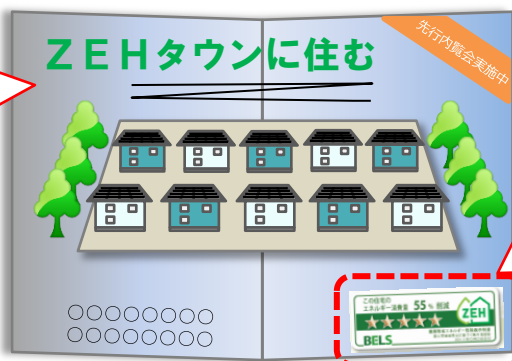
広告媒体へのマーク掲載サイズや掲載方法は以下を参照すること。

掲載媒体	BELS簡易証の掲載について	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・新聞広告</li> <li>・新聞折込広告</li> <li>・店舗掲示物やモデルルーム内の掲示</li> <li>・屋外広告の類 (工事現場や着工中の住宅ののぼり等)</li> <li>・交通広告の類 (中吊広告や駅構内の広告等)</li> <li>・住宅情報誌への掲載</li> </ul>	アナログ媒体で A4サイズ以上	以下のいずれかのBELS簡易表示マークを掲載すること ① ●幅 60mm以上(縦横比は固定)とすること ② ●幅 30mm以上(縦横比は固定)とすること
	アナログ媒体で A4サイズより小さい	掲載の省略を可能とする。
<ul style="list-style-type: none"> <li>・自社ホームページ</li> <li>・不動産情報媒体 Webサイト掲載</li> </ul>	デジタル媒体	第三者認証を受けたZEHであること、及びその省エネルギー性能、交付日が明確に分かるように明示した上で、 <u>上記のBELS簡易表示マークを掲載する</u>  例)本住戸はBELSにおけるZEHの評価、及びエネルギー消費量を●●%削減した住戸として●●年●月にその認証を取得しています

### (3) 広告媒体へのマーク使用例

- ① 「BELS簡易証」は広告等の見やすい場所に1箇所以上表示するものとし、本事業の補助対象住宅と「BELS簡易証」との対応関係が分かるよう、消費者に誤解を与えないようにすること。
- ② 視認性の高いキャッチコピーやリード文の中にZEHシリーズである旨が分かるキーワードを明示することを推奨する。
- ③ 「BELS簡易証」の使用方法については、使用規定やガイドラインに準じたものであること。

視認性の高いキャッチコピーやリード文の中でZEHシリーズである旨が分かるキーワードを明示することを推奨する。  
 但し、Nearly ZEH、ZEH Orientedを含む場合は、これらの住宅が「ネット・ゼロ・エネルギー」であると消費者に誤解を与えないよう配慮を行うこと。



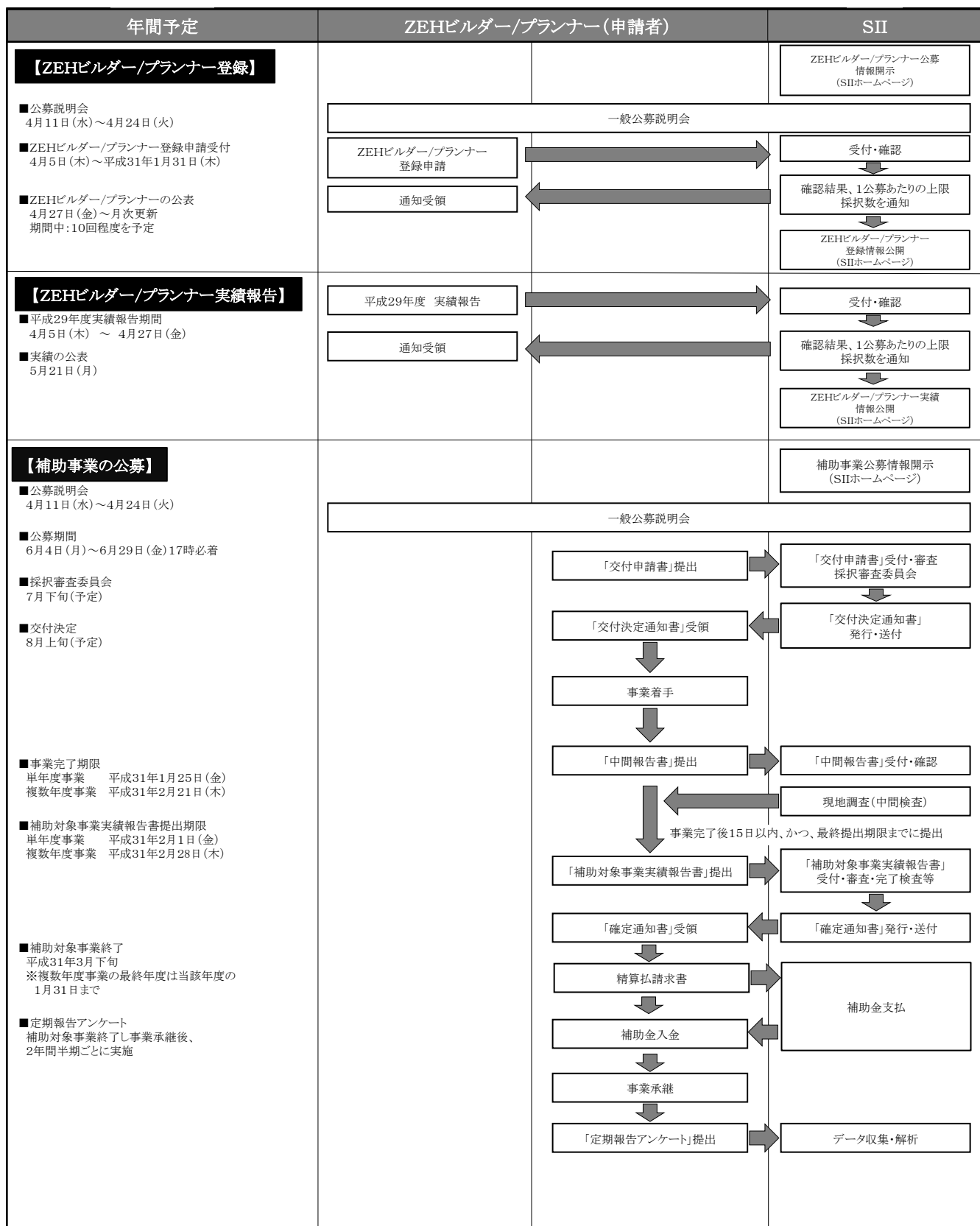
規定以上のサイズで「BELS簡易証」を明示し、補助対象住宅と「BELS簡易証」との対応関係が分かるよう、消費者に誤解を与えない表示とすること。  
 また、複数住戸を同一ページに掲載する場合には、代表する住戸の評価を表示するとともに、その他の住戸のエネルギー消費削減率の幅を記載すること。

**【補足③】複数年度事業について**

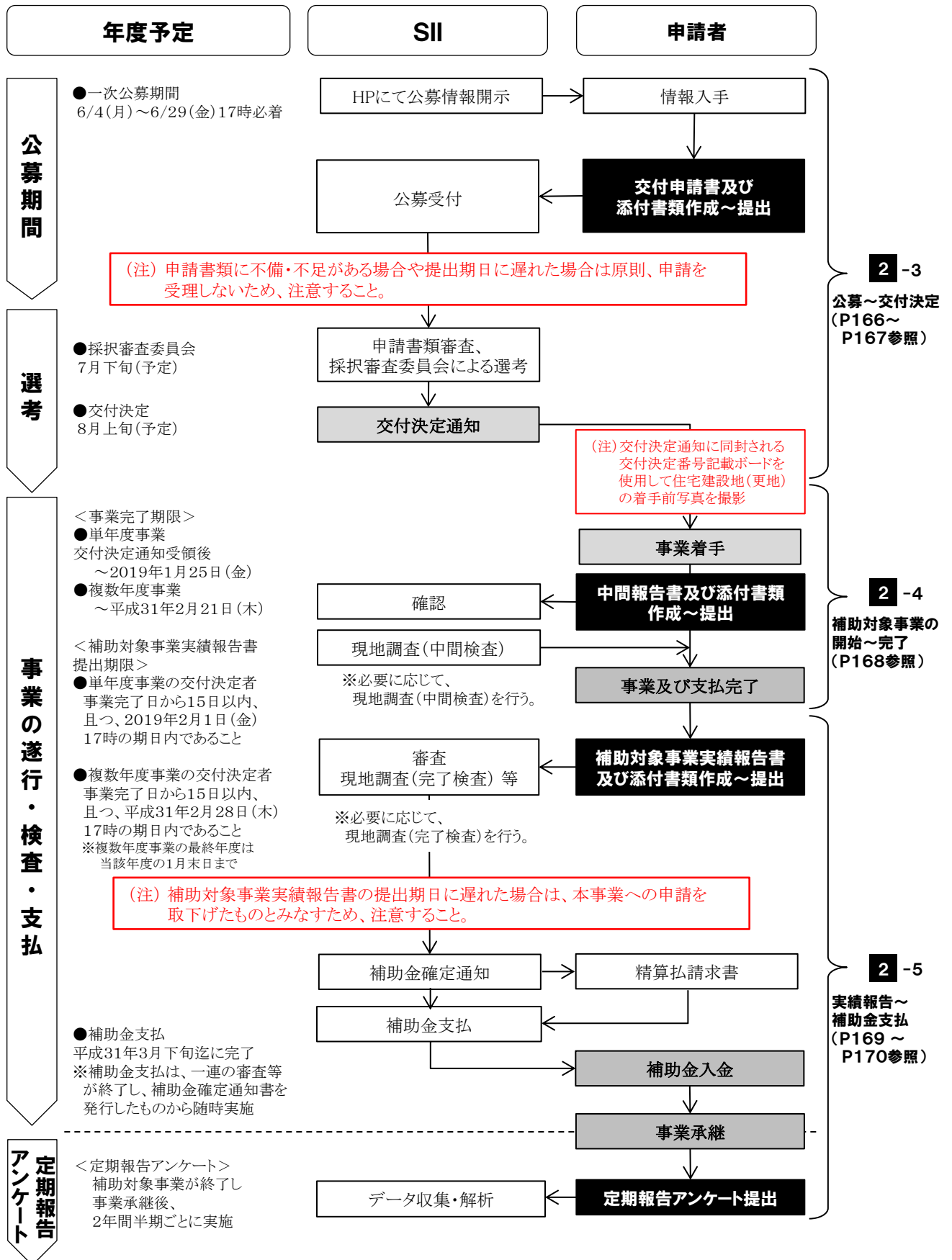
- 本年度の交付決定は、翌年度以降の交付決定を保証するものではない。各年度、補助金の交付申請を行い、交付決定を受けた後に事業を実施すること。
- 各年度において補助金額が発生すること。
- SIIは受領した実績報告書を審査し、事業完了を確認できた住宅1戸単位で補助金を交付する。
- 翌年度以降において公募予算額を超える申請があった場合等には、補助金額が減額される（状況によっては交付決定されない）ことがある。その場合でも、原則、竣工まで事業を継続すること。途中で事業を中止した場合には、原則として既に交付した補助金の返還が必要となることがあるので注意すること。
- 各年度の事業完了日から次年度の交付決定までの期間は、補助対象事業の継続、着手ができないので、留意すること。
- 複数年度事業として本事業で採択された補助対象事業の本年度の事業期間は、交付決定日～2019年2月21日（木）までとする。  
また、複数年度事業の最終年度の事業期間は当該年度の1月末日までとする。
- 交付申請時に、本年度における事業と後年度における事業それぞれの件数を、SIIが定める様式に沿って明記すること。

## 2 事業の実施

### 2-1 事業年間スケジュール



## 2-2 事業詳細スケジュール



## 2-3 公募～交付決定

### (1) 事業の公募

SIIは、補助対象事業を行おうとする者に対し公募を行い、必要に応じて説明を行う。  
SIIホームページ([https://sii.or.jp/meti\\_zeh30/kodate\\_zeh/](https://sii.or.jp/meti_zeh30/kodate_zeh/))に公募記事を掲載する。

### (2) 交付申請

申請者は、P175以降の「交付申請書及び添付書類の入力例」に従い、提出に必要な書類（P174「提出書類一覧表」）を作成し、原本を公募期間中にSII指定の提出先（P193申請書提出先及び問合せ先）に送付すること。（原本の写しは手元に必ず保管のこと）

**申請書類に不備・不足がある場合は原則、申請を受理しないため、注意すること。**

### (3) 審査

#### ① 審査方針

SIIは応募のあった申請書に対し、補助金交付要件を満たしているものについて以下の項目の評価を行う。

評価項目	内容
省エネ性能	<ul style="list-style-type: none"> <li>プロジェクトを構成する住戸毎の創エネルギーを除いた一次エネルギー削減率の平均値及び、断熱性能の平均値（8地域の事業は、夏期の冷房負荷軽減策の有無を評価）</li> </ul>
モデル性	<ul style="list-style-type: none"> <li>プロジェクトを構成する住宅の棟数規模</li> <li>ZEHとZEH+の組合せ</li> <li>地域性</li> <li>ZEH普及に向けたビジネスモデル（再エネ設備等）の有無等</li> </ul>
広報計画のZEH普及促進にかかる積極度	<ul style="list-style-type: none"> <li>ZEH広報計画（メディア掲載計画の規模と媒体）</li> <li>広告媒体上での省エネルギー性能やZEHに関する説明の有無</li> <li>ZEHシリーズであることの訴求（但し、Nearly ZEH、ZEH Orientedを含む場合は、これらの住宅が「ネット・ゼロ・エネルギー」であると消費者に誤解を与えないよう適切な配慮を行うこと）</li> <li>BELS評価、住戸の光熱費削減効果の訴求</li> <li>快適性及び健康面、ZEHビルダー/プランナー目標の明示等、ZEH普及促進にかかる言及</li> </ul>
審査委員による加点	<ul style="list-style-type: none"> <li>その他審査委員による評価</li> </ul>

#### ② 審査方法

学識経験者を含む関係分野の有識者で構成された審査委員会に諮り、審査項目に従って審査を行う。

#### ③ 補助対象事業者の選定

審査対象事業について総合点を算出し、審査委員会の審査を踏まえ評価点の高いものから順次補助対象事業者を選定する。

補助対象事業者を選定するにあたり、補助対象事業の規模を調整する場合がある。

事業規模を超える申請があった場合は、評価点の高いものから順次補助対象事業者を選定する。

#### (4) 採択

SIIは、審査の結果、交付要件を満たしていることを確認した申請について、補助対象事業を採択する。  
なお、複数年事業の後年度分事業については、予算規模に鑑みて対象事業の一部のみを採択する場合がある。

#### (5) 交付決定

SIIは、補助対象事業となった事業について交付決定を行う。  
交付決定とは、申請書を受け付けた後、その内容が適正であると認めた旨を通知するもので、補助金の交付を確定するものではない。交付決定後、申請内容どおりに事業が実施されない等、適正な事業の実施・遂行が認められない場合には交付決定の取り消しとなる可能性がある。  
交付決定については採択、不採択に関わらず申請者に審査の結果を通知する。  
「事務取扱説明書」については申請者宛に送付するので、参照のうえ関連書類を作成すること。

(注1) 審査に関する個別の問合せについては、一切、応じられないことを予め了承すること。

(注2) 国の他の補助事業等と本事業に重複して補助対象が申請されている場合は、他の事業での申請を取下げ  
ることを条件に交付決定する。



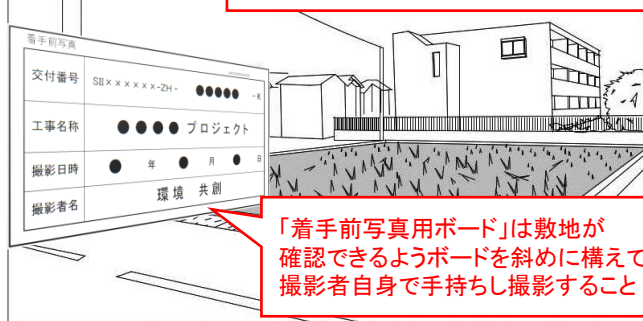
## 2-4 補助対象事業の開始～完了

### (1) 補助対象事業の開始

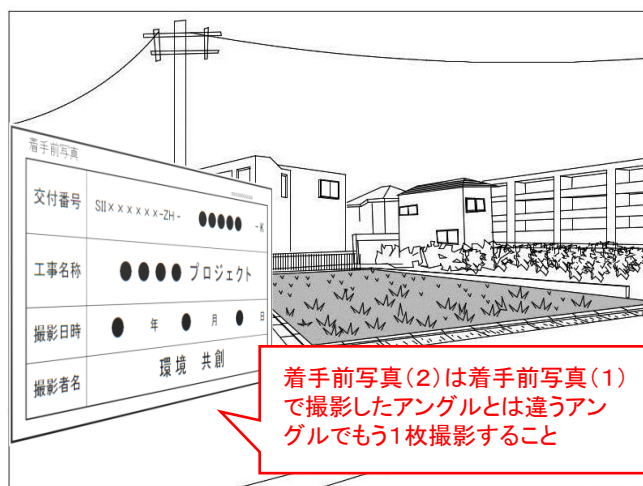
交付決定通知を受領し、交付決定番号を得た後に本事業に着手すること。

その際、各住宅の建設地(更地)にて、交付決定番号が記載された「着手前写真用ボード」に工事名称、撮影日時、撮影者名を記入し、着手前写真としてボードを写し込み、敷地を前面道路、周辺建物等を含め別アングルで2枚撮影すること。

着手前写真には事務取扱説明書送付時に同封されている「着手前写真用ボード」に工事名称、撮影日時、撮影者名を記入し、着手前写真としてボードを写し込み、敷地を前面道路、周辺建物等を含め1枚は完成後の全景写真と照合可能なアングルで撮影すること



前面道路からの着手前写真(1)



前面道路からの着手前写真(2)

※ 事前着手及び合成等の不正行為等が認められた場合は、交付決定の取り消しと処罰の対象となる。

### (2) 中間報告書の提出

補助対象事業着手後、遅滞なく中間報告書の添付書類として下記の書類をSIIの指定の提出先(P193「申請書提出先及び問合せ先」)に送付すること。

なお、中間報告書は補助対象事業の着手から1ヶ月以内の提出を旨とする。

- ① 着手前写真
 

(1) 補助対象事業の開始を参照し、撮影した着手前写真をSII指定の写真台紙に貼り付け、カラーで出力したものを提出すること。
- ② 確認済証の写し
 

確認申請不要の地域は建築工事届の写しを提出。
- ③ BELS評価書の写し
 

評価書には、『ZEH』※1※2であること及び、一次エネルギー消費削減率が記載されていること。
- ④ エネルギー計算書(BELS評価書申請時に提出したものの写し)
 

国立研究開発法人 建築研究所が公開する計算支援プログラム等を使って算出した年間の一次エネルギー消費量の計算結果表の写しを提出すること。なお、評価機関に提出したもの(評価機関の押印があるもの)に限る。
- ⑤ 外皮計算書(BELS評価書申請時に提出したものの写し)
 

交付決定を受けた住宅の「外皮平均熱貫流率」及び「冷房期の外皮平均日射熱取得率」等の根拠となる計算書。評価機関に提出したもの(評価機関の押印があるもの)に限る。
- ⑥ 平面図、立面図及び矩計図
 

建築確認申請時に提出したものの写し(審査機関の押印があるもの)に限る。

※1 寒冷地(地域区分1又は2)、低日射地域(日射区分A1又はA2)又は多雪地域(垂直積雪量100cm以上)の場合に限り、Nearly ZEHであることも可とする。

※2 北側斜線制限の対象となる用途地域(第一種及び第二種低層住居専用地域並びに第一種及び第二種中高層住居専用地域)であって、敷地面積が85㎡未満である土地に建築されるもの(平屋建ての場合を除く)に限り、ZEH Orientedであることも可とする。

### **(3)現地調査(中間検査)**

- ① 現地調査は、補助対象事業が事業の目的に適して公正に実施されているかを判断する検査である。SIIは必要に応じて現地調査(中間検査)を行うため、必ず協力すること。
- ② 現地調査で適正な事業の実施・遂行が認められない場合は、交付決定の取り消しとなる場合がある。
- ③ 不正行為等が認められた場合は、交付決定の取り消しと処罰の対象となる。

### **(4)補助対象事業の計画変更**

交付決定日以降の変更は原則として認めない。

### **(5)事業完了日**

事業完了日とは、補助金に係る工事が完了し、且つ、工事代金の支払が完了した日付を指す。但し、プロジェクトを構成する「平成30年度 ZEH+実証事業」の交付要件を全て満たす住宅のうち、選択要件「**②**高度エネルギーマネジメント」を選択した補助対象住宅については、24時間のエネルギー計測を実施し、計測データをSIIが指定する報告サイトにアップロード後、データ設定が完了した日が事業完了日となる。

## **2-5 実績報告～補助金支払**

### **(1)実績報告及び補助金の額の確定**

補助対象事業者は、事業が完了したら、補助対象事業実績報告書を指定期日までに、SIIに提出すること。SIIは、補助対象事業実績報告書の提出を受け、申請内容に係る工事等の審査を行い、内容が適正であると認めた時、補助金の交付を確定し、補助対象事業者にその旨を通知する。補助対象事業実績報告書の提出書類については、交付決定通知書と同時に配布される「事務取扱説明書」を参照の上、関連書類を作成すること。

※提出期日に遅れた場合は、本事業への申請を取下げたものとみなす。

※虚偽の報告等により不正行為等が認められた場合は、交付決定の取り消しと処罰の対象となる。

### **(2)現地調査(完了検査)**

- ① 現地調査は、補助対象事業が事業の目的に適して公正に実施されたかを判断する検査であり、補助金の交付を確定するためのものである。SIIは必要に応じて現地調査(完了検査)を行うので、必ず協力すること。
- ② 現地調査で適正な事業の実施・遂行が認められなかった場合は、交付決定の取り消しとなり、補助金の支払いができない場合がある。
- ③ 不正行為等が認められた場合は、交付決定の取り消しと処罰の対象となる。

### **(3)補助金支払**

補助対象事業者は、補助金の額の確定後、「精算払請求書」をSIIに提出し、SIIは「精算払請求書」の受領後、補助対象事業者に補助金を支払う。

### **(4)事業成果の公表**

他の事業者への普及促進を目的に、成果を公表し広く一般に紹介する。

## (5)使用状況の報告(定期報告アンケートについて)

本事業は、省エネルギー効果等の情報の取得、分析についても事業の目的としているため、補助対象事業完了の後、居住者は新築入居から2年間、半期ごとにSIIが定めるエネルギー使用状況の報告(定期報告アンケート)を行う義務がある。

なお、報告されたエネルギー使用状況は個人情報を除いて国またはSIIから公表する場合がある。

### 【補助対象事業完了後の定期報告アンケート】

新築入居から2年間、半期ごとにエネルギー使用量(電力、ガス、灯油等)及び、太陽光発電システム、家庭用コージェネレーションシステム等の発電設備の電気の発電量及び売電量等のエネルギー使用状況について、エネルギー計測装置を使用し「定期報告アンケート」の提出をもって報告する必要がある。

アンケート回答期間は以下のとおり。

#### ■事業承継日が2019年3月31日以前の場合

	定期報告アンケート提出期限	報告対象期間
第1回	2019年10月末日	2019年 4月1日～2019年9月30日
第2回	2020年 4月末日	2019年10月1日～2020年3月31日
第3回	2020年10月末日	2020年 4月1日～2020年9月30日
第4回	2021年 4月末日	2020年10月1日～2021年3月31日

#### ■事業承継日が2019年4月1日～9月30日の場合

	定期報告アンケート提出期限	報告対象期間
第1回	2020年 4月末日	2019年10月1日～2020年3月31日
第2回	2020年10月末日	2020年 4月1日～2020年9月30日
第3回	2021年 4月末日	2020年10月1日～2021年3月31日
第4回	2021年10月末日	2021年 4月1日～2021年9月30日

#### ■事業承継日が2019年10月1日～3月31日の場合

	定期報告アンケート提出期限	報告対象期間
第1回	2020年10月末日	2020年 4月1日～2020年9月30日
第2回	2021年 4月末日	2020年10月1日～2021年3月31日
第3回	2021年10月末日	2021年 4月1日～2021年9月30日
第4回	2022年 4月末日	2021年10月1日～2022年3月31日

別途、他のアンケート調査、省エネルギー効果検証のための計測、取材等の協力依頼がSIIより行われることがあるため、予め、補助対象事業の事業承継を受ける居住者へ説明のうえ了承を得ておくこと。

[注意] プロジェクトを構成する住宅のうち、ZEH+で「② 高度エネルギーマネジメント」を選択する住宅については、2年間の計測データ報告の要件があることを予め、補助対象事業の事業継承を受ける居住者へ説明の上、了承を得ておくこと。(P117参照)

## (6)取得財産の管理等

補助対象事業者より事業承継を受けた居住者は、補助を受けて取得し、又は効用の増加した財産（取得財産等）については、補助対象事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し（善管注意義務）、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。補助対象事業者より事業承継を受けた居住者は、補助対象住宅の財産取得日（引渡受領日）から6年以内に取得財産等を処分（補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう）しようとするときは、あらかじめ「財産処分申請書」をSIIに提出し、その承認を受けなければならない。万一、未承認のまま財産処分が行われた場合、SIIは交付決定を取り消し、加算金（年利10.95%）とともに補助金全額の返還を求めることがある。

SIIは補助対象事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又は収入があると認められるときは、その収入の全部又は一部をSIIに納付させることができるものとする。

### <財産処分について>

交付規程に則り、財産処分を行いSIIの承認後、返金が発生する場合は、下記の方法で返金額を計算する。

- ・処分制限財産の取得日（支払日）を起算日とする。
- ・処分制限財産に対し、売却・譲渡・交換・破棄等を行った日を処分日とする。
- ・処分制限期間は補助対象住宅の財産取得日（引渡受領日）から6年とする。
- ・計算用の決算日を3月31日とする。
- ・減価償却方法は「定率法」を採用する。
- ・上記の条件で補助対象経費の残存簿価を計算し、残存簿価の補助金相当額を返金額とする。

※その他、平成16年6月10日大臣官房会計課の「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の取扱いについて」に該当する場合（転用・譲渡・交換・貸与・担保・破棄・取り壊しの財産処分）においても同様とする。

### <本事業における重要事項>

事業主体（ZEHビルダー/プランナー）が補助金の交付を受ける本事業においては、不動産売買契約時に入居者へ、速やかに補助事業を承継する手続きをSIIに対して行うこと。

その際、事業継承者に対し、「定期報告アンケートの提出」、「取得財産の適正管理」など、補助事業者と同様の義務を負うことを確認する書類（契約書等）の提示ができること。

なお、SIIは、補助対象事業者について事業の期間中に、相続等により補助対象事業を行う者が変更される場合において、その変更により事業を継承する者が当該補助対象事業を継続して実施しようとするときは、様式第7による補助対象事業承継承認申請書を提出させることにより、その者が補助金の交付に係る変更前の補助対象事業を行う者の地位を承継する旨の承認を行うことができる。

## (7)交付決定の取り消し、補助金の返還、罰則等

万一、交付規程に違反する行為が行われていたとSIIが判断した場合、補助対象事業者に対して次の措置が講じられることに留意すること。

- ① 適正化法第17条の規定による交付決定の取り消し、第18条の規定による補助金等の返還及び第19条第1項の規定に準拠した加算金の納付。
- ② 適正化法第29条の規定による罰則及び第30条から第32条までの規定に準拠した罰則。
- ③ 一定の期間、補助金等の全部または一部の交付を行わないこと。
- ④ SIIの所管する契約について、一定期間指名等の対象外とすること。
- ⑤ 補助対象事業者等の名称及び不正の内容の公表。

※ 適正化法：補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）

### <個人情報利用目的について>

取得した個人情報については、申請に係る事務処理に利用する他、SIIが開催するセミナー、シンポジウム、本事業の効果検証のための調査・分析、SIIが作成するパンフレット・事例集、国が行うその他調査業務等に利用させていただくことがある。

その場合、国が指定する外部機関に提供を行う場合がある。

また、同一の設備等に対し、国から他の補助金を受けていないかを調査するために利用することがある。

## 2-6 注意事項

申請者及び、ZEHビルダー/プランナーは、以下の点に注意すること。

### 【交付申請時に関して】

- ① **1つのプロジェクトに対して、1件の申請のみ受け付ける。**  
同じプロジェクトに対して、複数の申請がある場合は、全ての申請を認めない。
- ② 事業承継後の居住者は、当該住宅に**常時居住**する者であること。  
(別荘、セカンドハウス等は補助対象外)
- ③ 申請後に申請者の変更は原則として認めない。また申請内容に変更の可能性が生じた場合は、**予めSIIに報告し**、SIIの指示に従うこと。なお、**再生可能エネルギー・システムによる創エネルギー量を除く年間の一次エネルギー消費削減率が下がる変更については原則認めない。**
- ④ 平日の日中(10:00～12:00、13:00～17:00)に必ず連絡が取れること。
- ⑤ 申請書類の返却はできないことを了承すること。

### 【実績報告時に関して】

太陽光発電システム及び、補助対象設備として蓄電システムを申請する場合においては、原則として電気事業者との系統連系が完了した後に実績報告を行うこと。

※地域により電気事業者との系統連系協議に長期間を要する場合がありますので、注意すること。

### 【周辺環境への配慮について】

一般家庭において、空調、給湯、発電機器などが、騒音や振動の発生源となり、生活環境に影響を及ぼす場合があります。機器を設置する際には、施工会社等とよく相談の上、周辺住居等への影響を未然に防止するよう、十分な配慮をお願いします。

なお、騒音等の防止を考慮した機器の据付け方法に関して、ガイドブックが公表されておりますので、以下のガイドブックにおいて推奨されている据付け方法をご確認の上、設置場所をご検討いただきますようお願いいたします。

- ・「騒音等防止を考えた家庭用ヒートポンプ給湯機の据付けガイドブック」(社団法人日本冷凍空調工業会 平成23年4月発行、平成24年2月改訂)

URL:[http://www.jraia.or.jp/product/heatpump/t\\_guide.html](http://www.jraia.or.jp/product/heatpump/t_guide.html)

- ・「運転音に配慮した家庭用燃料電池コージェネレーションシステムの据付けガイドブック」(燃料電池実用化推進協議会 平成28年6月発行)

URL:[http://www.fccj.jp/pdf/28\\_cog.pdf](http://www.fccj.jp/pdf/28_cog.pdf)

### 【その他】

- ① 本事業で導入した設備等については、SIIが補助事業の対象となり得るものとして指定したものであり、補助対象設備導入に係る補助対象事業者等との契約、施工、設備等の品質・性能、燃料等の調達、導入完了後の保守や保証、知的財産権等をSIIが保証するものではない。万一、上記に関する紛争が起きてもSIIは関与しない。
- ② 申請者及び共同申請者は、虚偽の内容を含む提案・申請をしないこと。  
その内容に偽りがあることが補助対象事業完了後に判明した場合、民事上及び刑事上の法的責任が生ずる可能性があることを認識し、誠実且つ的確な提案・申請をすること。  
不正をした事が明らかになった場合は補助金の支払いを行わない。また、不正な行為により補助金を受給した場合は、民事上及び刑事上の法的責任が生ずる可能性があることを十分に認識した上で、適正に手続きを行うこと。

**(注)表紙裏面“補助金を申請及び受給される皆様へ”を確認すること。**

## 2-7 よくあるご質問について

SIIホームページに「よくあるご質問」を掲載しているので、確認すること。

[https://sii.or.jp/meti\\_zeh30/kodate\\_zeh/faq.html](https://sii.or.jp/meti_zeh30/kodate_zeh/faq.html)

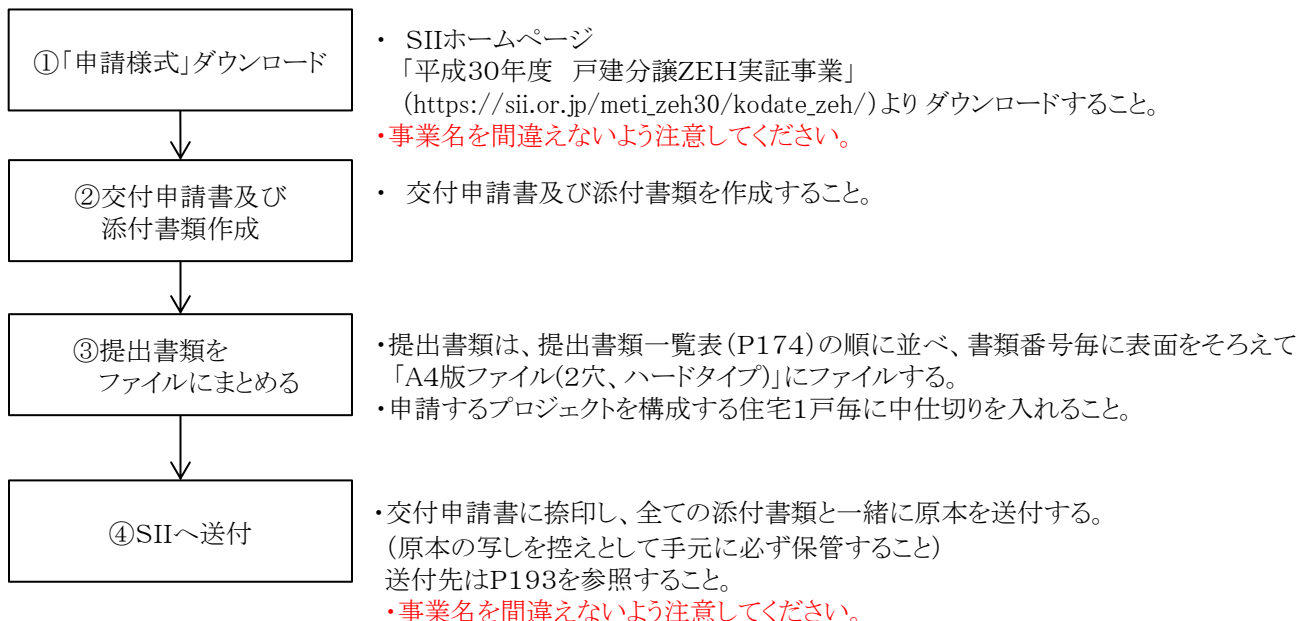
### 3 交付申請の方法

#### 3-1 申請について

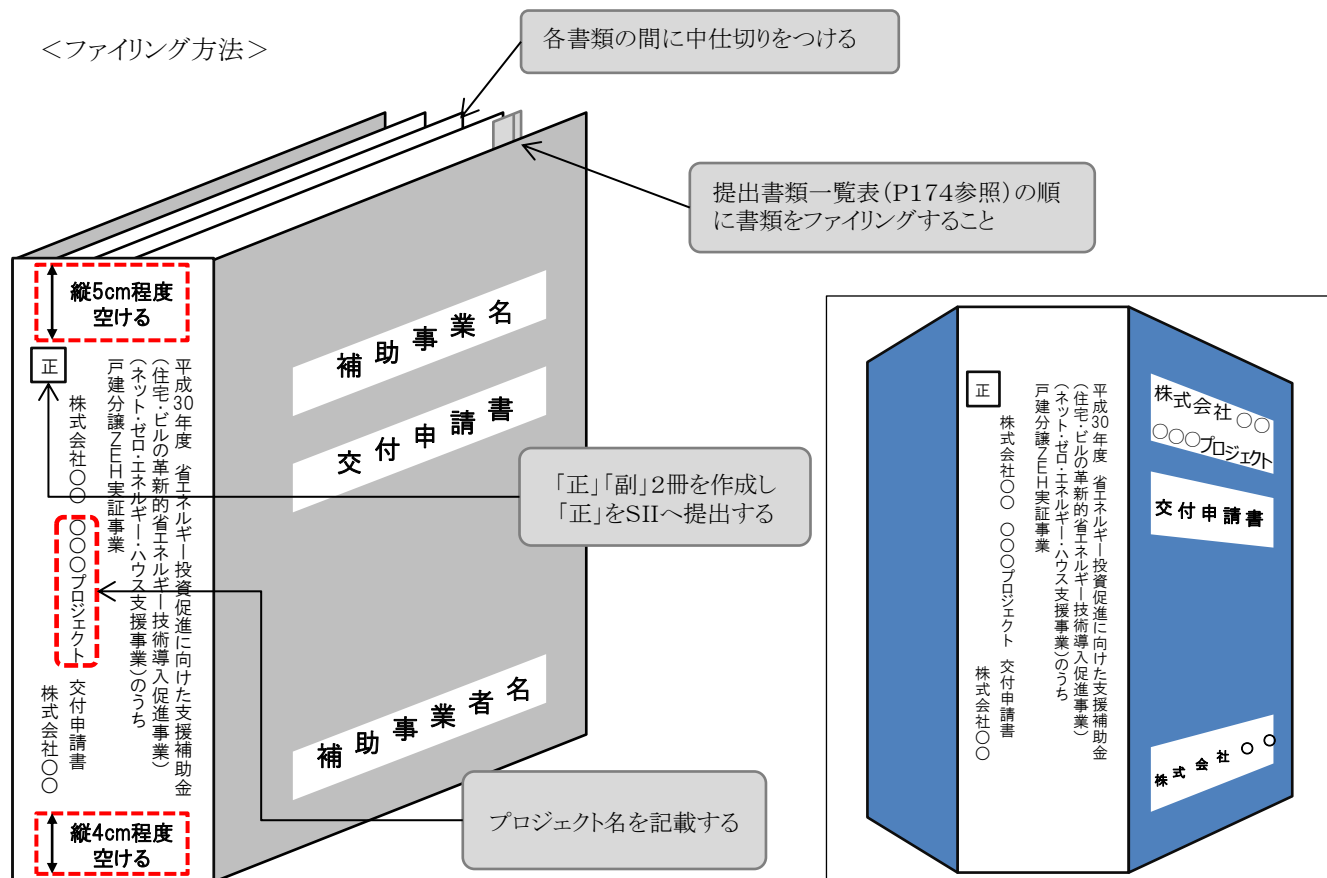
・SIIホームページから「平成30年度 戸建分譲ZEH実証事業」([https://sii.or.jp/meti\\_zeh30/kodate\\_zeh/](https://sii.or.jp/meti_zeh30/kodate_zeh/))を選択して、「公募情報」から申請様式をダウンロードして、交付申請書及び添付書類など申請に必要な書類を作成すること。

(注1) P174「交付申請 提出書類一覧表」を参照し、書類不備のないよう注意すること。

・公募期間中に交付申請書及び添付書類の原本をSIIに提出し、**原本の写しを控えとして手元に必ず保管すること。**



<ファイリング方法>



3-2 交付申請 提出書類一覧表

・提出書類は、下記の順番に、「A4版ファイル(2穴、ハードタイプ)」にて提出すること。

No.	書類名	内容	区分	様式	作成例	
①	交付申請書	・SIIが指定する交付申請書に記入すること	●	様式第1	P176～P180	
②	全体概要及び区画図	・申請するプロジェクトの概要、広報計画及び区画が記載されたものを提出すること。	●	定型様式6-2	P181～P182	
③	実施計画書	・申請する住宅の高断熱外皮及び導入する設備の仕様と補助対象費用を住宅毎に作成し提出すること	●	定型様式1-2	P183～P190	
④	交付申請額算出表	・補助対象費用を算出すること	●	定型様式2-2	P186～P191	
⑤	該 当 者 の み	蓄電システム見積書	○	定型様式3-2	P187～P192	
⑥		Webプログラム未評価 省エネルギー・システム 登録書	○	SIIから送付した書類の 写し	—	
⑦	申請する住宅ごとに作成すること	配置図 A 3で作成して提出すること	●	様式自由 (A3用紙)	—	
⑧		平面図(兼設備設置図) A 3で作成して提出すること				
⑨		立面図(四面) A 3で作成して提出すること				
⑩	該 当 の ZEH住宅のみ	登記事項 証明書	○	—	—	
⑪		狭小住宅 による申請の 場合のみ	地積 測量図	○	—	—
⑫		都市計画 図等	○	—	—	
⑬		敷地写真	○	—	—	
⑭	該 当 の ZEH+住宅のみ	分電盤回 路図	○	様式自由	—	
		【選択要件②】 高度エネル ギーマネー ジメントを選 択した場合	○	様式自由	—	
		自己確認 での対応 の場合	○	様式自由	—	
⑮	【選択要件③】 電気自動車 (プラグイン ハイブリット 車を含む)を 活用した充 電設備を選 択した場合	分電盤 回路図及 び設置図	○	様式自由	—	
⑯	印鑑登録証明書(原本)	・発行日は交付申請書(様式第1)の申請日の日付より3ヶ月以内のもの	●	—	—	
⑰	提出書類内容チェックリスト	・上記①～⑰の書類について、添付漏れや記入の不備がないかチェックすること(手続代行者のチェックでも可)	●	定型様式5-2	P175	

凡例 ●:提出必須の書類 ○:申請内容に該当する場合のみ書類を提出

## 4 交付申請書及び添付書類の入力例

### 定型様式5-2 提出書類内容チェックリスト

平成30年度 戸建分譲ZEH実証事業

定型様式 5-2

提出書類内容チェックリスト(平成30年度 戸建分譲ZEH実証事業)

(注1) 提出書類の並び順は当チェックリスト順にし、A4版ファイル(2穴、ハードタイプ)に綴じ込み、必ず背表紙を付けて(公募要領P173参照)提出すること。

(注2) 各書類の項目に応じた内容を確認し、申請する住宅に該当する項目のみ確認欄にチェックすること。

申請者(法人)名				
ZEHビルダー/プランナー番号				
No	書類名	項目	内容	確認欄
①	交付申請書 (様式第1)	交付申請書	申請する様式は平成30年度 戸建分譲ZEH実証事業のものか。	<input type="checkbox"/>
		交付申請書	申請する補助対象事業が正しく選択されているか。 また、必要事項が記入されているか。	<input type="checkbox"/>
		別紙1 役員名簿	法人・団体名等、名簿等必要事項が全て記入されているか。	<input type="checkbox"/>
		別紙3 誓約書	交付申請書に記載のものと整合性がとれているか。	<input type="checkbox"/>
②	全体概要 (区画図はA3用紙で提出すること)	全体概要全般	申請する住宅の概要等、必要事項は全て記入されているか。	<input type="checkbox"/>
		戸建分譲ZEHの普及促進に に向けた広報計画	掲載予定の媒体情報及び広報計画の記載漏れはないか。	<input type="checkbox"/>
		区画図	全体概要の区画番号と紐づいているか。	<input type="checkbox"/>
③	実施計画書	実施計画書全般	申請する住宅の断熱外皮情報(仕様及び面積等)、設備仕様、補助対象費用の算出(ZEHで申請する場合のみ)等必要事項が全て記入されているか。	<input type="checkbox"/>
④	交付申請額算出表	蓄電システム導入補助金申請額 蓄電システムを補助対象にする場合のみ	申請する蓄電システムの設備情報及び補助対象費用の算出等必要事項が全て記入されているか。	<input type="checkbox"/>
		AIF認証取得および相互接続性 (ZEH+で申請し、選択要件②の高度エネルギー マネジメントを選択した場合のみ)	要件を確認し、チェックがされているか	<input type="checkbox"/>
		補助金交付申請予定額	合計金額は正しく表示されているか	<input type="checkbox"/>
⑤	蓄電システム費用関連書類 蓄電システムを補助対象にする場合のみ	蓄電システム 見積書	発行元・宛先、見積金額が明記されているか。	<input type="checkbox"/>
⑥	Webプログラム未評価省エネルギー・システム システム登録利用書 採用する場合のみ		SIが発行したシステム登録利用書の写しであるか。	<input type="checkbox"/>
⑦	申請する住宅ごとに提出 建築図面 (A3用紙で提出すること)	配置図	真北と建物との方位角が明記されているか。 狭小住宅の場合、敷地の求積計算は記入されているか。	<input type="checkbox"/>
		平面図(兼設備設置図)	各階ごとに部屋名・寸法が明記されているか。 また補助対象となる全ての設備について設置及び設置数がかかるものであるか。	<input type="checkbox"/>
		立面図(四面)	東西南北全てあり、屋根勾配及び階高、開口部等が確認できるよう明記されているか。 太陽光パネルの枚数、容量が明記されているか。	<input type="checkbox"/>
⑧	該当のZEH住宅のみ 狭小住宅関連書類 都市部狭小地の住宅の場合	登記事項証明書	申請する住宅の敷地について取得したものであるか。	<input type="checkbox"/>
		地積測量図	申請する住宅の敷地について取得したものであるか。	<input type="checkbox"/>
		都市計画図等	建設地の用途地域、北側斜線の種別が表示されたものであるか。	<input type="checkbox"/>
		敷地写真	敷地の全景が確認できる写真であるか。	<input type="checkbox"/>
⑨	ZEH+住宅のみ	分電盤回路図	計測ポイントの要件を満たし、且つ、計測項目名の確認ができるものか	<input type="checkbox"/>
		AIF認証 関連書類	AIF認証取得意思決定文書 (AIF認証の取得が完了していない場合)  ・自己適合宣言書等 ・住宅機器メーカー等が公表するホワイトリスト (AIF認証を取得せず自己確認の場合)	責任を有する主体(機器メーカー等)の名称は記載されているか。  2点すべて揃っているか。
⑩	【選択要件③】 電気自動車を活用した 充電設備を選択した場合のみ	分電盤回路図及び設置図	分電盤に専用の分岐回路(=専用回路)を増設していることが分かるものか。 また必要事項が明記されているものか。	<input type="checkbox"/>
⑪	印鑑登録証明書(原本)	発行日	交付申請書申請日の日付より3ヶ月以内の原本であるか。	<input type="checkbox"/>
		登録者	申請する法人のものであるか。(連名で申請する場合には申請する法人分あるか)	<input type="checkbox"/>
⑫	提出書類内容チェックリスト	申請書ファイルの背表紙	申請書ファイルに背表紙を付けているか。	<input type="checkbox"/>
		チェックの確認	提出書類内容チェックリストにチェック漏れはないか。	<input type="checkbox"/>



## 様式第1(交付申請書) 1/5

様式第1 交付申請書

平成30年度 戸建分譲ZEH実証事業

平成 年 月 日  
( 1 / 5 枚 )

一般社団法人 環境共創イニシアチブ

代表理事 赤池 学 殿

申請者	郵便番号	-	
	住所		
	ふりがな		
	法人名又は氏名		実印
	支店名		
	代表者名等		登録印
	生年月日	年 月 日	
	電話番号	( ) -	
	郵便番号	-	
	住所		
	法人名又は氏名		
	支店名		
	代表者名等		登録印
	郵便番号	-	
	住所		
	法人名又は氏名		
	支店名		
	代表者名等		登録印

平成30年度 省エネルギー投資促進に向けた支援補助金  
(住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業)  
(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業)

### 交付申請書

省エネルギー投資促進に向けた支援補助金（住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業）（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業）交付規程（以下「交付規程」という。）第4条の規定に基づき、以下のとおり経済産業省からの省エネルギー投資促進に向けた支援補助金（住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業）交付要綱第3条に基づく国庫補助金に係る交付の申請をします。

なお、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び交付規程の定めるところに従うことを承知の上、申請します。

（備考）用紙は日本工業規格A4とし、縦位置とする。

## 様式第1(交付申請書) 2/5

平成30年度 戸建分譲ZEH実証事業

記

( 2 / 5 枚 )

1. 申請する補助事業 ※申請する補助事業にチェックをつけて下さい。（複数チェック不可）

<input type="checkbox"/>	平成30年度 ZEH+実証事業
<input checked="" type="checkbox"/>	平成30年度 戸建分譲ZEH実証事業
<input type="checkbox"/>	平成30年度 高層ZEH-M（ゼッチ・マンション）実証事業

2. 補助対象事業の名称

○○○○○○○ 戸建分譲ZEH実証事業

3. 補助事業の実施計画

別添による

4. 補助金交付申請予定額

平成30年度 ZEH+実証事業

補助金交付申請予定額	円
------------	---

平成30年度 戸建分譲ZEH実証事業

補助金交付申請予定額	円
------------	---

平成30年度 高層ZEH-M（ゼッチ・マンション）実証事業

補助事業に要する経費	円
補助対象経費定額	円
補助金交付申請予定額	円

5. 事業予定期間

着手予定日	平成 30 年 月 日
完了予定日	平成 30 年 月 日
最終事業完了予定日（複数年度事業）	年 月 日

6. 役員名簿（別紙1）

3/5に申請者の役員名簿を作成の上提出すること。

7. 暴力団排除に関する誓約事項（別紙2）

4/5に記載の暴力団排除に関する誓約事項について熟読し、理解の上、これに同意します。

8. 交付申請に関する誓約書（別紙3）

5/5に記載の交付申請に関する誓約事項について熟読し、理解の上、これに同意します。

（備考）用紙は日本工業規格A4とし、縦位置とする。



## 様式第1(交付申請書) 4/5

別紙2

平成30年度 戸建分譲ZEH実証事業

( 4 / 5 枚 )

## 暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

## 記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

以上

様式第1(交付申請書) 5/5

別紙 3

平成30年度 戸建分譲ZEH実証事業

平成 年 月 日

( 5 / 5 枚 )

一般社団法人 環境共創イニシアチブ

代表 理 事 赤池 学 殿

平成30年度 省エネルギー投資促進に向けた支援補助金  
 (住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業)  
 (ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業)  
 誓約書

私は、補助金の交付の申請を一般社団法人環境共創イニシアチブ（以下「SII」という。）に提出するに当たって、また、補助対象事業の実施期間内及び完了後においては、下記の事項について誓約いたします。  
 この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、一切異議は申し立てません。

1. 交付申請  
 本事業の交付規程及び公募要領の内容を全て承知の上で、申請者、手続代行者の役割及び要件等について確認し、了承している。
2. 暴力団排除  
 暴力団排除に関する誓約事項について熟識し、理解の上、これに同意している。
3. 交付決定前の事業着手の禁止  
 交付決定通知書を受領する前に本事業に着手した場合には、補助金の交付対象とならないことを了承している。
4. 重複申請の禁止  
 他の国庫補助金等を重複して受給してはならないことを理解している。
5. 申請の無効  
 申請書及び添付書類一式について責任をもち、虚偽、不正の記入が一切ないことを確認している。  
 万が一、違反する行為が発生した場合の罰則等を理解し、了承している。
6. 個人情報の利用  
 SIIが取得した個人情報等については、申請に係る事務処理に利用する他、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づいた上で、SIIが開催するセミナー、シンポジウム、本事業の効果検証のための調査・分析、SIIが作成するパンフレット・事例集、国が行うその他調査業務等に利用されることがあり、その場合、国が指定する外部機関に個人情報等が提供されることに同意している。  
 また、本情報が同一の設備等に対し、国から他の補助金を受けていないかを調査するために利用されることに同意している。
7. 申請内容の変更及び取下げ  
 申請書の提出後に申請内容に変更が発生した場合には、SIIに速やかに報告することを了承している。  
 万が一、違反する行為が発生した場合は、SIIの指示に従い申請書の取下げを行うことに同意している。
8. 現地調査等の協力  
 補助対象事業が事業の目的に適切に公正に実施されているかを判断するための現地調査等に協力することを了承している。
9. 事業の不履行等  
 申請者、手続代行者がSIIに連絡することを怠ったことにより、事業の不履行等が生じ審査が継続できないとSIIが判断した場合は、当該申請者の申請及び登録を無効とすることができることを理解し、了承している。
10. 免責  
 SIIは、ZEHビルダー/プランナー、手続代行、補助対象事業者、その他の者との間に生じるトラブルや損害について、一切の関与・責任を負わないことを理解し、了承している。
11. 事業の内容変更、終了  
 SIIは、国との協議に基づき、本事業を終了、又はその制度内容の変更を行うことができることを承知している。

上記を誓約し、申請内容に間違いがないことを確認した上で署名・捺印します。

平成 年 月 日

申請者	氏名	実印
_____ 申請者本人が署名し実印を捺印すること。(手続代行者の代筆は不可)		
	法人名	
	代表者名等	登録印
	法人名	
	代表者名等	登録印

## 定型様式6-2 全体概要 1/2

平成30年度 戸建分譲ZEH実証事業

定型様式6-2(1/2)

### H30 戸建分譲ZEH実証事業 全体概要

#### ■ビルダー(申請者)情報

会社名	
ビルダー /プランナー 登録番号	
プロジェクト名	
分譲地名	

担当者氏名	
所属部署	
電話番号	
FAX	
携帯番号	
E-mail	

#### ■補助対象住宅一覧

No.	事業 年度	地域 区分	区画番号	住宅種別	延床 面積 [㎡]	U <sub>A</sub> 値 [W/㎡K]	一次エネルギー 消費量削減率 (太陽光発電除く) [%]	一次エネルギー 消費量削減率 (太陽光発電含む) [%]	ZEH補助金 申請額 [円]	蓄電システム 補助金 申請額[円]	合計 [円]	先進的 再エネルギー 導入支援 事業の有無
1												<input type="checkbox"/>
2												<input type="checkbox"/>
3												<input type="checkbox"/>
4												<input type="checkbox"/>
5												<input type="checkbox"/>
6												<input type="checkbox"/>
7												<input type="checkbox"/>
8												<input type="checkbox"/>
9												<input type="checkbox"/>
10												<input type="checkbox"/>
11												<input type="checkbox"/>
12												<input type="checkbox"/>
13												<input type="checkbox"/>
14												<input type="checkbox"/>
15												<input type="checkbox"/>
16												<input type="checkbox"/>
17												<input type="checkbox"/>
18												<input type="checkbox"/>
19												<input type="checkbox"/>
20												<input type="checkbox"/>
21												<input type="checkbox"/>
22												<input type="checkbox"/>
23												<input type="checkbox"/>
24												<input type="checkbox"/>
25												<input type="checkbox"/>
26												<input type="checkbox"/>
27												<input type="checkbox"/>
28												<input type="checkbox"/>
29												<input type="checkbox"/>
30												<input type="checkbox"/>
31												<input type="checkbox"/>
32												<input type="checkbox"/>
33												<input type="checkbox"/>
34												<input type="checkbox"/>
35												<input type="checkbox"/>
36												<input type="checkbox"/>

## 定型様式6-2 全体概要 2/2

平成30年度 戸建分譲ZEH実証事業

定型様式6-2(2/2)

### ■補助対象事業の内訳

	ZEH+ 件数[件]	ZEH 件数[件]	蓄電 システム 件数[件]	先進的 再エネ熱等 導入支援事業 件数[件]
初年度				
後年度				
計				

平均一次エネルギー 消費量削減率 (太陽光発電除く)[%]		%
平均一次エネルギー 消費量削減率 (太陽光発電含む)[%]		%
U <sub>A</sub> 値	平均値	W/m <sup>2</sup> K
	最大値	W/m <sup>2</sup> K
	最小値	W/m <sup>2</sup> K

### ■補助対象事業の補助金申請費用

	ZEH+ 申請金額 [円]	ZEH 申請金額 [円]	蓄電システム 補助金申請額 [円]	合計 (交付申請額) [円]
初年度				
後年度				
計				

### ■戸建分譲ZEHの普及促進に向けた広報計画

#### ・戸建分譲同地全体のコンセプト

#### ・効率的な省エネ性能評価手法について

#### ・再生可能エネルギーの普及に関するビジネスモデルについて

#### ・広告媒体、掲載項目について

掲載媒体	掲載媒体名	広告掲載 回数、期間	広告掲載 時期	掲載項目の有無						
				申請住戸全体の 一次エネルギー 消費削減率	住戸ごとの 一次エネルギー 消費削減率	ZEHに 関する 説明	BELS評価 の訴求	住戸の 光熱費削減効果 の訴求	快適性・健康面 に関する言及	ZEHビルダー/ プランナー実績 ・目標の明示

定型様式1-2 戸建分譲ZEH実証事業 実施計画書 1/3（ZEH支援事業に類するもの）

平成30年度 戸建分譲ZEH実証事業

定型様式1-2(1/3)

実施計画書

1.補助対象住宅の概要

分譲地名						区画番号		
建設予定地	〒 -		都道府県	市区町村				
建築区分	地域区分		年間日射地域区分		多雪地域	<input type="checkbox"/>	ZEHの種類	
都市部狭小地	<input type="checkbox"/>	敷地面積	㎡		用途地域	北側斜線		
工法	該当工法に■をつける		<input type="checkbox"/> 木造 (軸組構法)	<input type="checkbox"/> 木造 (枠組壁工法)	<input type="checkbox"/> S造	<input type="checkbox"/> RC造	Webプログラム未評価省エネルギーシステム導入する場合は■をつける	<input type="checkbox"/> 削減率 %

2.床面積

(注)吹抜等の仮想床を含んだ面積を小数点第二位まで記入すること。三位以下四捨五入

階数	1F	2F	3F	合計(㎡)
床面積(㎡)				0.00
うち 主たる居室(㎡)				0.00

3.断熱性能

外皮平均熱貫流率(UA) (小数点第二位まで、三位以下四捨五入)	再生可能エネルギーを <b>除いた</b> 、基準一次エネルギー消費量からの一次エネルギー消費量削減率(小数点第一位まで、二位以下四捨五入)	%削減
冷房期平均日射熱取得率(η <sub>AC</sub> ) (小数点第一位まで、二位以下四捨五入)	再生可能エネルギーを <b>加えた</b> 、基準一次エネルギー消費量からの一次エネルギー消費量削減率(小数点第一位まで、二位以下四捨五入)	%削減

4.費用の判定

補助対象経費の仕様	外皮仕様事前登録番号					
断熱外皮(断熱材) (円)	断熱外皮(開口部) (円)	設備機器 (円)	合計 (円)	床面積1㎡あたりの金額 (万円/㎡)	上限金額 (万円/㎡)	判定
0	0	0	0	0.00		

5.他の補助金の申請状況

他の補助金等に申請している、または申請予定の場合はその補助金等の名称を必ず記入すること

<input type="checkbox"/> 平成30年度 先進的再エネ熱等導入支援事業	<input type="checkbox"/> 平成30年度 地域型住宅グリーン化事業に関する評価事業を実施する者に対する補助事業
<input type="checkbox"/> 平成30年度 高性能建材による住宅の断熱リフォーム支援事業	
<input type="checkbox"/> 平成30年度 次世代省エネ建材支援事業	<input type="checkbox"/> 平成30年度「燃料電池の利用拡大に向けたエネファーム等導入支援事業費補助金」
<input type="checkbox"/> サステナブル建築物等先導事業	<input type="checkbox"/> その他 ( )

6.ZEHビルダー/プランナー情報

ビルダー/プランナー登録番号	グループ番号
ビルダー/プランナー登録名称	

7.手続代行者情報

手続代行担当者は申請内容に関する問合せ等で確実に対応できる実務担当者の連絡先を記入すること。

手続代行者を介さない交付申請者は問合せ等に確実に応じることができるよう申請者本人の連絡先を必ず記入すること

手続代行業社名			支店名		
所属			担当者氏名		
住所	〒 -		都道府県	市区町村	
電話番号	( )	-	FAX番号	( )	-
携帯電話番号	( )	-			
E-MAIL	@				



定型様式1-2 戸建分譲ZEH実証事業 実施計画書 2/3（ZEH支援事業に類するもの）

平成30年度 戸建分譲ZEH実証事業

定型様式1-2(2/3)

8.住宅の高断熱外皮

外皮仕様事前登録

ビルダー/プランナー 登録番号		外皮仕様 事前登録番号	
--------------------	--	----------------	--

(1) 導入する断熱材の仕様情報及び費用を記入

複数の仕様が混在する場合は、施工面積の大きいものから順に2種類まで記入すること。  
断熱材を重ねて施工する場合は「100×3」「100+60」など構成が分かるように記入すること。

熱的境界部位		断熱材の仕様				
		断熱材の仕様(製品名)				厚さ(mm)
屋根 (一般部、バルコニー下等)						
天井						
外壁	一般部	充填断熱				
		外張断熱				
	(階間部・界壁等)					
床断熱						
基礎断熱		垂直部				
		水平部				
土間	玄関等 (土間収納等)	垂直部				
		水平部				
	浴室	垂直部				
		水平部				
外気に接する床 (オーバーハング、ピロティ等)						

(A)  
補助対象費用  
断熱材(円)

円

円/㎡

(1) 導入する開口部の仕様情報及び費用を記入(費用は玄関ドア除く)

部位	(主たる窓の)メーカー名	(主たる窓の)建具の仕様	(主たる窓の)ガラスの仕様	熱貫流率 [W/㎡K]	(B) 補助対象費用 玄関ドアを除く開口部 (円)
窓					円
	窓の箇所数				円/㎡
部位	メーカー名	建具の仕様	断熱の仕様または製品名	熱貫流率 (W/㎡K)	
玄関 ドア					

(B) 補助対象費用  
玄関ドアを除く開口部  
(円)

円

円/㎡

- ・(A)は床面積あたりの自動計算になります。
- ・(B)は床面積あたりの自動計算になります。
- ・(A)+(B)は床面積あたりの自動計算になります。

(A+B) 補助対象費用 合計[円]
円/㎡

定型様式1-2 戸建分譲ZEH実証事業 実施計画書 3/3（ZEH支援事業に類するもの）

平成30年度 戸建分譲ZEH実証事業

定型様式1-2(3/3)

9.住宅の設備仕様

① 空調設備

- I. 個別エアコン（事業完了時に住宅に設置するエネルギー消費効率の区分「い」の機器を記入すること。）  
 （補助対象費用の計上もエネルギー消費効率の区分「い」のみ）

設置場所	メーカー名	型番	エネルギー消費効率の区分	台数	(A) 補助対象費用 空調設備Ⅰ（円）

II. ヒートポンプ式セントラル空調システム

設置場所	メーカー名	型番	暖房			冷房			(B) 補助対象費用 空調設備Ⅱ（円）
			定格能力(kW)	定格消費電力(W)	COP	定格能力(kW)	定格消費電力(W)	COP	

III. 温水式暖房（床暖房、パネルラジエーター等）暖房専用熱源機か兼用熱源機かを選択すること

設置場所	放熱機の種類	熱源機の種類	専用兼用	メーカー名	型番	定格暖房能力(kW)	定格暖房消費電力(W)	暖房COP	暖房部熱効率(%)	(C) 補助対象費用 空調設備Ⅲ（円）

② 換気設備（24時間換気に使用する全ての換気設備を記入すること）

種類	メーカー名	型番	温度(顕熱)交換効率(%)	消費電力(W)	換気風量(m³/h)	比消費電力[W/(m³/h)]	台数	(D) 補助対象費用 換気設備（円）	
比消費電力合計								W/(m³/h)	

③ 給湯設備（セット型番があるものは、セット型番で記入すること）

複数設置する場合、補助対象費用へ記入する設備価格はエネルギー計算に用いた1台分を記入すること

種類	メーカー名	型番	効率					(E) 補助対象費用 給湯設備（円）
			電気		ガス	ハイブリッド		
			年間給湯(保温)効率	追焚保温(有/無)	エネルギー消費効率(%)	中間期COP	給湯部熱効率(%)	

(注) 燃料電池(エネファーム)の場合は、種類/メーカー名/型番のみを記入すること。また費用の記入は不要とする。  
 (注) ガスエンジン給湯機(エコウィル)の場合は、発電ユニットの総合効率をガスのエネルギー消費効率欄に記入すること

補助対象費用  
設備（円）  
(A)+(B)+(C)+(D)+(E)  
0  
円/㎡

④ 太陽光発電システム

メーカー名	型番	設置枚数(枚)	公称最大出力(W)	公称最大出力の合計(kW)
合計			0.000	

⑤ エネルギー計測装置(HEMS本体)（こちらに記入した情報は、実績報告書の提出時に添付する保証書の型番と一致させること。）

メーカー名	型番

(注) 計測データの収集・蓄積・出力等を管理している機器の型番を記入すること。

⑥ 蓄電システム

設置の有無該当する方に■をつける	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
------------------	---------------------------------------	----------------------------

10.Webプログラム未評価省エネルギー・システム

登録システム番号	
----------	--

定型様式2-2 戸建分譲ZEH実証事業 交付申請額算出表（ZEH支援事業に類するもの）

平成30年度 戸建分譲ZEH実証事業

定型様式2-2

交付申請額算出表

■補助対象住宅

戸建住宅の補助金算出（一戸あたりの定額 ZEH: 70万円）

戸建住宅の補助金申請額	700,000	円 ①
-------------	---------	-----

■補助対象蓄電システム

1. 設備情報

リースの利用	<input type="checkbox"/>	
メーカー名	○○○	
パッケージ型番	○○○○○○○	
初期実効容量	7.2	kWh
蓄電容量	8.0	kWh (I)
保証年数	12	年 目標価格 144,000 円 (II)
PCSのタイプ	専用	
PCSの定格出力	7.2	kW
申請可能な導入価格の上限額	1,152,000	円 (I) × (II)

2. 補助対象費用の算出(見積金額)

補助対象費用	1,000,000	円 ②
--------	-----------	-----

定型様式3-1 蓄電システム見積書の補助対象費用小計(A)を記入してください。  
※保証年数に応じて定められた目標価格以下でないと申請できません(P30参照)

補助対象費用の1/3	333,333	円 ③=②の1/3
------------	---------	-----------

3. 補助金の算出: 初期実効容量1kWhあたり3万円

初期実効容量	7.2	kWh	216,000	円 ④
--------	-----	-----	---------	-----

4. ③、④のいずれか低い金額(上限金額 ZEH: 30万円)

蓄電システム導入補助金申請額	216,000	円 ⑤=③or④のいずれか低い金額
----------------	---------	-------------------

■合計

補助金交付申請予定額 (様式第1に転記されます)	916,000	円 ⑥=①+⑤
-----------------------------	---------	---------

定型様式3-2 戸建分譲ZEH実証事業 蓄電システム 見積書（ZEH支援事業に類するもの）

平成30年度 戸建分譲ZEH実証事業

定型様式3-2

蓄電システム 見積書

工事名称 〇〇 〇〇邸新築工事

納入場所 〒〇〇〇-〇〇〇〇  
〇〇県〇〇市〇〇〇町〇〇〇-〇

〒〇〇〇-〇〇〇〇  
〇〇〇〇株式会社 印

見積金額 ¥1,404,000 (税込)

補助対象費用の算出	名称	数量	単位	単価	金額	備考
	〇〇〇	1	式	1,000,000	1,000,000	
	補助対象費用 小計 (A)(税抜)					1,000,000

補助対象外費用の算出	名称	数量	単位	単価	金額	備考
	設置工事費等	1	式	300,000	300,000	
	その他費用 小計 (B)(税抜)					300,000

中計 (A)+(B) (税抜)					1,300,000	
消費税					104,000	
合計 (税込)					1,404,000	

定型様式1-2 戸建分譲ZEH実証事業 実施計画書 1/3（ZEH+実証事業に類するもの）

平成30年度 戸建分譲ZEH実証事業

定型様式1-2(1/3)

実施計画書

1. 補助対象住宅の概要

分譲地名						区画番号				
建設予定地	〒	-	都道府県	市区町村						
建築区分		地域区分		年間日射地域区分		多雪地域	<input type="checkbox"/>	ZEHの種別		
工法 該当工法に■をつける	<input type="checkbox"/> 木造 (軸組構法)		<input type="checkbox"/> 木造 (枠組壁工法)		<input type="checkbox"/> S造	<input type="checkbox"/> RC造		Webプログラム未評価省エネルギーシステム導入の場合は■をつける	<input type="checkbox"/> 削減率	%
選択要件 導入する要件に■をつける	<input type="checkbox"/> 外皮性能の更なる強化		<input type="checkbox"/> 高度エネルギーマネジメント			<input type="checkbox"/> 電気自動車を活用した充電設備				

2. 床面積

(注)吹抜等の仮想床を含んだ面積を小数点第二位まで記入すること。三位以下四捨五入

階数	1F	2F	3F	合計(㎡)
床面積(㎡)				0.00
うち 主たる居室(㎡)				0.00

3. 断熱性能

外皮平均熱貫流率(UA) (小数点第二位まで、三位以下四捨五入)		再生可能エネルギーを除いた、基準一次エネルギー消費量からの一次エネルギー消費量削減率(小数点第一位まで、二位以下四捨五入)	%削減
冷房期平均日射熱取得率(ηAC) (小数点第一位まで、二位以下四捨五入)		再生可能エネルギーを加えた、基準一次エネルギー消費量からの一次エネルギー消費量削減率(小数点第一位まで、二位以下四捨五入)	%削減

4. 他の補助金の申請状況

他の補助金等に申請している、または申請予定の場合はその補助金等の名称を記入すること

<input type="checkbox"/> 平成30年度 先進的再エネ熱等導入支援事業	<input type="checkbox"/> 平成30年度 地域型住宅グリーン化事業に関する評価事業を実施する者に対する補助事業
<input type="checkbox"/> 平成30年度 高性能建材による住宅の断熱リフォーム支援事業	<input type="checkbox"/> 平成30年度「燃料電池の利用拡大に向けたエネファーム等導入支援事業費補助金」
<input type="checkbox"/> 平成30年度 次世代省エネ建材支援事業	<input type="checkbox"/> その他 ( )
<input type="checkbox"/> サステナブル建築物等先導事業	

5. ZEHビルダー/プランナー情報

ビルダー/プランナー登録番号		グループ番号	
ビルダー/プランナー登録名称			

6. 手続代行者情報

手続代行担当者は問合せ等で確実に対応できる実務担当者の連絡先を記入すること。

手続代行者を介さない交付申請者は問合せ等に確実に応じることができるよう申請者本人の連絡先を必ず記入すること

手続代行者会社名		支店名	
所属		担当者氏名	
住所	〒	-	都道府県 市区町村
電話番号	( )	-	FAX番号 ( ) -
携帯電話番号	( )	-	
E-MAIL	@		

定型様式1-2 戸建分譲ZEH実証事業 実施計画書 2/3（ZEH+実証事業に類するもの）

平成30年度 戸建分譲ZEH実証事業

定型様式1-2(2/3)

7.住宅の高断熱外皮

外皮仕様事前登録

ビルダー/プランナー 登録番号		外皮仕様 事前登録番号	
--------------------	--	----------------	--

(1) 導入する断熱材の仕様情報を記入

複数の仕様が混在する場合は、施工面積の大きいものから順に2種類まで記入すること。  
断熱材を重ねて施工する場合は「100×3」「100+60」など構成が分かるように記入すること。

熱的境界部位	断熱材の仕様	
	断熱材の仕様(製品名)	厚さ(mm)
屋根 (一般部、バルコニー下等)		
天井		

外壁	一般部	充填断熱		
		外張断熱		
	(階間部・界壁等)			

床断熱			
基礎断熱	垂直部		
	水平部		

土間	玄関等 (土間収納等)	垂直部		
		水平部		
	浴室	垂直部		
		水平部		

外気に接する床 (オーバーハング、ピロティ等)			
----------------------------	--	--	--

(1) 導入する開口部の仕様情報を記入

部位	(主たる窓の)メーカー名	(主たる窓の)建具の仕様	(主たる窓の)ガラスの仕様	熱貫流率 [W/m <sup>2</sup> K]
窓				
	窓の箇所数			

部位	メーカー名	建具の仕様	断熱の仕様または製品名	熱貫流率 (W/m <sup>2</sup> K)
玄関 ドア				

定型様式1-2 戸建分譲ZEH実証事業 実施計画書 3/3（ZEH+実証事業に類するもの）

平成30年度 戸建分譲ZEH実証事業  
定型様式1-2(3/3)

8.住宅の設備仕様

① 空調設備

I. 個別エアコン（事業完了時に住宅に設置するエネルギー消費効率の区分「い」の機器を記入すること。）

設置場所	メーカー名	型番	エネルギー消費効率の区分	台数

II. ヒートポンプ式セントラル空調システム

設置場所	メーカー名	型番	暖房			冷房		
			定格能力 (kW)	定格消費電力(W)	COP	定格能力 (kW)	定格消費電力(W)	COP

III. 温水式暖房(床暖房、パネルラジエーター等) 暖房専用熱源機か兼用熱源機かを選択すること

設置場所	放熱機の種類	熱源機の種類	専用兼用	メーカー名	型番	定格暖房能力(kW)	定格暖房消費電力(W)	暖房COP	暖房部熱効率(%)

② 換気設備（24時間換気を使用する全ての換気設備を記入すること）

種類	メーカー名	型番	温度(顕熱)交換効率(%)	消費電力 (W)	換気風量 (m³/h)	比消費電力 [W/(m³/h)]	台数
比消費電力合計							
							W/(m³/h)

③ 給湯設備（セット型番があるものは、セット型番で記入すること）

複数設置する場合、補助対象費用へ記入する設備価格はエネルギー計算に用いた1台分を記入すること

種類	メーカー名	型番	効率				
			電気		ガス	ハイブリッド	
			年間給湯(保温)効率	追焚保温(有/無)	エネルギー消費効率(%)	中間期COP	給湯部熱効率(%)

(注) 燃料電池(エネファーム)の場合は、種類/メーカー名/型番のみを記入すること。また費用の記入は不要とする。  
(注) ガスエンジン給湯機(エコウィル)の場合は、発電ユニットの総合効率をガスのエネルギー消費効率欄に記入すること

④ 太陽光発電システム

メーカー名	型番	設置枚数(枚)	公称最大出力(W)	公称最大出力の合計(kW)
合計				0.000

⑤ エネルギー計測装置(HEMS本体)（こちらに記入した情報は、実績報告書の提出時に添付する保証書の型番と一致させること。）

メーカー名	型番

(注) 計測データの収集・蓄積・出力等を管理している機器の型番を記入すること。

⑥ 蓄電システム

設置の有無該当する方に■をつける	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
------------------	----------------------------	----------------------------

9.Webプログラム未評価省エネルギー・システム

登録システム番号	
----------	--

定型様式2-2 戸建分譲ZEH実証事業 交付申請額算出表（ZEH+実証事業に類するもの）

平成30年度 戸建分譲ZEH実証事業

定型様式2-2

交付申請額算出表

■補助対象住宅

戸建住宅の補助金算出（一戸あたりの定額 ZEH+：115万円）

戸建住宅の補助金申請額	1,150,000	円 ①
-------------	-----------	-----

■補助対象蓄電システム

1. 設備情報

リースの利用	<input type="checkbox"/>		
メーカー名	○○○		
パッケージ型番	○○○○○○		
初期実効容量	7.2	kWh	
蓄電容量	8.0	kWh (I)	
保証年数	12	年	目標価格 144,000 円 (II)
PCSのタイプ	専用		
PCSの定格出力	7.2	kW	
申請可能な導入価格の上限額	1,152,000	円 (I) × (II)	

ZEH+実証事業の選択要件にて②高度エネルギーマネジメントを選択した場合のみ下記の条件を確認した上で□にチェックを入れること。

- ECHONET Lite AIF認証を取得している
- APPENDIX ECHONET機器オブジェクト詳細規定Release H以降に準拠している

2. 補助対象費用の算出(見積金額)

補助対象費用	1,000,000	円 ②
--------	-----------	-----

定型様式3-1 蓄電システム見積書の補助対象費用小計(A)を記入してください。  
※保証年数に応じて定められた目標価格以下でないと申請できません(P30参照)

補助対象費用の1/3	333,333	円 ③=②の1/3
------------	---------	-----------

3. 補助金の算出：初期実効容量1kWhあたり3万円

初期実効容量	7.2	kWh	216,000	円 ④
--------	-----	-----	---------	-----

4. ③、④のいずれか低い金額(上限金額 ZEH+：45万円)

蓄電システム導入補助金申請額	216,000	円 ⑤=③or④のいずれか低い金額
----------------	---------	-------------------

■合計

補助金交付申請予定額 (様式第1に転記されます)	1,366,000	円 ⑥=①+⑤
-----------------------------	-----------	---------



定型様式3-2 戸建分譲ZEH実証事業 蓄電システム 見積書（ZEH+実証事業に類するもの）

平成30年度 戸建分譲ZEH実証事業

定型様式3-2

蓄電システム 見積書

工事名称 〇〇 〇〇邸新築工事

納入場所 〒〇〇〇-〇〇〇〇  
〇〇県〇〇市〇〇〇町〇〇〇-〇

〒〇〇〇-〇〇〇〇  
〇〇〇〇株式会社 印

見積金額 ¥1,404,000 (税込)

補助対象費用の算出	名称	数量	単位	単価	金額	備考
	〇〇〇	1	式	1,000,000	1,000,000	
	補助対象費用 小計 (A)(税抜)					1,000,000

補助対象外費用の算出	名称	数量	単位	単価	金額	備考
	設置工事費等	1	式	300,000	300,000	
	その他費用 小計 (B)(税抜)					300,000

中計 (A)+(B) (税抜)					1,300,000	
消費税					104,000	
合計 (税込)					1,404,000	

## 5 申請書提出先及び問合せ先

## 申請書提出先及び問合せ先

## (1)提出先

以下の「申請書提出先シート」を切り取り、必ず枠内の会社名・担当者氏名・電話番号を明記し、内容物欄にチェックをした上で**梱包等に貼り付けて**提出してください。

複数の申請書をまとめて一口で提出する場合は、申請書数も明記してください。複数の個口に分けて提出する場合は、「申請書提出先シート」を複製して利用ください。

なお、申請書の提出先は、事業によって異なりますので、他の事業には絶対に使いまわさないでください。

申請書提出先シート

〒104-0061  
東京都中央区銀座2-16-7 恒産第3ビル9階  
一般社団法人 環境共創イニシアチブ ZEH事務局内

『平成30年度 戸建分譲ZEH実証事業』 申請係

会社名 \_\_\_\_\_  
担当者氏名 \_\_\_\_\_ 電話番号 \_\_\_\_\_

※あてはまる内容物に  
チェックをしてください

交付申請書  
 その他の書類

複数申請書を同封の場合  
申請書数  件

使用例



上記は、平成30年度 戸建分譲ZEH実証事業 の提出先を示したものです。

提出先は事業によって異なりますので、各事業の「申請書提出先及び問合せ先」ページをご確認ください。

## (2)発送の注意事項

- ① 他の事業の「申請書提出先シート」使いまわし等により、提出先に間違いがある場合は申請書を受理できないので注意してください。
- ② SIIから申請者に対して、申請書を受け取った旨の連絡はいたしません。
- ③ 必ず配送状況が確認できる手段（簡易書留等）で送付してください。
- ④ 申請者がSIIに送付する申請書は「信書」に該当するものが含まれることから、郵便物・信書便物以外の荷物扱いで発送できないので、注意してください。
- ⑤ 申請書の持ち込みは受理しないので注意してください。

## (3)問合せ先

TEL: 03-5565-4081（10時～17時 平日のみ）

※ 上記以外の電話番号にお問合せいただいても、一切お答えできませんので、必ず上記の問合せ先にご連絡ください。

各補助事業の詳細は、SIIホームページをご覧ください

環境省ZEH

[https://sii.or.jp/moe\\_zeh30/](https://sii.or.jp/moe_zeh30/)

**TEL** 03-5565-4030 【受付時間】 平日 10:00~17:00

「ZEH支援事業」・「先進的再エネ熱等導入支援事業」

経済産業省ZEH

[https://sii.or.jp/meti\\_zeh30/](https://sii.or.jp/meti_zeh30/)

**TEL** 03-5565-4081 【受付時間】 平日 10:00~17:00

「ZEH+実証事業」・「戸建分譲ZEH実証事業」  
「ZEHビルダー/プランナー登録」

